

那須烏山市地域防災計画

平成29年3月

那須烏山市防災会議

〔目 次〕

総 論

第1節	計画の目的等	1
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	2
第3節	那須烏山市の概要	12
第4節	過去の主な災害	17
第5節	地震被害想定	22
第6節	本市の災害対策の課題と目指す方向	24

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	25
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	27
第3節	防災訓練の実施	31
第4節	要配慮者対策	34
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	37
第6節	風水害に強いまちづくり	38
第7節	土砂災害・山地災害予防対策	40
第8節	水防体制の整備	44
第9節	農林水産業関係災害予防対策	47
第10節	情報通信体制の整備	48
第11節	避難体制の整備	50
第12節	火災予防	53
第13節	救急・救助体制の整備	56
第14節	医療救護体制の整備	57
第15節	緊急輸送体制の整備	59
第16節	防災拠点の整備	61
第17節	建築物災害予防対策	63
第18節	公共施設等災害予防対策	65
第19節	危険物施設等災害予防対策	68
第20節	文教対策	71
第21節	防災関係機関相互応援体制の整備	73
第22節	災害廃棄物等の処理体制の整備	75

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	76
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	87
第3節	災害拡大防止活動	95
第4節	相互応援協力・派遣要請	97
第5節	災害救助法の適用	100
第6節	避難対策	103
第7節	消火活動	112
第8節	救急・救助活動	117
第9節	医療救護活動	119
第10節	緊急輸送活動	121
第11節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	124
第12節	農林水産業関係対策	130
第13節	保健衛生活動	132
第14節	障害物等除去活動	139
第15節	廃棄物処理活動	141
第16節	文教対策	144
第17節	住宅応急対策	147
第18節	労務供給対策	149
第19節	公共施設等応急対策	151
第20節	危険物施設等応急対策	156
第21節	広報活動	163
第22節	自発的支援の受入	165

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	167
第2節	民生の安定化対策	169
第3節	公共施設等災害復旧対策	173

震災対策編

第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	180
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	184
第3節	防災訓練の実施	184
第4節	要配慮者対策	184
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	184
第6節	震災に強いまちづくり	185
第7節	地盤災害予防対策	187
第8節	農林水産業関係災害予防対策	188
第9節	情報通信体制の整備	188
第10節	避難体制の整備	189
第11節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	192
第12節	医療救護体制の整備	194
第13節	緊急輸送体制の整備	194
第14節	防災拠点の整備	194
第15節	建築物等災害予防対策	195
第16節	公共施設等災害予防対策	198
第17節	危険物施設等災害予防対策	201
第18節	文教対策	201
第19節	防災関係機関相互応援体制の整備	201
第20節	災害廃棄物等の処理体制の整備	201

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	202
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	207
第3節	相互応援協力・派遣要請	210
第4節	災害救助法の適用	210
第5節	避難対策	210
第6節	救急・救助・消火活動	211
第7節	医療救護活動	213
第8節	二次災害防止活動	214
第9節	緊急輸送活動	215
第10節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	215
第11節	農地・農林水産業用施設等対策	215
第12節	保健衛生活動	216
第13節	障害物等除去活動	216
第14節	廃棄物処理活動	216

第15節	文教対策	217
第16節	住宅応急対策	220
第17節	労務供給対策	220
第18節	公共施設等応急対策	220
第19節	危険物施設等応急対策	220
第20節	広報活動	220
第21節	自発的支援の受入	220

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	221
第2節	民生の安定化対策	223
第3節	公共施設等災害復旧対策	223

付編 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策計画

第1節	総則	224
第2節	平常時における対策	225
第3節	警戒宣言発令までの対応措置	226
第4節	警戒宣言発令時の対応措置	228

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画策定の趣旨	236
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	237
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	239
第4節	運用上の介入レベル	240
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	242
第6節	リスクコミュニケーションの充実	244

第2章 予 防

第1節	初動体制の整備	245
第2節	住民等への情報伝達体制の整備	246
第3節	避難活動体制等の整備	247
第4節	モニタリング体制の整備	249
第5節	住民等の健康対策	250
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	251
第7節	児童生徒等の安全対策	252
第8節	緊急輸送体制の整備	253
第9節	住民等に対する普及・啓発活動	254
第10節	防災訓練の実施	255

第3章 応急対策

第1節	災害対策本部等の設置	256
第2節	情報の収集・連絡活動	260
第3節	住民等への情報伝達	262
第4節	屋内退避・避難誘導等	264
第5節	医療救護活動等	266
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	267
第7節	児童生徒等の安全対策	268

第4章 復旧・復興

第1節	住民等の健康対策	269
第2節	風評被害対策	271
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	272
第4節	損害賠償	274
第5節	各種制限の解除	275
別表1		276
用語集		284

資料編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先	289
○給水装置工事事業指定者一覧	293
○下水道排水設備指定工事店一覧	296
○那須烏山市防災会議委員名簿	298

〔避難・救護〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	299
○医療機関一覧	303
○食料、生活必需品の備蓄状況	304

〔消 防〕

○危険物施設の現況	305
○危険物の大量貯蔵所等一覧	305
○水防倉庫	305
○消防組織・施設の状況	306
○重要水防箇所一覧	308
○取水堰一覧	310

〔災害危険箇所〕

○土石流危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	311
○急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	314
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	317
○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧	320
○山地災害危険地区一覧	321
○土石流危険溪流一覧	325
○地すべり危険箇所一覧	329

〔輸 送〕

○離着陸場一覧	329
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	330

〔応援協定等〕

○災害時における市町村相互応援に関する協定	331
○災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	336
○那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	339

○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	341
○災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	343
○特殊災害消防相互応援協定書（宇都宮市、足利市、栃木地区広域行政事務組合、佐野地区広域消防組合、鹿沼地区広域行政事務組合、日光地区広域消防組合、今市市、小山市、芳賀地区広域行政事務組合、大田原地区広域消防組合、塩谷広域行政組合、黒磯那須消防組合、石橋地区消防組合、藤原町、南那須地区広域行政事務）	346
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	348
○災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	350
○災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	352
○災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定（赤帽栃木県軽自動車運送協同組合）	354
○那須烏山市と烏山信用金庫の地方創生に関する包括連携協定書	356
○那須烏山市と株式会社栃木銀行の包括連携協定書	357
○那須烏山市と株式会社NEZASホールディングスとの「シティプロモーション」並びに「暮らしの安全・安心」に関わる包括連携協定書	358
○那須烏山市と那須南農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定書	359

〔条 例 等〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例	360
○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例	362
○災害救助法施行細則（別表第1、第2）	363
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	370

〔様 式 等〕

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式	373
--------------------	-----

〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧	378
○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	384
○那須烏山市水防計画	387
○避難勧告等の判断・伝達マニュアル	406
○災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）	410

総論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

那須烏山市地域防災計画（以下「計画」という。）は、那須烏山市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、県及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び那須烏山市防災会議設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第43号）第3条の規定に基づき、防災基本計画（中央防災会議）及び栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、那須烏山市防災会議が策定するものであり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

第3 計画の体系

この計画は、本市の地域における風水害等及び震災の対策を体系化したものであり、総論、風水害等対策編、震災対策編、付編、原子力災害対策編及び資料編から構成される。

第4 修正

市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第5 計画の理念

市では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、本章第6節第1「課題と目指す方向」（P24）に掲出した方向に向かい、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第2条の基本理念に沿う形で、基本法第13条の規定に基づき定められた栃木県国土強靱化地域計画も大いに参考にしながら、総合的かつ計画的に推進する。

第6 計画の見直しの視点

平成27年9月関東・東北豪雨では、栃木県初の大雨特別警報が発表され、県内において土砂崩れや床上・床下浸水が発生するなど甚大な被害が発生したところである。

さらに、平成28年熊本地震では、2度の大規模地震発生に伴い、避難生活が長期化するなど、他県の事例とはいえ、本市においても大変教訓とすべき災害が発生したところである。

本市では、過去の災害から得られた教訓等を踏まえるとともに、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目について改定を行うものとする。

- (1) 災害対策基本法等の改正を踏まえた対策
- (2) 平成27年9月関東・東北豪雨の課題を踏まえた対策
- (3) 平成28年4月熊本地震の課題を踏まえた対策

資料編	◆ 那須烏山市防災会議委員名簿	P 298
	◆ 那須烏山市防災会議設置及び運営条例	P 360

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 市

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関は、市の責務が十分に果たされるよう、協力を行う。

2 県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及び住民

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
那 須 烏 山 市	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水、砂防、治山等国、県と連携をとりながら災害に強い地域づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 防災行政無線の整備、運用、点検</p> <p>(8) 県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(9) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(10) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(12) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立</p> <p>(3) 災害救助法の適用要請</p> <p>(4) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(7) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(8) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(9) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(10) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(11) 防犯、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>(12) 住民への広報活動</p> <p>(13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(14) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

2 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検</p> <p>(8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検</p> <p>(9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(10) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(11) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</p> <p>(13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立</p> <p>(3) 専門家等の派遣要請</p> <p>(4) 災害救助法の運用</p> <p>(5) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(8) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(9) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(11) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持</p> <p>(13) 県民への広報活動</p> <p>(14) ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(15) 県外避難者の受入れに対する総合調整</p> <p>(16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限</p> <p>(17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示</p> <p>(18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>(5) 損害賠償の請求等に係る支援</p>

	(6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	--

3 警察

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
那 須 烏 山 警 察 署	1 災害情報に関する事。 2 被災者の救出救護に関する事。 3 行方不明者の調査に関する事。 4 遺体の検視に関する事。 5 交通規制に関する事。 6 交通信号施設等の保全に関する事。 7 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 8 火薬類、銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関する事。

4 消防

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
南那須地区広域行政事務組合 消防本部那須烏山消防署	1 災害予防対策 (1) 消防力の維持・向上に関する事。 (2) 市と共同での地域防災力の向上に関する事。 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (2) 救助救出活動及び消火活動に関する事。 (3) 浸水被害の拡大防止に関する事。 (4) 避難誘導活動に関する事。 (5) 行方不明者等の捜査に関する事。 (6) 危険物施設等の被害拡大防止活動に関する事。 (7) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関する事。
那 須 烏 山 市 消 防 団	1 災害予防対策 (1) 団員の能力の維持・向上に関する事。 (2) 市及び消防本部等が行う防災対策への協力に関する事。 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 (2) 消火活動及び水防活動に関する事。 (3) 避難誘導活動に関する事。 (4) 行方不明者等の捜査に関する事。 (5) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関する事。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 4 警察通信の確保及び統制に関する事。

<p>関東財務局 (宇都宮財務事務所)</p>	<p>1 災害における金融上の措置に関すること。 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。</p> <p>2 地方公共団体に対する融資に関すること。 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。</p> <p>3 国有財産の管理、処分に関すること。 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。</p>
<p>関東信越厚生局</p>	<p>健康福祉に係る事務について、県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。</p>
<p>関東農政局</p>	<p>1 災害予防</p> <p>(1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。</p> <p>(2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。</p> <p>(2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</p> <p>(3) 主要食糧の需給調整に関すること。</p> <p>(4) 生鮮食料品等の供給に関すること。</p> <p>(5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること。</p> <p>(6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。</p> <p>(7) 農産物等の安全性の確認に関すること。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</p> <p>(3) 風評被害対策に関すること。</p>
<p>関東森林管理局</p>	<p>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。</p> <p>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。</p> <p>3 国有林林産物等の安全性の確認に関すること。</p>
<p>関東経済産業局</p>	<p>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること。</p> <p>3 被災中小企業の振興に関すること。</p>
<p>関東東北産業保安監督部</p>	<p>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること。</p> <p>2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。</p>
<p>関東運輸局 (栃木運輸支局)</p>	<p>1 運輸事業の災害予防に関すること。</p> <p>2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む。）等に関する指導、調整に関すること。</p> <p>3 運輸事業の復旧、復興に関すること。</p>

<p>東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること。 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるように努めること。 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと。 5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること。 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
<p>関東総合通信局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること。 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関すること。
<p>栃木労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業安全(鉱山関係を除く。)に関すること。 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
<p>関東地方整備局</p>	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、監理を行うほか次の事項に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。

	<p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
国土交通省 常陸河川国道事務所	<p>1 那珂川の整備に関する事。</p> <p>2 那珂川の維持管理に関する事。</p> <p>3 水防訓練に関する事。</p> <p>4 那珂川の水防活動に関する事。</p> <p>5 那珂川の水位情報及び水防警報に関する事。</p> <p>6 那珂川の浸水危険区域の周知に関する事。</p> <p>7 那珂川の災害時における復旧資材に関する事。</p> <p>8 那珂川の災害時における応急工事等に関する事。</p> <p>9 那珂川の災害復旧工事に関する事。</p> <p>10 河川の水質事故に関する事。</p> <p>11 那珂川の河川管理施設の点検に関する事。</p>
東京航空局 (東京空港事務所)	<p>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。</p> <p>2 遭難航空機の捜索、救助に関する事。</p> <p>3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援</p>

6 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日本郵便株式会社関東支社 (鳥山郵便局) (鳥山仲町郵便局) (小木須郵便局) (七合郵便局) (向田郵便局) (南那須郵便局) (下江川郵便局)	<p>1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全に関する事。</p> <p>2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。</p> <p>3 災害特別事務取扱いに関する事。</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除</p>
日本赤十字社栃木県支部	<p>1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関する事。</p> <p>2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事。</p> <p>3 義援金品の募集、配分に関する事。</p> <p>4 日赤医療施設の保全に関する事。</p> <p>5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。</p>

日本放送協会宇都宮放送局	<p>1 情報の収集 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知</p> <p>2 報道 災害、気象の予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知</p> <p>3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供</p> <p>4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守</p>
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社	<p>1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関する事。</p> <p>2 災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回に関する事。 (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配を行う事。</p> <p>3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する事。</p> <p>4 死傷者の救護及び処理に関する事。</p> <p>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡に関する事。</p> <p>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理に関する事。</p>
東日本電信電話(株) 栃木支店	<p>1 平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事。</p> <p>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事。</p> <p>3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事。</p> <p>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事。</p> <p>5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事。</p>
東京ガス(株)宇都宮支社	<p>1 ガス施設の安全、保全に関する事。</p> <p>2 災害時におけるガスの供給に関する事。</p>
日本通運(株)宇都宮支店	<p>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関する事。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社	<p>電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 栃木総支社 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	<p>1 原子力施設の防災管理に関する事。</p> <p>2 従業員等に対する教育、訓練に関する事。</p> <p>3 関係機関に対する情報の提供に関する事。</p> <p>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。</p> <p>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。</p> <p>7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。</p> <p>8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する事。</p>

KDDI(株)小山テクニカルセンター ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること。
(株)NTTドコモ 栃木支店	1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
一般社団法人栃木県エルピーガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
株式会社栃木放送 株式会社とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関すること。 2 情報の収集に関すること。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること。 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
株式会社エフエム栃木	上記1～6の項目の他、緊急告知ラジオ業務委託に関すること。
一般社団法人栃木県医師会 公益社団法人栃木県看護協会	災害時における救急医療活動に関すること。
栃木県土地改良事業団体連合会 〔烏山土地改良区協議会 南那須土地改良団体協議会〕	水門、水路の操作に関すること。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
JANAす南、那須南森林組合等農林業関係団体	1 市が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること。 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関すること。
那須烏山商工会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること。 2 災害時における入院患者等の安全確保に関すること。 3 災害時における負傷者等の医療と助産救助に関すること。 4 被ばく医療への協力に関すること。 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること。

那須烏山市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関する事。 2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関する事。 3 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関する事。 4 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関する事。
自治会等	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関する事。 2 市が行う災害応急対策についての協力に関する事。
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事。
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関する事。
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事。
(一社)栃木県バス協会	災害時における車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。

第3節 那須烏山市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

那須烏山市は、平成17（2005）年10月1日に那須郡南那須町と同郡烏山町が合併し、誕生した。

本市は、栃木県の東部に位置し、西は高根沢町、北はさくら市、那珂川町、南は市貝町、茂木町、東は茨城県常陸大宮市と接する県境にあり、総面積は174.35km²で県全体の2.72%を有している。

首都東京から約110km、県都宇都宮から約29km離れ、東北、常磐両自動車道とも、それぞれ約50kmの距離にある。道路は、国道2本と主要地方道7本があり、国道293号は市の北部を東西に、国道294号は市の中心部を南北に走っている。特に、国道294号と県道宇都宮那須烏山線が交差する市内の中心部は、栃木県東部の交通の要所となっている。

鉄道は、JR烏山線が市内を東西に走り、市内に5つの駅があり、烏山駅から宇都宮へ約50分で結ばれている。

2 自然・気候

地勢は、八溝山系に属し、那珂川が平野部を貫流している。那珂川右岸には丘陵地帯が形成され、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流している。

気候は、典型的な内陸型気候で、年間平均気温は13度前後、年間降水量は約1,300mmで寒暖の差は大きいものの、台風や洪水、地震等の自然災害は少なく、全体的には温暖で生活しやすい地域といえる。

3 地質の概要

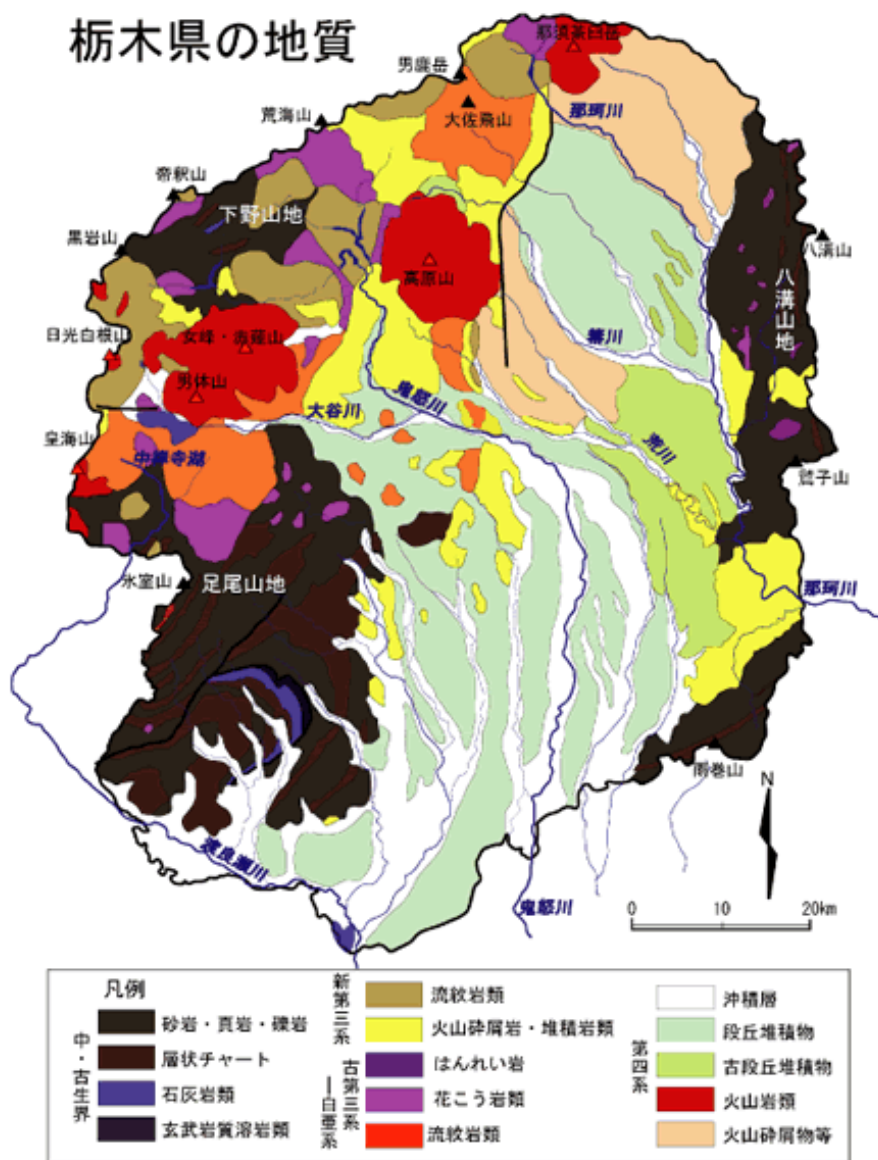
本市の地質は、上記の2の自然・気候にも述べたとおり、那珂川をはさみ、東側は八溝山系、北西側には、喜連川丘陵地帯がある。

八溝山系は、福島県・茨城県境に位置し、標高1,022mの八溝山を主峰とし、南方に行くに従い順次低くなっていく。これらの山地は、主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地価には花崗岩類が広く伏在しており、また、新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。

喜連川丘陵は高原火山南東斜面にはじまり、矢板、喜連川を経て益子付近まで達している。主に礫層や火砕流堆積物よりなる。

一般に新しい時代の堆積層は未固結で軟弱であるため、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。

栃木県の地質



参考文献 阿久津純(2002)：栃木県自然環境基礎調査－栃木県の概要，栃木県の地形地質－，1-11
 奥野充ほか(1997)：北関東，高原火山の約6500cal yr BPの噴火，火山，42巻，6号，393-402

4 活断層

(1) 活断層の概要

日本列島の地下では、一般に東西方向、又は北西－南東方向の強い圧縮の力がかかっており、そのため陸域において、大きな地震が発生することがある。国の調査研究によると、陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤は、地下15～20km程度であり、それより深いところでは、温度が高いため、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こらず流動的に変形してしまうと考えられている。したがって、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が浅いため、マグニチュード7.0程度以上の地震が発生した場合、断層運動が地表面まで達して、地表にずれを生じることが多い。地形や地質の調査から地表をずらした断層では、少なくとも過去数10万年にわたって、そのようなずれが累積してきたことが分ってきている。これは、そこで何度も大地震が発生してきたことを意味しており、今後も大地震が繰り返し発生すると考えられる。このように、過去の活動を繰り返し、今後もその可能性がある断層を活断層という。

(2) 本市を取り巻く活断層の状況

① 活断層の可能性のある箇所

日本における活断層の可能性のある箇所は、「[新編]日本の活断層」(活断層研究会編)にまとめられており、これによると栃木県の状況は以下の表のとおりである。

なお、日本の陸域及び沿岸域には約2,000の活断層が分布していると言われており、国はこれらの中で大地震を引き起こした場合に社会的、経済的に与える影響が大きい断層又は断層帯を主要97断層帯として選定しているが、栃木県においては関谷断層のみが主要97断層帯の一つとして位置づけられており、本市内にある「烏山町東方断層」は確実度Ⅲであり、また、隣接する茨城県には、本市に影響ある活断層は見つかっていない。

断層名	確実度	活動度	長さ(km)
那須湯本北	Ⅱ		10
関谷断層	Ⅰ	A	40
湯本塩原断層群	Ⅰ	B	5
五十里湖南	Ⅲ		4
土呂部川下流	Ⅲ		3
帝釈山南	Ⅲ		7
中禅寺湖北西	Ⅱ	C	8
古峯原西方	Ⅲ	B～C	3
内ノ籠断層	Ⅱ	B～C	5
烏山町東方	Ⅲ		5

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実なもの 活動度 A：均変位速度 1 ～10 m/1000年

Ⅱ：活断層であることが推定されるもの B：平均変位速度0.1 ～ 1 m/1000年

Ⅲ：活断層の可能性のあるもの C：平均変位速度0.01～ 0.1m/1000年

② 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要97活断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から平成14年度にかけて(独)産業技術総合研究所により現地調査が行われてきた。その調査結果を元に、文部科学省にある地震調査研究推進本部が分析を行ってきたが、平成16年5月に関谷断層の評価が国の正式見解として公表された。同評価の最新の評価は次のとおりである。

ア 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2600～4100年と推定される。

なお、1683年に発生した日光地震に、この断層の関連が指摘されている。

イ 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が一つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3～4m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

項 目	将来の地震発生確率
今後 30年以内の地震発生確率	ほぼ 0 %
今後 50年以内の地震発生確率	ほぼ 0 %
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ 0 %
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ 0 % ~ 0.004%

※ 今後30年間の地震発生確率が0.1%以上の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典 地震調査研究推進本部：主要活断層帯の長期評価による地震発生確率値(2015年1月1日時点)

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成27年10月1日現在（国勢調査：確定値）27,047人である。人口の減少が著しく、0～14歳人口は全体の10.6%、65歳以上人口は全体の33.1%、1世帯あたり人員の低下、こういった少子化、高齢化、核家族化の傾向が顕著である。特に、高齢者人口比率の急激な伸びは、「3人に1人は高齢者」となっています。したがって、本計画策定にあたっての災害時における要配慮者対策は、重要な課題と位置付けられる。

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	平成22年	平成27年
	烏山町	南那須町	烏山町	南那須町	烏山町	南那須町	那須烏山市	那須烏山市	那須烏山市
総人口 (人)	21,058	12,641	20,288	13,247	19,408	13,382	31,152	29,206	27,047
男(人)	10,243	6,202	9,931	6,516	9,510	6,571	15,265	14,335	13,340
女(人)	10,815	6,439	10,357	6,731	9,898	6,811	15,887	14,871	13,707
0～14歳 (人)	3,954		3,297		2,732		3,855	3,339	2,856
15～64歳 (人)	13,447		12,651		11,840		19,182	17,594	15,241
65歳以上 (人)	3,657	2,100	4,340	2,580	4,836	2,912	8,113	8,248	8,950
高齢者 人口比率 (%)	17.4	16.6	21.4	19.5	24.9	21.8	26.0	28.3	33.1
世帯数 (世帯)	5,811	3,130	5,891	3,472	5,888	3,746	9,669	9,586	9,407
1世帯あ たり人員 (人)	3.62	4.0	3.44	3.8	3.29	3.6	3.22	3.05	2.88

2 産業

(1) 就業人口

就業者数は、14,481人〔15,927人〕（平成22年国勢調査）で県内就業者の1.48%〔1.6%〕を占めている。

産業別就業者の比率は、第1次が11.0%〔12.9%〕、第2次が32.7%〔35.8%〕、第3次が52.1%〔51.3%〕、分類不能産業が4.2%となっており、県全体（平均）と比べ第1次の比率が高いという特徴があるが、年々第3次の比率の高まりがうかがえる。 ※〔〕内の数値等は、平成17年国勢調査の数値

また、合併当時の産業別総生産額の比率は、第1次が6.9%、第2次が35.6%、第3次が57.5%となっており、県全体と比較し、第1次及び第2次産業の比率が高い状況となっている。

第1次産業就業比率は、全国及び県平均に比べるとまだ高い状況にあるものの、減少傾向が著しく、国土保全と食料供給を考えると、その確保は今後の課題といえる。

(2) 農林業

農業は、稲作と養豚、乳用牛、肉用牛などの畜産が主となっているが、全体の産出額は減少傾向にある。近年は、首都圏農業が推進され、トマト、いちご、なし等の園芸、観光農園や直売所等が盛んになっている。一方では、担い手の減少、従事者の高齢化等、農業生産を取り巻く環境は厳しさを増している。

林業は、烏山地区を中心としてスギやヒノキの植林地が多く、八溝材生産の拠点であるとともに、シイタケやワサビなどの特産林産物の生産も盛んな地域となっているが、近年、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化など、林業を取り巻く環境は一層厳しさを増しているといえる。

(3) 工業

元来、烏山和紙など伝統的工業が存し、高度経済成長や工業化の進展に併せて、昭和50年以降、富士見台工業団地や烏山東工業団地が開発・分譲され、県内外からの企業誘致に成功し、地域産業に占める機械や電気工業等の割合が高まった。

しかし、最近では、経済状況による産業の空洞化等により、事業所数や製造品出荷額の減少、企業立地の低迷など工業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれている。

なお、近年は、近接する宇都宮テクノポリスセンター地区に「とちぎ産業創造プラザ」が整備され産学官連携による新事業創出に向けた動きが芽生えるなど、新しい動きも活発化している。

(4) 商業・サービス業

個人消費の低迷に加え、周辺都市に大型商業施設の立地・モータリゼーションの進展による生活圏の広域化などにより、宇都宮市やさくら市・高根沢町（塩谷地区）へ購買が流出しているため、小売店舗数や商品販売額は近年減少傾向にある。

この結果、中心市街地の集客力は衰退し、空き店舗が目立つなど、かつての「まち」の賑わいは減少しており、商店街の活性化が大きな課題となっている。

(5) 観光関連

那珂川県立自然公園をはじめ、日本の原風景といえる豊かな自然景観や那珂川、荒川、温泉、歴史伝承施設、都市農村交流施設（農業体験施設、農産物直売所等）及び国指定の重要無形民俗文化財である「烏山の山あげ行事」など豊富な観光資源を有しており、これらの活用によって今後はさらなる発展の可能性を有している。

特に「烏山の山あげ行事」は、平成28年11月30日（日本時間12月1日未明）、エチオピアのアドイスアベバで開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の政府間委員会において、本行事を含む全国33の祭礼行事、「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

本市における観光客入込数は、平成22年では約64万人余でしたが、平成27年においては約47万人となり、減少傾向となっている。

第4節 過去の主な災害

第1 本市及び本市周辺における過去の主な災害

年 月 日	原 因 (地 域)	概	要
昭和41. 9. 25 (1966年)	台 風 2 6 号	南那須町 総合運動場流失	
昭和46. 3. 17 (1971年)	火 災	烏山町宮原 全焼44、部分焼2、負傷5、損害額31,525千円	
昭和56年7月 (1981年)	豪 雨 (県 央、 県 東 部)	住家全壊1、半壊1、床上浸水174、床下浸水511、被災者165世帯504人 農林水産業施設217、公共土木施設173、その他の公共施設5、その他54 被害総額1,118,104千円 (県全体の被害)	降水量(14日) 烏 山 51mm
昭和57. 9. 12 ～9. 13 (1982年)	台 風 1 8 号 (全 域)	重傷1、軽傷4、全壊1、半壊2、一部破損13、床上浸水187、床下浸水1,841、被災者209世帯685人 農林水産業施設 1,924,095千円 公共土木施設1,264箇所 6,990,216千円 農産被害 3,929,110千円 林産被害 3,012千円 その他の被害 3,515,946千円 被害総額 16,362,379千円 (県全体の被害)	降水量(12日) 100mm以上 最大風速(12日) 烏 山 E 13m/sec
昭和61. 8. 4 ～8. 5 (1986年)	台風10号及びその後の低気圧による大雨 (県下全域)	死者6、重軽傷者66、全壊家屋37、半壊家屋100、床上浸水1,849、床下浸水4,965、県災害対策本部8月5日10時10分設置、災害対策本部設置市町村数17、災害救助法適用市町村数3 (県全体の被害)	台風がもたらした高温多湿な気流によって低気圧に伴う前線が活発化したことと、低気圧の移動速度が遅くなったことが相まって、総雨量が300～400mmという多量の雨が広い地域で降った。 降水量 烏山 (4日) 157mm (5日) 146mm (合計) 303mm
昭和62. 4. 1 ～4. 16 (1987年)	凍 霜 害 (足利市、佐野市、鹿)	農産被害 (なし、麦類等) 3,628,800千円 (県全体の被害)	高気圧におおわれ、上空には強い寒気も入り放射冷却が

	沼市、今市市、大田原市、西方村、栗野町、南那須町、烏山町、小川町、湯津上村、黒羽町、田沼町、葛生町)	葛	加わって各地で最低気温が氷点下まで下がった。
平成元. 8. 6 ～8. 7 (1989年)	台風13号 (県央、県北、県東部)	床下浸水3、道路41、河川65、電話555回線 農林水産業施設 13,000千円 公共土木施設 897,783千円 その他の公共施設 220千円 農産被害 168,370千円 その他 35,100千円 被害総額 1,114,473千円 (県全体の被害)	降水量(6日) 烏山 63mm
平成2年 3月下旬 ～4月上旬 (1990年)	低温 (県全域)	3月下旬から4月上旬にかけて、最低気温が氷点下となる日が数日あり各地で降霜があった。このため、暖冬で平年に比べやや生育の進んでいた麦類に幼穂凍死等の被害が発生した。 総被害面積 2,312ha 総被害金額(農産被害) 1,354,399千円 (県全体の被害)	最低気温 烏山 3/22 -2.6 3/26 1.2 3/27 -2.7 4/5 -0.8 4/6 -1.4 4/7 -1.4
平成3. 9. 18 ～9. 19 (1991年)	台風18号 (県全域)	軽傷1、全壊1、床上浸水2、床下浸水168、非住家27、被災者3世帯11人、文教施設1、道路118、橋梁3、河川151、砂防1、崖崩れ51、電話412回線 公共文教施設 5,553千円 農林水産業施設 945,000千円 公共土木施設 2,154,554千円 その他の公共施設 22,418千円 その他 576,300千円 被害総額 3,703,825千円 (県全体の被害)	降水量(19日) 烏山 151mm
平成5. 8. 26 ～8. 28 (1993年)	台風11号 (県全域)	床下浸水29、非住家1、道路141、橋梁3、河川541、砂防32、崖崩れ4、電話143回線 農林水産業施設 182,000千円 公共土木施設 12,239,000千円	降水量(27日) 烏山 104mm

		その他の公共施設 12,381千円 農産被害 262,049千円 その他 595,500千円 <hr/> 被害総額 13,290,930千円 (県全体の被害)	
平成9. 6. 19 ～6. 20 (1997年)	台風7号 (概ね県全域)	床下浸水12、道路38、河川233、砂防14、崖崩れ16、電話57回線 農林水産業施設 130,614千円 公共土木施設 4,700,000千円 農産被害 56,577千円 林産被害 312千円 その他 173,200千円 <hr/> 被害総額 5,060,703千円 (県全体の被害)	降水量(20日) 烏山 108mm
平成10. 8. 26 ～8. 31 (1998年)	平成10年8 月末豪雨災 害 (県下全域)	死者5、行方不明者2、軽傷者19、全壊家屋45、半壊家屋50、床上浸水486、床下浸水2,362、県災害対策本部8月27日14時00分設置、災害対策本部設置市町村数17、災害救助法適用市町村数4 (県全体の被害)	台風の間接的な影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった所が多かった。 降水量・烏山 (27日) 18mm (合計) 232mm
平成11. 7. 11 ～7. 14 (1999年)	大雨 (概ね県全域)	軽傷1、全壊1、半壊14、一部損壊7、床上浸水24、床下浸水293、非住家20、被災者38世帯151人、田の流出・埋没2.3ha、道路89、橋梁4、河川279、砂防12、崖崩れ120、水道19戸、電話245回線 公共文教施設 38,574千円 農林水産業施設 1,223,641千円 公共土木施設 6,145,524千円 その他の公共施設 7,284千円 その他 1,944,559千円 <hr/> 被害総額 9,359,582千円 (県全体の被害)	降水量 烏山 (12日) 39mm (13日) 84mm (14日) 174mm
平成14. 7. 10 ～7. 11 (2002年)	台風6号 (概ね県全域)	床下浸水(南那須町)2、(烏山町)2、被災者(南那須町)1世帯1人、(烏山町)1世帯5人	

平成14. 10. 1 ～10. 2 (2002年)	台風21号 (概ね県全域)	南那須町災害警戒本部設置、被災者(南那須町) 1世帯2人、土砂崩れ(南那須町) 1	
平成23. 3. 11 (2011年)	東日本 大震災	死者2、重傷者2、全壊家屋66、大規模半壊家屋 17、半壊家屋116、一部損壊家屋2,877、市内全域 が約24時間停電、断水が930世帯、仮設住宅20戸建 設、13:00災害対策本部設置、災害救助法適用(那 須烏山市の状況)	午後2時46分、宮城 県沖を震源とし日本 における観測史上最 大規模のマグニチュード`9. 0を観測し死者・行方 不明者2万人、建築物 の全半壊は38万戸以 上の被害をもたらした。本市も震度6弱 を記録した。
平成23. 9. 21 (2011年)	台風15号 (概ね県全域)	15:00災害対策本部設置、21:40城東表地区に避難 勧告発令、避難者数8箇所124名、床上浸水19戸、 床下浸水28戸、道路被害85件、農地被害300件、県 河川被害15件(那須烏山市内の状況)	降水量 那須烏山観測所 233mm 水位 那珂川小口観測所 6m11 荒川橋観測所 5m38
平成25. 9. 15 ～9. 16 (2013年)	台風18号 (概ね県全域)	9/15(日)16:00災害警戒本部設置、9/16(祝)14:20 同本部解散、床上浸水1戸、床下浸水1戸、道路 被害9件、農林業被害27件、増水・出水被害20件 (那須烏山市状況)	降水量 那須烏山観測所 180.5mm 日最大1時間降水量 58.5mm
平成25. 10. 15 ～10. 16 (2013年)	台風26号 (概ね県全域)	10/15(火)21:24暴風警報発令、翌日13:47同警報解除 10/15(火)16:00災害警戒本部設置、10/16(水)13:30 同本部解散、住家一部損壊1戸(那須烏山市状況)	降水量 那須烏山観測所 99.5mm 日最大風速 12.8m/s
平成26. 2. 14 ～2. 15 (2014年)	大雪 (県下全域)	2/15(土)3:59県内全域に大雪警報発令 農業施設被害(24,145千円) 農業作物被害(1,228千円) 上川井、熊田、三箇、志鳥、下川井、藤田、南大 和久、白久の計8地区において2/15(土)10:47～ 20:05停電	降雪量(最深積雪) 宇都宮市 32cm 日光市土呂部 129cm 那須 88cm
平成27. 9. 10 ～9. 11 (2015年)	台風18号 関東・東北豪雨 (概ね県全域)	9/9(水)18:44大雨警報発令、同日23:22大雨洪水警報発 令、翌9/10(木)0:20大雨特別警報発令、同日20:00大雨特 別警報・洪水警報解除。警報発令同時刻に災害警戒態勢に 入り、翌々日(9/11)16:00に解く。 自主避難3世帯6名(藤田4名、向田2名) 農業施設被害(1,500千円) 農業作物被害(2,965千円)	降水量 那須烏山観測所 139.0mm

第2 火災発生の状況

本市における平成27年中の火災発生状況は、出火件数12件、損害見積額4,525千円であり、過去からの推移を見ると、件数、被害見積額ともに減少傾向が見られ、防火に対する啓蒙・啓発が行われている結果であると分析するところである。

○ 火災出火件数等

年 別	出 火 件 数	建 物 火 災	林 野 火 災	車 両 火 災	そ の 他	焼損棟数			焼損面積		損害見積（千円）				死傷者	
						全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物 (㎡)	林 野 (a)	建 物	林 野	車 両	そ の 他	死 者	傷 者
18	15	8	2	0	5	5	1	0	436	60	21,934	0	0	0	0	3
19	20	6	6	0	8	6	0	0	4,415	87	268,229	0	56	0	1	0
20	21	12	2	1	6	7	4	7	679	7	24,182	0	352	63	2	0
21	19	12	1	0	6	12	5	6	1,266	10	73,194	0	50	0	2	3
22	22	16	2	2	2	20	1	9	1,527	31	42,518	221	254	51	0	3
23	19	14	2	0	3	15	0	8	1,584	15	95,642	0	0	0	0	0
24	18	10	1	3	4	6	2	2	447	3	19,397	0	1,755	2,820	1	2
25	27	6	6	0	15	9	0	4	745	734	13,847	0	0	6	1	1
26	17	9	4	0	4	7	0	5	544	204	10,646	0	38	0	1	6
27	12	5	1	1	5	6	0	5	299	5	3,629	0	896	0	0	0

出典：南那須地区広域行政事務組合消防本部「消防年報」

第5節 地震被害想定

本市周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、本市に被害を及ぼす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

第1 那須烏山市内最大の被害を及ぼす地震の想定

1 地震規模、震源等の設定

栃木県で実施した地震被害想定調査の結果を参考に、本市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模
想定那須烏山市直下地震	M6.9

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的考え方は、次のとおりである。

(1) 本市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、那須烏山市直下で地震が発生すると仮定する。

※ 決して、那須烏山市において大地震が発生しやすいということではない。

(2) 国の首都圏直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。

(3) 県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定したM7.3としているが、本市では、被害規模の大きい那須烏山市直下に震源を想定したM6.9を参考とした。

2 発災ケース

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模が異なってくることが考えられるが、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなるケース、それ以外の項目（その他被害）はそれぞれの項目において最も被害の大きくなるケースとして、次のケース（季節・時刻等）を設定した。

被害区分	季節	時刻等	風速
建物被害	冬	深夜	10m/s
人的被害	冬	深夜	10m/s
その他被害	冬	18時	10m/s

【各ケース（季節・時刻等）における被害の特徴】

冬深夜・・・一般的には、多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや商店等の滞留者や道路等の利用者が少ない。

冬18時・・・一般的には、住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。また、オフィスや商店等にも滞留者が多数存在する。

第2 被害想定結果

被害想定結果については、平成25年度栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考とした。

1 那須烏山市直下地震M6.9の被害想定

(1) 建物被害

(単位：棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
	13	1,257	14	5	1,289

(2) 人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	81	2	0	83
負傷者数	1,095	2	0	1,097
うち重傷者数	137	1	0	138

(3) ライフライン被害（直後）

上水道被害（断水人口）	23,135人
下水道被害（支障人口）	2,449人
停電被害（停電件数）	1,209軒
通信被害（固定電話不通回線数）	843回線

(4) 避難者数（当日・1日後）

(単位：人)

避難所避難者	避難所外避難者	合計
3,368	2,245	5,613

(5) 経済被害（直接被害額）

(単位：億円)

建物資産等	ライフライン 交通施設等	災害廃棄物
1,055	121	29.6

第3 想定結果に基づく取り組み

想定した「那須烏山市直下地震」が発生した場合には、最大で死者83人、負傷者1,097人（うち重症者138人）の被害が発生するものとされている。このような被害を軽減するため、市は、防災活動拠点となる公共施設の耐震化等や必要となる食料等の備蓄に努めるものとする。

また、市民に対しては、住居における耐震化の必要性の周知や地震発生後の停電、断水等に備えた、日頃からの食料や暖房器具等の備蓄等に努めるよう啓蒙・啓発を行うものとする。

第6節 本市の災害対策の課題と目指す方向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、栃木県を含む東日本全域に未曾有の災害を引き起こしてから5年が経過し、平成27年9月には関東・東北豪雨の台風18号では県下の各地に大きな災害をもたらしたのは記憶に新しいところである。この教訓を踏まえ、社会基盤、都市基盤、治山治水施設の整備等による総合的なハード対策並びに地域住民やボランティア団体等の多様な主体との連携や迅速な初動体制の支援が図れる防災情報体制の充実化等によるソフト対策を組み合わせ、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 課題と目指す方向

東日本大震災や平成23年9月の台風15号災害、平成27年9月の台風18号における対策の課題を検証し、大規模、長期的な災害に対応し市民の生命、身体、財産の保護に努めてゆくことが大切である。

今後、本市において防災力の向上を図るためには、県と連携して、「要配慮者」に配慮した社会基盤の整備や、大規模な自然災害にも対応できる都市基盤の整備、治山治水施設の整備などを推進していく必要がある。

このようなハード対策に併せて、ハザードマップの整備や住民との迅速な災害情報の共有化が図れるソフト対策等の組合せにより、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災体制の充実を図る必要がある。

このような取組とともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体との連携による地域防災体制の充実を図り、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第2 主な取組内容

1 高齢者など要配慮者に配慮した防災対策

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う要配慮者となることが想定されるため、こうした人々に配慮した個人情報保護を配慮したうえでの所在情報の確認や自主防災組織・NPO等と連携を強化していくなどの防災対策を推進していく。

2 大規模災害に対応できる防災体制の充実

東日本大震災や関東・東北豪雨のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の構築などの防災基盤の充実、相互応援協力体制の整備などを進める。

3 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治山治水砂防対策

大規模な水害に対応するために、ハード、ソフト一体となった総合的な流域の安全度を確保し、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

4 ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、市、県、住民が連携し、災害情報を共有しながら、「危険な所には極力住まない」という立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を採り入れた防災対策を推進していく。

風水害等対策編

第 1 章 予 防

第 1 節 防災意識の高揚

市は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第 1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及啓発推進

市は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、県と連携して防災知識の普及啓発を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙等による広報活動の実施
- エ インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施の促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、大雨、大風等の擬似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(3) 消防団員（水防団員）等による指導

市は、消防団員（水防団員）等による地域の巡回指導を促進し、重要水防箇所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(4) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等 I T 技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。

(5) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓

発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- イ 水防月間（5月1日～5月31日）
- ウ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- エ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- オ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- カ 防災週間（8月30日～9月5日）

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第20節「文教対策」のとおりとする。

第3 防災上重要な施設の管理者等の教育

市、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ◆ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ◆ 病院、社会福祉施設
- ◆ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災訓練の実施、防災活動に関するマニュアル等の配付により防災教育の徹底に努める。

なお、当該マニュアル等に関しては、総論でも述べたように想定外の災害を想定し、課題を検証しつつ随時改訂作業を進めるものとする。

- 1 気象予警報、災害等に関する知識
- 2 防災対策に関する知識
- 3 災害発生時にとるべき役割と具体的行動
- 4 防災担当者における各種研修を通じた専門知識の習得
- 5 その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

このため、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

資料編	◆ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル	P 406
	◆ 災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）	P 410

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自助・共助の精神に基づき災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制整備を行う。

第1 現状と課題

地域防災活動は、主に、地域住民の隣保協働の精神に基づき自主的に組織された「自主防災組織」と、各自の職業に従事しながら、災害が発生したときは郷土愛護の精神に基づき活動する「消防団」の役割が重要な担い手となっているが、それらの現状は次のとおりである。

1 自主防災組織

本市では、既存の自治会を積極的に活用し、自主防災組織の結成が図られてきており、ほぼ100%に近い組織率となっている。

今後も自主防災組織の維持・促進を図るとともに、活動のマンネリ化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題にも積極的に支援等を行い、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、将来的には団員の高齢化の進行が予想されており、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

消防団員の定数

(平成29年1月1日現在)

那須烏山市	人口 (H27年国勢調査)	面積	消防団		
			団長	団員	合計
	27,047人	174.35km ²	1人	606人	607人

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 気象注警報、水防警報、洪水予報等の警戒情報
- ウ 過去に発生した被害状況
- エ 近隣の災害危険箇所の把握
- オ 災害時にとるべき行動（避難勧告等発表時の行動、避難方法、避難場所での行動等）等

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難場所・経路の確認
- イ 非常持出品、備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（N T Tの災害用伝言ダイヤルの活用等）
- エ 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検

イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当の非常備蓄品の準備・点検

ウ 土のう、スコップ、大工道具等資機材の整備・点検

(4) 各家庭の安全点検、補強の実施

(5) 応急救護方法の習得

(6) 市又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、災害時に果たす役割（従業員や顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、県と連携して企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第3 自主防災体制の整備

1 自主防災組織の役割

大規模な風水害・震災等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。

各地域は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との自覚のもと、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、土砂災害危険地域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難場所、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を確認しておく。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通して、これらの資機材の使用法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

市が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の要配慮者の把握

市、消防機関、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会役員関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の要配慮者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の確立

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

3 市による自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の推進

市は、自主防災組織の維持・促進に関し、既存の自治会等を積極的に活用し、育成・強化を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

ア 自主防災組織への資機材の整備支援

イ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援

ウ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援

エ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催

オ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

(2) 商店会等の地域団体の活用

市は、町内会、自治会等のほか、商店会や地域活動を行っている団体・グループを活用し、自主防災体制の充実・強化を行う。

4 消防団（水防団）の活性化の推進

消防団（水防団）は、災害時においては消火、水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次の事業を実施し、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

(1) 団活性化総合計画の策定

(2) 団活動に必要な各種資材の整備・充実

(3) 団員に対する各種教育訓練の実施

(4) 地域住民に対する団活動や加入促進の広報 等

5 少年消防隊の育成・強化

市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防隊に対し、各種行事を通じ、防火、防災、避難等について指導する。

第4 災害関係ボランティアの環境整備

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、市社会福祉協議会と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

1 ボランティアの育成、環境整備

市は、市社会福祉協議会と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティアの育成や活動環境の整備に努める。

2 行政とボランティアとの連携

市は、市社会福祉協議会とともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動拠点の確保等について検討する。

第5 人的ネットワークづくりの推進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第3節 防災訓練の実施

市では、招集訓練、実動訓練等具体的な訓練のほか、初動体制に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

第1 現状と課題

防災訓練には、防災関係機関や住民も参加する総合防災訓練等の実動訓練、災害を想定し、対策等を検討する図上訓練、職員の迅速な動員を図るための非常招集訓練、情報の伝達を主とする通信訓練等様々なものがある。

市は、これら様々な訓練を平常時に実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備し、より実践的な初動対応訓練を実施していく必要がある。

また、防災訓練の実施後においては、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る必要がある。

そのほか、訓練を実施する際、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第2 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

また、市は、災害時の応急対策活動に果たす住民の役割の重要性に鑑み、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、那須烏山警察署と連携して実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

総合防災訓練

- ① 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- ② 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 水防訓練
- ⑤ 土砂災害防災訓練
- ⑥ 救出・救助訓練
- ⑦ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊出し訓練
- ⑧ 応急救護、応急医療訓練
- ⑨ ライフライン応急復旧訓練
- ⑩ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ⑪ 救援物資・緊急物資輸送訓練
- ⑫ 防災ヘリコプター及び救助ボートを活用した訓練（救助訓練及び消火訓練）
- ⑬ 広域応援訓練
- ⑭ 上記の①～⑬に示した訓練の他に、「避難行動要支援者避難支援訓練」や「災害ボランティアセンター設置運営訓練」が出来るよう努めるものとする。

第3 防災図上訓練

市は防災関係機関と連携して、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練を定期的に繰り返し実施する。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、防災担当者等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。

第4 非常招集訓練

市は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

1 平素における非常招集措置の整備

招集の区分や業務分担ごとに、招集対象者の住所及び連絡方法等を記した名簿を作成する等、非常招集のために必要な事項を整備する。

- (1) 招集対象者の住所、居所及び連絡方法等
- (2) 招集の区分
- (3) 招集命令伝達、示達要領
- (4) 非常招集の命令簿、非常招集記録簿
- (5) 非常招集の業務分担、配置要領
- (6) 待機命令の基準
- (7) その他非常招集のために必要とする事務処理

2 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、無線放送、携帯電話、口頭等による伝達も迅速正確を期するものとする。

3 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

4 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておくものとする。

- (1) 伝達方法、内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

第5 通信訓練

市及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第6 水防訓練

市は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団を中心とした水防訓練を定期的に実施する。

第7 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部と連携して、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

第8 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施する。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救出・救護訓練 等

第4節 要配慮者対策

市は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う「要配慮者」に対して、情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第1 現状と課題

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが必要な情報を迅速、的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動においてハンディを負う高齢者、障がい者、乳幼児、外国人などのいわゆる「要配慮者」は、年々増加している。高齢化、国際化社会が進展している現在、要配慮者の占める割合も増加の一途をたどり、対策の重要性は増している。

第2 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等に対する対策

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対する安全確保を図るため、「那須烏山市要配慮者対応マニュアル」を作成し、自主防災組織等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行う。

1 地域における要配慮者に対する安全性の確保

(1) 地域の協力体制の整備

要配慮者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助け合う環境が整備されることが重要である。そのため、市は、民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダー、民間ボランティア等と協力して、要配慮者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

(2) 要配慮者の把握

ア 名簿・マップの作成

市は、保健師、ホームヘルパー、ケアマネージャー等の訪問活動、民生委員・児童委員活動、自治会活動、自主防災組織活動等を通じて、在宅の高齢者、障がい者等の自力避難が困難な者について把握を行い、名簿やマップ等を作成することにより必要な情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由）の整理を行う。なお、名簿やマップ等の作成にあたっては、本人又は家族の同意を得る等プライバシーの保護に十分配慮を行う。

イ 関係機関による情報交換

市は、消防本部、消防団、自主防災組織、福祉関係者（民生委員・児童委員、障害者相談員等）等と連携し、定期的な情報交換等により、地域の要配慮者を把握する。

(3) 救出・救護体制及び避難誘導・搬送体制の強化

災害が同時多発すると、消防、警察等の救急・救助活動が大幅に制約されることが予想されるため、市は、消防団、自主防災組織、福祉関係者（民生委員・児童委員、障害者相談員等）等と連携し、地域における要配慮者に対する支援体制を築き、救出・救護体制の確立・強化を図る。また、避難場所への避難誘導、搬送についても、同様に連携し、体制の確立・強化を図る。

(4) 緊急通報装置等の整備

市では、重度な疾患をもつひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報装置の設置を行っており、平成27年度現在の設置件数は40件である。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該装置の周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に地域住民等の協力を得られるよう、平素から協議等をしておく。

加えて、防災ラジオの有益性を検証しつつ、整備・拡充に向けた調査研究を進める。

(5) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、要配慮者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保できるよう努めるものとし、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口の充実を図るものとする。

(6) 就学前教育・保育施設園児対策

市は、就学前教育・保育施設の管理責任者に対し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(7) 防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 社会福祉施設等における安全性の確保

(1) 施設の整備

ア 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

イ 民間社会福祉施設

市は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。

また、非常用通報装置の設置についても指導していく。さらに、市は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等）のうち、スプリンクラーの義務設置施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

(2) 緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に対して、市や関係機関等との緊急連絡体制の整備を推進し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備・推進を図る。

(4) 夜間体制の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制については、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホーム、老人保健施設等については、管理宿直員を配置するよう指導を行う。

(5) 土砂災害危険区域の情報提供等

市は、土砂災害を受けるおそれのある社会福祉施設の管理責任者に対し、県と連携・協力して、土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

(6) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

(1) 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

(2) 一時避難のための配慮

市は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第3 市内在住外国人に対する対策

1 外国語化による外国人への防災知識の普及

市は、自らの広報媒体への外国語による防災啓発記事の掲載や外国語の防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供に努める。また、市は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化や標識の標準化（平成28年3月22日付け日本工業規格（以下「JIS」という。）において、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という。）」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」が制定・改正され、公示）に努める。

2 地域等における安全性の確保

日本語をあまり理解できない外国人においては災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、市は、自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。

また、外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努めるとともに、市内在住のALT（外国語指導助手）に対し、事前に協力要請をするものとする。

4 災害時における外国人支援体制の整備

市は、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人（日本語の理解が十分でない者）の安全体制の確保に努める。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、本章第2節第2の1のとおり、非常持出品の他、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市は、講習会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市による備蓄の推進

現在、市では那須烏山市役所烏山庁舎等に、資料編に掲げるとおり生活必需品等の備蓄を行っているが、今後もより一層の整備充実に努めるものとする。備蓄目標については、阪神淡路大震災時の避難率が7%であったことを勘案し、2,000人分の備蓄を行うよう努めるとともに、関係機関と物資の供給に関する協定を締結するなど、災害時の物資の調達体制を整備する。

なお、備蓄にあたっては、要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

資料編 ◆ 食料、生活必需品の備蓄状況

P304

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

災害時における緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等との連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備するものとする。

また、医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

1 備蓄対象品目

対象品目は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災住民の避難生活等において必要な資機材とする。

2 関係機関との連携

市は、資機材の備蓄にあたっては、近隣市町との共同備蓄の推進や自主防災組織における備蓄推進を促進する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資の資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第6節 風水害に強いまちづくり

大雨、洪水等の自然災害から住民の生命、財産を守るため、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策並びに治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施し、災害に強い都市整備を進める。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

よって、防災の観点を考慮しつつ、平成20年3月に策定した市の都市計画マスタープランを推進するとともに、これらの市マスタープランや平成28年3月に改正された県の都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市は県等の関係機関と相互に連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 要配慮者に配慮した施設の整備

本章第4節第2の3のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市は、避難場所として指定している公園については、近隣住民の緊急的な一次避難場所だけではなく、身近な防災活動拠点の役割を担うためにも、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 河川の現況と対策

本市には那珂川をはじめ、江川、荒川などの大小河川が貫流し、国及び県において洪水対策等の整備が進められている。中でも広い流域を持つ那珂川が市の中央を蛇行しながら南北に貫流し、市の下流部で溪谷に挟まれるため、洪水時には流れが滞留し、冠水が発生しやすい状況にある。

近年は、県北地域の開発や水路整備の進展に伴い、台風や集中豪雨の際に、短時間で河川の増水が見られる。

また、向田・下境地区で那珂川に合流する荒川・江川も流域が広く、洪水時には合流点で冠水が発生しやすい状態になっている。

加えて、平成28年5月30日には、関東地方整備局常陸河川国道事務所から平成27年9月の「関東・東北豪雨」の降雨パターンを考慮した洪水浸水想定区域(想定最大規模)が発表され、従前とは比べ、広範囲において浸水区域が広がる結果となった。

これらにより、本市の低地部・築堤未整備部において冠水による水害が発生するため、河川や水路の整備が求められるとともに、地域の保水機能の維持・向上が求められている。

今後市では、国及び県と連携して、効果的な河川整備の推進を図る。

資料編 ◆ 重要水防箇所一覧

P 308

2 砂防対策

本市では広く森林を有しているが、一時的な集中豪雨が多いため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生じた土砂は、勾配の急な谷間に多量にたい積され、豪雨によって下流にはん濫し被害を与えることが少なくない。

市内には、一級河川等、土砂災害危険箇所が数多くあるので、国、県と連携して、土砂の生産及び流出を抑制し河川状態の安定を図る。

資料編 ◆ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

P 317

◆ 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧

P 320

3 治山対策

本市には山地が多く、一部急峻な地形と崩壊しやすい地質を有し、自然がけ等危険箇所が存在している。

これら山地は森林で形成されているものの、傾斜地における人造林や、手入れがなされない森林部においては、がけ崩れの危険性が高く、警戒が必要である。

また、開発の際の人工がけの設置、樹木の伐採も災害発生の危険性を有しており、安全性を考慮した開発・災害防止策が求められている。

市では、国、県に対して危険箇所の工事を推進するよう要請していくものとする。

資料編 ◆ 山地災害危険地区一覧

P 321

◆ 土石流危険溪流一覧

P 325

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から市の地域を保全し、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、災害危険箇所・区域等に対し、計画的な予防対策を実施する。

第1 現状と課題

土砂災害・山地災害（地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ）は、毎年のように全国各地で発生している。これらによる犠牲者は、自然災害による犠牲者の中で大きな割合を占めており、栃木県に大きな被害をもたらした平成10年8月末豪雨災害では、死者5名、行方不明者2名が、また記憶に新しい平成27年9月の関東・東北豪雨では、死者3名の犠牲者が出ました。

また、新たな宅地開発等によりがけ崩れの発生するおそれのある危険な箇所は年々増加している。

これらを踏まえ、関係法令等に基づき、砂防・治山事業等によるハード面の整備を計画的に推進していく必要がある。

しかしながら、このような危険箇所を工事等のハード対策だけで、安全な状態へと整備していくには膨大な時間と費用が必要となる。

そのため、ハード対策と併せて、土砂災害防止法に基づく対策や土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせた効果的な対策を推進していく必要がある。

第2 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、市は県と連携して次の対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域の指定等

(1) 市は、「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）の指定を受けているため、市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項についてハザードマップの配布や市ホームページ等を通じて地域住民及び要配慮者利用施設に周知を行う。

(3) 市は、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を本計画により定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の強化・充実、加えて、当該区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について必要な事項を定め、各種媒体等を通じ周知を行う。

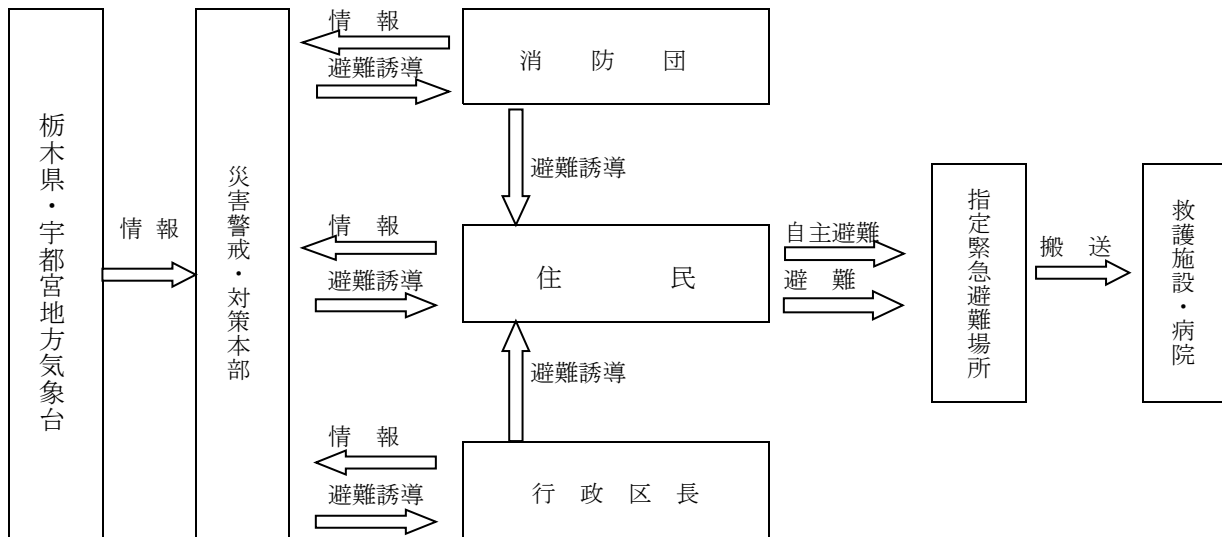
2 土砂災害特別警戒区域の指定

県では警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、次のような措置を行うこととなっている。このため、市は県と連携して、土砂災害特別警戒区域の住民等に対して当該措置内容の周知を行う。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等
- (5) 土砂災害区域等の基礎調査結果の公表

3 情報収集及び伝達・避難体制

情報収集及び伝達、避難体制は、消防団や行政区長、防災行政無線を通じて行う。



4 連絡者及び指定緊急避難場所一覧

警戒区域ごとの避難体制、指定緊急避難場所は、資料編（299～300ページ）及び市において作成した土砂災害浸水想定区域ハザードマップによる。

5 警戒区域内の要配慮者関連施設

警戒区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	分類及び箇所番号	名称	所在地・電話番号	避難所	災害予報の伝達方法
1	[急傾斜] 402-I-025	境小学校	上境1404 TEL82-2442	旧境小学校	市総務課等から 電話連絡
2	[土石流] I-81001	荒川小学校	大金135-1 TEL88-2017	那須烏山市武道館	市総務課等から 電話連絡
3	[土石流] I-82009	明和園	大沢766 TEL83-1800	烏山体育館	市総務課等から 電話連絡
4	[急傾斜] 402-I-015	烏山母子寮	初音10-29 TEL82-8955	農村婦人の家	市総務課等から 電話連絡
5	[急傾斜] 402-I-008	あすなる作業所	中央2-17-13 TEL82-3141	烏山体育館 烏山武道館	市総務課等から 電話連絡

第3 宅地造成地災害防止対策

本市は、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については都市計

画法及び建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

したがって、市の区域において宅地等の造成工事を実施する者に対して、防災面に配慮した適切な施工を心がけるよう指導に努める。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

被災宅地危険度判定制度実施要綱に基づき実施体制を整備する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第5 地すべり防止対策

本市の地すべり危険箇所はすべて山間地区の境地区に集中しており、現在、16の危険箇所が確認されている。これらについて、国及び県と連携をとり順次計画的に地すべり防止施設の整備を図るとともに、区域に対する警戒体制を強め、緊急時に際して各地域ごとに適切な措置がとれるよう、周辺の住民等を中心に広く危険箇所の周知を行う。また、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 雨量、降水量等の増加
- (2) 地下水の濁り、増加、変動等
- (3) 地山における斜面の段差、亀裂や凹地、湿地の発生等

資料編 ◆ 地すべり危険箇所一覧

P 329

第6 山地災害防止対策

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区169地区、崩壊土砂流出危険地区55地区、地すべり危険地区3地区がある。市は、県と連携して、これらの危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策事業を実施し、災害の未然防止を図る。また、市は県に協力するとともに、県が認定した山地防災ヘルパーと連携しながら、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する等、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

資料編 ◆ 山地災害危険地区一覧

P 321

第7 急傾斜地崩壊対策

本市における急傾斜地崩壊危険箇所は233箇所である。崩壊するおそれのある急傾斜地については、住民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについては急傾斜地崩壊対策工事等を実施して、災害の未然防止を図る。

1 土地所有者等に対する防災措置

- (1) 危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行うものとする。
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）における、土地所有者、管理者、占有者による防災工事、家屋の移転等を行う場合には、がけ地近接危険住宅移転事業や防災集団移転促進事業などの公的融資制度が活用できる旨、周知する。

2 住民への周知

市は、県と協力して危険な箇所に住する住民に対し、崩壊の危険性を周知徹底するとともに、土砂災害警戒情報が発令された場合は速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。また、住民に対し次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 雨量、降水量等の増加
- (2) 崖中途からの地下水の湧水

資料編	◆ 急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	P 314
	◆ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	P 317
	◆ 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧	P 320

第8 土石流防止対策

市内における土石流危険渓流は179箇所である。

最近の災害としては、一見安定した河状、林相を呈している平穏な渓流が、異常な集中豪雨により、いったん土石流が発生すると、兩岸を削られ、たい積土砂を押し流して、下流の人家集落に被害を起す例などがある。

市は、土石流危険渓流の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

また、市は県と協力して、周辺の住民等を中心に、広く危険箇所の周知を行うとともに、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- (4) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

資料編	◆ 土石流危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	P 311
	◆ 土石流危険渓流一覧	P 325

第8節 水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等から被害の軽減を図るため、水防施設の整備に努めるとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 市の義務

1 市等の責務

(1) 市の責務

水防管理団体である本市は、市の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 市長の責務

水防管理者である市長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

市の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、市長又は消防機関の長が水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具及び資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準

資機材名	器 具							資 材					
	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数	5	5	5	20	5	3	5	500	100	70	50	50	15
量	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	袋	枚	本	kg	kg	kg

(平成28年栃木県水防計画より)

2 訓練、研修等による水防団の育成・強化

(1) 市は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報河川について

1 国土交通省が指定する基準水位観測所及び水防警報区

河川名	区 域	基準地点	基 準 水 位	担当官署
那珂川	左岸：大田原市亀久字大平419番4地先から常陸大宮市野田字船場1846番1地先 右岸：大田原市佐良土字野島2835番1地先から茂木町大字飯野字中川原1571番1地先	小口	水防団待機水位（指定水位）4.00m 氾濫注意水位（警戒水位）5.00m 避難判断水位（特別警戒水位）5.00m 氾濫危険水位（危険水位）5.50m	常陸河川国道事務所 宇都宮地方気象台

荒川	左岸：さくら市松島新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点まで 右岸：さくら市早乙女新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点まで	連城橋	水防団待機水位（指定水位） 1.20m 氾濫注意水位（警戒水位） 1.50m 避難判断水位（特別警戒水位）2.00m 氾濫危険水位（危険水位） 2.50m	栃木県県土整備部河川課 宇都宮地方气象台
----	---	-----	--	-------------------------

2 洪水予報の種類

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した場合に、速やかに発表する。
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生した後速やかに発表する。

第4 浸水想定区域における対策

1 浸水想定区域における基本的考え方

国土交通省及び県は、第3により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深を公表するとともに、市町村に通知することとしている。

市は、浸水想定区域の指定があった場合、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、住民に周知を図る。

- ① 洪水予報の伝達方式
- ② 指定緊急避難場所
- ③ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ④ 浸水想定区域内に高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法

2 洪水ハザードマップの整備

市は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップ（洪水避難地図）を整備し、情報の伝達経路・方法、指定緊急避難場所、避難時の心得等について市民や関係機関への普及徹底に努める。

3 浸水想定区域及び指定緊急避難場所

浸水想定区域別の指定緊急避難場所は、以下のとおりである。

指定緊急避難場所	浸水想定区域	備考
七合公民館	大桶・白久	那珂川
七合小学校	谷浅見	〃
中山構造改善センター	中山	〃
興野集会所	興野	〃

烏山高校	滝田・城東	〃
烏山中央公園	鍛冶町・日野町・宮原	〃
せせらぎの里公園	大沢	〃
境小学校	上境	〃
すくすく保育園（旧野上小）	野上	〃
烏山南公民館（旧野上小）		
旧向田小学校	向田・落合	那珂川・荒川
旧境小学校	下境・小原沢	那珂川
三箇地区公民館	三箇	荒川
鴻野山公民館	小白井	〃
藤田公民館	藤田	〃
保健福祉センター	小倉・田野倉・小河原・高瀬	〃
輪之内公民館	小塚・大里・森田宿・輪之内	〃

4 浸水想定区域内の要配慮者関連施設

浸水想定区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	浸水想定番号	名称	所在地・電話番号	避難所	洪水予報の伝達方法
1	091120001	ほっとからすやまケアサポートセンター	野上1623-1 Tel82-0156	すくすく保育園 烏山南公民館	市総務課から電話連絡
2	20001	那須烏山市にこにこ保育園	岩子152-1 Tel88-5252	保健福祉センター	市総務課から電話連絡

5 洪水予報、避難勧告・避難指示の伝達方法

国からの洪水予報の伝達経路は、以下のとおりである。市は、これにより避難勧告、避難指示について、下記の伝達経路によって市民に伝達する。

ア 国・県からの伝達経路

常陸河川国道事務所・宇都宮地方気象台



栃木県水防本部（河川課） → 烏山土木事務所 → 那須烏山市

イ 市民への伝達方法

避難勧告・指示 → { 民間放送局（Lアラート・テレビ・ラジオ・防災ラジオによる伝達）
NHK放送局（Lアラート・テレビ・ラジオによる伝達）
庁内各課（一斉メール・広報車・防災行政無線による伝達）
関係機関（広報車による伝達）
消防団（メール・サイレン・警鐘・巡回による伝達）
自治会（緊急連絡網・防災ラジオ・巡回による伝達）

第5 河川管理施設等の水害予防対策

1 平常時の予防対策

市は、河川管理者と連携し、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期するため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

2 事業計画

河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川管理者に対し、積極的に、河川改修や防災調節池等の河川整備の促進を求める。

第9節 農林水産業関係災害予防対策

市、県、農林水産業関係施設等の関係者等は、災害の発生に際して、農林水産業被害を最小限に止めるために、相互に連携して施設整備等の予防対策を実施する。

第1 農地・農業用施設、林業用施設対策及び水産業用施設

土地改良区等の農地・農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

3 用排水施設対策

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

資料編 ◆ 取水堰一覧

P310

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第10節 情報通信体制の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じるなど情報の伝達に万全を期す。

第1 本市の通信施設の現況

市は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用発電設備、自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 市防災行政無線
- 2 県防災行政ネットワーク
- 3 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 4 携帯電話（衛星携帯含む。）
- 5 インターネット
- 6 防災メール・エリアメール
- 7 とちぎテレビのデータ放送
- 8 ツイッター
- 9 防災ラジオ
- 10 消防団用簡易無線

第2 市防災行政無線

市では、現在防災行政無線を次のとおり整備している。

区 分		設 置 場 所
同 報 系	親 局	那須烏山市役所南那須庁舎防災対策室
	遠隔制御装置	南那須地区広域行政事務組合消防本部那須烏山消防署無線指令室
	屋外拡声子局	37局
	戸別受信装置	モニター用に親局設置場所（那須烏山市役所南那須庁舎）及び遠隔制御装置設置場所（那須烏山消防署）にそれぞれ1台設置

（注） 現行の防災行政無線（アナログ方式）は無線規格の変更により平成34年12月以降使用できなくなる。

第3 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県は県防災行政ネットワークを整備運用している。

災害時に、市に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第4 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になるため、衛星携帯電話の配備を進めるとともに、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、36箇所災害時の優先電話を登録しているが、さらに登録台数を増やし、大規模災害時の通信の確保に備えるものとする。

市は、平素から次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 災害情報伝達システム

市では、市職員・消防団に対し、携帯電話・防災メール・エリアメール・ツイッター・防災ラジオ等による一斉送信により災害時の非常通信に備えている。

第6 アマチュア無線団体との協力体制の確立

災害発生時に各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、平素から市内のアマチュア無線団体との協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

第7 防災ラジオ

本市においては、行政区長、民生委員・児童委員等へ防災ラジオを貸与しているところであり、有事の際には、有効的に利活用できるよう、平素から準備しておくものとする。

第8 県警との協力体制の確立

市の保有する通信手段が全て使用不可となった場合には、災害発生時における各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、県警との間において連携・強化を図るものとする。

第9 電信電話機関との間における連携・協力

災害発生時に、各避難所における通信手段が不全となった場合に、携帯電話の充電器(蓄電池も含む。)等の貸与やW i F i 環境の一時的構築ができるよう、平素から協力体制の確立を進めておく。

第 1 1 節 避難体制の整備

災害発生時に危険区域にいる住民、駅等に溢れる帰宅困難者、旅館、ホテル等の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第 1 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに指定及び整備

市は、すでに指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は指定避難所（以下「避難所」という。）を指定しているが、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化など、状況に応じて適宜見直すものとする。避難所の整備にあたっては、次の事項に留意し、見直すものとする。

新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

資料編 ◆ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

P 299

— 整備にあたっての留意事項 —

- ① 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ② 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ③ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ④ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ⑤ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化（平成28年3月22日付け日本工業規格（以下「JIS」という。）において、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という。）」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」（JIS Z9098）」が制定・改正され、公示）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること。
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑦ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑨ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑩ 通信事業者（東日本電信電話㈱外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこと。
- ⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ⑫ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

第 2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に

努める。

さらに、市は、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織等を通じた周知（市）
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
- (3) 緊急避難場所マップ配布による周知（市）
- (4) 広報紙、インターネットによる周知（市、県）
- (5) NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知（県）
- (6) 平素の警察活動での周知（県警察）

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定するとともに、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と要配慮者の状況、要配慮者利用関連施設の所在状況など避難勧告等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

2 避難準備・高齢者等避難開始発表体制の確立

市は、気象警報、降水量、河川水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合に、危険予想地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる避難準備・高齢者等避難開始を発表する体制を確立する。

3 避難伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第10節第2のとおり、同報系の防災行政無線、防災メール、エリアメール、ツイッター、とちぎテレビデータ放送、防災ラジオ等と、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達等多様な伝達手段の整備に努める。

4 避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、平常時から、次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

- ▷ 各地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ▷ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ▷ 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ▷ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ▷ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。
- ▷ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 要配慮者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、

自主防災組織及び福祉関係者（民生委員・児童委員等）と連携し、要配慮者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に要配慮者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、市は、要配慮者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難計画を策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（本章第4節参照）

イ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送並びに併行社線との振替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める緊急避難場所へ避難させることも想定し、あらかじめ市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理体制の確認

市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携と避難所の通信確保

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織（自治会）、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。避難所の通信確保のために、特設公衆電話の事前設置を図り、迅速に安否確認等ができるように進めてゆく。

第12節 火災予防

第1 住民等の防災活動の促進

住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

1 火災予防対策の推進

(1) 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

消防本部は、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者を養成指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

(2) 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法(昭和23年法律第186号)」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

(3) 予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて予防査察を計画的に実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災の発生や拡大の排除に万全を期すよう指導する。

(4) 入山者等への防火意識の啓発

市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

(5) 防火知識の普及啓発

市は、春季・秋季の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身に付けられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。

また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動(3月1日～7日)、栃木県春の山火事防止強化運動(3月1日～5月31日)の周知を図る。

第2 火災に強い地域づくり

火災に強い地域づくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対しての平常時からの適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

1 火災

(1) 火災に強い都市構造の形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事

業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成に努める。

また、市は、高層建築物や医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災延焼防止のための緑づくり

市は、緊急避難場所として利用される公共施設、学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

2 野外堆積物対策

市及び消防機関は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、県と連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

3 林野等の整備

火災に強い森林づくりと管理活動の推進として市は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

4 火災に対する建築物等の安全化

(1) 消防用設備等の設置と適正な維持管理

市、消防機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

(2) 建物火災安全対策の充実

市、消防機関及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

(3) 文化財等の安全対策の促進

市は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

ア 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

イ 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

ウ 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第3 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を平常時から実施する。

1 消火活動への備え

(1) 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望にたった組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、市及び消防本部は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(2) 消防施設等の整備・強化

ア 消防施設・設備の整備

市は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

イ 消防水利の整備

(ア) 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(イ) 市及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

ウ 消防用資機材等の整備

(ア) 市は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

(イ) 市は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

エ 空中消火活動の積極的な推進

市及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

資料編	◆ 消防組織・施設の状況	P 306
	◆ 離着陸場一覧	P 329

第13節 救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、市は、平常時から県及び消防機関と連携して、救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて必要な施設及び人員の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、救急・救助体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

- (1) 救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成
- (2) 救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備
- (3) 応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

第3 地域防災力の向上

市は、消防本部と連携・協力して、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、住民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

また、消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」等に基づく応援隊の受入窓口の設置や活動計画等をあらかじめ定めておき、災害時における救急・救助活動に万全を期す。

資料編 ◆ 特殊災害消防相互応援協定書

P346

第4 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

市は、発災後の避難所において急患がでた場合には、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を利活用するなどをして、消防、医療機関等のサポートに努めるものとする。

第5 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

市は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、県消防防災ヘリコプターの要請方法の周知や離着陸場の整備を図る。

第6 応援受入・連携体制の整備

市及び消防本部は、本章第21節のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。

第14節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時に、局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することが想定されることから、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、市では、県、医療機関等関係機関と連携し、平常時から初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 初期医療体制の整備

市は、南那須医師会をはじめとする医療機関等と連携し、事前に次の項目についての計画を定め、初期医療体制の整備を図るものとする。

1 初期医療体制の整備

(1) 救護班の編成体制の確保

市は、災害時における医療救護の万全を期するため、あらかじめ南那須医師会と医療救護班の編成や出動体制等について協議しておくものとする。

医療救護班は、おおむね次のような編成とする。

医師	2名
薬剤師	1名
看護師（保健師）	6名

資料編 ◆ 医療機関一覧

P 303

(2) 救護所の整備

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備に努める。

※ 防災用エアートントに関しては、那須烏山消防署北側のプレハブ小屋内に備蓄

(3) 医療救護班の編成、出動

災害発生時において、栃木県東部の那珂川町及び本市の1市1町では、南那須医師会のもと医療救護班を編成し、応急医療活動にあたることとなっている。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から南那須医師会等と協議を行っておく。

2 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療がより円滑に行われるよう、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動等を実施できるようにするため、消防本部等が実施する「普通救命講習」等への受講を啓発する。

第2 後方医療体制等の整備

県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救助患者の救命医療提供機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等を有する次の10つの災害拠点病院を指定し、これにより災害時における医療の確保を図っている。

【災害拠点病院】

病 院 名
栃木県済生会宇都宮病院
独立行政法人 国立病院機構 栃木医療センター
JCHOうつのみや病院
上都賀総合病院
獨協医科大学病院
自治医科大学附属病院
足利赤十字病院
那須赤十字病院
芳賀赤十字病院
獨協医科大学日光医療センター

第3 応援要請

市内の医療救護活動が、医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県内他地域や県外に応援要請して対処するための応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続等について習得しておくものとする。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定

P331

第4 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 定期的に避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第15節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策人員、援助物資等が迅速かつ確実に輸送できるよう、市その他関係機関は、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、緊急輸送道路を指定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
主要地方道	10	宇都宮那須烏山線	一部（高根沢町宝積寺〔国道4号分岐〕～那須烏山市中央1〔国道294号交点〕

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路 線 名	区 間
国 道	294	国道294号	市貝町笹原田〔国道123号分岐〕～那珂川町小川〔国道293号交差点〕
主要地方道	12	那須烏山御前山線	全線（那須烏山市中央2〔国道294号分岐〕～那須烏山市大木須〔茨城県境〕）
	25	那須烏山矢板線	一部（那須烏山市神長〔宇都宮烏山線分岐〕～さくら市鹿子畑〔国道293号交点〕）
	61	真岡那須烏山線	真岡市東郷〔国道294号分岐〕～那須烏山市田野倉〔宇都宮烏山線交点〕

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ◆ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	◆ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	◆ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋りょうの整備

市、県及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策の実施を図る。

2 情報収集・連絡体制の整備

市、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨等の災害時に、道路が土砂崩れ、冠水、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸

送に支障を来す場合に備えて、あらかじめ臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定している。

また、市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地として、新たに飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として選定した場合は、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第4 物資集積所の整備等

市は、災害時に搬送される救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、救援物資集積拠点を整備し建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、市は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市は、市内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、赤帽栃木県軽自動車運送協同組合と協定を締結するなど体制の整備に努めている。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

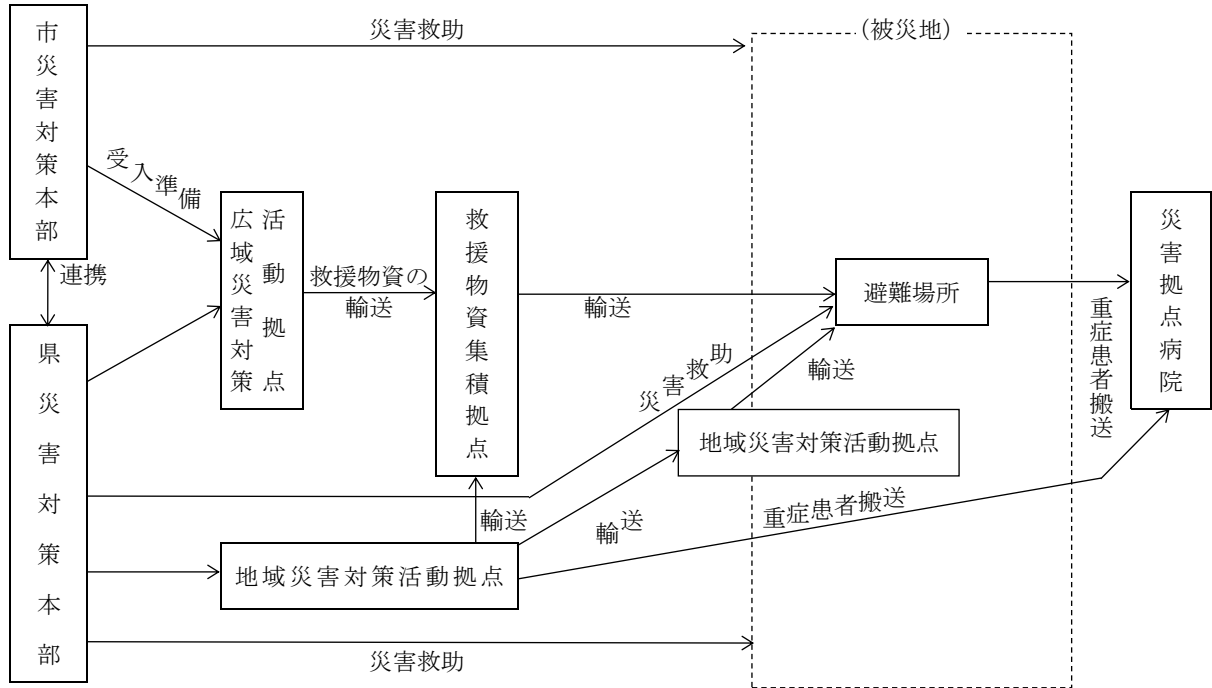
資料編 ◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

P 354

第16節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ確かな災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等の面から重要な役割を担う防災拠点を、関係機関との連携を図りながら、計画的に整備していく。

第1 防災拠点の体系



第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 市災害対策本部

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所烏山庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の整備充実など、必要な整備を図る。

なお、当該拠点となる市役所烏山庁舎が未曾有の災害に被災し、災害対策本部としての機能を果たせない場合の代替施設として、保健福祉センターをサブ拠点に位置付けをし、当該施設においても本部機能を十二分に果たすことが出来るよう、太陽光発電設備、蓄電池設備の充実など、必要な整備を図る。

(2) 県災害対策本部、災害対策支部

県災害対策本部、災害対策支部は、情報の収集・把握、広報、防災関係機関との連絡調整、市町等が行う災害対策の指示・調整、災害救助法に基づく救助の実施、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中核機関として極めて重要である。

このため、県は、県災害対策本部設置場所となる県本庁舎、県災害対策支部となる各地方合同庁舎について、必要な整備を実施していく。

特に、平成20年1月から県危機管理センターを設置し、大規模災害発生時における初動体制の早期確立と的確な災害対策活動を実現するため、新たに防災情報通信システムを導入して万全を図っていく。

(3) 広域災害対策活動拠点

県は、県営大規模公園を中心に、全国からの救援物資の一時的な集積及び配分活動の拠点並びに緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

(4) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への救援物資及び必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

防災拠点施設（抜粋）

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策本部	県本庁舎（危機管理課）	028-623-2136	宇都宮市埴田1-1-20
県災害対策支部 （現地災害対策本部）	県南那須庁舎 （烏山健康福祉センター）	0287-82-2231	那須烏山市中央1-6-92
市災害対策本部	那須烏山市（総務課）	0287-83-1117	那須烏山市中央1-1-1
	保健福祉センター（代替）	0287-88-7115	那須烏山市田野倉85-1
市内の地域災害対策活動拠点	烏山高等学校	0287-83-2075	那須烏山市中央3-9-8
	旧烏山女子高等学校跡地		那須烏山市金井1-4-23

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる市役所烏山庁舎については、計画的に整備を推進する。

加えて、サブ拠点となる保健福祉センターにおいても、逐次、整備を推進していくものとする。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 市防災行政無線（同報系・移動系）
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

第17節 建築物災害予防対策

風水害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、施設等の管理者は、強風に対する建築物の堅牢化等必要な防災対策を講じる。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、移転、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行うこととしており、市はこれに協力する。

2 特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、マーケット、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第16節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防本部〔那須烏山消防署〕消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 飲料水の確保
- イ 非常用電源の確保
- ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- エ 配管設備類の固定・強化
- オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

- ア 法令に基づく点検等
- イ 建設時の図面及び防災関連図面
- ウ 施設の維持管理の手引

第18節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 鉄道施設の対策

東日本旅客鉄道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

3 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 上水道施設

市は、水が住民の生命維持に必要不可欠なものであることから、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガ

ス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏せ越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速化かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

第3 廃棄物処理施設の対策

市は、県及び廃棄物処理業者との連絡体制を整備するとともに、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておくものとする。

- (1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第19節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市は県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

本市における危険物施設（許可施設）は178施設あり（平成27年度）、適宜、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

資料編 ◆ 危険物施設の現況	P 305
◆ 危険物の大量貯蔵所等一覧	P 305

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。
- (2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。
- (3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討されるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。
- (5) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。
 - ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査
 - イ 危険物施設における貯蔵、取扱いについての安全管理状況の検査
- (6) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。
- (7) 化学消防自動車等の整備に努める。

第2 火薬類

栃木県における煙火製造所数は5、火薬類販売所数は68、火薬庫棟数(庫外貯蔵庫を含む。)は、139である(平成27年3月末現在)。

市では、県、関係機関に協力して、災害に起因する火薬類事故に備え、火薬類製造施設等の安全確保に努める。

第3 LPガス

LPガスの販売事業者、保安機関、充てん事業者等(以下、本節において「販売事業者等」という。)は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努める。

1 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- (1) 災害に起因するLPガス事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れに係る安全機器の整備を促進する。
- (2) 出水期において浸水のおそれがある地域にあっては、容器の流出防止措置を確実に行う。
- (3) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

2 販売事業者等の災害予防体制の強化

- (1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- (2) 災害に起因するガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- (3) 容器の二段積み避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするほか、浸水のおそれがある地域において容器の流失防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。
- (4) 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

第4 高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等(以下「高圧ガス事業者」という。)は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

1 災害予防措置の実施

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないように不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。
- (2) 消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害設備等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。
- (3) 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。
- (4) 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。
- (5) 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。
- (6) 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード(事故時の措置・連絡用資料)を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

2 災害予防体制の強化

- (1) 保安統括者等は、保安管理体制(事業所内外の保安管理組織)、保安教育計画の整備を図り、従

業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

(2) 自衛防災組織、各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務、招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。

また、一般社団法人栃木県一般高圧ガス安全協会及び一般社団法人栃木県LPガス協会で構成する栃木県高圧ガス地域防災協議会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化、他事業所など地域の応援協力体制の構築を図るとともに、定期的に合同防災訓練等を実施する。

第5 毒物・劇物

毒物又は劇物を取り扱う者は、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」により、これらを飛散、漏洩等させないよう措置を講じなければならないとされている。

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

1 取扱施設等への指導

県は、毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

2 貯蔵量の把握

県は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

県は、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 講習会等の実施

県は、毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

5 連絡体制の整備

市は、県、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等（R I 等）取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、県に対する通報連絡体制を整備する。

2 市及び消防機関等の対策

(1) 市及び消防本部は、県が平成25年度に策定した「原子力災害対策の手引き」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

(2) 市及び消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(3) 市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

(4) 消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第20節 文教対策

風水害・雪害発生時の児童・生徒の安全を確保するため、学校等は、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育と安全管理の充実を図る。

学校安全計画作成上の留意点
(1) 防災教育に関する事項
① 学年別、月別の関連教科、道徳の時間における指導事項
② 特別活動、部活動等における指導事項
(2) 防災管理に関する事項
① 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
③ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
④ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
(3) 災害安全に関する組織活動
① 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施
② 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や豪雨時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図ることが必要である。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における正しい防災のあり方を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

～自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成～
想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、今回過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。
また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

～防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実～
災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。
また、今回の東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合い共に生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第3 文化財災害予防対策

本章第12節火災予防第2の4(3)のとおり対策を行う。

第 2 1 節 防災関係機関相互応援体制の整備

災害発生時に、市、消防本部の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、他市区町村間の広域相互応援体制並びに県等との協力体制を平常時から確立し、支援部隊や物資等を円滑に受援できる体制を整備する。

第 1 市区町村相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定の適切な運用

市は、市単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成 8 年度に県内全市町間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の適切な運用を図り、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

(1) ブロック内市町及び各ブロック間の連絡体制

本市は、県内を 8 地域に区分したブロックのうち、南那須ブロックに属している。市は、応援活動を迅速かつ円滑に行うため、ブロック内の市町及び応援ブロックとして指定されている他の 4 ブロック間の災害時の連絡体制について確認しておく。

(2) 連絡会議の開催

市は、協定の円滑な運用を図るため、定期的及び必要に応じてブロック内での連絡会議に参加し、協定の内容や各市町の応援体制について確認を行うとともに、ブロック内相互応援体制の充実・強化に向けて必要な検討を行う。

(3) 体制の充実強化

市は、協定の円滑な運用を図るため、被災市町からの応援要請、応援の際の支援準備、応援業務の実施、県の災害対策業務との連携等に関する基本ルールの策定を検討する。

また、ブロック内での各市町の地域特性等を考慮した共同備蓄の推進や、ブロック内合同防災訓練の実施について検討する。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
----------------------------	-------

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、市は、県の区域を越えた市区町村を含め、できるだけ多くの市区町村、また、関係業者との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

資料編 ◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
◆ 特殊災害消防相互応援協定書	P 346
◆ 災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	P 350
◆ 災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	P 352
◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	P 354

第2 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和56年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県と県消防長会で平成16年4月に策定した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

消防本部は、県及び県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう努めるとともに、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行い、より効果的な広域応援体制の整備を図る。

2 緊急消防援助隊の整備

消防本部は県と協力して、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、相互に協力して、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊の応援体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

消防本部は、県外からの緊急消防援助隊が市長の指揮の下、円滑に活動できる体制の確保を図るため、平成20年度に策定した「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

また、県は、随時当該受援計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上、適宜改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

第3 県と市の連携強化

市は、県による防災担当職員を対象とした説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、市地域防災計画の修正における助言・支援等により、市における防災力の向上を図るとともに、県と市が連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

第22節 災害廃棄物等の処理体制の整備

市は、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時からそのための体制の整備を図る必要がある。

第1 現状と課題

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、竜巻等において大量の災害廃棄物が発生したことを踏まえ、市では、県や処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 市の対策

市は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

2 処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物等の処理を行うことができるよう、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、必要な支援を行う。

- (1) 市において、災害廃棄物等の発生見込み量を把握し、その処理体制を整備することができるよう支援する。
- (2) 平時から市、処理業者と連携し、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう共通認識を図るとともに、事業継続計画の策定について働きかけを行う。
- (3) 市及び関係団体との間で締結した「栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書」及び「栃木県災害廃棄物等の処理応援に関する協定書」（以下「相互応援協定等」という。）が災害時に実効的に機能するよう、定期的に訓練、当該協定の内容の確認等を行うとともに、連絡体制を整備する。
- (4) 災害の発生等に伴い石綿を含む建設系廃棄物等が大量に発生することが想定されることから、市、処理業者、解体業者等に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）等の周知を図る。
- (5) 災害時の廃棄物対策に関し、県域を越えた相互応援体制の構築に向け、関係都県、国等と共に検討を行う。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

第1 職員の配備体制等

職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、次によるものとする。

1 職員の配備体制

体制	災害の態様・体制の概要	配備基準	配備要員
注意体制	大雨・洪水警報等が発令され、小規模な災害が発生するおそれがある場合、小規模な災害が発生した場合に情報の収集及び応急対策を行なう。	河川の水位が水防団待機水位に達しさらに上昇すると見込まれる時	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
警戒体制	中規模な災害が発生するおそれがある場合、中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 河川の水位が氾濫注意水位に達すると見込まれる時 ◆ 土砂災害警戒情報が発令されると見込まれる時 	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
第1次非常体制（自動配備）	大規模な災害が発生するおそれがある場合、大規模な災害が発生した場合災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難判断水位に達しさらに上昇すると見込まれる時 ◆ 土砂災害警戒情報が発令された時 	全職員
第2次非常体制（自動配備）	県内に特別警報が発表された場合、災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合、災害応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 氾濫危険水位に達し氾濫が発生した時 ◆ 土砂災害が発生した時 	

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

2 初動体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警戒体制	副市長	総務課長	総務課危機管理G総括
非常体制	市長	副市長	総務課長

第2 注意体制

この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県に報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害情報に関する広報

第3 警戒体制

1 災害警戒本部の設置

中規模な災害が発生するおそれがある場合又は中規模若しくは局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）で副市長が必要と認めるときには、災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 気象情報の収集
- (2) 被害情報の把握
- (3) 被害情報を県に報告
- (4) 関係課等への通報
- (5) 各課長及び市長への報告
- (6) 災害応急対策（中規模）
- (7) 災害情報に関する広報

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、副市長を本部長とし、教育長、全参事・課長で構成するものとする。

3 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- (1) 災害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

第4 非常体制

1 那須烏山市災害対策本部の設置

那須烏山市に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、市長是那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）に基づき、那須烏山市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 本部設置の基準

本部の設置の基準は、次のとおりである。

- ア 県内に特別警報が発表された場合（自動的に設置する。）
- イ 気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合
- ウ 大規模な火災、爆発事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合
- エ 災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合
- オ 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合

(2) 本部の設置及び解散の公表

本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、ホームページその他確実迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、口頭	総 務 課
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	防災行政無線、口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話	〃
報 道 機 関	口頭、文書、電話	総合政策課
一 般 住 民	防災行政無線、ホームページ、エリアメール、防災メール、ツイッター、とちぎテレビデータ放送、防災ラジオ、広報車、電話、口頭	総務課・総合政策課

(3) 本部の設置場所

ア 本部は、那須烏山市役所烏山庁舎に置く。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

イ 本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(4) 解散の基準

本部は、おおむね次の基準により本部長が認めたとき解散する。

- ア 当該災害にかかる災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害にかかる危険がなくなると認めるとき。

2 本部の組織図

本部の組織図は、本節末尾に掲げる別表1（P72）のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（各参事、課（局）長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ 本部会議の開催

（ア）本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

（イ）本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出るものとする。

ウ 本部会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- (エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 本部会議の庶務

本部会議の庶務は、総務課が担当する。

(2) 本部の事務分担

本部は、本節末尾に掲げる別表 2 (P81) の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(3) 本部連絡員の任命及び責務

- ア 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- イ 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

(4) 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）不在時の指揮命令系統の確立のため職務代理者の順位を次のように決めておくものとする。

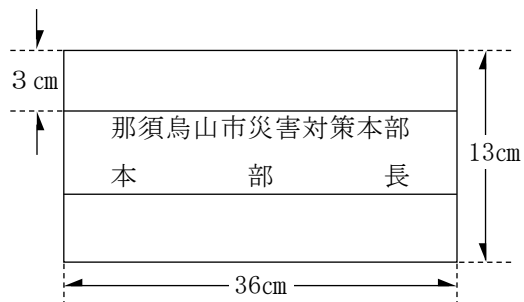
第 1 順位 副市長

第 2 順位 教育長

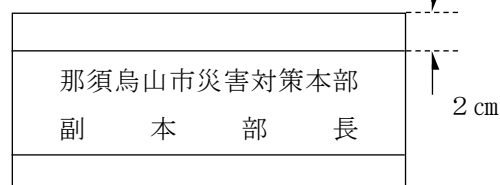
(5) 災害対策本部職員の証票等

ア 本部長、副本部長、本部員その他の職員は災害対策活動に従事するときは、次に掲げる腕章を着用するものとする。

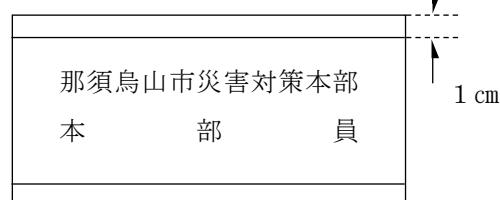
(ア) 本部長腕章



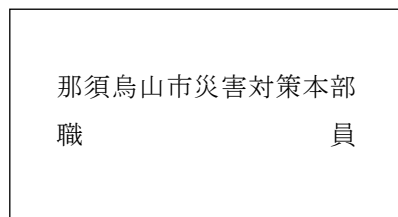
(イ) 副本部長腕章



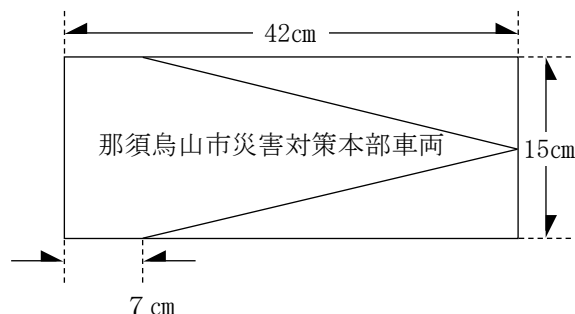
(ウ) 本部員腕章



(エ) 職員腕章



イ 災害対策活動に使用する本部の車両には、次に掲げる標旗を付するものとする。



4 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第5 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

2 動員の伝達方法

非常体制時の職員等への動員の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

ア 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合において本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長はこれを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

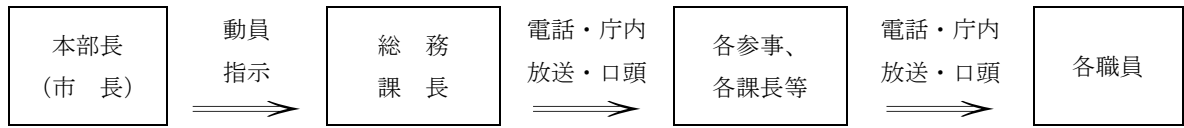
イ 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

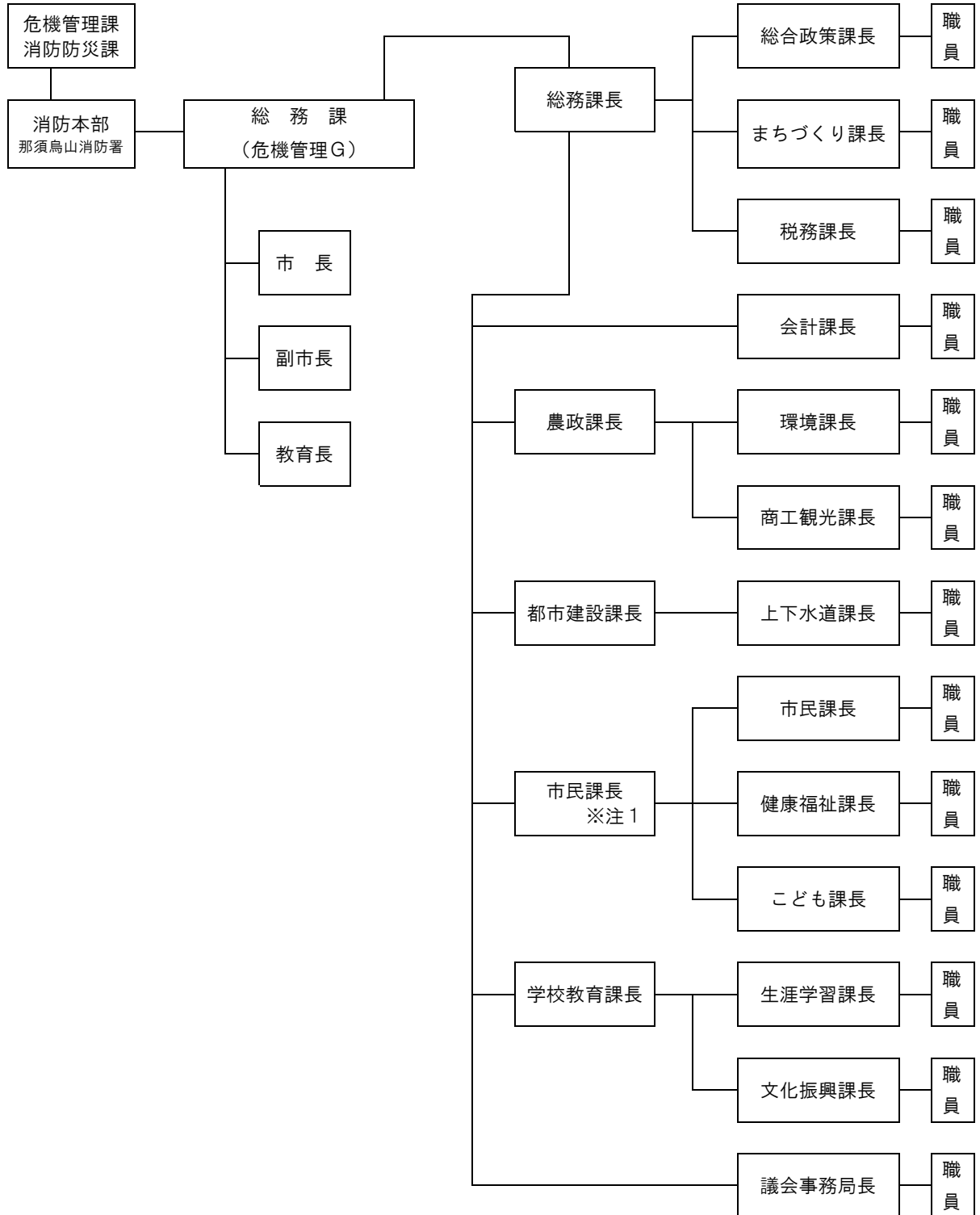
招集指示を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた場所に参加する。それ以外の職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。ただし、河川の増水などの状況によっては自主的に参加するものとする。

3 職員動員配備の伝達系統図

(1) 勤務時間内

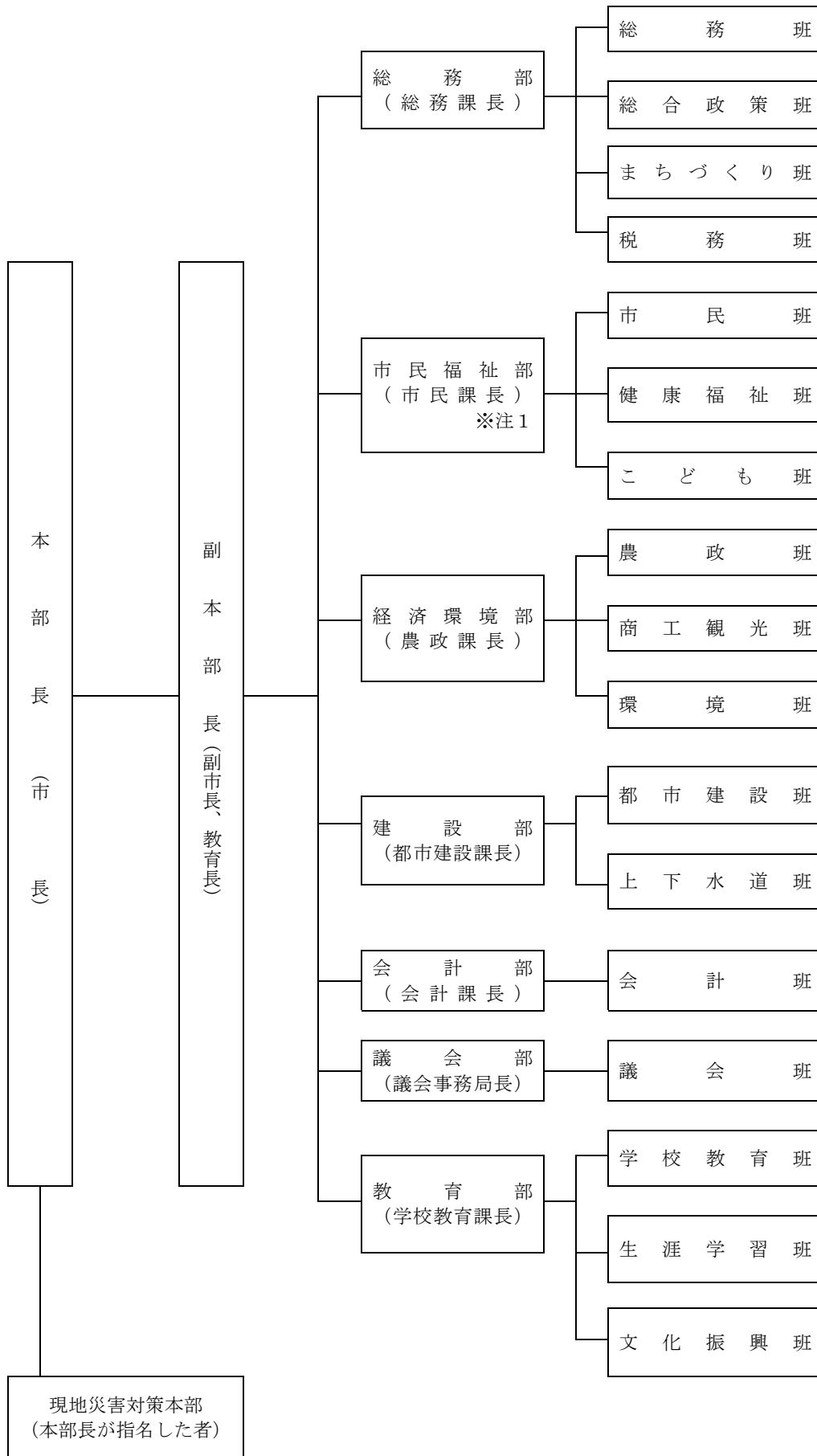


(2) 勤務時間外



※注1 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長をあてる。

別表1 災害対策本部組織図



※注1 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長を市民福祉部の部長にあてる。

別表2 災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 務
総 務 部 部長：総務課長	総 務 班 班長：総務課長	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 防災会議その他関係機関団体の連絡に関する事。 5 災害応急対策実施の総括に関する事。 6 災害情報のとりまとめ及び被害状況の報告に関する事。 7 避難の指示・勧告に関する事。 8 職員の動員及び派遣に関する事。 9 災害時における要員の確保、配分に関する事。 10 災害関係文書、物品、受理配布及び発送に関する事。 11 消防団に関する事。 12 緊急消防援助隊の受援に関する事。 13 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 14 関係団体、機関に対する協力及び応援の要請に関する事。 15 災害時における応急対策資材の調達に関する事。 16 仮設トイレの設置に関する事。 17 災害時の車両調達、配車に関する事。 18 市有施設の災害対策に関する事。 19 庁舎の整備及び本部の事務に必要な施設の整備に関する事。 20 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関する事。 21 災害救助法の適用に関する事。(特別班対象事務) 22 その他他の部の分担任務に属さない事項に関する事。
	総 合 政 策 班 班長：総合政策課長	1 災害時の広報に関する事。(特別班対象事務) 2 報道機関等との連絡に関する事。(特別班対象事務) 3 災害状況の取材及び記録の編集保存に関する事。 4 災害対策の予算及び資金に関する事。 5 本部長の秘書に関する事。 6 市所有の情報システムに関する事。 7 他の班の応援に関する事。
	ま ち づ くり 班 班長：まちづくり課長	1 災害時における食料等の確保に関する事。 2 労務者等の雇用に関する事。 3 災害見舞視察者の応接に関する事。 4 市内備蓄品の放出に関する事。 5 他の班の応援に関する事。
	税 務 班 班長：税務課長	1 救援物資の仕分け配分に関する事。 2 市民税及び国民健康保険税の減免その他災害時の税制に関する事。 3 固定資産の被害調査及び報告に関する事。(特別班対象事務) 4 他の班の応援に関する事。

<p>市民福祉部 部長：市民課長</p> <p>※ 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長を部長にあてる。</p>	<p>市民班 班長：市民課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 被災者の避難誘導に関する事。 4 避難所の開設及び運営に関する事。 5 南那須地区における災害時の広報に関する事。 6 災害時における住民相談に関する事。 7 被災者の身元調査及び照会等に関する事。 8 被災者名簿等の作成に関する事。(特別班対象事務) 9 遺体の埋火葬の許可に関する事。 10 り災証明書その他の証明書の発行に関する事。(特別班対象事務) 11 行方不明者の届出の受理に関する事。 12 診療所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 13 他の班の応援に関する事。
	<p>健康福祉班 班長：健康福祉課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。 3 炊出しその他食品の給与に関する事。 4 被服寝具その他生活必需品の給貸与に関する事。 5 災害弔慰金の支給等に関する事。 6 臨時予防接種に関する事。 7 要配慮者の安全確保対策に関する事。 8 防疫班の編成及び出動に関する事。 9 災害時の感染症対策に関する事。 10 食品の衛生に関する事。 11 災害時の医療助産に関する事。 12 医薬品、衛生材料、救護資材等の調達に関する事。 13 医療救護班の編成及び出動に関する事。(特別班対象事務) 14 救護所の設置に関する事。 15 他の班の応援に関する事。
	<p>こども班 班長：こども課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 就学前教育・保育施設園児の避難及び安全対策に関する事。 3 就学前教育・保育施設園児の保護に関する事。 4 要配慮者(特に乳幼児)の安全確保対策に関する事。 5 こども館来館者の避難及び安全対策に関する事。 6 放課後児童クラブ利用児童の保護に関する事。 7 他の班の応援に関する事。

経 済 環 境 部 部長：農政課長	農 政 班 班長：農政課長	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 農林業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 市有林の災害対策及び被害調査に関する事。 5 農林畜産物及びその施設の被害調査及び応急対策に関する事。 6 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関する事。 7 被害農家の災害融資及び営農指導に関する事。 8 家畜及び畜産施設の被害状況調査に関する事。 9 被災家畜の飼料・防疫・診断に関する事。 10 被災農林業者の災害融資に関する事。 11 他の班の応援に関する事。
	商 工 観 光 班 班長：商工観光課長	1 商工関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 被災商工業者に対する災害融資に関する事。 3 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 他の班の応援に関する事。
	環 境 班 班長：環境課長	1 災害時におけるし尿及び廃棄物の処理に関する事。 2 環境衛生施設等との連絡調整に関する事。 3 災害時における公害防止に関する事。 4 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除に関する事。 5 災害時における死亡獣畜の処理に関する事。 6 災害時における死亡者の火葬、埋葬に関する事。 7 他の班の応援に関する事。
建 設 部 部長：都市建設課長	都 市 建 設 班 班長：都市建設課長	1 部の災害対策活動の総括に関する事。 2 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 3 重機等の応急復旧及び資機材の調達に関する事。 4 緊急輸送に関する事。 5 都市計画施設の災害対策に関する事。 6 土地区画整理の災害対策に関する事。 7 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関する事。 8 災害危険箇所の巡回パトロールに関する事。 9 災害復興都市計画の作成に関する事。 10 道路、橋りょう、河川等の被害調査及び応急対策に関する事。 11 障害物の除去に関する事。 12 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 13 被災建築物応急危険度判定に関する事。 14 被災宅地危険度判定に関する事。 15 被災住宅復興資金に関する事。 16 他の班の応援に関する事。
	上 下 水 道 班 班長：上下水道課長	1 災害時の断水状況の調査、飲料水の確保及び応急給水に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 2 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 施設の応急復旧及び応援の受入れに関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 下水道施設の復旧に関すること。 6 給水機器及びその修理資材の確保に関すること。 7 水道施設の復旧に関すること。 8 他の班の応援に関すること。
<p>会 計 部 部長：会計課長</p>	<p>会 計 班 班長：会計課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における出納に関すること。 2 義援金等の受付、保管及び配分に関すること。 3 他の部の応援に関すること。
<p>議 会 部 部長：議会事務局長</p>	<p>議 会 班 班長：議会事務局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における議会活動に関すること。 2 災害時における議員との連絡調整に関すること。 3 他の部の応援に関すること。
<p>教 育 部 部長：学校教育課長</p>	<p>学 校 教 育 班 班長：学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 小・中学校児童、生徒の避難及び安全に関すること。 5 災害時の応急教育に関すること。 6 教職員の災害対策のための確保に関すること。 7 教科書の調達あっせんに関すること。 8 学校等への避難所開設時の協力に関すること。 9 災害時の学校給食に関すること。 10 被災生徒の育英・奨学に関すること。 11 他の班の応援に関すること。
	<p>生 涯 学 習 班 班長：生涯学習課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会教育施設への避難所開設時の協力に関すること。 3 災害対策活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する こと。 4 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害対策活動に協力する社会体育団体等の連絡調整に関する こと。 6 社会体育施設への避難所開設時の協力に関すること。 7 要配慮者（特に外国人）の安全確保対策に関すること。 8 他の班の応援に関すること。
	<p>文 化 振 興 班 班長：文化振興課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化財関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 他の班の応援に関すること。

※ 特別班対象事務は、住家の認定調査や被災証明発行業務、又、それに呼応する支援策のワンストップ受付などを進めてゆく過程において、単独の班のみが対応しているだけでは、情報の共有化などの面から円滑に対応できないため、総務班が関係する班から職員を集約し行なうものとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市は、気象予警報等を関係団体、住民に対し迅速に伝達できる体制を整備する。また、災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第1 情報収集体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策主管職員（総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課担当職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

県防災行政ネットワークの気象情報配信システム及び携帯電話エリアメール等を活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を24時間体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P373

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

第2 警戒情報等の伝達

1 防災気象情報

宇都宮気象台が発表する防災気象情報は、次のとおりである。

市は、県を通じて宇都宮地方気象台から通報された気象情報、注意報・警報の防災気象情報を受けた場合、必要に応じて住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

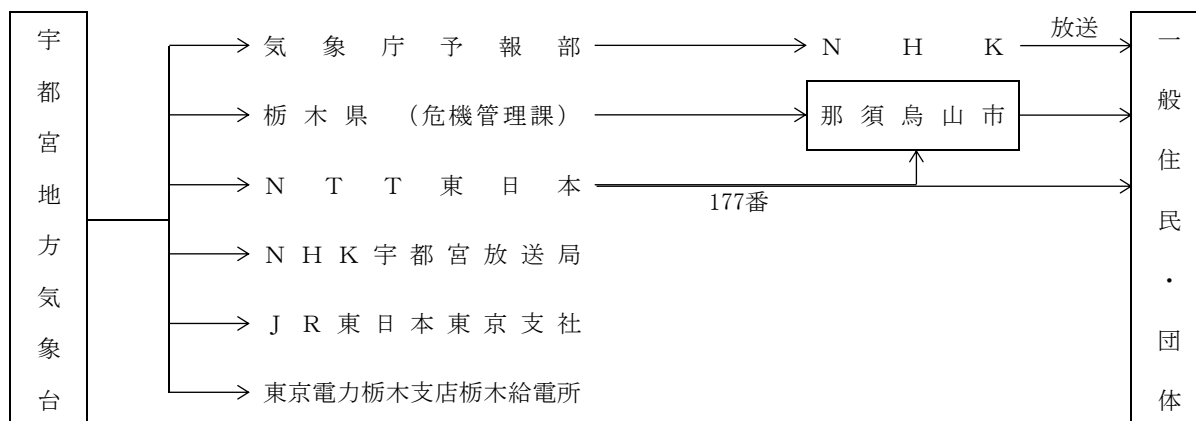
大雨・強風時に発表する防災気象情報

防災気象情報	概要	発表時刻、利用上の効果等
栃木県気象情報 (府県情報) 〈大雨に関する 情報／台風に関 する情報等〉	大雨・強風の可能性がある場合に、発表する総合的な気象情報。 懸念される災害についての注意も喚起	台風に関する情報など大規模で顕著な現象の場合は、2～3日前から発表するものもあるので、事前の対策に活用できる。台風が栃木県に接近する場合等においては、時々刻々変化する状況を最新のデータと共に発表し、災害対策についても注意を喚起している。

注意報	災害の発生するおそれがある旨を注意して発表	現象の将来的見通しとして、警報の可能性及びその発表時期への言及を行うことがある。
警報	重大な災害が発生するおそれがある旨を警告して発表	特に重大な土砂災害の発生が予想される場合には、「過去数年間で最も土砂災害の危険が高まっています」といった説明を加え、土砂災害に対する一層の警戒を呼びかける。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える重大な災害の危険性が著しく高まった旨を特別警報として発表	数十年に一度というような危険性が高まった場合には、「過去経験したことがないような異常な現象が起きそうな状況です。ただちに命を守る行動をとってください。」といった説明を加え、注意喚起を促し周知する。
記録的短時間大雨情報	数年に1度程度しか発生しない、まれな大雨（1時間雨量110mm以上）となった場合に、時刻、場所、雨量を直ちに発表	大雨が短時間で集中的に降ったことを明示し、ここ数年来例をみないような重大な災害の発生が高まっていることを周知する。

2 気象注意報、警報の伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報は、以下により速やかに通知する。



ア 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

イ 県

県は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

ウ 県警察本部

県警察本部は、気象注意報・警報の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

エ 市

県又は東日本電信電話株式会社からの通報やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報・警報

を知ったときは、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

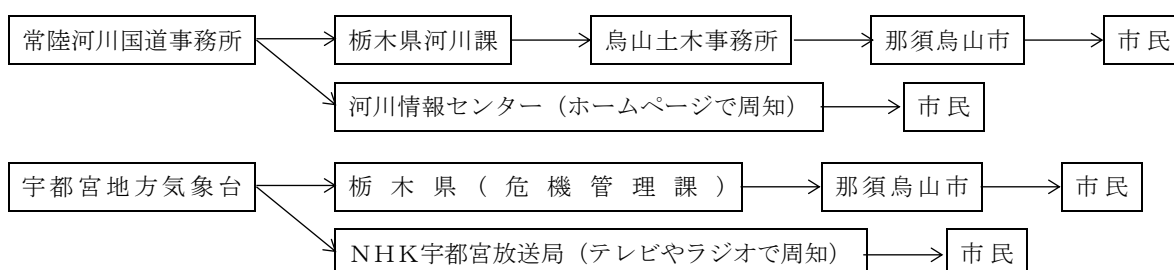
オ 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

3 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（那珂川）について、常陸河川国道事務所と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表される。下記により通知されるが、市においても、市民へ一斉メール送信や広報車などにより速やかな周知を図るとともに、避難勧告など速やかな対応を行う。

洪水予報の伝達方式

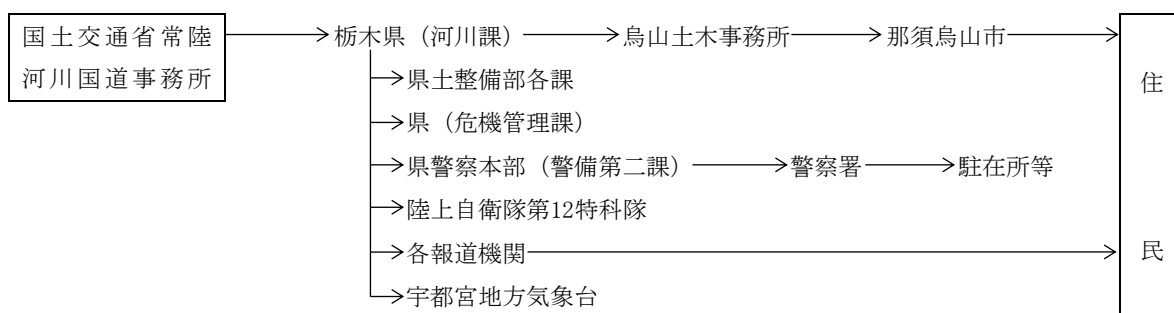


4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が、水防の必要がある状況が発表される（ただし、緊急の場合は烏山土木事務所長が発表し、知事に報告する。）。

水防警報の伝達系統

○国土交通大臣の指定する河川（那珂川）



5 一般住民からの通報

(1) 発見者の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察官に通報する。なお、急傾斜地等災害危険区域において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察署に通報する。

(2) 市、警察官の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、市は状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位の状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 家畜、建物、農地、河川、道路、鉄道等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

要配慮者利用施設：児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害者福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否
- (11) その他法令に定めがある事項

2 報告及び収集の実施者

- (1) 各課ごとの被害情報調査

各種被害ごとの調査担当課は、次のとおりである。

災害報告事務の状況一覧

市主管課	報告大別	報告の内容
総務課	災害全般	災害の状況・災害の程度・応急措置の概要
総務課	消防	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動
商工観光課	商工	商工業被害・その他
学校教育課	公立学校	公共文教施設（小・中学校施設）
健康福祉課	一般被害	人的被害・家屋被害・救助実施状況

- (2) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

- (3) 避難所からの収集

市民班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

3 郵便局に対する協力要請

市は、烏山郵便局及び南那須郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

資料編	◆ 災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	P 350
	◆ 災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	P 352

4 県職員の派遣

県は、県内に震度6弱以上の地震が発生した場合又は本市から要請した場合あるいは本市への緊急な支援が必要と県危機管理監が判断した場合、県職員（緊急対策要員）を派遣し、本市の被害情報の収集を行うとともに、避難勧告、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、災害の状況によっては、県危機管理課・県消防防災課職員を現地（市災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

5 知事ホットラインの活用

大規模災害が発生するおそれがある場合等においては、県知事から市長に対し、直接、助言を頂く仕組み（知事ホットライン）を活用し、市における防災体制の充実・強化を図るものとする。なお、知事ホットラインを受けた場合は、市長からも知事に対して連絡が行えるとともに、市からの質問や再確認等を県危機管理課宛てに行えるよう双方向化する。さらに、知事から市長への連絡に併せて、県関係課の幹部職員から総務課長へ連絡を行うことで複線化を図るものとする。

第4 情報の整理・分析

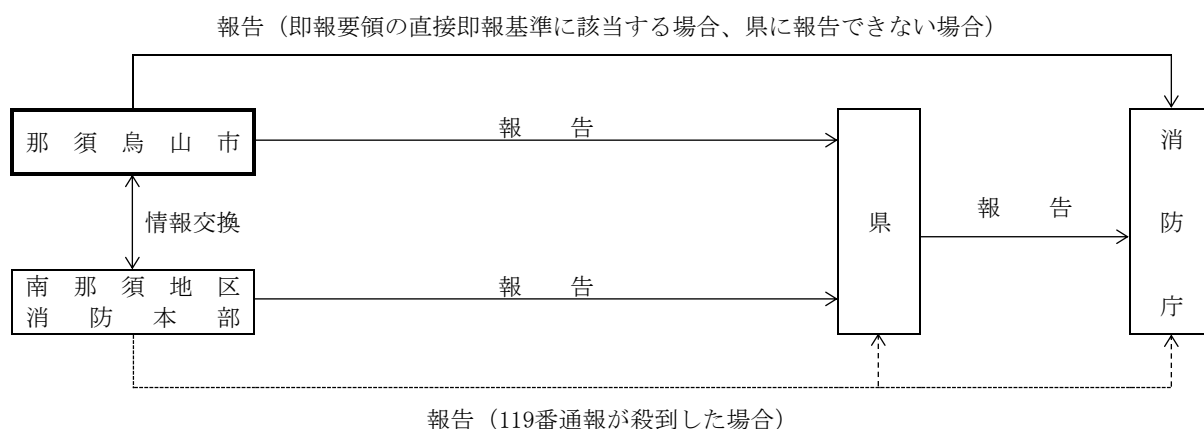
総務班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務課長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

1 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、市は、消防本部と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。



2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
市防災行政無線		災害情報の収集、地域住民への伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
NTTドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社NTTドコモと協議して事前に設定する。）
	衛星携帯電話	衛星を利用した携帯電話機であり、災害時に通信手段の確保が困難な場合に、烏山庁舎・南那須庁舎間の通信を確保する電話（消防本部にも設置あり。）
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	消防団無線	消防団車両に積載された簡易無線（市役所烏山庁舎にも配置）
	警察通信	県警察専用電話及び無線通信
	非常通信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

2 公衆電気通信設備の利用

市、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなった場合には、次の措置を行い、通信の確保を図る。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

市は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

3 消防団指令システム

市幹部職員・消防団幹部職員約50名に対し携帯電話メール等への一斉送信システムにより、災害時の初動体制に万全を期すものとする。

4 警察通信設備の優先利用

市は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
那須烏山警察署	県 警 察 本 部	
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県 消 防 防 災 課	
烏山土木事務所	県 危 機 管 理 課 県 消 防 防 災 課	

(3) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通報は何通でも依頼できるが、1通の通信文はなるべく本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、わかれば電話番号をはっきり記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

栃木県非常通信用無線局局名録

免許人	局種	呼出符号又は名称	電波の形式	空中線電力	設置場所（電話番号）
栃木県	移	みなみなすふくし1	F 3 E	10	烏山健康福祉センター 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 82-2231
栃木県	基	ぼうさいからすやまどぼく	F 3 E	5	烏山土木事務所 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 83-1321
栃木県	移	ぼうさいからすやまどぼく1～5	F 3 E	10	
南那須地区広域	基	しょうぼうなすからすやま	F 3 E	10	南那須地区広域行政事務 組合消防本部 那須烏山市神長880-1 (0287) 82-2009
南那須地区広域	移	なすからすやま1～9 きゅうきゅうなすからすやま1.2	F 3 E	10	

第8 通信施設の応急復旧

1 市防災行政無線

通信施設が被災した場合は、被害実態を早期に把握して使用可能な移動系無線を災害現場等との重要箇所に配備するなど、臨機な措置を行い、通信の確保を図り防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたるとともに、障害の早期復旧に努める。

2 公衆通信

東日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用し応急復旧を図る。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムによる応急復旧を図る。

3 移動通信

株式会社NTTドコモは、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、携帯・自動車電話方式可搬型基地局装置（P-MBS）を使用し、回線の応急復旧を図る。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用し、応急復旧を図る。

第9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

特に、エフエム栃木との間においては、「災害時における放送要請に関する協定書」で締結している内容に基づき、24時間・365日体制で災害時緊急放送を要請することができる。

第3節 災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため、市は、関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第1 監視、警戒

1 市、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ア 降雨量等の気象情報
- イ 河川の水位、流量等の変化
- ウ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- エ 住民の動向
- オ その他発災防止上必要な事項

(2) 災害発生初期

- ア 人的被害の発生状況
- イ 家屋等建物の被害状況
- ウ 河川等の氾濫、浸水の状況
- エ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- オ 避難の必要の有無、避難の状況
- カ 道路、交通機関の被害状況
- キ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ク 119番通報の殺到状況
- ケ その他災害の応急対策活動に必要な事項

2 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防から水があふれていないか
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) （排・取）水門の漏水、扉の締め具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 市の活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）を出動又は出動の準備をさせ、また消防本部に出動の協力を依頼するとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

また、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団（消防団）の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

なお、水防管理団体の非常配備等についての詳細は、「那須烏山市水防計画」に掲げるものとする。

第4節 相互応援協力・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、他自治体に対し、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき迅速・的確な応援要請を行う。また、状況によっては、県を通じて自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 市区町村相互応援協力等

1 市区町村間の相互応援協力

市長は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要な場合は、締結している相互応援協定に基づき応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

2 県への応援要請

市長は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは県に対して応援を求める。

3 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及びあっせん

(1) 市長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策の万全を期すものとする。

(2) 市長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由

イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数

ウ 派遣を要請する期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ アからエまでに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第2 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は防災ヘリ）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。この場合においてドクターヘリによる輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

市長

(2) 事務手続

総務課において次により行う。

ア 要請窓口

(ア) 県民生活部危機管理課

(イ) 陸上自衛隊第12特科隊（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

イ 災害派遣要請の依頼方法

市は、県に対して派遣に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、県に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第12特科隊に通知する。この場合、その旨を速やかに県に通知するものとする。

様式

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

那須烏山市長名

陸上自衛隊の災害派遣要請の依頼について

次により陸上自衛隊の派遣について依頼します。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考事項

4 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

5 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舎のあっせん

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあっせんする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

6 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第12旅団長と協議の上、県に対して撤収要請を依頼する。

第5節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、市は県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告し、救助の実施に備えるものとする。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が2,000以上のとき。（2号基準）
- (3) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が9,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害救助法適用基準一覧表

那須烏山市の人口（平成22年国勢調査）	滅失世帯数
15,000人以上30,000人未満	50世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める。市は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県

に報告するものとする。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 市災害救助法所管課（総務課）は、市民課、健康福祉課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 県は必要に応じて職員を派遣し、市町の行う被害状況の調査に応援、協力、立会い等を行う。

(5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

(6) 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。

(7) 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(1) 避難所の設置

(2) 応急仮設住宅の供与

(3) 炊出しその他による食品の給与

(4) 飲料水の供給

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(6) 医療

(7) 助産

(8) 被災者の救出

(9) 被災した住宅の応急修理

(10) 学用品の給与

(11) 埋葬

(12) 死体の搜索

(13) 死体の処理

(14) 障害物の除去

(15) 応急救助のための輸送

(16) 応急救助のための労力

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- ア 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。
- イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

資料編 ◆ 災害救助法施行細則（別表第1、第2）

P 363

◆ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表） P 370

区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
避難の 勧 告	市 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの勧告、立ち 退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお いて、特に必要と認められるとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの勧告、立ち 退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき。
待避の 指 示	市 長 〔災害対策基本法 第60条第3項〕	屋内での待避等の安全 確保措置を指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場 合において、避難のための立退きを行うことにより かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあ ると認めるとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	屋内での待避等の安全 確保措置を指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき。
避難の 指示等	市 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、立ち 退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にお いて、特に必要と認められ、急を要するとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの指示、立ち 退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を 行うことができなくなったとき。
	知 事 又 は その命を受けた職員 〔地すべり等防止法 第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認め られるとき。
	知事、その命を受けた職 員 又は 水 防 管 理 者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められる とき。
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、立ち 退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないとき又は 市長から要求があったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受け るおそれのある者に対し、その場の危害を避けるた めに必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察 官職務執行法第4条の避難の措置をとる。

※ 平成28年12月26日に内閣府より、「避難準備情報」の名称変更についての公表がありました。内容的には、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を『避難準備・高齢者等避難開始』に、併せて、「避難指示」を『避難指示(緊急)』に名称変更したことに留意すること。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の勧告・指示の違い

避難の勧告・指示は对人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は下表のとおりとする。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 〔水防法 第21条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消 防 吏 員 、 消 防 団 員 〔消防法 第28条第1項、第36条〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、火災を除く災害
(4)	警 察 官 〔災害対策基本法 第63条第2項他〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官〔災害対策基本法 第63条第3項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難勧告等の周知・誘導

1 住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) 広報車の使用による伝達
- (3) 防災メール、防災ラジオによる伝達
- (4) エリアメール
- (5) とちぎテレビデータ放送
- (6) サイレン、鐘等の使用による伝達
- (7) 町内会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

2 市の報告

市は、避難の勧告、指示を実施したとき、又は避難指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

3 関係機関相互の連絡

市その他の避難指示等実施機関は、避難勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

(1) 住民の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の誘導

市は、帰宅困難者の帰宅を支援するため、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。徒歩帰宅者に対しては、食料や水、休憩場所の提供を行う。

5 案内標識の設置

市は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉避難所に受入要請をする。本市の避難所は、資料編に掲載のとおりである。

(3) 市は、次の施設を福祉避難所として指定し、要配慮者の受入を要請するものとする。

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
(福) 大和久福祉会	大和久福祉会 大和久育成園	那須烏山市南大和久956番地2 (0287) 88-2041
(福) 敬愛会	敬愛荘 さらい てんまりの杜 なごみ	那須烏山市滝田1867番地3他 (0287) 84-1176
(福) みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	同左	那須烏山市南1-2806-1 (0287) 82-2578
(福) 正州会	愛和苑 あいぜん ふげん	那須烏山市三箇183番地1他 (0287) 88-0311

- (4) 状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。
- (5) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。
- (6) 市は、避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。
- ア 避難所開設の日時、場所
 - イ 収容人員
 - ウ 開設期間の見込み
 - エ その他必要事項

資料編	◆ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	P 299
	◆ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	P 348

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、町内会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供するには確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。
- また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障害者等、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つよう努める。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔ケアなどの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、那須烏山警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (7) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (8) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

- (9) 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (10) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第5 要配慮者への対策

1 要配慮者への日常生活の支援

市は、県とともに被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活に必要な粉ミルク、哺乳びん、車椅子等の福祉用具、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適切な調達と供給による円滑な生活支援を行う。また、避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

市及び県は、被災により生じた要保護児童や要支援高齢者等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 市在住外国人への対策

市は、被災した市在住外国人に対して、県及び公益財団法人栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第6 こころのケア対策

市は、県とともに被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者(以下、「避難所外避難者」という。)の避難状況の把握に努める。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 市における計画

市長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、市地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。なお、市長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行

い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、収容可能人員
- (2) 避難のための準備、伝達の方法
- (3) 避難勧告、避難指示(緊急)の伝達方法
- (4) 避難経路、誘導方法
- (5) 避難所の開設、運営方法
- (6) 避難に必要な準備、携帯品
- (7) 要配慮者の避難支援の方法
- (8) その他必要事項

第9 帰宅困難者対策

1 避難場所への誘導

鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留が可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って市に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、市が準備する避難所への誘導を行う。

市は、鉄道事業者と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

第10 広域避難

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者収容が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定

P 331

第11 県外避難者の受入

1 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

市は、県からの要請に基づき、避難場所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

- ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知
- イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理
- ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応
- エ 県外広域避難所に関する情報提供
- オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ア 県営住宅、市営住宅
- イ ホテル、旅館等
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）
- エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 市及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難施設の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋、天幕を設営する。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所(避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を収容する避難所)を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内。また、冬期(10月～3月)は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

資料編	◆ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	P 348
	◆ 災害救助法施行細則(別表第1、第2)	P 363

第7節 消火活動

第1 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模な火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

1 大規模火災

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

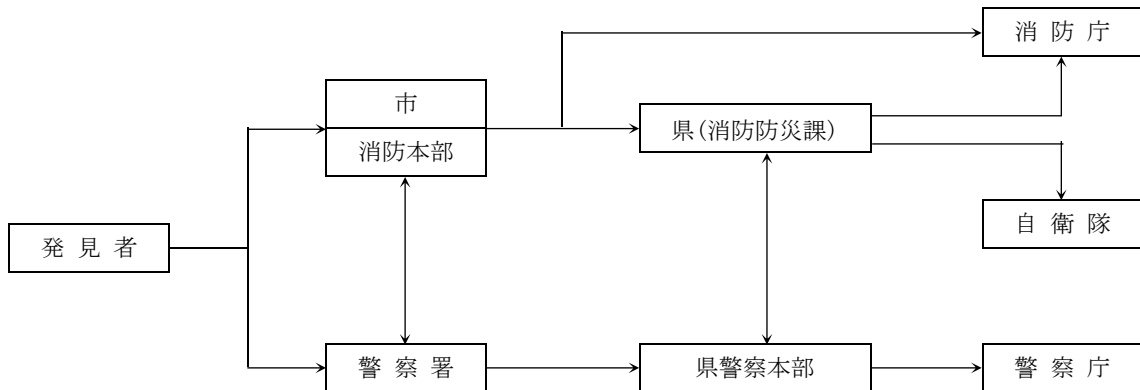
市及び消防本部は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 林野火災

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

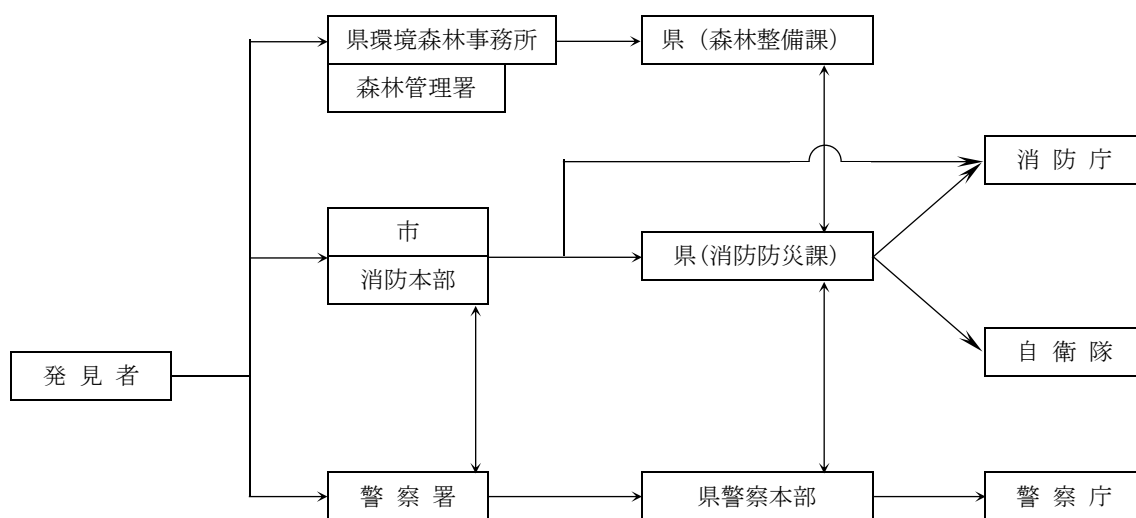
市及び消防本部は、林野火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、本章第2節に準じる。

第2 消火活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

1 消防関係機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

ア 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮の下、適時的確な消火活動を行う。

イ 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線、消防団簡易無線や消防水利の統制を適切に実施する。

ウ 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

エ 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

オ 救急・救助活動の実施

火災により負傷者が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

(2) 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

2 市等の活動

(1) 広域応援の要請

ア 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(ア) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続により要請、出動する。

a 第一次応援体制

一の消防機関を地区内の他の消防機関が応援する体制

要請手続：受援側消防機関の長が、市長及び知事に報告の上、地区代表消防機関の長に連絡する。

b 第二次応援体制

上記 a によってもなお消防力が不足する場合、一の消防機関を県内のすべての地区の消防機関が応援する体制

要請手続：① 受援側消防機関の長が、市長に報告の上、代表消防機関（宇都宮市消防局）、受援地区代表消防機関の長及び県に連絡する。

② 要請を受けた県が、各地区代表消防機関の長に連絡する。

(イ) その他の協定

(ア)によるほか、市区町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
	◆ 特殊災害消防相互応援協定書	P 346

イ 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(ア) 要請手続

a 市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- ① 災害発生日時
- ② 災害発生場所
- ③ 災害の種別・状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 応援要請日時
- ⑥ 必要な応援部隊数
- ⑦ 連絡責任者の職・氏名・連絡先等

- ⑧ 応援部隊の進出拠点・到達ルート
- ⑨ 指揮体制及び無線運用体制
- ⑩ その他の情報(必要資機材、装備等)

b 市は、県に連絡が取れない場合、直接、国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

(イ) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

県は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市長から自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

3 大規模火災対策

(1) 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

(2) 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長時間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

4 林野火災対策

(1) 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し、臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

(3) 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

(4) 空中消火活動の実施

市は、消防機関及び県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機

材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第8節 救急・救助活動

災害により被災した者に対し、市は地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 市、消防機関の活動

市、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 市は、直ちに南那須医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

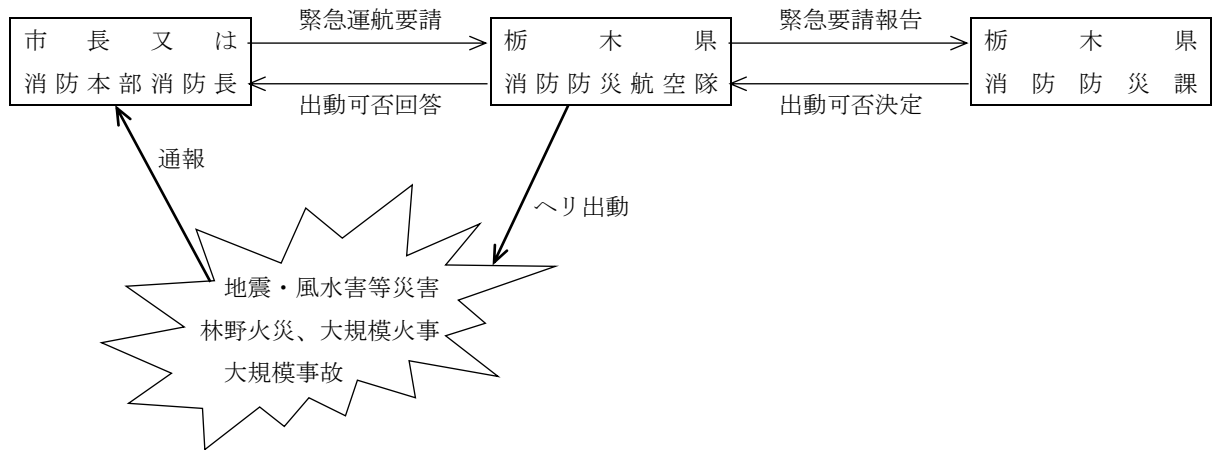
なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防本部の消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2 ヘリコプター活動体制

市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図り、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行うなど、必要な活動体制を整備するものとする。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第4 消防相互応援等

消防相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等については、本章第7節に準じる。

第5 県、警察、自衛隊との連携

市は、那須烏山警察への救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊への災害派遣を必要とする場合は知事に要請を依頼するものとする。

市、消防機関は、各機関との適切な連携のもと迅速適切な救出・救助活動を実施する。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき

(3) 災害の発生が継続しているとき

第9節 医療救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、関係機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第1 実施体制

- 1 市は、被災者に対する医療助産の計画の策定と実施を行う。ただし、市で対処できないときは、他市町又は県へ応援を要請する。
- 2 市は南那須医師会、県北健康福祉センター、保健福祉センター、南那須地区広域行政事務組合等との緊密な連絡を図るものとする。
- 3 市は、市内医療機関の協力を得て救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により南那須医師会に出動を要請する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 医療救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、健康福祉班を中心に市内医療機関の協力を得て、医療救護班を編成しておくものとする。救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班の編成	医 師	2名
	薬 剤 師	1名
	看護師（保健師）	6名

- 2 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から編成準備しておくものとする。

資料編 ◆ 医療機関一覧

P 303

第3 実施方法

- 1 医療及び助産は、医療救護班により行う。
- 2 救護班が到着するまでに急迫した事情があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄の医療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。
- 3 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり高齢者等に対しては、特に留意する。

第4 救護所の設置

市は、安全性を考慮し、避難場所、小中学校等公共機関や、災害現場に救護所を設置する。

第5 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として市診療所等医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県等に要請して確保し、円滑な供給を図る。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

第6 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して応急的に行うもの。

(2) 内容

原則として救護班によって、次の医療救護を行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア 診療

イ 薬剤、治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療、施術

エ 病院、診療所への収容

オ 看護

(3) 費用の限度

ア 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前、分娩後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

(4) 期間

分娩した日から7日以内

資料編 ◆ 災害救助法施行細則（別表第1、第2）

P 363

◆ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表） P 370

第10節 緊急輸送活動

災害時における被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確保、迅速に輸送するため、市は県、防災関係機関と連携して、災害時の緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

市は、被災者の輸送の責務を有する。実施責任者は、災害対策本部長（市長）があたるものとする。

災害時における輸送は、市長の指示により災害応急対策を行う各部が行う。ただし、配車等総合調整は総務班が行う。

また、輸送の対処ができないときは、他市町又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 市の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 輸送手段の確保

1 自動車等による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車等による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 市有のもの

ア 総務班が稼働可能数の把握、配車を行う。

イ 配車については、各部班が自動車等を必要とするとき、総務班に要請を行う。

(2) その他のもの

各部班からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両等の派遣を要請するものとする。また、栃木県軽自動車運送協同組合（赤帽）との間で締結している「災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定」により、軽自動車による物資の輸送協力を要請する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
	◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	P 354

(3) 応援の要請

市長（本部長）は、本市内で自動車等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町で自動車を確保することが効率的な場合は、当該市町又は県等に対し、次の事項を明示し応援を要請するものとする。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類及び台数
- ウ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

第4 緊急輸送について

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により県又は那須烏山警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

1 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者住所及び氏名
- (2) 番号標に表示されている番号
- (3) 輸送人員又は品名
- (4) 使用者住所、氏名
- (5) 通行目的
- (6) 通行日時
- (7) 通行経路
- (8) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を車両に備え付けるものとする。

資料編	◆ 緊急通行車両の標章及び確認証明書	P 330
-----	--------------------	-------

第5 輸送体制の確保

市は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1 救援物資集積場の確保

救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、被災現場に近い公共施設等に救援物資集積

場所を確保する。

2 緊急輸送道路の確保

災害が発生した場合には、市は効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路（第1章第15節第1参照）と市役所、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積場所など市の防災拠点とを結ぶ市道を優先して確保する。

3 臨時ヘリポートの確保

緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

資料編 ◆ 離着陸場一覧

P 329

第6 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救助用物資の輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

資料編 ◆ 災害救助法施行細則（別表第1、第2）

P 363

第 1 1 節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・生活必需品の供給を図るため、市は関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第 1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給するものとし、その責任者は市長（本部長）とする。ただし市のみでは対応実施不可能な場合は、近隣市町・県・相互応援協定を締結している自治体・その他関係機関の応援を得て実施する。

2 季節への配慮

市は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

市は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第 2 給食

1 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊出しによる給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

3 食料の調達、供給

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達を行う。

(1) 備蓄物資の放出

市は、市役所烏山庁舎職員休憩室等に備蓄している食料を放出し、被災者に配分するものとする。

(2) 主要食料の調達

前記(1)の備蓄食料では不足する場合は、次の順序により、他機関等から食料の調達を行うものとする。

ア 市内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記イによっても不足する場合、食料の配給を知事に申請し、県で備蓄している食料の調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて関東農政局栃木農政事務所に対し、主要食料等の供給を要請するものとする。

(3) 副食の調達

災害の状況により必要と判断した場合は、市内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、他市町、県等に、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品及び調味料等の供給を依頼する。

(4) 調達時の留意事項

- ア 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して粉ミルクなど、また寒い時期には温かなものなど）。
- イ 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

(5) 米飯の炊出しのための施設は、学校給食センターの施設を必要により利用するものとする。

4 食料の集積場所の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

救援食料等は、税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- エ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア 食料の確保

食料の確保については上記3に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木農政事務所主管課長、地域課長又は政府保有米を管理する倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の供給を要請することができる。

イ 炊出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。

- ア 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）

ウ 燃料費（品目、数量について制限はない。）

エ 雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から7日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第2 給水

1 実施体制

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行い、その責任者は市長（本部長）とする。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県等、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

市は、備蓄計画により備蓄している飲料水を放出し、被災者に配分する。市の備蓄飲料水のみでは不足する場合は、次により飲料水の確保を図る。

(1) 応援協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧水、井戸水、河川水等を浄化处理して飲料水を確保する。

(2) 市は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努める。

(3) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

3 給水方法

市では、災害時における住民への給水方法として、市水道の水源地に非常用電源を設置しており、停電等に即座に対応できるものとし、市保有の給水タンク等で指定された避難所等へ給水活動を実施する。また市は、給水班を組織して給水活動を行うとともに、水道施設の応急復旧活動を実施する。

4 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

5 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

6 飲料水の供給

(1) 飲料水が汚染したと認められるときは、栃木県食品衛生協会烏山支部等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。

(2) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を給水車、ポリエチレン袋等の容器により運搬し給水するものとする。

(3) 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

7 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、複数搬送路の検討をしておくものとする。
- (2) 市は応急給水の早期実施体制確立を図るため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努めるものとする。
- (3) 応急給水用資機材、施設等の現状

ア 給水用資機材

(平成27年4月1日現在)

給水車	給水タンク	ポリタンク等
—	1 m ³ ×3基	200×13個 100×88個 50×204個

イ 配水池

(平成24年4月1日現在)

池数	貯水能力 (m ³)
19	14,640

ウ 鋼板プール等

(平成27年4月1日現在)

小学校	中学校	高等学校	養護学校	計
1	1	1	1	4

資料編 ◆ 給水装置工事業指定者一覧

P 293

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 生活必需品等の供給

1 実施体制

災害時、市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。この場合において、実施責任者は、市長（本部長）とする。また、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市は、備蓄計画により備蓄している生活必需品（毛布、ふとん、日用品等）を放出し、被災者に配分する。市の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

ア 市内販売業者等からの調達

市は、那須烏山商工会、商店若しくは農業協同組合等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

イ 応援協定に基づく調達

上記アでも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、応援協定に基づき、他市町等に対し必要な物資の供給を要請する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

(2) 県への応援要請

大規模な災害等により他市町等からの供給が困難な場合等には、県に備蓄物資の供給等を要請する。

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握（必要品目・量）し、重複等しないようにする。
- (2) 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- (3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

4 救助物資の集積場所の確保と管理

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、税務班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

ア 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- (ウ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (エ) 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (オ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (カ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- (キ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- (ク) 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

イ 支給方法

物資の確保は県が行う。市までの物資の輸送については、本章第10節により行うものとする。

被災者への支給は、主として市が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第 1 2 節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林体制の再開を目指す。

第 1 農作物・林作物・水産物等の応急対策

1 農林水産技術対策

- (1) 市は、風水害等による農林水産被害を防止するため、必要に応じ、農業協同組合、森林組合等関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 市は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報及び特別警報の発表の通知を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図るものとする。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市が実施する。

(2) 応急対策の実施

ア 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

イ 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

ウ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第13節第3に準じて行う。

第 2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市、消防機関、那須烏山警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林水産業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

(ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

(イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

(ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

(エ) ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

(オ) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 市は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農林水産業共同施設

農林水産業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施し、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

(1) 施設の点検、監視等

ア 施設の点検及び監視

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検及び監視を行う。

イ 関係機関等への通報

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民及び関係機関への連絡を適切に実施する。

(2) 災害応急復旧対策

農林水産業共同利用施設に災害が発生した場合には、施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、県に報告する。

第13節 保健衛生活動

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等によって生じる感染症の発生予防・まん延防止及び人身の安定・保護のため、市は関係機関と連携して、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む。）の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症に対する対策を実施する。

(1) 実施体制

市は、市内医療機関等の協力を得て、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生班を編成し、適切な防疫活動を実施する。

市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 防疫活動計画の作成及び物資の確保

感染症対策を実施するにあたって、市は、防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。

また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

(3) 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

(ア) 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。

消毒の対象となる場所は、次のとおりである。

- a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

(イ) 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

(ア) 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。

(イ) 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

(ア) 対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。

a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。

b 廃棄にあつては、消毒、cに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。

c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。

(イ) 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

(4) 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生監視

(1) 実施体制

市は、県、関係団体と協力して、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を実施する。

(2) 食品衛生監視班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じ必要と認めるときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求めるものとする。

(3) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などにより衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、アルコール消毒薬による器具の消毒

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(4) 被災地周辺営業施設、臨時給食施設の指導

市は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、被害・稼動状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱について指導の徹底を行う。

(5) 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

ア 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止

イ 施設、機械、器具の洗浄消毒

ウ 使用水の現場検査

エ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）

オ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛

カ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(6) その他

災害の状況により被災地区周辺の食品衛生指導員に協力を依頼し、指導を求めるものとする。

3 被災者の健康維持活動

県と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

(1) 健康相談等

健康福祉班は、烏山健康福祉センターと連携して災害時における健康相談や訪問相談等の健康対策を実施する。

4 資器材の調達

(1) 市内業者から調達

災害発生後、速やかに保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、必要とする資器材を調達するものとする。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343

第2 遺体取扱対策

1 遺体の捜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態で行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、原則として市が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して捜索する。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市

町等に応援要請を行うとともに、県あて、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

ア 行方不明者

(ア) 行方不明者の届出の受理は市民班において取扱う。受付の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録しておく。

(イ) 捜索は消防班が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施するものとする。

イ 遺体

(ア) 遺体の捜索は災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行うものとする。

(イ) 遺体の捜索活動は、本部及び那須烏山警察署が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び自治会等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

(ウ) 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中遺体を発見したときは、市民班及び那須烏山警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。市のみの対応が困難である場合、県に応援を要請し、支援を受ける。

ア 検案の実施

(ア) 遺体の検案は、原則として救護班が、南那須医師会、日本赤十字社栃木県支部の協力を得て実施するものとする。

(イ) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

イ 遺体の輸送

検案を終えた遺体は、市が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

ウ 身元確認

那須烏山警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

エ 遺体収容（安置）所の開設

市民班及び消防班は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適当な場所を選定し、遺体収容（安置）所を開設するものとする。

また、遺体収容（安置）所の開設にあたっては、遺体の保存に十分な量のドライアイス、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うものであること。

イ 内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(イ) 遺体の一時保存

(ウ) 検案

ウ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

a 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額

b 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(ウ) 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

県は、市で対応が困難な場合、広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

(2) 埋葬の実施方法

- ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。また、必要に応じて、県の協力を得て応急仮設火葬場を設置する。

資料編 ◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
◆ 災害救助法施行細則（別表第 1、第 2）	P 363

- ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- エ 遺体を土中に葬る場合は、市内寺院等の協力を仰ぎ、所要の地積を確保する。
- オ 市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び県に応援を要請する。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

ア 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

イ 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第 2 条で定められた額以内とする。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

エ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

- (ア) 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。
- (イ) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、(ア)に準じて実施する。

第 3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

市は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

市は、県と協力して、被災地において、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施を行う。

(2) 実施対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

(3) 処理方法

ア 埋却

死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

(約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第14節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、市及び関係機関は、災害により道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市は、災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力が不足する場合は、ボランティア団体等の協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則第2条で定める額以内

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 河川の障害物の除去

1 実施体制

河川にある障害物の除去は、河川管理者、水防管理者が実施する。

2 実施方法

河川管理者及び水防管理者が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は市内の建設業者に委託するなどして速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施し、特に、あらかじめ定められた緊急輸送路については最優先に実施する。

(1) 車両移動等の実施

ア 道路管理者は、災害が発生し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。

- ▷ 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
- ▷ 運転者等が命令に従わない、または従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。

イ 土地の一時使用等

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、要配慮者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じ、ボランティア団体等の協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第 15 節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、市及び関係機関は、被災地及び避難所におけるごみ、がれき、し尿等の災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理する。

第 1 ごみやがれきの処理

1 実施体制

市等は、被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で処理する。処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災した市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市等は、災害により発生する倒壊家屋、焼失家屋等からの木材・家財等の災害廃棄物等について、平時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案して排出量を推計し、その処理体制を整備する。

3 収集運搬

- (1) 市等は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。
- (2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期の処理施設への大量搬入はその処理が困難となる場合が考えられるので、市等は、環境保全に支障のない場所を仮置場として確保し、搬入先とする。
- (3) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市等の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市等が収集運搬を行う。
- (4) 市等は、生活系ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

ア ごみ処理施設

(平成28年3月31日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設名	施設の所在地	建設年度	処理能力	施設数	処理方式	排煙処理施設
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	63～元	55 t / 回 (27.5 t / 16 h × 2 炉)	1	流動床式	バグフィルター

イ 粗大ごみ処理施設

(平成28年3月31日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設の所在地	建設年度	処理能力 (t / 日)	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理実績 (20年度)	
						年間処理 (t / 日)	資源回収量 (t / 日)
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市大桶444	63～元	20	併用	1,175	540

4 留意事項

市等は、災害廃棄物等の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

ア 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

ウ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

ア 金属等の資源物は分別して再生利用する。

イ その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

(3) がれき

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月環境省 水・大気環境局大気環境課）による。

ウ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。

5 避難所の廃棄物対策

市等は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

6 近隣市町等、関係機関との協力体制の整備

市は、近隣市町等及び関係団体に対し、災害廃棄物等の処理、特に可燃物の焼却処理の協力要請を行い、迅速な処理を図る。また、有限責任中間法人栃木県環境美化協会に対し、災害廃棄物等の収集運搬の協力要請を行う。

7 国庫補助制度の積極的活用

市等は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第2 し尿処理

1 実施体制

市等は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、被災した市等のみで処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県に応援を求め、緊急事態に対処する。

2 排出量の推計

市等は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。

3 収集運搬

(1) 市等は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 市等は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

4 留意事項

市等は、収集運搬したし尿を原則として南那須地区広域行政事務組合で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

ア し尿処理施設

(平成21年3月31日現在)

事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模(kl/日)	施設数	処理方式 (高度処理設備)	放流河川名
南那須地区広域行政事務組合	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	58～60 改造(H11～12)	70	1	標準脱窒素 〔加圧浮上、オゾン酸化〕 〔砂ろ過、活性炭吸着〕	那珂川

5 近隣市町等、関係団体との協力体制の整備

市及び近隣市町等並びに関係団体は、相互応援協定等に基づき、し尿の処理を行う。

6 国庫補助制度の積極的活用

市等は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

第3 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市は、県と協力して、同節第1、第2、第3により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

なお、環境大臣は、廃棄物処理特例地域として指定された市からの要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、災害廃棄物の処理を代行することができる。

2 留意事項

市等及び県は、廃棄物処理業の許可を受けずに廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第16節 文教対策

災害時の児童・生徒等の生命、身体确保安全確保や応急時の教育の実施のため、市及び県の教育委員会は、必要な措置を講じる。

第1 応急措置

- 1 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、安否を確認する。
- 2 校長等は、災害の規模や児童・生徒等、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に報告する。
- 3 校長等は、災害の状況により、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰下げ又は繰上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童・生徒等の安全確保に努める。

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね下表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童・生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができない場合、又は仮教室が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童・生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長等は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市長に協力する。

第4 避難

- 1 実施責任者は、校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員を必ず付けて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
- 4 その他児童・生徒等の避難計画は、本章第6節「避難対策」に準じて実施するものとする。

第5 給食に関する措置

学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

- 1 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- 3 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- 4 給食物資の調達が困難なとき
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第6 学校の衛生管理

災害の状況によっては、被災学校の教職員、児童・生徒等に対し、感染症予防接種や、健康診断を県北健康福祉センターに依頼し実施するものとする。

第7 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫を行うものとする。

第8 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

イ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第9 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県を通じて文化庁に速報し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合は被害の程度により職員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告する。

資料編 ◆ 種類別指定文化財一覧

P378

第10 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第11 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて那須烏山消防署、那須烏山警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市又は県教育委員会に報告する。

第17節 住宅応急対策

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の建設及び被害家屋の応急修理を行い、被災者の一時的な居住の安定を図る。

第1 実施体制

1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市が行い、県はこれに協力する。

ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合には、応急仮設住宅を建設して供給するものとする。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象者

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象者

本節第2の1に掲げる対象者に同じ。

2 内容

(1) 設置予定場所

市において決定するものとする。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常災害対策本部に協力を要請する。

3 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

2 内容

事務委任された市及び県が「災害時における応急対策業務の実施に関する基本協定」を締結した締結先、その他業者活用等により修理を実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

市は、県が「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」を締結した締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、被災者に提供する。

第18節 労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、必要な要員の確保を図り、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第1 労務供給計画

1 実施体制

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保

災害時における必要な要員の確保、配分及び職業安定所等との連絡は総務班及びまちづくり班が行う。

各部班が労働者を必要とする場合、次の事項を明示しまちづくり班を通じて、関係機関に依頼し雇用するものとする。

- (1) 雇用の理由
- (2) 所要職種別人員
- (3) 作業内容
- (4) 雇用期間
- (5) 就労場所
- (6) 賃金の額
- (7) 労働者の輸送方法
- (8) その他必要な事項

3 要員の確保が困難な場合の対応

市は、市内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

- (1) 相互応援協定等に基づく他の市町等に対する応援要請
- (2) 県への要員確保依頼
- (3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

資料編	◆ 災害時における市町村相互応援に関する協定	P 331
	◆ 災害時における相互応援に関する協定書（埼玉県和光市）	P 336
	◆ 那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	P 339
	◆ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	P 341
	◆ 災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）	P 343
	◆ 特殊災害消防相互応援協定書	P 346
	◆ 災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	P 354

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末
- (4) 飲料水の供給
- (5) 死体の捜索
- (6) 死体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分
- (8) 炊出しその他による食品の給与

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

1の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第19節 公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等住民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、適切な応急対策を実施する。

第1 道路施設

1 災害情報の収集

市は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視に努める。
- (2) 市は、那須烏山警察署等関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

2 災害状況の伝達

- (1) 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所への応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、那須烏山警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、県指定緊急輸送道路（第1章第15節第1を参照）を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

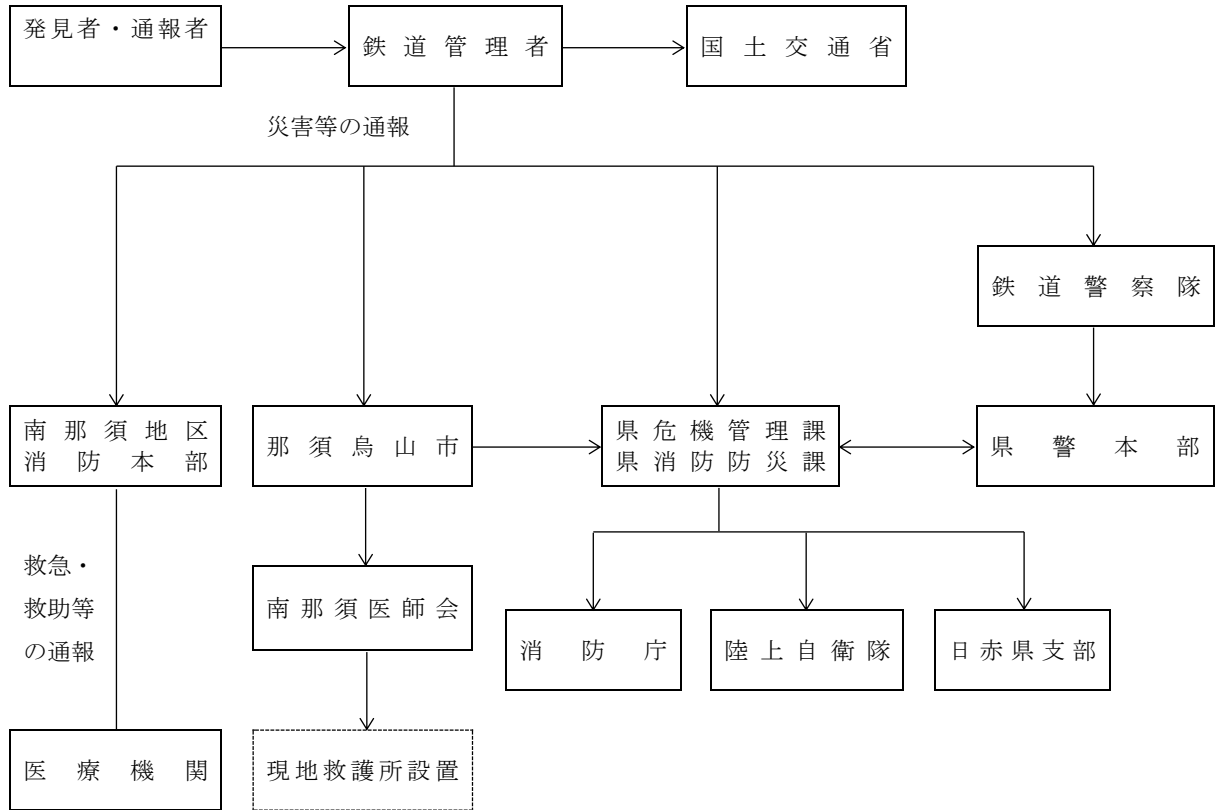
また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

1 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

2 連絡系統

鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図は、次のとおりとする。



(注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 市、県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第3 上水道施設

1 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓に臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

4 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第4 下水道施設

1 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

2 応急措置

(1) 下水道施設が被害を受けた場合、市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

ア 応急復旧の緊急度、工法の検討

イ 復旧資材、作業員の確保

ウ 技術者の確保

エ 復旧財源の措置

第5 電力施設

東京電力パワーグリッド㈱は、災害が発生した場合は、同社の防災業務計画書により、電力施設を防護し、被災地の電力供給を確保する。

1 災害応急対策の協力

市は、次に示す事項に関し、東京電力パワーグリッド㈱に対し協力をするものとする。

- (1) 電力施設の被害状況等の収集、提供
- (2) 被害状況、復旧状況の市民への広報
- (3) 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

2 災害時における危険予防措置

東京電力パワーグリッド㈱は、電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 応急工事

東京電力パワーグリッド㈱は、応急工事の実施にあたって、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対応の中核となる官公庁（署）、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用が最も大きいものから行う。

4 広報

東京電力パワーグリッド㈱は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第6 河川管理施設等の対策

市は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに県に報告するものとする。

- ア 水防団（消防団）が出動したとき
- イ 水防作業を開始したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

ア 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- (ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- (ウ) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

イ 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ 消防機関

(ア) 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

(イ) 準備

河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

a 水防団（消防団）の部長及び班長は所定の詰所に集合する。

b 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。

c 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

(ウ) 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

市は、烏山土木事務所より決壊の状況と処置について連絡を受けるものとし、できる限り氾濫による被害が拡大しないように率先して協力するものとする。

第 20 節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、LPガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策の配備体制等については、第2章第1節の規定に準ずる。

第 1 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

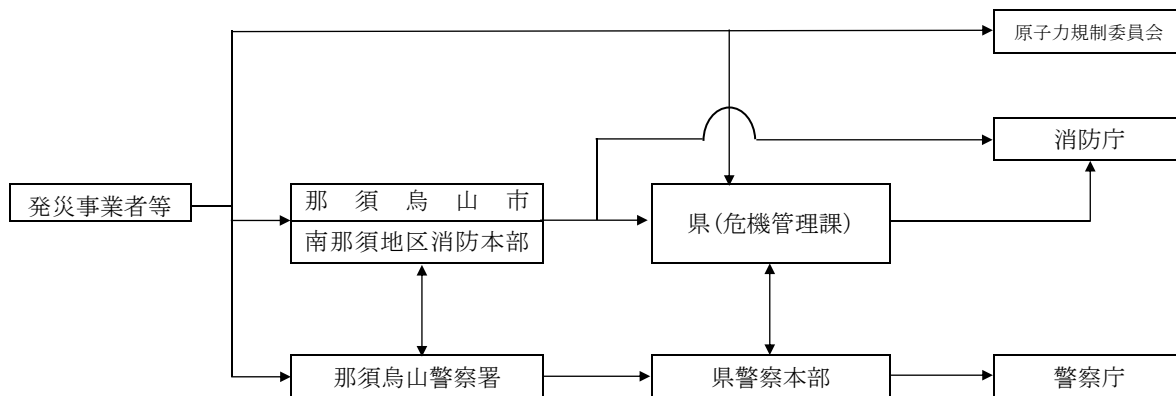
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 事業者の対策

R I 等（放射能同位元素等）取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察に連絡する。

4 市、消防機関の対策

(1) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあり、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。

(2) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。

(3) 市は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第2 放射性物質運搬事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警官、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

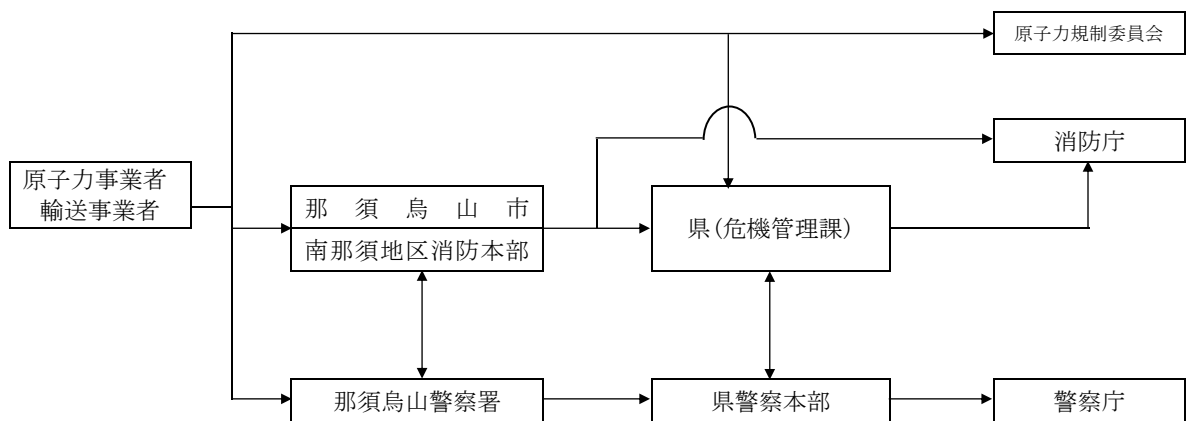
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 事業者の対策

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

4 市、消防機関の対策

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第3 石油类等危険物事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

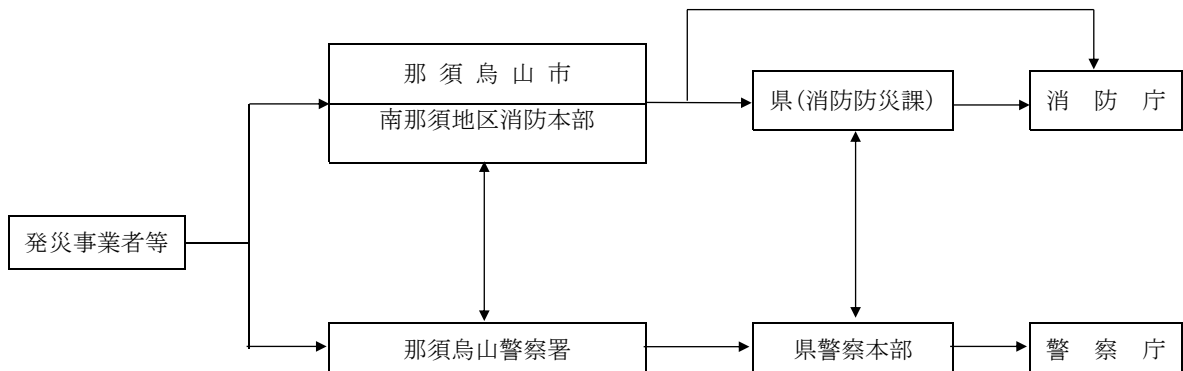
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P 373

2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 危険物取扱事業所等の火災・爆発応急対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

4 市の火災・爆発応急対策

市は、被害の状況により那須烏山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

5 危険物取扱事業所等の漏洩応急対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

6 河川管理者等の漏洩応急対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

7 市、消防機関の漏洩応急対策

- (1) 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (2) 市は、被害の状況により那須烏山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第4 ガス事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

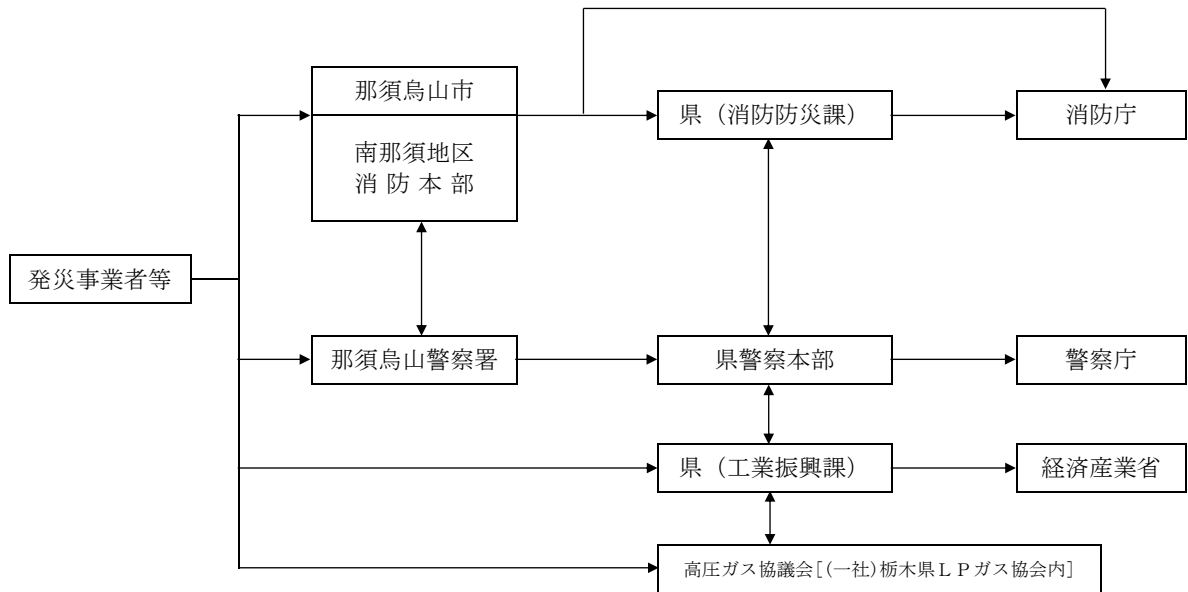
市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ 高圧ガス協議会等各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ 高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部、那須烏山警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

4 市、消防機関のガス事故対策

(1) 市は、被害の状況により那須烏山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(3) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第5 火薬類事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2) 市の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

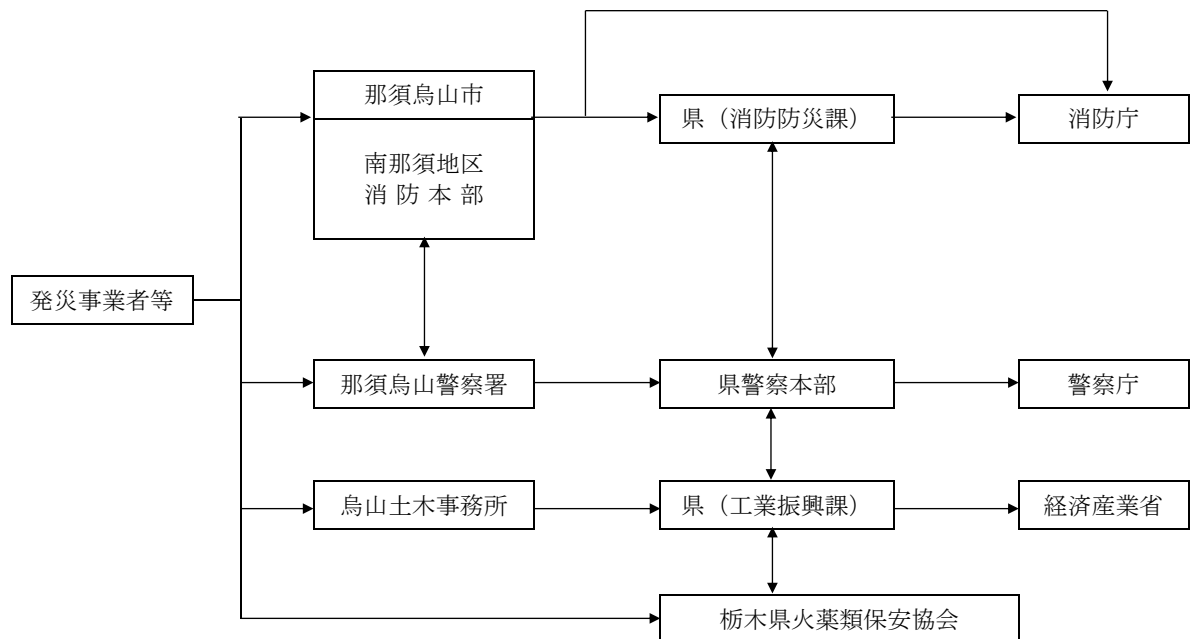
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P373

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 火薬類事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

4 市の対策

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第6 毒物・劇物事故応急対策

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警官、消防に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

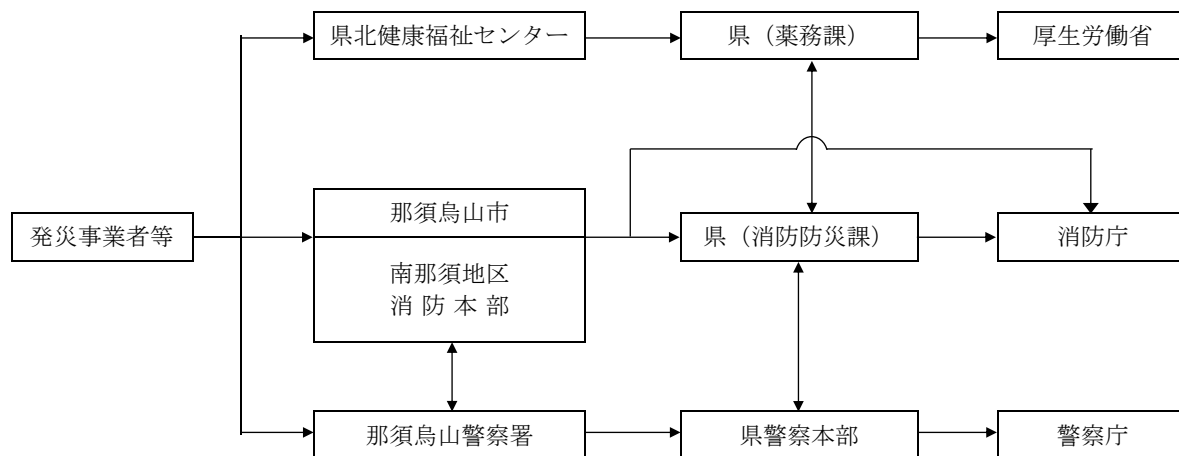
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

資料編 ◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

P373

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



3 事業者等の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

4 市の毒物・劇物事故対策

状況により周辺住民への周知、避難勧告、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

第21節 広報活動

災害時に、住民に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、市は、県や防災関係機関と相互に連携して、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報の内容

市及び防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。この際、実施責任者は市長（本部長）とし、総合政策班が災害時の広報活動を実施する。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難勧告・避難指示(緊急)に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
- (12) 問合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

※ (10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

第2 広報の方法

市は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、市が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

1 一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、要配慮者に対し、県と連携して、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を受けながら的確な情報提供を行うものとする。

- (1) 市防災行政無線による放送
- (2) 市有広報車の現地派遣
- (3) ポスター等のはり付又は配布
- (4) 自治会を通じた周知
- (5) ホームページによる広報
- (6) 防災メール
- (7) エリアメール

- (8) ツイッター
- (9) とちぎテレビデータ放送
- (10) 防災ラジオ

2 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては、災害情報及び市の応急対策状況を速やかに発表するものとする。

発表の時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て適宜行うものとする。

また、Lアラートによる情報発信も有効な手段として位置付けるものとする。

第3 被害発生後の広報

市は、住民生活の混乱を防止し、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害状況や応急対策状況など「第1 広報の内容」について具体的にわかりやすく広報する。

なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

第4 記録写真等の収集

災害が発生した場合等の記録写真等は、各関係機関で積極的に撮影・収集に努める。

第2節 自発的支援の受入

大規模災害発生時に駆けつけたボランティア団体等が混乱なく円滑に活動できるよう、市は社会福祉協議会等関係機関と適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティア団体等の受入・活動支援

1 災害時のボランティア団体等の活動内容

災害時において、ボランティア団体等に期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

市は、県及び市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティア団体等の活動を支援・調整するための体制整備を図る。

また、市は、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得ながら、ボランティア活動の受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなどの住民やボランティア団体等への周知を図る。

加えて、市外から本市への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、市社会福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供などの支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

市は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において、郵送又は輸送により送付される義援物資を受け入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応する。

また、市は、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

市は連絡調整を行い、交通の便等を考慮して防災拠点の中から物資集積所について適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の管理

市は、義援物資の一時保管場所（物資集積所）を確保し、職員を派遣するとともに、ボランティアと連携を図り、義援物資の在庫管理、仕分け及び避難所等へ配送する体制を確保する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

市は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

市、県、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、市防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強い地域づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との協働

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

3 県、国等職員の派遣要請

市は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第2 迅速な原状復旧

市は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、市は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、

住民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、次の点に留意する。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、河川の治水安全度の向上又は土砂災害に対する安全性の確保等の事項を基本的な目標とすること。

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

3 復興本部の設置

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、県、国との連携、広域調整のため、復興本部を設置する。

第2節 民生の安定化対策

災害により被害を受けた住民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、関係機関は、生活相談、職業の斡旋等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第1 被災者のための相談、支援

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整える。

第2 リ災証明書の発行

市は、被災者が租税等の減免等を受ける際に必要とする家屋等の被害程度の証明のため、被災者の求めに応じ、確認ができる程度の被害についてリ災証明書を発行する。

第3 租税の減免等の措置

市は、納税者、特別徴収義務者が災害により被災した場合は、納税者等の状況に応じて地方税法、那須烏山市税条例に基づいて、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

1 期限の延長（市税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要な事項を指定してその期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2）

災害により期日までに市税を納めることができない者で、その市税を一度に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

- (5) 本県に隣接する県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあつては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯 人員	合計 支給 限度額	基本額	居住関係経費（加算）		
				建設又 は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

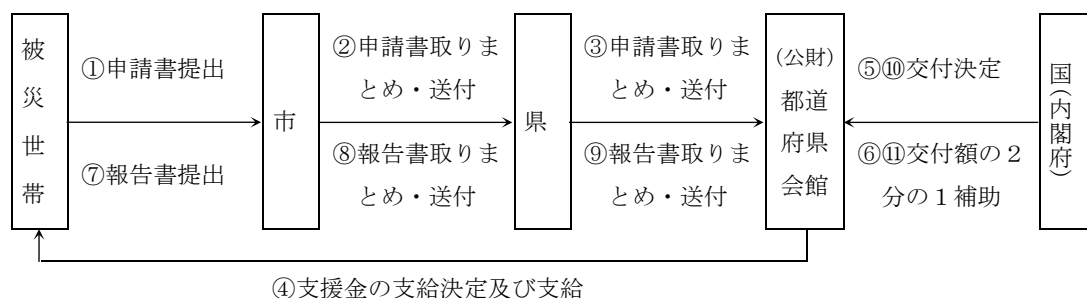
- ※ 世帯の所得又は世帯主の年齢による支給制限はない。
- ※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。
- ※ 基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。
- ※ 居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

4 支給手続

支給申請は市に行き、提出を受けた市は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県（県民生活部）に提出する。県（県民生活部）は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県会館に提出する。

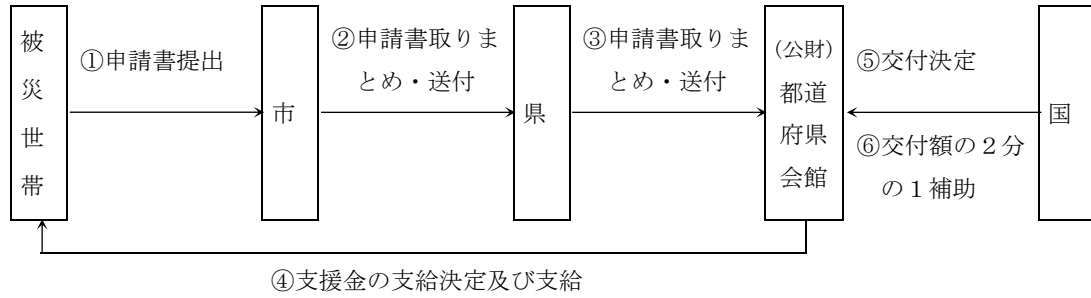
【支援金支給事務手続】

○概算支給の場合



⑤⑥：概算支給時

○精算支給の場合



第5 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、栃木県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第4の2（P168参照）と同じ。

3 支給条件

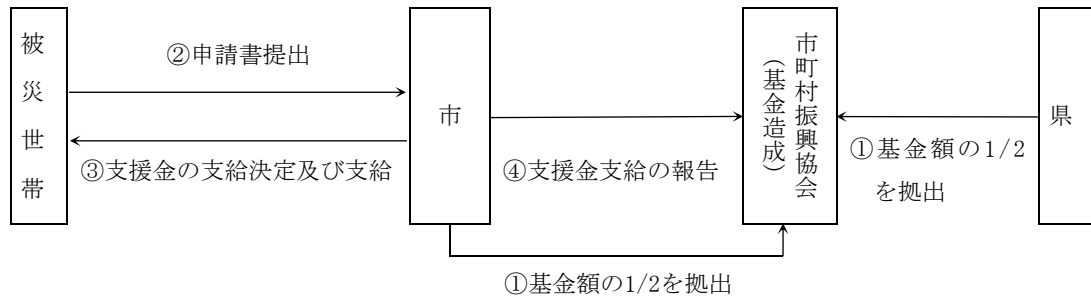
本節第4の3（P168参照）と同じ。

4 支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、栃木県市町村振興協会から市に交付される。

【支援金支給事務手続】



第6 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した住民の生活の早期再建を図るため、県が行う資金枠の確保、貸付け等の金融支援は、以下のとおり。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市総務課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市総務課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市総務課
	生活福祉資金 （災害援護資金） （住宅資金）	災害により被害を受けた低所得世帯	社会福祉協議会
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫
	中小企業融資 （県制度融資）	災害により被害を受けた中小企業者	県経営支援課 中小企業金融公庫 商工組合中央金庫 国民生活金融公庫 金融機関
	災害復興住宅融資	住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構
	災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金） （家畜再生産資金）	災害条例の適用市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合 森林組合 等
	農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	農業協同組合 等
	災害により被害を受けた 中小企業向け融資 ▷ 国民生活事業「災害貸付」 ▷ 中小企業事業「災害普及貸付」	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	日本政策金融公庫

第7 被災者への制度の周知

市及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報誌、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送
- (4) 市、県及び関係機関等のホームページ

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査し、早期に復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には次のようなものがある。

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁	市 担 当 課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）		
(1) 河 川	国土交通省	都 市 建 設 課
(2) 砂防設備	国土交通省	〃
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省	農 政 課
(4) 地すべり防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課
	農林水産省	農 政 課
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課
(6) 道 路	国土交通省	〃
(7) 下水道	国土交通省	上 下 水 道 課
(8) 公 園	国土交通省	都 市 建 設 課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）		
(1) 農地・農業用施設	農林水産省	農 政 課
(2) 林業用施設	農林水産省	〃
(3) 共同利用施設	農林水産省	〃
3 文教施設等災害復旧事業		
(1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省	学 校 教 育 課
(2) 公立社会教育施設（激甚法）	文部科学省	生 涯 学 習 課
(3) 文化財	文部科学省	文 化 振 興 課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	健 康 福 祉 課 こ ども 課 環 境 課
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	健 康 福 祉 課 こ ども 課
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省	環 境 課
7 医療施設災害復旧事業		
(1) 公的医療機関	厚生労働省	健 康 福 祉 課
(2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省	〃
8 水道施設災害復旧事業	厚生労働省	上 下 水 道 課
9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）		
(1) 街 路	国土交通省	都 市 建 設 課
(2) 都市排水施設	国土交通省	〃
(3) 堆積土砂排除事業	国土交通省	〃
(4) 湛水排除事業	国土交通省	〃

10 住宅災害復旧事業（公営住宅法）		
(1) 罹災者公営住宅の建設	国土交通省	都市建設課
(2) 既設公営住宅の復旧	国土交通省	〃
(3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省	〃
11 災害関連緊急事業		
(1) 災害関連緊急治山事業	農林水産省	農政課
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省	〃
(3) 災害関連緊急砂防事業	国土交通省	都市建設課
(4) 災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省	〃
(5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	〃
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	国土交通省	〃
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省	〃
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省	〃
12 その他の災害復旧事業		
(1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省	まちづくり課
(2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	〃	都市建設課
(3) その他の復旧事業	(関係省庁)	総務課

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

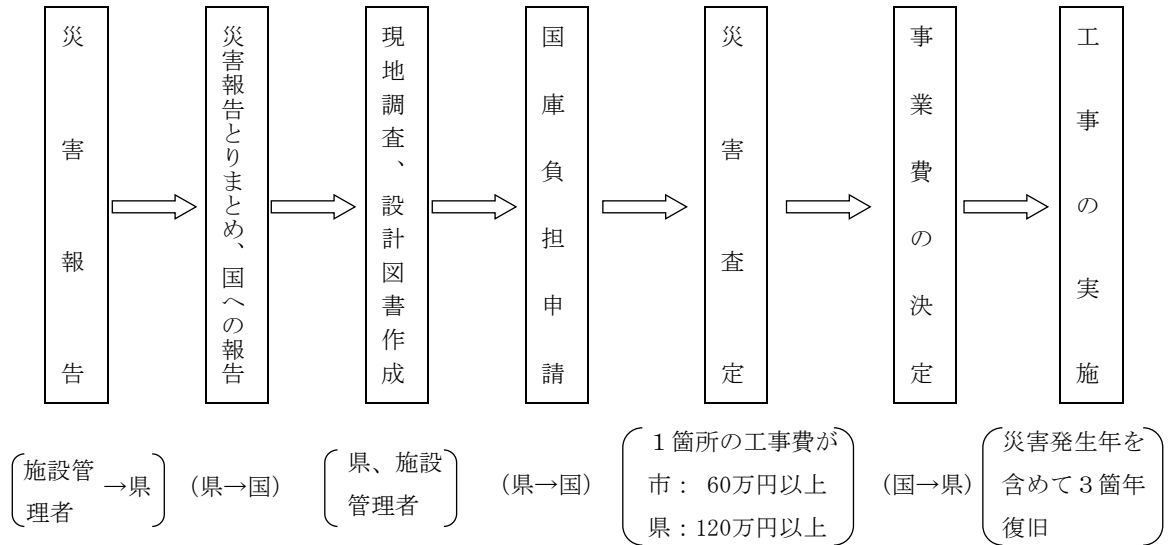
2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

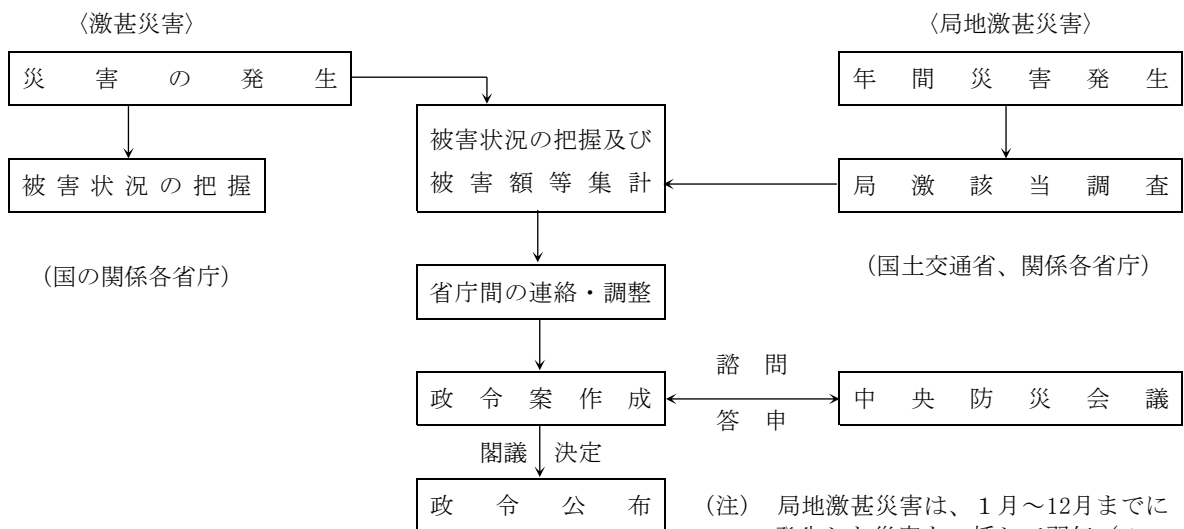
2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

ア 激甚災害

適用措置	指定基準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>[B基準] 全国査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 県分査定見込額 > 県の標準税収入 × 25%</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込額総計 > 県内市町村標準税収入総計 × 5%</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>[A基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>(1) 都道府県の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 4%</p> <p>(2) 都道府県の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。</p> <p>(1) 法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得額 × 1.5% で法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第8条〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>[A基準] 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>[B基準] 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一つの都道府県の特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準] 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね5%</p> <p>[B基準] 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × おおむね1.5%</p>

	<p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>(2) 一つの都道府県の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（法第13条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>中小企業関係被害額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ）>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>[B基準]</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一つの都道府県の中小企業関係被害>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>(2) 一つの都道府県の中小企業関係被害>1,400億円</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）</p>	<p>法第2章の措置が適用される激甚災害</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第22条）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>[A基準]</p> <p>滅失住宅戸数>4,000戸以上</p> <p>[B基準]</p> <p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。</p> <p>(1) 被災地全域の滅失住宅戸数>2,000戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>(2) 被災地全域の滅失住宅戸数>1,200戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>

<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、法第2章の措置が適用される災害</p> <p>(2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮</p>

イ 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉</p>	<p>査定事業費>当該市町村の当該年度の標準税込×50% (ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。</p>
<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第5条〉</p> <p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉</p>	<p>農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)</p> <p>ただし、当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合を除く。</p>
<p>森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉</p>	<p>林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) >当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5倍</p> <p>ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。</p> <p>かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>(1) 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村</p> <p>(2) その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る)×おおむね25%</p>
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 〈法第13条〉</p>	<p>中小企業被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。)</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。</p>
<p>小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉</p>	<p>法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

震 災 対 策 編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

市は、震災発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民、防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自らの安全を守るよう行動することが重要である。また、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難場所ですら活動する、あるいは市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、住民に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 防災知識の普及啓発推進

市は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、県と連携して防災知識の普及啓発を推進する。

さらに、避難勧告等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所又は指定避難所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所又は指定避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、(一財)消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

【ふだんの対策】

- ◇ 自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◇ 家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。
- ◇ 家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてずに行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
 - ▷ 家の中でどこが一番安全か
 - ▷ 救急医薬品や火気などの点検
 - ▷ 幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
 - ▷ 避難場所、避難路はどこにあるか
 - ▷ 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出袋はどこに置くか
 - ▷ 家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◇ いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。

- ◇ 避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持ち出せる場所に備えておく。
- ◇ 日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◇ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

【地震が起きたときの最初の行動】

- ◇ 揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◇ 揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◇ 大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◇ 使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「対震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◇ 万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◇ 狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◇ 崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◇ 不要、不急な電話は、かけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

【避難するときの注意点】

- ◇ 避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◇ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、ただちに避難する。
- ◇ 海浜にいるときに強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波に備えて直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。このとき、ラジオなどで津波情報をよく聞いておく。
- ◇ テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

(2) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ 防災パンフレット、チラシ等の配布
- ウ 広報紙等による広報活動の実施
- エ 電話帳（NTTハローページ）における指定緊急避難場所等防災知識の普及
- オ ホームページや防災メールによる防災情報の提供
- カ 防災訓練の実施の促進
- キ 防災器具、災害写真等の展示
- ク 各種表彰の実施

(3) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市中里町248に「消防防災総合センター（栃木県防災館）」を設置し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

(4) 消防団員等による指導

市は、消防団員等による地域の巡回指導を促進し、家具の固定、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

(5) 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等IT技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(6) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

ア 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

イ 全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）

ウ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）

エ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）

オ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）

カ 防災週間（8月30日～9月5日）

キ とちぎ防災の日（3月11日）

第2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

風水害等対策編第1章第20節「文教対策」のとおりとする。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ◆ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ◆ 病院、社会福祉施設
- ◆ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第4 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災訓練の実施、防災活動に関するマニュアル等の配布により防災教育の徹底に努める。

- 1 地震の基礎知識や気象庁から発表される地震関連情報に関する知識
- 2 地震災害に対する予防、応急対策に関する知識

- 3 大規模地震発生時における職員がとるべき行動と具体的行動(職員の初動体制と役割分担等)
- 4 防災担当者における各種研修を通じた専門知識の習得
- 5 防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
- 6 その他災害対策上必要な事項

第5 防災に関する調査研究

震災は、プレートの活動の影響、活断層の有無などの特性を有するとともに、その地域の建物構造、密集度等により被害状況の違いが予想される。

このため、市は、県及び防災関係機関と、緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について、基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際において、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人(日本語の理解が十分でない者)等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

風水害等対策編第1章第2節「地域防災の充実・ボランティア連携強化」を準用(P27～参照)する。

第3節 防災訓練の実施

風水害等対策編第1章第3節「防災訓練の実施」を準用(P31～参照)する。

第4節 要配慮者対策

風水害等対策編第1章第4節「要配慮者対策」を準用(P34～参照)する。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第1章第5節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」を準用(P37～参照)する。

第6節 震災に強いまちづくり

震災に強いまちづくりを行うため、市は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所
の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計
画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施し、震災に強い都市整備を進める。

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、震災発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なま
ちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望
ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべ
きものである。

よって、東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、市マス
タープランや平成28年3月に改正された県の都市計画区域マスタープラン等に基づき、市は、住民
の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要
な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要
である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の面的
整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市は、県等の関係機関と相互に連携し、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災
害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設
の整備を推進する。なお、施設については、本章第14節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留
意するものとする。

(3) 火災に強い都市構造の形成

市は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として
活用するための施設の整備等を図る。

(4) 要配慮者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第4節「要配慮者対策」第2の3のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や指定緊
急避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な指定緊急避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 火災延焼防止のための緑地整備

市は、指定緊急避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 再生可能エネルギーの利活用促進

再生可能エネルギーは枯渇の恐れがなく、災害時にも発電が可能なことから、市は、太陽光や小水力などに恵まれているという本市の地域特性を活かし、再生可能エネルギーの導入を率先して行うとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因するがけ崩れ、山崩れ等を防ぐため、風水害等対策編第1章第6節第2に準じて、実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、県が作成した「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、計画的に整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

第7節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する山崩れ・がけ崩れ等から、住民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

第1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、風水害等対策編第1章第6節「風水害に強いまちづくり」及び第7節「土砂災害・山地災害予防対策」のとおり、国の各所管省庁及び県は、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、土砂災害防止法による警戒区域の設定等のソフト対策を実施することとしている。

第2 宅地造成地災害防止対策

本市は宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、都市計画法及び建築基準法により造成地に発生する災害を防止するため、擁壁の構造、敷地の安全等について、県が行う規制について協力する。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

本市では、被災した建築物の被害の状況を調査する応急危険度判定士を24人確保している。今後は、被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、判定士認定要綱等を整備し、実施体制を整えていくものとする。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第4 軟弱地盤対策

市及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

第8節 農林水産業関係災害予防対策

風水害等対策編第1章第9節「農林水産業関係災害予防対策」を準用(P47～参照)する。

第9節 情報通信体制の整備

風水害等対策編第1章第10節「情報通信体制の整備」を準用(P48～参照)する。

第10節 避難体制の整備

震災発生時に危険区域にいる住民、駅等にあふれる帰宅困難者、ホテル等の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ緊急避難場所等の選定、避難誘導體制、緊急避難場所等運営体制の整備を促進し、避難者の安全確保に努める。

第1 指定緊急避難場所等の整備

市は、すでに緊急避難場所又は避難所を指定しているが、人口動態の変化、耐震性、構造、施設の老朽化など、状況に応じて適宜見直すものとする。避難所の整備にあたっては、次の事項に留意し、見直すものとする。

新たに指定を行ったり、指定を解除した場合には、速やかに住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

資料編 ◆ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

P 299

整備にあたっての留意事項

- ① 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ② 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ③ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ④ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ⑤ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識の標準化（平成28年3月22日付け日本工業規格（以下「JIS」という。）において、案内用図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号（以下「災害種別図記号」という。）及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム」（JIS Z9098）」が制定・改正され、公示）、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、多言語表示シート等の整備に努めること。
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑦ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑨ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑩ 通信事業者（東日本電信電話㈱外）の協力を得て、災害発生時に速やかに指定避難所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくこと。
- ⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ⑫ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

第2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所又は避難所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所又は避難所への持出品、避難勧告・避難指示（緊急）の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に努める。

さらに、市は、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織等を通じた周知（市）
- (2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
- (3) 緊急避難場所マップ配布による周知（市）
- (4) 広報紙、インターネットによる周知（市、県）
- (5) NTTハローページ（レッドページ）掲載による周知（県）
- (6) 平素の警察活動での周知（県警察）

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難伝達手段の整備

市は、地震に起因するがけ崩れ、火災延焼等が予想される地域の住民に避難勧告等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備をさらに推進するとともに、防災ラジオの有効性の検証を踏まえた、さらなる導入検討及び普及促進と職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メールなど多様な伝達手段の整備に努める。特に、要配慮者に対しては、障害の特性に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

2 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、東日本大震災の経験を踏まえ、平常時から、次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ア 各地区毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- イ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ウ 要配慮者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- オ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア 要配慮者対策

市は、県と連携して、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員・児童委員等）と連携し、要配慮者の個々の状態に応じた避難支援に係る個別計画の策定に努めるとともに、災害時に安全かつ迅速に要配慮者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、市は、要配慮者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の状態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。（風水害等対策編第1章第4節「要配慮者対策」参照）

イ 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模震災の発生により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める緊急避難場所又は避難所へ避難させることも想定し、あらかじめ市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

ウ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

市は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織（自治会）、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

第5 県外避難者の受入

県外避難者の受入については、風水害等対策編第2章第6節第11「県外避難者の受入」（P109）の定めによるものとする。

第 1 1 節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

地震に起因する火災の被害の未然防止・被害軽減のため、市は、県、消防機関と連携して、火災予防の徹底に努める。

また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、市、消防機関及び県は、平常時から体制の整備充実を図る。

第 1 現状と課題

近年の本市における火災発生状況は、件数、被害見積額ともに減少傾向が見られる。

市、県が実施する火災予防運動や各種広報事業、民間防火組織の活動により火災予防思想の普及が図られているが、建物火災のうち、死者の割合の多くを占める住宅火災について、その予防対策が急務となっている。

また、市においては、「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防組織、施設等の整備を推進しているが、消防団員数の定数割れなどの事態が発生した場合、消防活動に支障をきたすおそれもあることから、これらを解消し消防力の強化を図ることが課題となっている。

第 2 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての防災士会等の育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、県警察、消防本部、自主防災組織等関係機関は連携し住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、防火に関する規定に基づき建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 市の協力

県は、既存建築物については、旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導することとしており、市はこれに協力する。

4 防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

5 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険

がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

6 自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の実施、また消防隊活動に対する利便の提供などのため、防火対象物の関係者に対し、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

第3 消防力の強化

1 組織の充実強化

市・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

資料編 ◆ 消防組織・施設の様況

P 306

4 化学消火剤の備蓄

消防本部は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保を図る。

なお、消防本部では、合成界面活性剤を1,780ℓ備蓄（平成27年4月1日現在）し、危険物火災の発生に備えている。

第4 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第3の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第12節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第1章第14節「医療救護体制の整備」を準用(P57～参照)する。

第13節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第15節「緊急輸送体制の整備」を準用(P59～参照)する。

第14節 防災拠点の整備

風水害等対策編第1章第16節「防災拠点の整備」を準用(P61～参照)する。

第15節 建築物等災害予防対策

震災時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）は阪神淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化を促進することを目的として施行され、平成18年には、具体的な目標の設定と、より積極的な耐震化の促進を目指した改正が行われた。これを受け、平成19年1月に「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進を図ってきた結果、防災上重要な県有建築物は耐震化率の目標である90%を達成したが、民間の住宅や建築物の耐震化が遅れている状況である。

平成25年11月25日には、耐震改修促進法の二度目の改正が行われ、南海トラフ連動型巨大地震や首都直下型地震等の被害想定による甚大な人的・物的被害に対するための、耐震診断の義務化を含む規制強化等の施策誘導が追加された。

このようなことから、県では、平成28年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）」を策定し、県内市町と連携しながら、引き続き耐震化促進の取組強化を図るとともに、その必要性に関する普及啓発に努めている。

また、県で実施した被害想定「想定宇都宮直下型地震」においても市内において相当数の建物が全壊又は半壊するという結果が出ていることから、耐震改修の実施は急務の課題となっている。

このため、耐震診断の実施及び耐震性能を有しないと判断された建物に対する耐震改修の実施について積極的に促進を図ることが重要である。

また、平成23年3月に発生した東日本大地震において、県内市町の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市は、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

第2 民間建築物の耐震性の促進

1 耐震診断、耐震改修の促進等

市は、耐震改修促進法に基づき、県が策定した耐震改修促進計画や那須烏山市建築物耐震改修計画（二期計画）により、必要な支援を行い、耐震診断、耐震改修を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていく。

2 耐震性に関する知識の普及

市及び県は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発、耐震改修相談窓口の整備、耐震アドバイザー等の派遣、建築技術者向け耐震診断講習会の開催等の措置を講じ、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

3 関係団体等の協力

市及び県は、建築物の設計、施工について豊富な知識と経験をもつ一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会等の協力を得て、耐震改修の普及啓発等を実施し、民間建築物の耐震化促進を図る。

4 耐震診断、耐震改修等の費用助成

耐震診断・改修の実施には相当の費用を要することから、市は、所有者等の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第3 公共建築物の耐震性等の強化推進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（風水害等対策編第1章第16節「防災拠点の整備」参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（那須烏山消防署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

公共建築物は、災害時における応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要な役割を持つことから、その機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3 [P186]参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

(1) 市庁舎等の整備

市は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等について、本庁方式への移行を念頭に、既存公共施設も含めた検討・調整を図ることとし、既存公共施設での運用は暫定的なものに留めながらも庁舎整備基金の計画的な積み立てを行うとともに候補地の選定を急ぎ、耐震性の確保が十分に確保できる本庁方式による新庁舎の整備に向けた準備を進めることとする。

(2) 学校校舎

市教育委員会は、震災時における児童・生徒や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施する。

イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 市営住宅

市は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、築年数の浅い市営住宅については、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、築年数の古い市営住宅については、施設の老朽化及び入居者の状況を踏まえ、随時解体撤去を進め、将来的な用途廃止を検討する。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災

対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

市、その他の施設管理者は、「建築基準法」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

市、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

市、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

ア 法令に基づく点検結果表等

イ 建設時の図面、現在の部面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

地震等により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、市は県と連携を図り、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

1 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備

震災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき、実施体制を整備する。

2 震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

震災建築物応急危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災においても、多くの被害が生じた。このため、市は、ブロック塀等の倒壊防止のため、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、広告塔、タイル等の落下の危険のあるものについて、住民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第6 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第16節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や住民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力その他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 鉄道施設の対策

東日本旅客鉄道(株)は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、機会あるごとに補修・改良に努める。

2 施設等の点検巡回

地震災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

3 運転規則

地震発生により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うほか、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に地震による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 上水道施設

市の水道事業管理者は、水が住民の生命維持に必要なものであることから、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しや断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、特に塩素ポンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させ、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管等の改良

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮し、材料を選定する。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

水道事業浄水施設

事業		浄水施設名	水源種別	処理方法	計画給水人口(人)
事業主(事業主体)	種別				
那須烏山市水道事業	上水道事業	城東浄水場	浅井戸	塩素消毒	30,500
	〃	南大和久浄水場	〃	〃	
	〃	森田浄水場	〃	〃	
	〃	三箇浄水場	〃	〃	
	〃	小白井浄水場	〃	〃	
	〃	大金台浄水場	〃	〃	
那須烏山市境簡易水道事業	簡易水道事業	境浄水場	〃	〃	2,000
那須烏山市境東簡易水道事業	〃	境東浄水場	〃	〃	1,634
那須烏山市興野簡易水道事業	〃	興野浄水場	〃	〃	1,600
那須烏山市向田簡易水道事業	〃	向田浄水場	〃	〃	1,300

2 下水道施設

(1) 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

下水道施設

区 分	処 理 場 名	所 在 地	供 用 開始年	処理能力 (m ³ /日)	放 流 河川名
公 共 下 水 道	烏山水処理センター	那須烏山市野上316	2003	1,400	江 川
	南那須水処理センター	那須烏山市東原161-1	1998	1,300	荒 川
農 業 集 落 排水処理施設	興野水処理センター	那須烏山市興野148	2000	1,217	那珂川

3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

第3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

市、南那須地区広域行政事務組合、処理業者及び民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じるものとする。

- (1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
- (2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- (3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- (4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- (5) 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

第 1 7 節 危険物施設等災害予防対策

風水害等対策編第 1 章第 19 節「危険物施設等災害予防対策」を準用 (P68～参照) する。

第 1 8 節 文教対策

風水害等対策編第 1 章第 20 節「文教対策」を準用 (P71～参照) する。

第 1 9 節 防災関係機関相互応援体制の整備

風水害等対策編第 1 章第 21 節「防災関係機関相互応援体制の整備」を準用 (P73～参照) する。

第 2 0 節 災害廃棄物等の処理体制の整備

風水害等対策編第 1 章第 22 節「災害廃棄物等の処理体制の整備」を準用 (P75～参照) する。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員を配備し、その活動体制の万全を期すものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「活動体制の確立」(P76～参照)の定めるところによる。

第1 職員の配備体制等

職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、次によるものとする。

1 職員の配備体制

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	注意体制	① 小規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
5弱 5強	警戒体制	① 中規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
	第1次非常体制 (自動配備)	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生した場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
6弱 6強 7	第2次非常体制 (自動配備)	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

(注) 震度5弱又は5強の場合、被害の状況によっては、警戒体制から非常体制へ移行する。

2 初動体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警戒体制	副市長	総務課長	総務課危機管理G総括
非常体制	市長	副市長	総務課長

第2 注意体制

1 震度4の地震が発生した場合

この体制に該当する配備要員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害情報に関する広報

第3 警戒体制

1 災害警戒本部の設置

震度5弱又は5強の地震の場合、災害警戒本部が自動的に設置され、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 被害情報の把握
- (2) 被害情報の県への報告（震度5強の場合は、国（消防庁）へも報告）
- (3) 関係課等への通報
- (4) 各課長及び市長への報告
- (5) 災害応急対策（中規模）
- (6) 災害情報に関する広報

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、副市長を本部長とし、教育長、全参事・課長で構成するものとする。

3 災害警戒本部の設置、解散の時期

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- (1) 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。

第4 非常体制

1 本部設置の基準

災害対策本部（以下「本部」という。）は、次の基準に達したときに設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）
- (2) 大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- (3) 災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で市長が必要と認めるとき。

2 本部の設置場所

- (1) 本部は、那須烏山市役所烏山庁舎に置く。ただし、大規模地震により烏山庁舎が使用不能になっ

た場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(2) 本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

3 本部会議及び本部の運用等

本部会議、本部の組織編成、運用及び事務分掌、現地災害対策本部の設置等は、風水害等対策編第2章第1節「活動体制の確立」(P76～参照)の定めによるものとする。

4 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 総務課長

第5 動員計画

1 動員体制の整備

(1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

(2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員

ア 本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長は、これを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。

イ 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における動員

ア 各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、速やかに市役所等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

イ 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度5弱又は5強でも必要と判断した場合には自主参集するものとする。

ウ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

エ 参集時の留意事項

(ア) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(イ) 参集途上の措置

a 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

b 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

オ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

(ア) 地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防本部、警察等と連絡）

(イ) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）

(ウ) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

(エ) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

(オ) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市役所等に参集する。 (2) 災害その他により、市役所等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務課長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（消防防災課）に報告する。
6 緊急初動班の編成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第6 市の業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

地震災害が発生した場合、救助・救出活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要とするため、市は、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難勧告等の判断に必要となる情報収集を行うため、速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」(P87～参照)の定めによるものとする。

第1 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知することとなっている。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県が管轄するもの)

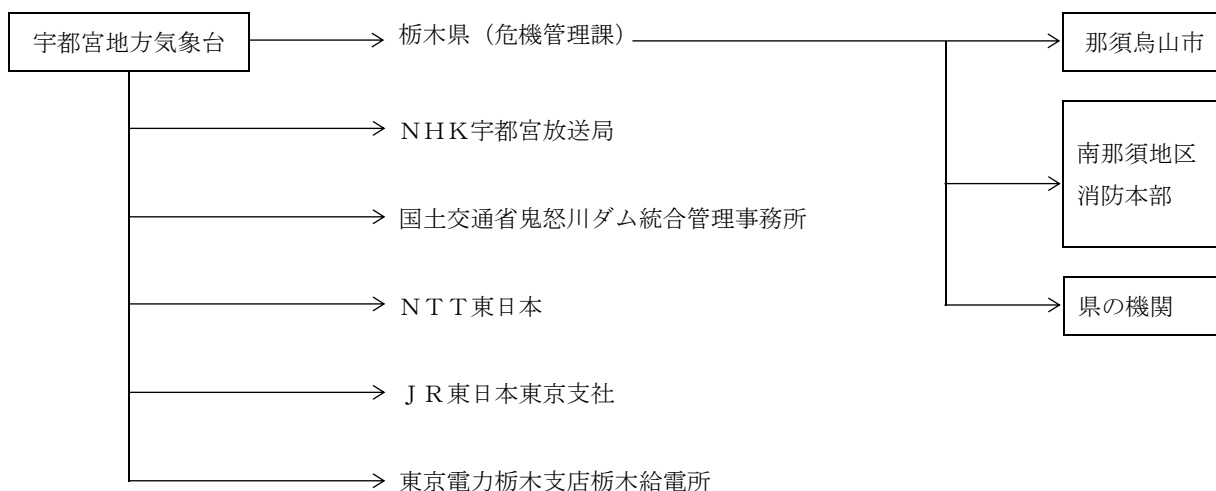
ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報等の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。県、市及び防災関係機関等は、迅速な情報収集に努める。

第2 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

(1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

(2) 火事等の二次災害の発生状況

(3) 降雨、降雪、河川の水位状況

(4) 住民の生命・財産の安否の状況、住民の避難の状況

- (5) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- (6) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (7) 配慮者利用施設の被害状況

(要配慮者利用施設)

児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他

- (8) 消防、水防等の応急措置の状況
- (9) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (10) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の安否
- (11) 医薬品その他衛生材料の補給の安否
- (12) その他法令に定めがある事項

2 被害状況等の収集方法

被害状況等の収集は、次により行うものとする。収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

(1) 市及び消防本部の情報収集

市は、テレビ、ラジオから地震に関する情報等を収集するほか、県から送信される県内の震度分布・震度状況等の情報を収集する。

消防本部は、住民等からの119番通報等により、署員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

(2) 地域住民からの通報

ア 発見者（地域住民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報する。

イ 市長、警察官の処置

(ア) 災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長へ通報する。

(イ) 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、市長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

(3) 各課ごとの被害情報調査

各種被害ごとの調査担当課は、風水害等対策編第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第3の2(1)(P90～参照)の定めによるものとする。

(4) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(5) 避難所からの収集

市民班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

(6) 無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

(7) 郵便局に対する協力要請

市は、烏山郵便局及び南那須郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報により、市内の被災状況等を把握する。

資料編	◆ 災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書	P 350
	◆ 災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書	P 352

第3 情報の整理・分析

総務班は、収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、総務課長を通じて把握した情報を直ちに本部長に報告するものとする。

第4 被害状況の報告

1 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、市の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

資料編	◆ 栃木県火災・災害等即報要領報告様式	P 373
-----	---------------------	-------

第5 通信手段の種類

災害発生時における通信手段は、最も迅速・確実な手段により行うこととし、次の手段を有効に活用して行うものとする。

通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合は、風水害等対策編第2章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」第6（P92～参照）に示すあらゆる手段を利用して行うよう努める。

第3節 相互応援協力・派遣要請

風水害等対策編第2章第4節「相互応援協力・派遣要請」を準用(P97～参照)する。

第4節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第5節「災害救助法の適用」を準用(P100～参照)する。

第5節 避難対策

風水害等対策編第2章第6節「避難対策」を準用(P103～参照)する。

第6節 救急・救助・消火活動

震災により被災した者を迅速に救助するため、また、火災による被害を最小限に止めるため、市は、地域住民、自主防災組織、消防機関、県、県警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助・消火活動を行う。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第8節「救急・救助活動」(P117～参照)の定めによるものとする。

第1 住民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救急・救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関が到達したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段によりただちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 市、消防機関の活動

1 救急・救助活動

市、消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

- (1) 市は、直ちに南那須医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。
- (2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重傷者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

- (3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター及び栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確

保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第7節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第9節「医療救護活動」を準用(P119～参照)する。

第8節 二次災害防止活動

地震発生後に、余震、降雨、建物倒壊等による二次的な災害を防ぐため、市は、関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

風水害等対策編第2章第19節「公共施設等応急対策」第6(P151～参照)に定めるところによる。

2 土砂災害の防止

(1) 施設、災害危険箇所の点検・応急措置の実施

市、消防等関係機関は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、災害危険箇所の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、二次的な地すべり、がけ崩れ等から住民の安全の確保を図るため県と連携を図り、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

市、消防等関係機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ風水害等対策編第2章第6節「避難対策」(P103～参照)の要領により警戒区域の設定若しくは避難の勧告若しくは指示を行う。

第2 建築物・構造物の二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

市は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、県と連携し建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

2 二次災害の防止

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第9節 緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第10節「緊急輸送活動」を準用(P121～参照)する。

第10節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第2章第11節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用(P124～参照)する。

第11節 農地・農林水産業用施設等対策

震災により被害を受けた農地・農林水産業用施設の応急対策を実施し、早期の営農林体制の復旧を目指す。

第1 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

第2 応急対策の実施

1 施設管理者の対応

施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (1) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、市等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
- (2) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
- (3) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

- (4) ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
- (5) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

2 市の対応

市は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 復旧へ向けての対応

市は、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県と協議のうえ災害査定前に復旧工事に着手するよう施設管理者に指導する。

第 1 2 節 保健衛生活動

風水害等対策編第 2 章第 13 節「保健衛生活動」を準用 (P132～参照) する。

第 1 3 節 障害物等除去活動

風水害等対策編第 2 章第 14 節「障害物等除去活動」を準用 (P139～参照) する。

第 1 4 節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第 2 章第 15 節「廃棄物処理活動」を準用 (P141～参照) する。

第15節 文教対策

風水害等対策編第2章第16節「文教対策」(P144～参照)の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第1 地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童・生徒等の安全を第一に考え、次の措置をとるものとする。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行うものとする。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当を行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期するものとする。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか等市教育委員会との協議等により決定するものとする。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要に応じて震災建築物応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急を実施する。

第2 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。

児童・生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じるものとする。

児童・生徒等の行動	
登下校時	<p>《地震発生時の対応》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 登下校中の児童・生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くに居る場合は学校へ避難する。 ◆ 在宅の場合は登校しない。ただし、災害発生のおそれがある場合は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難し、学校へその旨を連絡する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ できるだけ安全な空間を確保する。 ◆ カバン、コート等を頭へのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ◆ 川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ◆ プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれているところ、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ◆ 火災現場から遠ざかる。 ◆ 狭い道路はできるだけ避けて通る。 ◆ 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>《教室》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ◆ 机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ◆ 大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>《廊下・階段》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>《グラウンド》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ◆ 教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教職員の指示通りに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ◆ 留守家庭の児童・生徒等は、学校に留まる。(保護者へ連絡)
校外生活	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>《所属校から離れている場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。 ◆ 避難については市又はその地の市町村の指示に従う。 ◆ 川岸等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>《所属校に近い場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。

<p>動 時</p>	<p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 教職員の指示どおりに行動し、特に「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」をしっかり守る。 ◆ 自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ◆ デマ等に惑わされない。 ◆ 避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
<p>部 活 動 時</p>	<p>《校内の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ◆ 一人で勝手に行動しない。 ◆ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ◆ 帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 <p>《校外の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。 ◆ 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第 16 節 住宅応急対策

風水害等対策編第 2 章第 17 節「住宅応急対策」を準用 (P147～参照) する。

第 17 節 労務供給対策

風水害等対策編第 2 章第 18 節「労務供給対策」を準用 (P149～参照) する。

第 18 節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第 2 章第 19 節「公共施設等応急対策」を準用 (P151～参照) する。

第 19 節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第 2 章第 20 節「危険物施設等応急対策」を準用 (P156～参照) する。

第 20 節 広報活動

風水害等対策編第 2 章第 21 節「広報活動」を準用 (P163～参照) する。

第 21 節 自発的支援の受入

風水害等対策編第 2 章第 22 節「自発的支援の受入」を準用 (P165～参照) する。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を配慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強い地域づくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、市は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。

① 市の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

ア 復興計画の区域

イ 復興計画の目標

ウ 当該市町における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針
その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

エ イの目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

オ 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活に及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

カ 復興計画の期間

キ その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

2 住民との協同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 県、国等職員の派遣要請

市は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第2 迅速な原状復旧

市は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

(1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

(2) 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

(3) 地震に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

(4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示すること。

- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興計画の作成

特定大規模災害等により被災した市は、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進める。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市は、再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、市は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ 必要に応じ、次のような事項を基本的な目標とすること。

(ア) 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置

ウ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

エ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

3 復興本部の設置

市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行及び地方公共団体間の連携、県、国との連携、広域調整のため、復興本部を設置する。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第3章第2節「民生の安定化対策」を準用(P169～参照)する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第3章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用(P173～参照)する。

付編 東海地震の警戒宣言発表時の緊急応急対策計画

第1節 総 則

第1 計画作成の趣旨

昭和53年6月に、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この付編において「法」という。）」が制定され、同法に基づき、駿河湾を震源域とする東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある6県167市町村が、「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）として指定された。

その後、平成13年度に国の中央防災会議により、震源等の再検討及び地震動、津波についてのシミュレーションが実施され、その結果、平成14年4月に、8都県（東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県）の263市町村が強化地域として指定された。

なお、市町村合併の推進により、平成24年4月1日現在においては、8都県の157市町村が指定されています。

加えて、平成14年7月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」が制定（平成25年11月に「東南海・南海地震」が「南海トラフ地震」に改正）され、同法に基づき、紀伊半島沖から遠州灘を震源域とする東南海地震又は紀伊水道沖から土佐湾沖を震源域とする南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れのある1都2府18県414市町村が「東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」として指定（平成24年4月1日現在）された。

なお、諸説はあるものの、上述の「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」等が『南海トラフ』沿いで将来的に発生すると推定される最大クラスの地震を『南海トラフ巨大地震』と称している。

幸いにも本県は、強化地域・推進地域には指定されていないが、東海地震が発生した場合、局部的な被害発生も憂慮される。特に法第9条の規定による警戒宣言が発令された場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的として、那須烏山市地域防災計画（震災対策編）の付編として、「東海地震の警戒宣言発令時の緊急応急対策計画」を策定する。

第2 計画作成の基本方針

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止、軽減するため、市全域を対象として、市、防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 この計画は、地震の発生が予知されてから、地震発生までの間における事前応急対策を中心に作成する。
- 3 地震発生後の災害応急対策は、「那須烏山市地域防災計画（震災対策編）の第2章（応急対策）」（P202～参照）により対処する。

第2節 平常時における対策

警戒宣言発令時に予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また実際の地震発生時に被害を最小限に留めるためには、防災関係機関の連携のみならず、住民の協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市及び防災関係機関は、平常時から必要な事項について積極的な広報活動を行い、東海地震対策に関する正しい知識の普及に努める。

1 広報の内容

(1) 東海地震に関する一般知識

- ア 東海地震発生の切迫性
- イ 大規模地震対策特別措置法の概要
- ウ 強化地域の概要
- エ 警戒宣言の概要
- オ 東海地震注意情報、東海地震予知情報の概要等

(2) 警戒宣言発令時に防災関係機関等のとる措置（第4節第1～3参照）

(3) 住民、事業所等が具体的にとる措置（第4節第4参照）

(4) その他必要な事項

2 普及の方法

(1) 防災講演会等の開催

(2) 広報紙

(3) インターネット（パソコン及び携帯端末使用）による防災情報の提供等

第3節 警戒宣言発令までの対応措置

第1 気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類

気象庁が発表する東海地震に関する情報の種類は、次のとおりである。

情報名	基 準 等
東海地震に関連する調査情報 [発表基準]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況を発表します（従前の東海地震観測情報に対応）。 〔この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。〕 ※ 「東海地震に関連する調査情報（定例）」を除き、通常とは異なる変化の観測状況や地震の発生状況に応じて発表 （東海地域における少なくとも1箇所以上の歪計で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している場合等、又は顕著な地震活動を想定震源域内又はその近傍で観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合等）
	定例 毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表します。 〔この情報で示されるカラーレベルは、「青」です。〕
東海地震注意情報 [発表基準]	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 〔この情報で示されるカラーレベルは、「黄」です。〕 （東海地域における歪計2箇所での有意な変化がプレスリップによるものと矛盾がないと認められた場合等）
東海地震予知情報 [発表基準]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合 〔この情報で示されるカラーレベルは、「赤」です。〕 （東海地域における歪計3箇所以上での有意な変化がプレスリップによるものと認められた場合等）

※ 情報の続報について

各情報発表後、ひずみ計で新たな変化を観測したときや想定震源域あるいはその周辺で顕著な地震が発生したときなどに、新たに得られた評価を発表する場合や、直前の情報発表から一定時間が経過した場合に同じレベルの情報名称で第2報、第3報、…と続報を発表することがあります。

※ 情報の解除について

各情報発表後、東海地震発生の恐れがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。このとき、示されるカラーレベルは「青」に戻されます。

第2 活動体制

東海地震注意情報に基づき、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合、及び東海地震予知情報の発表があった場合は、直ちに次により警戒宣言発令時の社会的混乱の発生に備え、必要な体制をとる。

1 体制

市は、直ちに災害警戒本部を設置し、各部間の緊急連絡体制を確保する。また、警戒体制（震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」（P202～参照））をとり、体制に必要な職員の参集を行う。

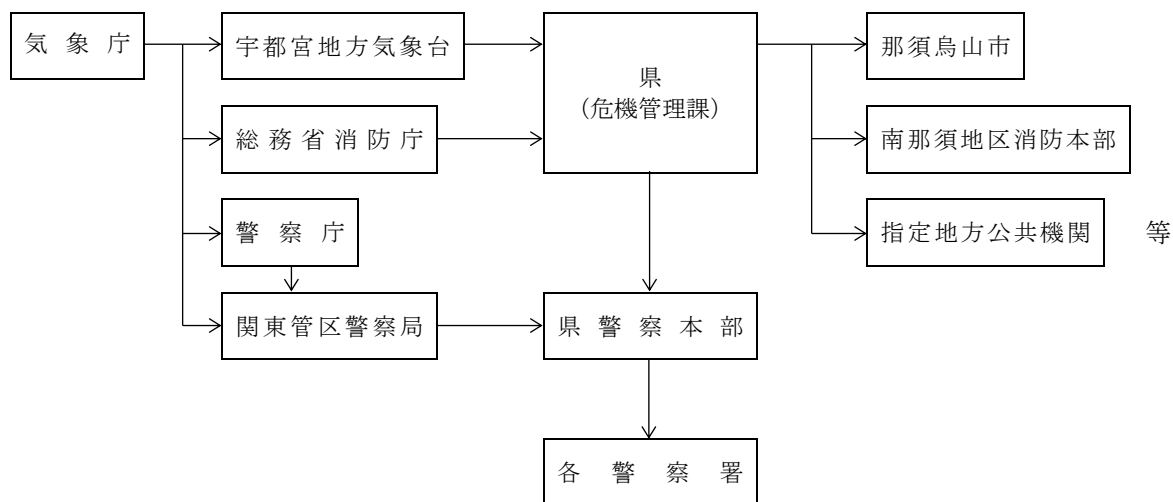
2 活動内容

- (1) 情報の収集・伝達
- (2) 県、消防本部、その他各防災関係機関との連絡調整
- (3) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (4) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (5) 管理している施設等の緊急点検
- (6) 広報の実施（東海地方方面への旅行の自粛の要請等）

第3 伝達系統及び伝達事項

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行ったことを了知した場合及び東海地震予知情報の発表があった場合は、次により情報の伝達を行う。

1 伝達経路



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報、予知情報（それぞれの情報の解除）
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。
- (3) その他必要と認める事項

第4節 警戒宣言発令時の対応措置

第1 体制の確立

警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止・軽減を図るための措置を実施するとともに、東海地震が発生した場合に、あらかじめ定めた地震対策計画（地域防災計画震災対策編等）に沿って速やかに応急対策ができるように準備する。

1 市の体制

市は、内閣総理大臣より警戒宣言が発令されたことを了知したか、又は県から警戒宣言発令が伝達された場合、直ちに災害警戒本部を設置する。また、警戒体制（震災対策編第2章第1節「活動体制の確立」（P202～参照））をとり、市内で震度5弱強が発生した場合に参集することになっている職員を非常招集する。

第3節のとおり災害警戒本部を設置し、警戒体制をとっている場合、引き続きその体制を維持する。

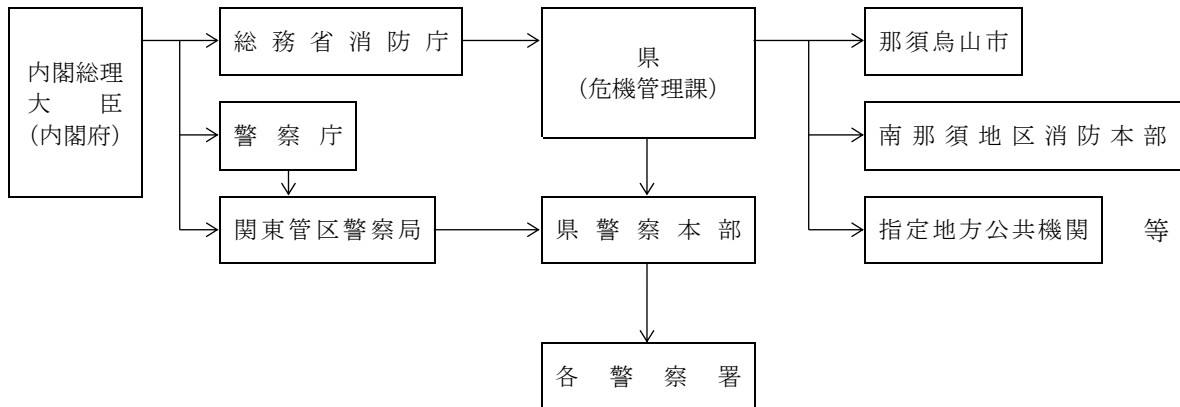
（※ 地震発生後は震災対策編第2章第1節のとおり、震度に応じた体制をとり、災害応急対策を実施する。）

2 防災関係機関等の体制

警戒宣言の発令を了知したときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施、東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑に実施できるよう必要な警戒体制をとる。

第2 伝達系統及び伝達事項

1 警戒宣言伝達経路



2 伝達事項

- (1) 警戒宣言（警戒解除宣言）
- (2) 東海地震の発生に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること。
- (3) その他必要と認める事項

第3 東海地震発生に備えた応急対策の実施

1 広報活動

警戒宣言の発令による社会的混乱の発生を未然に防止するとともに、地震防災応急対策が、迅速かつ的確に行われるよう防災関係機関は協力を密にして広報活動を実施する。

- (1) 市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに、事業所、住民等に対し、地域の実情に応じた適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

ア 広報の内容

- (ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (イ) 市長から住民への呼びかけ
- (ウ) 住民、事業所等が緊急にとるべき行動
- (エ) 交通規制に関する情報
- (オ) 地震防災応急対策の内容と実施状況
- (カ) 混乱防止のための措置
- (キ) その他状況に応じて住民、事業所等に周知すべき事項

イ 広報の実施方法

市は、広報車等によるほか、消防団、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 消防、水防活動

(1) 消防活動

警戒宣言が発令された場合、消防機関は、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- ア 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
- イ 地震に備えての消防部隊、救急隊、救助隊の編成強化
- ウ 消防団の非常招集体制の確立
- エ 消防、救急、救助資機材等の確保
- オ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- カ 防災機関、事業所等に対し応急対策計画の実施の指示
- キ 特定の防火対象施設に対し、避難準備の指示
- ク その他必要な事項

(2) 水防活動・がけ崩れ等危険箇所対策活動

警戒宣言が発令された場合、県、市及び消防機関は、地震発生後の水害やがけ崩れ等による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行う。

- ア 地震に備えての要員の確保、配置
- イ 東海地震関連情報等の収集と伝達体制の確立
- ウ 堤防・水門等の施設の点検
- エ 擁壁等の施設の点検
- オ 資機材の点検整備、緊急調達体制の確保
- カ その他必要な措置

3 交通対策

(1) 道路

ア 広域交通規制

警戒宣言が発令された場合における交通規制は、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、緊急輸送道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行う。

- (ア) 強化地域への一般車両の流入は、極力抑制する。
- (イ) 強化地域方面から県内への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り制限しない。
- (ウ) 緊急輸送道路の優先的な機能確保を図る。

イ 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の確認申請は、警察署、指定検問所において行う。

ウ 運転者のとるべき措置の周知

警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報、交通情報を聴取し、その情報に応じて通行すること等

(2) 鉄道

ア 警戒宣言前の段階からの、警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨の情報提供等に係る措置

イ 警戒宣言前までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の運行に関する措置（安全に運行可能かを判断した上でその対応を明示等）

エ 規制の結果生じる滞留旅客の保護

オ 市は、規制の結果生じる滞留旅客の保護のため行われる事業者等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整等を行う。

4 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

市は、警戒宣言発令時の各機関の措置の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせんを行う。

5 危険物等施設の措置

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者等（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設・設備の損壊に伴う危険物等の漏洩、爆発等の発生を防止するために、必要な措置を講じ、安全確保に万全を期すものとする。

県、市及び消防本部は、管理者等に対して、安全確保措置を適切に実施するよう、必要な広報等を実施する。

(1) 消防法上の危険物

消防法上の危険物施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 施設の応急点検、監視及び補強措置を実施する。

イ 危険物の流出及び出火防止措置を実施する。

ウ 必要に応じ、運転（操業）制限、一時停止、避難の指示等の措置を行う。

エ 自衛消防体制を確立する。

オ 消防設備・資機材の点検、整備を行う。

カ 周辺住民の安全確保措置を行う。

キ その他必要な措置を実施する。

(2) 火薬類

火薬類取扱施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 製造、使用中の火薬類は所定の場所等に保管、貯蔵する等、安全対策を講じ、かつ、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。

イ 火薬類関係事業所にあたっては、爆発・火災防止等に係る応急点検を実施する。

(3) 高圧ガス

高圧ガス施設の管理者等は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

ア 地震発生時における安全を確保するため、必要に応じて、操業の制限、中止等を行う。

- イ 防災要員を確保するとともに防災資機材、応急復旧工事用資機材を点検確認する。
- ウ 容器の転倒、落下防止措置の点検確認を実施し、補強措置等を的確に行う。
- エ タンクローリ等については、住民等の安全を確保できる場所に移動する。

(4) LPガス

販売事業者は、地震発生に備えて、次の措置を実施する。

- ア 地震発生時に備えて、容器の転倒、落下防止措置の確認、補強措置等を行う。
- イ 防災資機材を点検確認するとともに、いつでも緊急出動できる体制をとる。
- ウ 消費者に対して、地震発生に備えて、ボンベの転倒防止や補強措置を実施するよう働きかけるとともに、火気使用の中止、ボンベの元栓の閉止等地震の際にとるべき措置について、周知徹底を図る。

(5) 毒物、劇物

毒劇物取扱施設の管理者等は、地震発生時における毒物劇物の飛散、流出等の未然防止を図るため、保管設備等の保守点検、事故発生時における応急対策、連絡体制の整備を図る。

6 公共施設の措置

(1) 道路施設

県、市及びその他の道路管理者は、地震による被害を軽減するために、地震時に障害となるおそれのある道路、橋りょう等について重点的にパトロールを実施するとともに、工事中の箇所については、原則として工事を中止し、補強等の保全措置をとり、地震の発生に備えて、関係機関との協力のもとに、交通機能の確保に努める。

(2) 上水道施設

水道事業者は、地震発生に備え、需要家が緊急貯水を実施することに留意し、急増する需要に対して給水を確保、継続するとともに、それぞれあらかじめ定めた地震防災応急対策に従って、地震防災上の措置を実施する。

ア 要員の確保

防災対策要領等による配備体制をとり、関係機関との連絡を行う。

イ 給水量の確保

緊急貯水による給水量の増加対策として、浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼働体制をとり、配水池等貯水施設の貯留水確保に努める。

ウ 施設・設備の点検

東海地震に備え、塩素注入設備、自家発電設備、消火・照明設備等の応急点検、補強措置等を実施する。また、工事業者への協力要請等を行い、応急復旧体制を整える。

エ 緊急貯水の広報

県及び市やラジオ（防災ラジオ含む。）、テレビ等の報道機関を通じて、需要家へ飲料水の貯留（浴槽、バケツ等）を要請する。

(3) 下水道施設

下水道管理者は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため、下水道施設の保守点検、応急復旧のための職員の配備、資材・器材等の点検、確保を行う。

(4) 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災業務計画に基づき、平常時から防災体制を整備する。

(5) 河川管理施設等

県及び市は、地震に伴う河川管理施設等の崩壊などによる水害の発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動を行うとともに、必要に応じて応急復旧活動を迅速、的確に実施できる体制を確立する。

(6) ため池

県及び市は、警戒宣言が発令された場合、ため池の管理団体において、ため池の緊急点検を実施し、適切な措置を講じるよう指導する。

(7) 廃棄物処理施設

警戒宣言発令に伴い、廃棄物処理施設の管理者は、被害を最小限とするため次の応急対策を講じる。

ア 職員に対し、警戒宣言が発令された旨周知させる。

イ ごみ焼却施設、し尿処理施設へのごみ、し尿の投入を中止し、また浸出液処理施設を有する最終処分場にあつては、浸出液処理施設への浸出液の流入を中止させる。

ウ 廃棄物処理施設の各設備、防災設備の点検を行うとともに、出火防止対策を実施する。

エ 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、応急復旧体制、資機材の点検・確保を行う。

7 教育・医療・社会福祉施設の措置

(1) 学校

ア 警戒宣言等発令の伝達

警戒宣言が発令されたときは、直ちにそれぞれ次のように伝達する。

(ア) 市教育委員会は、管内公立小・中学校に伝達し必要な指示を与える。

(イ) 県教育委員会は、公立の高等学校、養護学校に伝達し、必要な指示を与える。

イ 児童・生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、学校等の長は、幼児、児童・生徒等の生命・身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え、迅速、的確に対応できる保護対策として綿密な地震防災対策を講じなければならない。特に、児童・生徒等の保護については、次の事項を十分留意し、避難、誘導対策計画を具体的に定める。

計画作成上の留意点

- ① 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を最優先とする。
- ② 市の地震防災計画等を踏まえる。
- ③ 学校等の所在する地域の諸条件等を考慮する。
- ④ 警戒宣言発令に迅速に対応できるものとする。
- ⑤ 児童・生徒等の行動基準及び学校等、教職員の対処・行動の基準が明確にされている。
- ⑥ 警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒等の引き渡しについて、保護者に十分理解されるものとする。
- ⑦ 校外学習等、学校外活動中に警戒宣言が発令されても対応できるものとする。

ウ 学校等の対応

(ア) 校長等は、警戒本部を設置し、予知情報の把握に努め、的確な指揮にあたる。

(イ) 児童・生徒等のうち障がいのある児童生徒については、学校等において保護者等に引き渡す。また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童・生徒等のうち帰宅できない者については、

状況を判断し学校等が保護する。

(ウ) 児童・生徒等の引渡しについては、あらかじめその方法を明確にしておく。

(エ) 校長等は、関係機関にそれぞれの退避、誘導等の状況を速やかに報告する。

(オ) 学校等の各施設の保安措置をとる。

(カ) 初期消火、救護・搬出活動等の防災活動体制をとる。

エ 教職員の対応、指導基準

(ア) 警戒宣言が発令されたら、児童・生徒等を教室等を集める。

(イ) 児童・生徒等の退避、誘導等に当たっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に把握する。

(ウ) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導、退避させる。

(エ) 障がいのある児童生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

(オ) 児童・生徒等の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。

(カ) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

(キ) 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により、防災活動にあたる。

オ 登下校時、在宅時に警戒宣言が発令された場合の対策

(ア) 登下校時に警戒宣言が発令された場合は、周囲の状況を確認し、帰宅するか、学校に向かうかを判断するよう指導する。

(イ) 交通機関の利用時については、関係機関の責任者の指示に従うよう指導する。

(ウ) 在宅時は、登校せず家族とともに行動するよう指導する。

カ 私立学校

私立学校については、公立学校の例を参考に対策を講じるよう指導する。

(2) 社会教育施設

社会教育施設については、利用者の安全確保のため、公立学校の措置に準じ、利用団体の主催者等と十分な連携の上、必要な措置をとる。

(3) 医療機関

警戒宣言が発令された場合は、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

ア 外来診療は、可能な限り平常通り行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

イ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

ウ 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

エ 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

オ 消防計画等に基づく職員の分担業務を確認する。

(4) 社会福祉施設

警戒宣言の発令に伴い、市の福祉施設においては、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の措置をとる。

ア 情報の収集・伝達

イ 収容者、通所者等の安全確保

- ウ 消防用設備、避難設備等の点検
- エ 落下物等の防止措置
- オ 飲料水、食料等の確保
- カ 危険物（プロパンガス、重油等）の点検
- キ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

8 旅館、ホテル等の措置

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル等の管理者は、警戒宣言発令を了知したときは、宿泊客、顧客、観客来訪者、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図る。

主な措置は、次のとおりとする。

- (1) 自衛防災体制の確立
- (2) 情報の収集、伝達

顧客等への情報の伝達については、従業員が避難誘導體制をとった後に行う等、伝達の時期に留意すること。

- (3) 避難誘導の準備、実施
- (4) 出火防止の措置
 - ア 火気使用の制限
 - イ 火気使用器具、LPガス、燃料タンク等の安全確認
- (5) 消防用設備類の使用準備
- (6) 転倒、落下防止の措置
 - ア 窓ガラス、看板等の建物の付属物
 - イ ロッカー、陳列棚、商品等
 - ウ 薬品等の危険物
- (7) 応急救護の準備
- (8) その他必要な措置

第4 住民等のとるべき措置

1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオ（防災ラジオ含む。）のスイッチを常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市、消防本部、警察署からの情報に注意すること。
- (2) 家庭の分担を確認し、地震が発生するまでにやっておくことを決め、すぐ行動に移すこと。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認しておくこと。
- (4) 家具等の転倒防止、重量物の落下防止措置をとること。
- (5) 火気の使用は自粛すること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備をすること。
- (7) 灯油、プロパンガス等の安全措置をとること。
- (8) 身軽で安全な服装になること。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の用意をすること。
- (10) 避難場所や避難路の確認をすること。
- (11) 不要不急の自動車運転や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

- (1) 正確な情報を把握し、職場全体に伝達すること。
- (2) 消防計画等に基づき防災体制をとること。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 重要書類等の非常持出品の用意をすること。
- (6) 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全を確保すること。
- (7) 自家用自動車による出勤、帰宅等はできるだけ自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

原子力災害対策編

第 1 章 総 則

第 1 節 計画策定の趣旨

平成23年3月11日、東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の放出により、本市においても、農林水産物の出荷制限や住民の不安など、市内経済や市民生活等に多大な影響を及ぼした。

栃木県及び那須烏山市内には原子力発電所自体存在しないが、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本市の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、県、市、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、那須烏山市防災会議が作成する「那須烏山市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この「原子力災害対策編」は、本計画中の風水害等対策編第1章第19節「危険物施設等災害予防対策」中「第6 放射性物質」（P70～参照）並びに同編第2章第20節「危険物施設等応急対策」中「第1 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策」（P156～参照）及び「第2 放射性物資運搬事故応急対策」（P157～参照）の内容の詳細な基本的事項を定めるものとする。

第 3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成28年3月1日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本市において必要な防護措置について整備する。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ : Precautionary Action Zone）

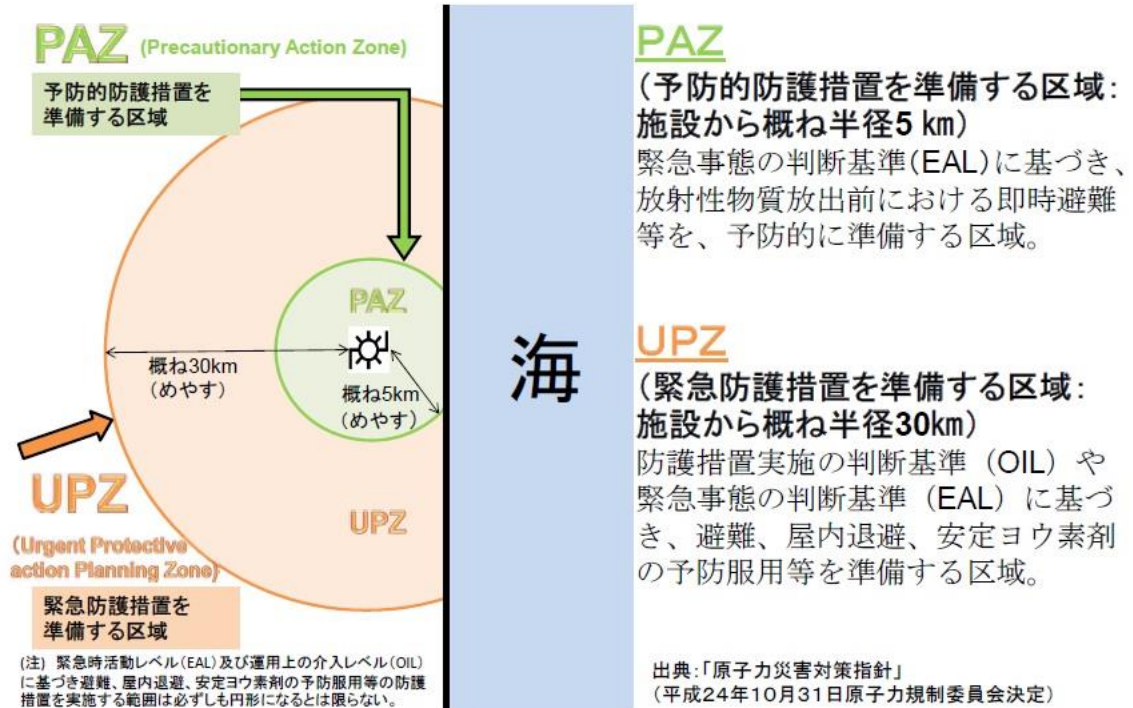
PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、後述するEALに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」が目安とされている。

2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」が目安とされている。

※ 栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、県内に該当する区域は無い。

原子力災害対策重点区域



第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の様子がEAL（Emergency Action Level）として整理された。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならぬため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の様態等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の様態、放射性物質の閉じ込め機能の様態、外的事象の発生等の原子力施設の様態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）

第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL3の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3箇月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一原子力発電所に係る住民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質拡散後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L (Operational Intervention Level) が設定された。

第1 運用上の介入レベル (O I L)

運用上の介入レベル (O I L) とは、放射性物質拡散後、被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの (例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳) をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線 : 13,000 cpm 【1箇月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約8.2km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約7.7km				3.2km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110.万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約 9.3 km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw		392.6万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ: Emergency Planning Zone) にも県内は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と県内産業に大きな影響を与えていた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置(屋内退避)の必要性を判断する。そのため、市は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することになっている。

県においては、環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要があるとみている。

第6節 リスクコミュニケーションの充実

市民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、市内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、観光業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、市は、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、県の方策に倣い、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

1 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- (1) 住民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。
- (2) 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

2 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、県、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、住民等に的確に伝達するよう努める。

3 環境放射線モニタリング結果の情報提供

環境放射線に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

4 住民生活への影響にかかる説明

2及び3で住民に提供する情報について、住民生活にどのような影響があるか、専門家や国、県等の助言を受けながら住民に分かりやすく説明するよう努める。

5 相談体制の整備

重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対応ができるよう、問合せ窓口を設置し、国、県及び専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

第2章 予 防

第1節 初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性にかんがみ、国、県、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。

市は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努めることとし、必要に応じて更新する。

また、これらの情報については、防災関係機関の利用が円滑に促進されるよう、情報のデータベース化等に努める。

第3 通信手段の確保等

1 通信連絡網等の整備

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 通信連絡網等の整備

市は、国及び県と連携して、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

第2節 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、住民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第1 情報伝達体制の整備

市は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、ホームページ、防災メール、エリアメール、データ放送、防災ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア団体等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第3 相談窓口の設置

市は、県、警察、消防機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定められるよう努める。

第4 情報提供項目

市は、県等と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

第1 避難体制の整備

1 避難等の準備

市は屋内退避の指示が出された場合を想定し、県と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

2 避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、避難所及び福祉避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言を受け、学校、公民館、老人福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

(2) 避難誘導用資機材

市は、県からの助言のもと、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

3 避難所、避難方法等の周知

市は、県からの助言のもと、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備

市及び県は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

市内における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、市及び県としては、国の備蓄や配布方法等の検討状況を踏まえ、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

第2 避難指示（緊急）の判断

1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、OIL^{*1}に基づき避難等の指示が発出される。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

2 屋内退避

大気を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本市に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた市及び県は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国、県等と連携して迅速な屋内退避の解除に努める。

市及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定する。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のEPZ^{※3}の範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 要配慮者等への対応

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 モニタリング体制

1 体制の整備

市は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、県が実施するモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持に協力する。

2 要員の確保・育成

市は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、必要な要員を育成する。

第2 関係機関との協力体制の整備

市は、県及び近隣市町等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 住民等の健康対策

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

市は、県が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施するために必要な資機材の整備に協力する。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県が実施する応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理に協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県等と相互に密接な情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

市は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療情報(EMIS)システムの充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の充実に努める。

(2) 情報提供システムの充実・活用

市は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの活用に努める。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

市は、県と連携し、事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第1 検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。栃木県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

市は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備するものとする。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第7節 児童生徒等の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう県や学校等設置者と連携し、防災体制を整備する。

第1 原子力防災体制の整備

就学前教育・保育施設、小中学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

市は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

市は、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施する。事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

また、市は、事故状況や対策区域の設定によっては、物流が停滞する可能性があり、特に緊急車両などの燃料については各種対策に支障が生じることのないよう十分な量が確保できる体制を整備する。

第2 道路交通管理体制の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、県の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

第9節 住民等に対する普及・啓発活動

災害時において、住民や防災業務関係者が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

第1 住民等に対する普及・啓発

市は、国、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本市の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に市、国や県等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射線物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、市は、必要に応じ県等と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に市、国や県等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するための訓練等を実施することにより、関係機関の連携、機器等の習熟等を促進する。

第1 訓練の実施

市は、県が実施する総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動についての訓練に協力する。

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

- (1) 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時のモニタリング訓練
- (4) 住民等に対する情報伝達訓練

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、県と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 市の配備体制等

災害の規模に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

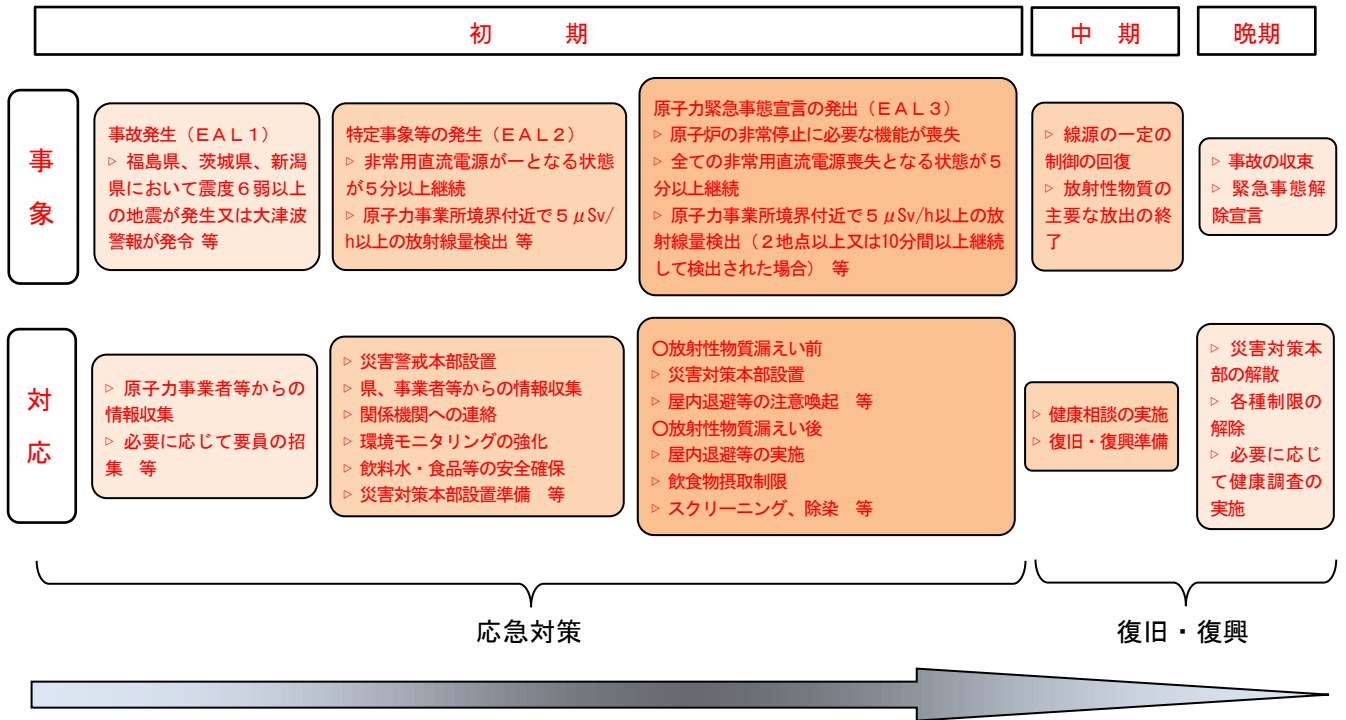
体 制	災害の態様		体制の概要	配備要員
注 意 体 制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	総務課及び公共部門関係課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
警 戒 体 制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ②副市長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び公共部門関係課のG総括以上並びに危機管理G
第1次非常体制 （自動配備）	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3）	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
第2次非常体制 （自動配備）	②市長が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、公共部門所管関係者を中心とする。

2 初動体制時における決定権者

	決 定 者	代 決 者	
		第 1	第 2
注 意 体 制	総 務 課 長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警 戒 体 制	副 市 長	総 務 課 長	総務課危機管理G総括
非 常 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長

※ 防護措置実施に当たっての時間的推移



第2 注意体制

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等 (EAL1) が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。担当職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 原子力災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 必要に応じて関係課 (局) 等への通報
- (4) 必要に応じて市長等への報告
- (5) 災害応急対策 (小規模)

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

市は、特定事象発生との連絡を受けた場合 (EAL2) 又は特定事象発生のおそれがあると副市長が認めた場合は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 県から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- イ 県から緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。

エ その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎に災害対策本部を設置することができない場合には、市役所保健福祉センター内に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。

イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び原子力災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 災害対策本部の設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア 県から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。

イ 県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

ウ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）。

エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

オ その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、市役所保健福祉センター内に設置する。

(3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に通報する。

3 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関する事。
- (2) 災害応急対策の実施、調整
- (3) 本部の活動体制に関する事。
- (4) 各班の活動体制に関する事。
- (5) 国、県への応援要請
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整
- (7) 応援に関する事。
- (8) 災害広報に関する事。
- (9) 災害対策本部の解散
- (10) その他重要な事項に関する事。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、国や県、原子力事業者等から速やかな情報収集を行う。

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

なお、県では、原子力事業者と覚書等を締結し、当該事業者から直接、連絡通報を受けることになっている。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

なお、県では、原子力事業者と覚書等を締結し、当該事業者から直接、連絡通報を受けることになっている。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

(1) 要員の確保

市は、県と連携し、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市は、県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）^{※1}において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

※¹ 原子力災害対策特別措置法において指定された施設。正しくは緊急事態応急対策拠点施設。1999年の茨城県東海村でのJCCの臨界事故を教訓として設置された。原子力災害発生時には、国、自治体、原子力事業者による事故拡大防止のための応急対策、住民の安全確保策などさまざまな緊急対策が必要となる。オフサイトセンターを拠点に、国、自治体、事業者、専門家など関係者が一体となって「原子力災害合同対策会議」を組織し、迅速に有効な手をうつ。原子力施設から20km以内に設置され、現在20箇所に設置されている。

第3節 住民等への情報伝達

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を未然に防ぎあるいはその拡大を抑えるため、住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等に対する情報伝達

- (1) 市は、県と連携し、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 県は、栃木県防災行政無線等により各市町に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 市は、県と連携し、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県や市が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

市は、県と連携し、住民等への情報伝達に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、県と連携し、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

ア 事故・災害等の概況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力に関する呼びかけ

(4) 広報内容の確認

ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う

イ 発表内容や時期については、国の原子力災害対策本部等を通じ県と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

市は、県と連携し、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

市は、緊急時には県等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手順に従い、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を総務課内に開設し、必要な要員を配置する。

2 情報の収集・整理

市は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難措置等の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、市のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、県と連携し、市民等に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 市は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(2) 市は、県、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

3 避難状況の確認

市は、県と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、県（県民生活部・保健福祉部）及び市町は、国及び関係機関と連携して対応する。

※ 国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布方法等については、現在国で検討中

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

(1) 市は、県と連携し、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア団体、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 市は、県と連携し、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品の供給

(1) 市は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

市は、必要に応じて又は県の要請を受けて、市の保有する施設を避難所として設置する。

市が避難所を設置するに当たっては、県に必要な支援、調整等を要請する。

さらに、市は必要に応じて、県からの協議・要請により、市内の旅館等を県が借り上げて避難所とするほか、市営住宅等への受入れや民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供することを検討する。

2 福祉避難所の提供

市は、県と連携し、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入所者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、市内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者等の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難退域時検査及び簡易除染への協力

市は、県と連携して、県外からの避難者の円滑な受入れのため、近隣県が策定する広域避難計画等に基づき、近隣県等の災害対策本部等と情報交換や職員の受入れに努めるとともに、可能な範囲で、近隣県がUPZ外で行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。

第6 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 医療救護活動等

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

市は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1箇月後の値】	

2 相談窓口の設置

市は、県と連携し、保健福祉センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

1 医療救護活動

市は、県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、栃木県ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、市民に対して広く周知する。

第1 食品等の出荷自粛要請及び解除等

市は、県が実施するモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、関係機関等を通じて速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載など、様々な手段を使って住民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国・県から出荷制限の指示があった場合は、速やかに関係事業者等に要請するとともに、住民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合し、出荷自粛等が解除された場合、生産者及び住民等へも広く周知する。

第2 飲料水の安全対策の実施

市は、県が実施するモニタリングの結果が、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第3 食品等の供給

市は、県が食品等の摂取制限等の措置を市町に指示した場合、県と協力して住民への応急措置を講じる。

【参考】

□ 飲食物摂取制限の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

□ 食品中の放射性物質の基準値

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

第7節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、国や県と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第4章 復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

第1 住民への対応

市は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

市は、県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

市は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数箇月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。

3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。
- (2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

市は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、県が実施する詳細な放射性物質モニタリング検査により、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

市は、県が工業製品や加工食品等に関し、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援できるよう連携を図るものとする。

2 具体的方法

市は、県と協力して、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を積極的に発信する。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

市は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や市のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

2 観光客等への説明

また、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市は、国や県と連携し、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

市は、国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第1 基本方針

市及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

また、市は、原子力事業者に、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣を要請するものとする。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮する。また、除去土壌等はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

市、県、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、市は、早期の処理を図るため、住民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

市、県、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

また、市は、県からの助言により、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

市及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

市及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

市は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するため必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市は、賠償内容や手続きについて、県、国、原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 市は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 市は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、市内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、市は、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
- (2) 市は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

市及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

市は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

第1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国・県の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。

別表 1

1 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、規制法第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第4項の規定により平成24年11月15日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）</p> <p>⑬ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）</p> <p>⑭ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑮ 該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、水、台風、火山等）</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ③ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合 ④ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

3 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（2及び平成27年度原子力規制委員会告示第14号において照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定める原子炉施設を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑦ 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑧ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>⑨ 当該原子炉施設において、新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	

4 原子炉（1～3に掲げる原子炉を除く。）に係る原子炉施設

- ・・・原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料貯蔵槽内に新燃料のみが保管されている原子炉に係る原子炉施設、平成27年原子力規制委員会告示第14号において照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定める原子炉施設、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合に限る）等

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ） ② 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ） ③ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても¹³¹Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。</p>
EAL	<p>緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p>
EPZ	<p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p>
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p>

用語	説明
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮ふ障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキヤニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。

用語	説明
特定事象	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 ▷ 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ▷ 管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量か $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ▷ 輸送容器から 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 ▷ 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 ▷ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	<p>生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。</p>
P A Z	<p>予防的防護措置を準備する区域 (Precautionary Action Zone)。P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに於いて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から $3 \sim 5 \text{km}$ の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。</p>
ベクレル(Bq)	<p>放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。</p>
放射性物質	<p>放射性核種を含む物質の一般的総称</p>
放射性プルーム	<p>気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。</p>
放射線	<p>X線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。</p>
放射能	<p>放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。</p>
U P Z	<p>緊急時防護措置を準備する区域(Urgent Protective action Planning Zone)。U P Zとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から $5 \sim 30 \text{km}$ の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。</p>
予測線量	<p>放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。</p>

参考文献

- ▷ 原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- ▷ 財高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ATOMICA」
- ▷ 文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ▷ 原子力規制委員会 環境防災Nネット
- ▷ 環境省 除染関係ガイドライン
- ▷ 栃木県 原子力災害対策の手引き

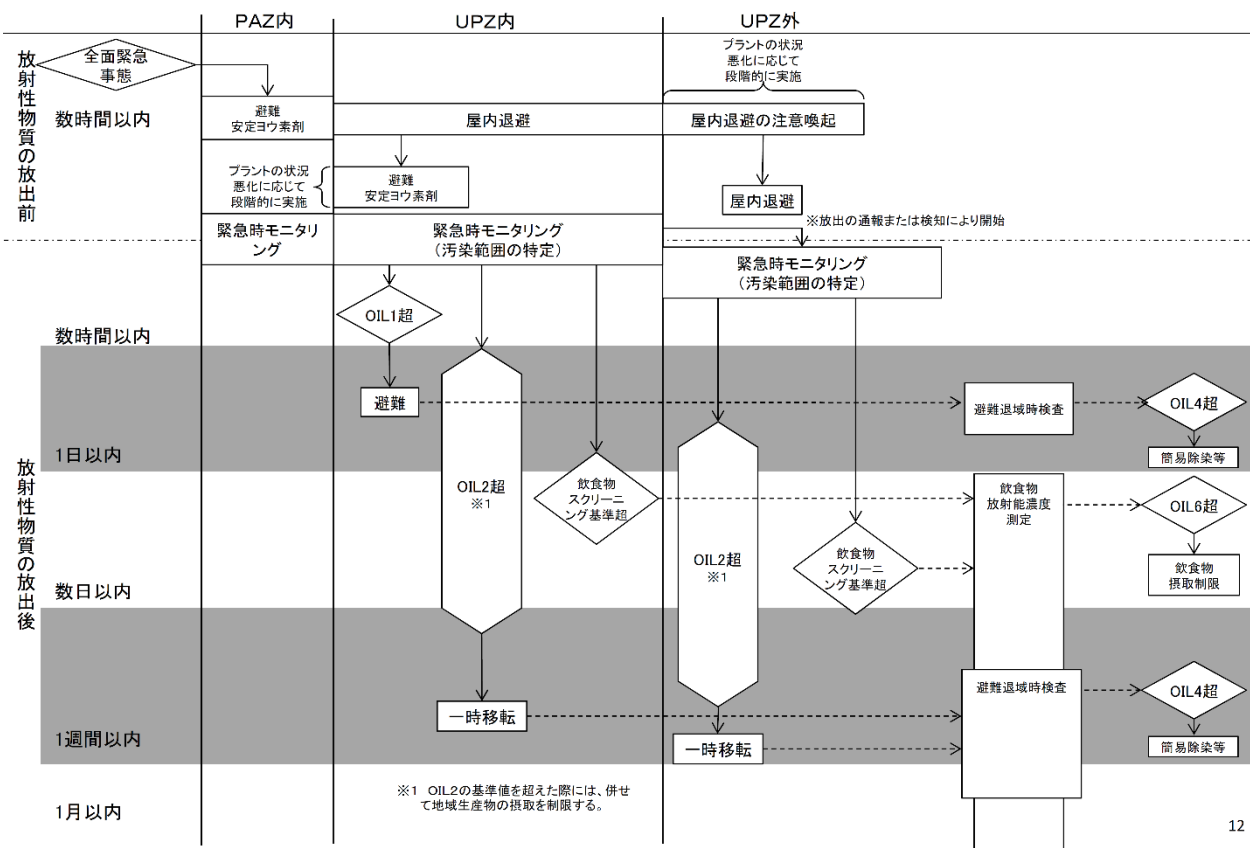
〔参考1〕

緊急事態区分等に応じた防護措置

	PAZ（5km圏）	UPZ（30km圏）	UPZ外（30km圏外）
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 要配慮者等の避難のための準備 		<ul style="list-style-type: none"> ▷ 災害対策にあたる職員の参集 ▷ 国、近隣県、原子力事業者等から情報収集 ▷ 必要に応じて消防等関係機関に対し通報連絡 ▷ 必要に応じて市民等への周知
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 要配慮者等の避難のための勧告もしくは指示 ▷ 一般住民の避難のための準備 ▷ 安定ヨウ素剤配布等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 屋内退避の準備 ▷ 市外からの避難者の受入 ▷ 要配慮者等の避難のための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 災害警戒本部の設置 ▷ 消防等関係機関への通報連絡 ▷ 報道機関、市ホームページ等を通じた市民等への周知 ▷ 市外からの避難者の受入準備 ▷ 市外からの要配慮者等の受入 ▷ 緊急時環境放射線モニタリングの連携・準備
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 避難のための勧告もしくは指示 ▷ 安定ヨウ素剤配布※¹ 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 屋内退避の勧告もしくは指示 ▷ 避難の準備 ▷ 安定ヨウ素剤配布等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 災害対策本部の設置 ▷ 屋内退避等の注意喚起 ▷ 必要に応じて屋内退避 ▷ 市外からの避難者の受入 ▷ 必要に応じて現地対策本部への職員派遣
事故発生 (放射性物質 漏えい後)		<ul style="list-style-type: none"> ▷ OILに基づく避難又は一時移転の勧告もしくは指示 ▷ OILに基づく飲食物摂取制限の勧告もしくは指示 ▷ OILに基づくスクリーニング、除染等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▷ OILに基づく避難等の勧告もしくは指示 ▷ OILに基づく飲食物摂取制限等の市民等へ周知 ▷ OILに基づくスクリーニング、除染等の準備等

※1 国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布方法等については、現在国で検討中

防護措置実施のフロー例



資 料 編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1 市

〔平成29年4月現在〕

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央1-1-1 (代)	(0287) 83-1111
総合政策課		(0287) 83-1112
まちづくり課		(0287) 83-1151
総務課		(0287) 83-1117
税務課		(0287) 83-1114
市民課		(0287) 83-1116
商工観光課		(0287) 83-1115
環境課		(0287) 83-1120
会計課		(0287) 83-1119
那須烏山市役所南那須庁舎	那須烏山市大金240	
市民課総合窓口グループ		(0287) 88-0870
農政課		(0287) 88-7117
都市建設課		(0287) 88-7118
教育委員会学校教育課		(0287) 88-6222
教育委員会生涯学習課		(0287) 88-6223
教育委員会文化振興課		(0287) 88-6224
議会事務局		(0287) 88-7114
保健福祉センター	那須烏山市田野倉85-1	
健康福祉課(福祉事務所)		(0287) 88-7115
こども課		(0287) 88-7116
上下水道庁舎	那須烏山市城東18-3	
上下水道課		(0287) 84-0411

2 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号
南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880-1	(0287) 82-2009
南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署	那須烏山市神長880-1	(0287) 82-2009

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253-7527
関東農政局栃木農政事務所地域第二課	大田原市本町1-2812	(0287) 23-5611
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町1-4	(028) 635-7260
国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所	那須烏山市初音10-20	(0287) 82-3365

関東財務局宇都宮財務事務所	宇都宮市桜3-1-10	(028) 633-6221
関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代1-14-8	(028) 658-7011
宇都宮税務署	宇都宮市昭和2-1-7	(028) 621-2151
宇都宮地方法務局（本局）	宇都宮市小幡2-1-11	(028) 623-6333
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町1-4	(028) 633-4251
那須烏山公共職業安定所	那須烏山市城東4-18	(0287) 82-2213

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原1-5-45	(028) 653-1551

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県危機管理課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2695
栃木県消防防災課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2132
栃木県河川課	宇都宮市塙田1-1-20	(028) 623-2445
栃木県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	(0287) 82-2231
那須烏山警察署	那須烏山市初音3-6	(0287) 82-0110
上境警察官駐在所	那須烏山市上境226-8	(0287) 82-3654
烏山駅前交番	那須烏山市南2-920-8	(0287) 84-0159
七合警察官駐在所	那須烏山市谷浅見1072-1	(0287) 82-3656
江川警察官駐在所	那須烏山市下川井303-2	(0287) 88-2720
田野倉警察官駐在所	那須烏山市田野倉170-5	(0287) 88-2400
福岡警察官駐在所	那須烏山市小倉1179-2	(0287) 88-7568
烏山土木事務所	那須烏山市中央1-6-92	(0287) 83-1321
県北環境森林事務所	大田原市中央1-9-9	(0287) 23-6363
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-1251
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	(0287) 22-2257
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	(0287) 82-2231
矢板土木事務所ダム管理部	矢板市末広町3-4	(0287) 43-5224
寺山ダム管理所	矢板市長井2166	(0287) 43-5431
東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616-5	(0287) 45-1426
西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	(0287) 45-0141
板室ダム管理支所	那須塩原市板室841	(0287) 69-0045
那須広域ダム管理支所（深山ダム管理事務所）	那須塩原市百村3092-1	(0287) 69-0101
矢板県税事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-2171
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-0535

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
烏山郵便局	那須烏山市金井2-19-1	(0287) 82-3342
烏山仲町郵便局	那須烏山市中央2-12-13	(0287) 83-1954
小木須郵便局	那須烏山市小木須1938-1	(0287) 83-1953
七合郵便局	那須烏山市大桶355	(0287) 83-1952
向田郵便局	那須烏山市野上713-20	(0287) 83-1950
南那須郵便局	那須烏山市大金193	(0287) 88-2001
下江川郵便局	那須烏山市下川井967	(0287) 88-2036
N T T 東日本栃木支店	宇都宮市東宿郷4-3-27	(028) 632-4460
K D D I (株) 小山ネットワークセンター	小山市神鳥谷1828	(0285) 28-5086
㈱N T T ドコモ栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	(028) 651-6070
東京電力(株)栃木カスタマーセンター	宇都宮市馬場通り1-1-11	(0120) 995-112
J R 東日本烏山駅	那須烏山市南2-5-6	(0287) 82-2295
日本赤十字社栃木県支部(事業推進部)	宇都宮市若草1-10-6	(028) 622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	(028) 634-9160

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社) 栃木県エルピーガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	(028) 689-5200
㈱栃木放送	宇都宮市本町12-11	(028) 622-1111
㈱エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	(028) 638-7640
㈱とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	(028) 623-0031
(一社) 栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1	(028) 622-2655
J R バス関東(株)宇都宮支店	芳賀町芳賀台110	(028) 687-0671

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一財) 那須烏山市農業公社	那須烏山市藤田1262	(0287) 88-7790
烏山農村婦人の家(J A 那須南管理)	那須烏山市初音7-16	(0287) 83-2111
那須南森林組合烏山支所	那須烏山市上境395	(0287) 82-2503
那須烏山商工会(本所)	那須烏山市金井2-5-11	(0287) 82-2323
那須烏山商工会(南那須支所)	那須烏山市大金194-3	(0287) 88-2029
J A なす南本店	那珂川町白久10	(0287) 96-6150
J A なす南荒川支店	那須烏山市大金194	(0287) 88-7121
J A なす南下江川支店	那須烏山市熊田268-2	(0287) 88-2251
J A なす南烏山支店	那須烏山市初音7-5	(0287) 83-2111
那須南農業共済組合	那須烏山市大桶2141-2	(0287) 84-1711
那須烏山市社会福祉協議会(本所)	那須烏山市田野倉85-1	(0287) 88-7881
那須烏山市社会福祉協議会(烏山支所)	那須烏山市初音9-7	(0287) 84-1294
那須烏山市観光協会(山あげ会館内)	那須烏山市金井2-5-26	(0287) 84-1977
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市大桶872	(0287) 83-0021

南那須地区広域行政事務組合保健衛生センター	那須烏山市大桶444	(0287) 83-1155
南那須地区広域行政事務組合総合健康管理センター	那須烏山市中央2-17-12	(0287) 84-1827
南那須地区障害者相談支援センター	那須烏山市旭1-18-8	(0287) 80-1020
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	宇都宮市下栗1-4-3	(028) 638-1919

9 隣接市町

機 関 名	所 在 地	電話番号
那珂川町役場	那珂川町馬頭409	(0287) 92-1111
さくら市役所	さくら市氏家2771	(028) 681-1111
高根沢町役場	高根沢町大字石末2053	(028) 675-8100
芳賀町役場	芳賀町祖母井1020	(028) 677-1111
市貝町役場	市貝町大字市塙1280	(0285) 68-1111
茂木町役場	茂木町大字茂木155	(0285) 63-5614
常陸大宮市役所	常陸大宮市中富町3135-6	(0295) 52-1111

10 福祉避難所

機 関 名	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 大和久福祉会	那須烏山市南大和久956-2	(0287) 88-2041
社会福祉法人 敬愛会	那須烏山市滝田1867-3	(0287) 84-1176
社会福祉法人 正州会	那須烏山市三箇183-1	(0287) 88-0311
社会福祉法人 みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	那須烏山市南1-2806-1	(0287) 82-2578

○給水装置工事事業指定者一覧

[平成28年11月現在]

事業指定者名	所在地	連絡先
那須烏山市内（五十音順）		
アクア住器㈱アクア住器センター	那須烏山市森田1353-6	(0287) 88-0582
荒井工業㈱	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
伊藤設備	那須烏山市興野426	(0287) 83-1110
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
(有)鎌田水道設備工業	那須烏山市田野倉171-1	(0287) 88-7264
(有)清美建設	那須烏山市興野1269-4	(0287) 84-1704
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業㈱	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
(有)佐藤設備興業	那須烏山市三箇3010-3	(0287) 88-0353
(有)サトウムセン	那須烏山市中央2-5-2	(0287) 82-2495
(有)修和工業	那須烏山市三箇2014	(0287) 88-9226
須藤住宅設備	那須烏山市志鳥111	(0287) 88-8817
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
大栄設備工業	那須烏山市宮原112	(0287) 82-7011
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
㈱谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
㈱那須クリエイト	那須烏山市中山161-1	(0287) 80-3070
福田設備	那須烏山市南大和久469	(0287) 88-2366
松山工業	那須烏山市中山1717-1	(0287) 83-1059
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
矢澤建設㈱	那須烏山市興野768	(0287) 83-0157
(有)ヨロズヤ	那須烏山市旭1-17-8	(0287) 82-2755
那須烏山市外（五十音順）		
阿久津工務店	那珂川町白久789	(0287) 92-2726
㈱阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
アズマ工業㈱	宇都宮市御幸ヶ原町14-34	(028) 622-4323
関東アストモスガス㈱	東京都町田市鶴間1619-8	(0287) 82-2847
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
㈱荒牧空調工業	さくら市卯の里1-12-9	(028) 682-2810
(有)アンカーライフシステム	茨城県常陸大宮市鷺子1749	(0295) 58-2400
㈱イースマイル	大阪市浪速区敷津東3-7-10	(06) 6631-7449
(有)池田設備工業	高根沢町大字上高根沢2552	(028) 675-3744
(有)石川	市貝町赤羽3494-2	(0285) 68-1151

石川工業	宇都宮市下桑島町1097-4	(028) 612-1838
㈱伊藤ライニング	宇都宮市幕田町295-1	(028) 684-2511
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
㈱植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(有)ウォーターワークス ツナカワ	宇都宮市上戸祭94-34	(028) 600-5685
(有)栄進設備	宇都宮市砥上町1661-6	(028) 648-5608
(有)大田原設備メンテナンス	大田原市元町1-10-1	(0287) 23-1674
大塚産業㈱	宇都宮市砥上町350-18	(028) 648-1518
大森設備工業	那珂川町大山田上郷1872	(0287) 93-0354
(有)かまひこ工業	宇都宮市花房1-13-15	(028) 638-9308
㈱川田組	鹿沼市茂呂2539-5	(0289) 76-1310
㈱菊地設備工業	宇都宮市下平出町161-1	(028) 666-5469
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
㈱共栄配管	宇都宮市西川田町6-2	(028) 658-0502
協進設備工業㈱	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381
久保井水道(有)	宇都宮市金田町452-1	(028) 674-2053
熊倉管工電設㈱	栃木市静356-2	(0282) 55-3161
㈱クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1	(028) 639-5611(支社)
郡司設備工業	大田原市南金丸227	(0287) 24-2655
(有)現代屋	芳賀町大字給部14-29	(0286) 77-1676
(有)見目設備工業	高根沢町大字太田1242	(028) 676-1926
(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	(028) 667-8201
(有)晃伸工業	宇都宮市御幸ヶ原139-135	(028) 662-2872
(有)古口設備工業	高根沢町大字石末2028-9	(028) 675-0487
コボリ工業㈱	さくら市氏家2433-21	(028) 681-2163
(有)小山田鉄工	那珂川町馬頭378	(0287) 92-2154
(有)坂本電機設備工業	下野市緑2-3290-16	(0285) 44-1143
㈱サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005
(有)三陽設備工業	大田原市末広1-3632	(0287) 23-1400
(有)塩沢設備工業	芳賀郡益子町小宅31-2	(0285) 72-0843
(有)篠田設備	益子町大字益子1933-4	(0285) 72-7108
昭和水道土木㈱	東京都台東区台東2-23-7	(0287) 36-1778
㈱新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(有)スガマタ設備	宇都宮市白沢町2024-47	(028) 673-3008
清和実業㈱	宇都宮市台新田1-18-4	(028) 659-1112
(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田町877	(028) 648-4160
(有)総合住設	高根沢町光陽台3-12-3	(090) 1806-7594
タイガー設備工業	さくら市鷺宿3907-9	(028) 686-4431
タカオ設備工業	大田原市余瀬532	(0287) 54-4958
(有)高工設備工業	宇都宮市新里町丁1182-8	(028) 665-0843
㈱高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
㈱田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
田代設備工業(有)	大田原市住吉町1-7-27	(0287) 22-2929

(有)田積設備工事	大田原市倉骨296	(0287) 23-0382
(株)田中工業	宇都宮市築瀬町1923-2	(028) 635-6111
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町大字伏久121	(028) 676-0020
(有)手塚設備	那珂川町三輪738	(0287) 96-3674
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(有)トーキヤ	芳賀町大字下延生1721	(028) 678-1384
栃木ソーラー(株)	宇都宮市川田町803	(028) 636-0171
(有)豊田工業	宇都宮市中戸祭1-1-19	(028) 622-5959
(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162-3	(0287) 48-1409
(株)西浦工業	宇都宮市鶴田町217-11	(028) 648-4128
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	(028) 624-8439
(有)ビクトリー	茨城県古河市東山田3837-1	(0270) 79-1066
日下田工業(株)	宇都宮市平松本町654-7	(028) 637-3017
(有)桧山産業	宇都宮市下栗町2323-1	(028) 635-2798
(株)平石工業	芳賀町大字上延生464	(028) 677-1037
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(有)笛田設備	那須町高久甲5890	(0287) 64-0732
福田設備	那須塩原市上赤田238	(0287) 36-2784
平和商事(株)	茨城県常陸大宮市東野4815-1	(0295) 74-1310
(株)細野工業	益子町大字七井2623	(0285) 72-5285
堀江工業(有)	宇都宮市山本町372-1	(028) 627-0660
(株)本多商会	那珂川町馬頭100	(0287) 92-2303
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(有)益子ポンプ店	那珂川町馬頭2558-55	(0287) 92-2977
(株)増渕組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(有)マルキ設備農機具	下野市柴7-7	(0285) 44-2377
三菱電機システムサービス(株)	東京都世田谷区太子堂4丁目1-1	(028) 662-0307(支社)
(株)宮川電設	さくら市喜連川4077	(028) 686-2250
(有)茂木住機サービス	茂木町大字鮎田2750	(0285) 63-1817
(株)モリフジ	宇都宮市氷室町2060-1	(028) 678-1786
山本設備	那珂川町片平134-1	(0287) 96-4759
横山工業(株)	宇都宮市中久保1-10-15	(028) 661-0015
吉成水道	塩谷町大宮424	(0287) 47-6113
Y設備	宇都宮市陽東1-8-27	(028) 661-8210
(有)ワイビック	茂木町大字山内257	(0285) 62-0081
若目田設備(有)	宇都宮市鐘山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511

○下水道排水設備指定工事店一覧

[平成29年1月現在]

指 定 工 事 店 名	営 業 所 所 在 地	電 話 番 号
那須烏山市内（五十音順）		
荒井工業(株)	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(株)荒川建設	那須烏山市田野倉192-1	(0287) 88-2654
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
伊藤設備	那須烏山市興野426	(0287) 83-1110
今西ポンプ	那須烏山市谷浅見1089	(0287) 84-2205
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業(株)	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
(有)修和工業	那須烏山市三箇2014	(0287) 88-9226
須藤住宅設備	那須烏山市志鳥111	(0287) 88-8817
(株)関谷建設	那須烏山市神長597-2	(0287) 80-1311
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
大栄設備工業	那須烏山市宮原112	(0287) 82-7011
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
(株)谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
(有)田村建設	那須烏山市旭2-7-16	(0287) 82-3464
(株)中山建設	那須烏山市田野倉819-1	(0287) 88-7145
(株)那須クリエイト	那須烏山市中山161-1	(0287) 80-3070
(株)野村建設	那須烏山市中央3-6-3	(0287) 84-0506
(株)平野建設	那須烏山市野上1162	(0287) 82-3740
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
森島建設(有)	那須烏山市上境287	(0287) 84-0507
山田建設(株)	那須烏山市金井1-4-32	(0287) 82-2473
渡邊建設(株)	那須烏山市金井2-7-11	(0287) 82-2470
那須烏山市外（五十音順）		
(株)阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
荒牧空調工業(株)	さくら市卯の里一丁目12-9	(028) 682-2810
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
(株)植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(株)川田組	鹿沼市茂呂2519-5	(0289) 76-1310
(株)菊地設備工業	宇都宮市下平出町161-1	(028) 666-5469
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
協進設備工業(株)	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381

(有)現代屋	芳賀町大字給部14-29	(028) 677-1676
(有)見目設備工業	高根沢町太田1242	(028) 676-1926
(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	(028) 667-8201
(有)古口設備工業	高根沢町大字石末2028-9	(028) 675-0487
(株)サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005
新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田2-16-2	(028) 648-4160
(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	(028) 680-1153
タイガー設備工業	さくら市鷲宿3907-9	(028) 686-4431
(株)高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
(株)田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町伏久121	(028) 676-0020
(有)手塚設備	那珂川町三輪738	(0287) 96-3674
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(有)長峰設備工業	矢板市片岡2162-3	(0287) 48-1409
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
日下田工業(株)	宇都宮市平松本町1344	(028) 637-3017
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2-17-1	(028) 645-9671
(株)本多商会	那珂川町馬頭100	(0287) 92-2303
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(有)益子ポンプ店	那珂川町馬頭2558-55	(0287) 92-2977
(株)増渕組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(株)宮川電設	さくら市喜連川4077	(028) 686-2250
若目田設備(有)	宇都宮市鎧山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511

○那須烏山市防災会議委員名簿

No.	区 分	所 属 機 関 及 び 職 名	備 考
1	会 長	那須烏山市長	
2	第1号委員	那須烏山警察署長	市を管轄区域とする警察署の長
3	第2号委員	栃木県烏山土木事務所長	
4	第3号委員	南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長	
5	第4号委員	那須烏山市消防団長	
6	第5号委員	那須烏山市教育委員会教育長	
7	第6号委員	那須烏山市副市長	市長が指名する市の職員
8	〃	那須烏山市総務課長	〃
9	〃	那須烏山市農政課長	〃
10	〃	那須烏山市都市建設課長	〃
11	〃	那須烏山市上下水道課長	〃

〔避難・救護〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所

〔平成29年4月1日現在〕

施設 番号	施設名称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	総面積	避難 計画 人口	対象地区	災害の種類による適否			
								洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山中央公園	那須烏山市 中央2-13-12	生涯学習課長	(0287)88-6223	m ² 11,185	人 2,000	泉町・仲町・鍛冶町・ 日野町・宮原	○	×	×	○
2	烏山高校	中央3-9-8	烏山高校長	(0287)83-2075	38,869	2,000	屋敷・元田町・城東・ 滝田	○	○	○	○
3	旧烏山女子高校	金井1-4-23	烏山高校長	(0287)83-2075	26,264	1,500	あたご・南	○	○	○	○
4	山あげ会館	金井2-5-26	那須烏山市 観光協会会長	(0287)84-1977	11,929	100	金井	○	○	○	○
5	烏山運動公園	南1-13-12	生涯学習課長	(0287)88-6223	22,491	1,500	金三	○	○	○	○
6	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287)82-2229 [(0287)82-3827]	40,994	2,400	高峰・旧烏山地区・神 長・滝・宮原	○	○	○	○
7	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287)82-2049 [(0287)84-3025]	22,536	2,300	旧烏山地区・神長・ 滝・宮原	○	○	○	○
8	城東公民館	城東4	城東自治会長		414	50	城東	○	○	○	○
9	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287)82-2009	11,656	800	神長	○	○	○	○
10	龍門ふるさと民芸館	滝414	那須烏山市 観光協会会長	(0287)83-2765	2,300	20	滝	○	○	○	○
11	すくすく保育園	野上703	こども課長	(0287)82-2359	11,387	800	野上	○	○	○	○
	烏山南公民館	(旧野上小)	生涯学習課長	(0287)88-6223							
12	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287)83-1117	16,867	250	向田・落合	○	○	○	○
13	宮原公民館	宮原551	宮原自治会長		318	50	宮原	○	○	○	○
14	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287)83-1117	12,940	700	下境・小原沢	○	○	○	○
15	旧境保育園	下境1165	総務課長	(0287)83-1117	2,291	50	下境・小原沢	○	○	○	○
16	境公民館	上境290-1	生涯学習課長	(0287)88-6223	1,995	100	上境	○	○	○	○
17	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287)82-2442 [(0287)82-2474]	26,707	1,400	上境	○	○	○	○
18	木須の郷交流館	小木須1862	小木須代表 自治会長		3,225	100	小木須	○	×	×	○
19	オオムラサキ公園	大木須1730	大木須代表 自治会長		1,928	80	大木須	○	×	×	○
20	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287)83-1117	6,700	80	横枕	○	○	○	○
21	明和ふれあいガーデン	小木須2659 (旧東小学校)	株DAIKAN	(0287)83-8735	18,000	600	小木須・大木須・横枕	○	×	×	○

22	大沢せせらぎの里公園	大沢634	商工観光課長	(0287)83-1115	4,400	50	大沢	○	×	×	○
23	興野集会所	興野963	興野代表 自治会長		6,861	500	興野	○	○	○	○
24	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287)82-2707 [(0287)83-2329]	20,744	1,000	谷浅見・中山	○	○	○	○
25	七合公民館	大桶928-10	生涯学習課長	(0287)88-6223	4,477	100	大桶・白久	○	○	○	○
26	緑地運動公園	藤田1181-85	生涯学習課長	(0287)88-6223	56,600	1,700	大金台・南大和久・藤田	○	○	○	○
27	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287)88-7115 [(0287)88-6069]	34,114	2,600	田野倉・小倉・宇井・大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○
29	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287)88-2021 [(0287)88-0160]	59,013	1,600	大金・東原・小河原・高瀬・大里	○	○	○	○
29	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287)88-7817 [(0287)88-0154]	39,852	1,000	上川井・下川井	○	○	○	○
30	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		6,549	1,000	熊田・月次	○	○	○	○
31	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長	(0287)88-9067	4,347	700	藤田	○	○	○	○
32	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表 自治会長		6,810	900	三箇	○	○	○	○
33	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表 自治会長	(0287)88-9066	8,208	1,200	志鳥	○	○	○	○
34	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長	(0287)88-7707	4,038	1,900	芦生沢・こぶし台・鴻野山・小白井・西野	○	○	○	○
35	八ヶ代コミュニティーセンター	八ヶ代169	八ヶ代自治会長		2,959	900	福岡・八ヶ代	○	○	○	○
36	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長	(0287)88-2714	4,125	600	曲畑	○	○	○	○
37	輪之内自治会公民館	森田561	輪之内自治会長		5,386	900	大里・小埜・森田宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
38	東泉寺	小倉440-1	東泉寺住職		1,777	150	小倉	○	○	○	○

2 指定避難所

〔平成29年4月1日現在〕

施設 番号	名 称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	収容 人員	建 物 築 年 (西暦)	建物 構造	耐 震 の 有 ・ 無	収容地区	災害の種類による適否			
										洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山体育館	中央2-13-12	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1972	非木造	無	鍛冶町・日野町・宮原・大沢	○	○	○	○
2	烏山武道館	中央2-17-1	〃	〃	100	1975	非木造	無	泉町・仲町	○	○	○	○
3	烏山公民館	中央2-13-8	〃	(0287)82-7082	120	1977	非木造	無	泉町・仲町	○	○	○	○
4	烏山高校	中央3-9-8	烏山高校長	(0287)83-2075	450	1971	非木造	有	屋敷・元田町・城東・滝田	○	○	○	○
5	旧烏山女子高校 (体育館)	金井1-4-23	〃	〃	450	1975	非木造	有	あたご・金井・南・金三	○	○	○	○
6	農村婦人の家	初音7-16	J A那須南	(0287)83-2111	50	1986	木造	無	あたご	○	○	○	○
7	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287)82-2229 [(0287)82-3827]	700	1978	非木造	有	高峰・旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
8	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287)82-2049 [(0287)84-3025]	700	1970	非木造	有	旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
9	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287)82-2009	100	2014	非木造	有	神長	○	○	○	○
10	龍門ふるさと民芸館	滝414	滝自治会長	(0287)83-2765	50	1993	非木造	有	滝	○	○	○	○
11	すくすく保育園	野上703 (旧野上小)	こども課長	(0287)82-2359	250	1980	非木造	有	野上	○	○	○	○
	生涯学習課長												
12	野上体育館	野上703 (旧野上小体育館)	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1980	非木造	無	野上	○	○	○	○
13	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287)83-1117	700	1992	非木造	有	向田・落合	○	○	○	○
14	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287)83-1117	400	1973	木造	無	下境・小原沢	○	○	○	○
15	旧境保育園	下境1165	総務課長	(0287)83-1117	100	1975	木造	無	〃	○	○	○	○
16	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287)82-2442 [(0287)82-2474]	500	1986	非木造	有	上境	○	○	○	○
17	木須の郷交流館	小木須1845	小木須代表 自治会長		50	2005	木造	無	小木須	○	×	×	○
18	大木須集会所	大木須1768	大木須代表 自治会長		50	1980	木造	無	大木須	○	×	×	○
19	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287)83-1117	70	1997	非木造	無	横枕	○	×	×	○
20	明和ふれあいガー デン	小木須2659 (旧東小学校)	株DAIKAN	(0287)83-8735	300	1991	非木造	有	小木須・大木須・横枕	○	×	×	○
21	興野集会所	興野840	興野代表 自治会長		100	1982	木造	無	興野	○	○	○	○
22	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287)82-2707 [(0287)83-2329]	350	1973	非木造	有	谷浅見	○	○	○	○
23	旧七合中学校 (体育館)	中山226	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1987	非木造	有	中山	○	○	○	○
24	七合保育園	大桶870	七合保育園長	(0287)82-2709	50	1974	木造	無	大桶・白久	○	○	○	○

25	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287) 88-7115 [(0287) 88-6069]	340 (150)	1999	非木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
26	那須烏山市武道館	大金240	生涯学習課長	(0287) 88-6223	—	2017	木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
27	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287) 88-2021 [(0287) 88-0160]	750	1992	非木造	有	田野倉・小倉・宇井・大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○
28	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287) 88-7817 [(0287) 88-0154]	600	1990	非木造	有	上川井・下川井	○	○	○	○
29	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		20	(不明)	木造	無	熊田・月次・大金台	○	○	○	○
30	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長	(0287) 88-9067	50	(不明)	木造	無	藤田・南大和久	○	○	○	○
31	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表自治会長		60	(不明)	木造	無	三箇	○	○	○	○
32	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表自治会長	(0287) 88-9066	50	(不明)	木造	無	志鳥	○	○	○	○
33	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長	(0287) 88-7707	30	(不明)	木造	無	芦生沢・こぶし台・鴻野山・小白井・西野	○	○	○	○
34	八ヶ代コミュニティーセンター	八ヶ代169	八ヶ代自治会長		20	1999	木造	有	福岡・八ヶ代	○	○	○	○
35	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長	(0287) 88-2714	25	(不明)	木造	無	曲畑	○	○	○	○
36	輪之内公民館	森田561	輪之内自治会長		25	(不明)	木造	無	大里・小埜・森田宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
37	南那須公民館	岩子6-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	150	1987	非木造	有	田野倉・大金	×	○	○	○
38	スポーツ健康館	藤田1181-85	〃	(0287) 88-6223	40	1995	非木造	有	南大和久・藤田	○	○	○	○
39	南那須図書館	田野倉65-1	〃	(0287) 88-2748	100	2003	非木造	有	田野倉・大金・東原・小河原	○	○	○	○
40	つくし幼稚園	東原50	つくし幼稚園長	(0287) 88-2131	50	1994	非木造	有	大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○

※ 施設番号25「保健福祉センター」の収容人員のカッコ内の数値は、市役所烏山庁舎が万一、災害対策本部として機能しなくなったときの代替施設として使用した場合の収容人員である。

※ 施設番号26「那須烏山市武道館」は、平成28年度中に建設予定であることから収容人員に関しては、施工結果を確認次第数値を確定させるものとする。

○医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須南病院	那須烏山市中央3-2-13	(0287)84-3911
熊田診療所	那須烏山市熊田555	(0287)88-2136
七合診療所	那須烏山市中山137	(0287)82-2781
境診療所	那須烏山市上境240	(0287)82-2292
烏山台病院	那須烏山市滝田1868-18	(0287)82-2739
山野クリニック	那須烏山市中央2-4-3	(0287)84-3850
佐野医院	那須烏山市中央2-11-17	(0287)84-1616
大野医院 ※	那須烏山市中央3-8-4	(0287)84-3513
金井医院 ※	那須烏山市南2-9-16	(0287)83-1166
滝田内科医院	那須烏山市金井1-13-5	(0287)82-2544
阿久津クリニック	那須烏山市金井2-1-6	(0287)83-2021
滝童内医院	那須烏山市金井2-17-10	(0287)82-2175
水沼医院	那須烏山市金井1-14-8	(0287)84-0001
近藤クリニック	那須烏山市野上637-2	(0287)83-2250
林田医院	那須烏山市大金212-4	(0287)88-2056
塩谷医院	那須烏山市田野倉183	(0287)88-2055
青木医院	那須烏山市鴻野山212-2	(0287)88-6211

※印は、不定期診療

○食料、生活必需品の備蓄状況

【総務課管理分】

〔平成29年2月21日現在〕

備蓄場所 備蓄品	市役所烏山庁舎 職員休憩室	烏山体育館	向田体育館	保健福祉センター	烏山小学校 体育館
食料等	α米 1450食 かゆ(乳児用) 600食 クラッカー 700袋 ビスコ 420袋 カロリーメイト300箱 保存水(500mℓ) 1584本 保存用パン 624缶		α米 50食 クラッカー 210袋 保存水(500mℓ) 68本	α米 100食 クラッカー 70袋 保存水(500mℓ) 72本	α米 100食 クラッカー 140袋 ビスコ 180袋 保存水(500mℓ) 240本
生活必需品	毛布 20枚 簡易トイレ 1set トイレ消臭袋 60枚 粉ミルク 100袋 災害時電話機 64台 小型発電機 2台	毛布 300枚 床敷き用量 44枚	毛布 40枚	毛布 58枚	

※ 旧境保育園に若干の保存食及び保存水の備蓄あり。

【健康福祉課管理分】

〔平成29年1月27日現在〕

備蓄場所 分類	保健福祉センター	
防護具	防護服	1,395枚
	防護服(前掛け)	2,886枚
	防護服(キャップ)	100枚
マスク	サージカルマスク	33,870枚
	N95マスク	3,559枚
	3Dマスク	29,000枚
体温計	サーモフォーカス	4本
	ディスプレイ体温計	250本
アルコール 消毒薬	ヒビスコール	940分
	ゴージャス HIS-N	9,420mℓ分
	消毒用エタノール	4.50分
	ウィル・ステラVH	750分
手洗い洗剤	シャボネットF	93.60分
	シャボネットP-5	1000分
	シャボネットユーム	100分
殺菌剤等	次亜塩素酸ナトリウム 水溶液 ハイター	
手袋	[極薄]モデルローブ使いきり手袋	500双
	[薄手]ニトリルサーチ	366双
	ラテックスグローブ	350双
	ニトリルゴム手袋	50双
	ニトリルクリーン手袋	500双
	ニトリルラテックス手袋	250双
	サラヤプラスチック手袋	900双
	ナビロール手袋	1,000双

備蓄場所 分類	保健福祉センター	
非常食類	カロリーメイト	120箱
	ビスケット	120袋
	α米	300食
	ホット!ライス	96食
	保存用パン	144缶
	乾燥スープ	400食
	水 2ℓ (エコアクア)	60本
その他	汚物処理セット (ツールBOX)	15set
	嘔吐物緊急凝固剤セット	40set
	ゴミ袋 (90ℓ)	90袋
	バケツ	5個
	紙カップ	2,500個
	消石灰 (20kg)	26袋
	毛布	40枚

〔消 防〕

○危険物施設の現況

(平成28年度現在)

種 別	箇所数	種 別	箇所数
製 造 所	2	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	47
屋 内 貯 蔵 所	22	屋 外 貯 蔵 所	6
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	22	給 油 取 扱 所	28
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	32	一 般 取 扱 所	19

○危険物の大量貯蔵所等一覧

事 業 所 名	所 在 地	品 名	容量(kl)	タ ン ク 数
(株)新庄	向田1432-1	第 1 石 油 類	200	屋内貯蔵所 1
		第 2 石 油 類	400	屋外タンク貯蔵所 5
		第 3 石 油 類	60	屋外貯蔵所 1
		第 4 石 油 類	199.8	
東北化工(株)	藤田1200	第 1 石 油 類	19.37	屋内貯蔵所 3
		第 2 石 油 類	39.6	屋外タンク貯蔵所 3
		第 3 石 油 類	39	屋外貯蔵所 1
		動 植 物 油 類	199.8	一般取扱所 1
ナス化学(株)	藤田1181-160	灯 油 類 等	134.804	製造所 1
		第 2 石 油 類	16.384	屋外タンク貯蔵所 7
		第 3 石 油 類	230	屋外貯蔵所 3
		第 4 石 油 類	90	一般取扱所 1

○水防倉庫

名 称	場 所
消防本部	神長880-1 (那須烏山消防署)
那須烏山市水防倉庫	中央1丁目18番地内 (市役所烏山庁舎職員駐車場西側)
向田消防車庫	向田1589 (向田三文路交差点西50m)
南那須水防倉庫	岩子6-1 (南那須公民館南)

○消防組織・施設の状況

[平成28年10月1日現在]

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
1	1	仲町・泉町・城東	1	1	1	3	15	19	消防ポンプ自動車
	2	屋敷・元田町			1	3	14	18	圧縮空気泡消火装置搭載型車両・人員輸送車
	3	鍛冶町・日野町			1	3	15	19	消防ポンプ自動車
	4	あたご・金井			1	3	14	18	消防ポンプ自動車
	5	金三・南・高峰			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	計				1	1	5	15	69
2	1	神長・滝	1	1	1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	2	野上			1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	3	向田			1	3	16	20	消防ポンプ自動車
	計				1	1	3	9	37
3	1	宮原	1	1	1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	2	上境			1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	3	下境・小原沢			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	4	小木須			1	3	6	10	消防ポンプ自動車
	5	大木須			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	6	横枕			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	7	大沢			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	計				1	1	7	21	60
4	1	興野	1	1	1	2	12	15	消防ポンプ自動車
	2	滝田			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	3	中山・八ヶ平・平野			1	3	11	15	小型ポンプ積載車
	4	谷浅見			1	3	8	12	消防ポンプ自動車
	5	大桶・白久			1	2	12	15	消防ポンプ自動車
	計				1	1	5	13	50
5	1	藤田	1	1	1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	2	三箇上・中・下			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	3	下川井			1	3	11	15	小型ポンプ積載車
	4	上川井			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	計				1	1	4	12	44

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
6	1	志鳥下・中	1	1	1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	2	志鳥中・上			1	3	12	16	小型ポンプ積載車
	3	熊田西・東			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	4	月次・大金台			1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	計				1	1	4	12	43
7	1	南大和久	1	1	1	3	6	10	小型ポンプ積載車
	2	小倉・宇井			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	3	田野倉			1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	4	大金・東原・小河原・高瀬			1	3	14	18	消防ポンプ自動車
	5	鴻野山・芦生沢・こぶし台			1	2	14	17	消防ポンプ自動車
	6	小白井・西野			1	3	6	10	小型ポンプ積載車
計		1	1	6	17	58	83		
8	1	小埜・森田・輪之内	1	1	1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	2	大里・曲田			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	3	曲畑			1	3	12	16	小型ポンプ積載車
	4	八ヶ代			1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	5	福岡			1	3	11	16	小型ポンプ積載車
計		1	1	5	15	53	76		
女性部	1	女性第1部			1	3	7	11	多機能型車両
	2	女性第2部			1	3	4	8	救護用人員輸送車
	計				2	6	11	19	
階級別人数 団長 (1) 副団長 (3) 分団長 (8) 副分団長 (8) 部長 (39) 女性部長 (2) 班長 (114) 女性班長 (6) 団員 (426) 合計 (607) 団員426人中支援団員59人									

(平成28年4月1日現在)

	消 防 水 利 等				資 機 材		
	防火水槽	消火栓	その他	計	ポンプ車 (水槽付を含む。)	小型ポン プ積載車	計
那 須 烏 山 市	463	573	99	1,135	22	19	41

○重要水防箇所一覽

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名		延長(m)	対策水防工法
		種別	階級		町、大字	字		
県の管理区間	荒川(塩谷)	堤防高	B	左	向田		800	積土のう
	江川(烏山)	堤体強度	B	右	向田		225	木流し
	江川(烏山)	堤防高	B	左・右	向田		570	積土のう
	荒川(塩谷)	堤防断面	B	左・右	三箇	入江野	1,800	積土のう
	荒川(塩谷)	堤防断面	B	右	小倉	本郷	1,600	積土のう
	荒川(塩谷)	堤防断面	B	右	大金		200	積土のう
国の管理区間	那珂川	堤防高	B	右	那珂川町谷田～大桶	78.50k～ 78.00k下280m	770	避難勧告 積土のう
	那珂川	堤防高	A	右	大桶	78.00k下280m～ 77.00k上180m	570	避難勧告
	那珂川	堤防高	(重点) A	右	大桶	77.00k上60m～ 76.00k上100m	620	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	右	大桶～谷浅見	76.00k上100m～ 74.50k上190m	1,465	避難勧告
	那珂川	堤防高	A	右	谷浅見	74.50k上190m～ 74.00k上140m	540	避難勧告
	那珂川	堤防高	(重点) A	右	谷浅見	74.00k下230m～ 72.00k上270m	1,200	避難勧告 積土のう
	那珂川	堤防高	A	左	興野	72.00k上150m～ 71.50k下150m	620	避難勧告
	那珂川	堤防高	A	右	谷浅見	72.00k上50m～ 72.00k下80m	130	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	左	興野	71.00k下90m～ 70.50k下100m	480	避難勧告
	那珂川	堤防高	A	右	滝田	71.00k下110m～ 70.00k下50m	680	避難勧告
	那珂川	堤防高	(重点) A	左	興野	70.50k下100m～ 69.00k上60m	1,250	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	右	滝田	69.50k上240m～ 69.00k上20m	640	避難勧告
	那珂川	堤防高	B	右	滝田～城東	69.00k下50m～ 68.50k上186m	264	積土のう
	那珂川	堤防高 新堤防	B 要	右	城東	68.50k上186m～ 68.50k上126m	60	積土のう 表むしろ張り
	那珂川	堤防高	(重点) B	右	城東～表	68.50k上126m～ 68.50k下200m	320	積土のう
	那珂川	堤防高	(重点) A	左	興野	68.50k上110m 67.50k下180m	410	避難勧告 積土のう
	那珂川	堤防高 すべり	B B	右	表	68.50k下200m～ 68.00k上100m	340	積土のう 表むしろ張り
	那珂川	堤防高	(重点) A	右	宮原～野上	67.50k上250m～ 63.00k	4,550	避難勧告
那珂川	堤防高	A	左	大沢～上境	66.50k上60m～ 66.50k下40m	100	避難勧告	

那珂川	堤防高 新堤防	(重点) A 要	左	上境 ～下境	64.50k上200m～ 61.00k上100m 61.50k上315m～ 61.50k下27m	3,320 (315)	避難勧告・積土のう 表むしろ張り
那珂川	堤防高	(重点) A	右	野上	62.50k上200m～ 62.00k下280m	950	避難勧告
那珂川	工作物	B	右	野上	62.00k上190m	1箇所	
那珂川	堤防高 堤防断面	(重点) A A	右	野上 ～向田	61.50k上190m～ 60.50k上70m	1,270	積土のう 築回し
那珂川	堤防高	A	左	下境 ～小原沢	60.50k上270m～ 59.50k下200m	1,230	避難勧告・積土のう
那珂川	堤防高	A	左	小原沢	57.00k上300m～ 57.00k上100m	200	避難勧告

○取水堰一覽

河川名	名 称	位 置	形 状 寸 法			取 水 設 備				
			形 式	高さ	幅	左右岸 の 別	寸 法			機 能
							高さ	幅	門	
荒 川	落 合 堰	落 合	木工沈床	0.9	60.0	右	3.5	1.3	1	手動式巻上木造扉
〃	向 田 堰	向 田	〃	2.1	66.0	左	3.3	2.0	1	手 動 式 鋼 製 扉
〃	下 河 原 堰	三 箇	〃	1.1	116.0	〃	3.2	1.0	2	木 造 角 落 し
〃	小 倉 堰	藤 田	〃	0.8	43.0	右	4.5	1.3	2	手動式巻上木造扉
〃	滝下用水堰	〃	コンクリート	1.3	60.0	〃	0.8	0.8	1	〃
〃	大 和 久 堰	南大和久	木工沈床	0.8	58.0	〃	3.0	1.0	2	手動式巻上鋼製扉

〔災害危険箇所〕

○土石流危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			溪流番号
			人家戸数	公共建物	種類	数量	行政機関責任者	連絡先(消防団長からの連絡先)	避難場所	
1	川西二号沢	神長川西	9				那須烏山市 総務課長	神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	I 82001
2	滝上沢	滝	21			滝行政区長 (2分団長)		龍門ふるさと民芸館	I 82002	
3	滝下沢	滝	10			滝行政区長 (2分団長)		龍門ふるさと民芸館	I 82003	
4	城東沢	城東	16			城東行政区長 (1分団長)		烏山高校	I 82004	
5	水無沢	興野上	3			興野行政区長 (4分団長)		興野集会所	I 82005	
6	興野沢	興野中	20			興野行政区長 (4分団長)		興野集会所	I 82006	
7	興野中二号沢	興野中	11	有	水道施設	1		興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	I 82007
8	井戸沢	大沢下	4					大沢行政区長 (3分団長)	烏山体育館	I 82008
9	川口二号沢	大沢下	12	有	社会福祉施設	1		大沢行政区長 (3分団長)	烏山体育館	I 82009
10	大沢下三号沢	大沢下	0					大沢行政区長 (3分団長)	烏山体育館	I 82010
11	一の沢四号沢	上境一の沢	5					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82011
12	一の沢五号沢	上境一の沢	12					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82012
13	山際沢	上境上平	42					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82013
14	中堀沢	上境上平	57					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	I 82014
15	卯の木沢	下境上	17	有	集会施設	1		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82015
16	卯の木沢	下境上	31	有	学校・集会施設	2		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82016
17	尼寺沢	下境尼寺	22	有	集会施設	1		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82017
18	石原二号沢	下境後石原	1					下境行政区長 (3分団長)	旧境保育園	I 82018
19	石原三号沢	下境後石原	1					下境行政区長 (3分団長)	旧境保育園	I 82019
20	川戸三号沢	小木須川戸	4	有	集会施設	1		小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82020
21	四斗蒔沢	小木須四斗蒔	0					小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82021
22	四斗蒔三号沢	小木須四斗蒔	0					小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82022
23	横枕四号沢	横枕	6					横枕行政区長 (3分団長)	旧やまびこの湯	I 82023
24	三斗蒔上沢	横枕	6					横枕行政区長 (3分団長)	旧やまびこの湯	I 82024
25	小沢下沢	小木須上	6					小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82025
26	大海沢	小木須上	3	有	集会施設・その他の施設	3		小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82026

27	大海二号沢	小木須上	5	有	集会施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82027
28	山下沢	小木須上	7				小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82028
29	市場下沢	小木須中	4				小木須行政区長 (3分団長)	木須の郷交流館	I 82029
30	新屋敷三号沢	大木須下	3	有	集会施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82030
31	西の入沢	大木須中下	2				大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82031
32	東馬屋沢	大木須上	5				大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82032
33	滝見谷八号沢	大木須中上	12				大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82033
34	橋場下沢	大木須中上	3	有	集会施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公園	I 82034
35	大金沢	大金	14	有	学校	1	大金行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81001
36	小倉三号沢	小倉	9	有	集会施設・防災施設	2	小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81002
37	小白井沢	小白井	5				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81003
38	小白井三号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81004
39	小白井四号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81005
40	西熊田五号沢	熊田西	10				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81006
41	宿沢	熊田西	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81007
42	中井上二号沢	熊田東	0				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81008
43	下井上沢	熊田東	3				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81009

(注) 人家5戸以上の溪流、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			溪流番号
			人家戸数	公共建物	種類	数量	行政機関責任者	連絡先(消防団長からの連絡先)	避難場所	
1	深作一号沢	大里	5				那須烏山市 総務課長	大里行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	Ⅱ 81001
2	深作二号沢	大里	5			大里行政区長 (8分団長)		輪之内公民館	Ⅱ 81002	
3	小倉一号沢	小倉	2			小倉宇井行政区長 (7分団長)		南那須中学校	Ⅱ 81003	
4	小倉二号沢	小倉	4			小倉宇井行政区長 (7分団長)		南那須中学校	Ⅱ 81004	
5	入江野沢	三箇中	8			三箇行政区長 (5分団長)		三箇地区公民館	Ⅱ 81005	
6	小白井二号沢	小白井	2		治山ダム	3基		鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	Ⅱ 81006
7	南大和久沢	南大和久	13			南大和久行政区長 (7分団長)		スポーツ健康館	Ⅱ 81007	
8	月次一号沢	月次	4			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81008	
9	月次二号沢	月次	4			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81009	
10	西熊田四号沢	熊田西	8			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81010	
11	西熊田三号沢	熊田西	4			熊田行政区長 (6分団長)		熊田西公民館	Ⅱ 81011	

12	西熊田二号沢	下川井下	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81012
13	宿二号沢	下川井下	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81013
14	宿三号沢	下川井下	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81014
15	下黒尾沢	下川井下	1 2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81015
16	柏崎一号沢	志鳥下	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81016
17	柏崎二号沢	志鳥下	9				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81017
18	岩川沢	志鳥中	7				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81018
19	高平沢	志鳥上	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81020
20	板橋沢	志鳥中	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81021
21	道場前沢	志鳥中	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81022
22	田中二号沢	志鳥中	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81023
23	小山一号沢	志鳥下	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81024
24	小山二号沢	志鳥下	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	II 81025
25	中井上沢	熊田東	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81020
26	川南一号沢	向田南					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	II 82001
27	川南二号沢	向田南					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	II 82002
28	竹内東沢	向田南					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	II 82003
29	川西一号沢	神長川西					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82004
30	岩井沢	神長下					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82005
31	滝三号沢	滝					滝行政区長 (2分団長)	龍門ふるさと民芸館	II 82006
32	愛宕台一号沢	中央一丁目					元田町行政区長 (1分団長)	鳥山体育館	II 82007
33	愛宕台二号沢	中央一丁目					屋敷行政区長 (1分団長)	鳥山体育館	II 82008
34	愛宕台三号沢	中央一丁目					屋敷行政区長 (1分団長)	鳥山体育館	II 82009
35	五郎山沢	滝田					滝田行政区長 (4分団長)	鳥山高校	II 82010
36	猫入一号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82011
37	猫入二号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82012
38	猫入三号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013
39	菅ノ沢一号沢	中山					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82014
40	菅ノ沢二号沢						中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013
41	中ノ沢一号沢						中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013
42	中ノ沢二号沢						中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	II 82013

○急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制及び指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共的建物		行政機関 責任者	警戒避難体制		箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量		連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	八ヶ平Ⅰ-A	八ヶ平	1				那須烏山市 総務課長	中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402- Ⅰ-001
2	興野Ⅰ-A	興野	18					興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402- Ⅰ-002
3	川口Ⅰ-A	大沢下	14					大沢行政区長 (3分団長)	大沢せせらぎの 里公園	402- Ⅰ-003
4	大沢Ⅰ-A	大沢中	1	有	集会施設	1		大沢行政区長 (3分団長)	大沢せせらぎの 里公園	402- Ⅰ-004
5	東入Ⅰ-A	大沢上	6					大沢行政区長 (3分団長)	大沢せせらぎの 里公園	402- Ⅰ-005
6	那須城Ⅰ-A	大木須上	0	有	その他の 施設	1		大木須行政区長 (3分団長)	オオムラサキ公 園	402- Ⅰ-006
7	滝田Ⅰ-A	滝田本郷	11					滝田行政区長 (4分団長)	烏山高校	402- Ⅰ-007
8	中央Ⅰ-A	泉町	5	有	社会福祉 施設	1		泉町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-008
9	中央2丁目 Ⅰ-A	鍛冶町	1	有	官公署・ 神社	4		鍛冶町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-009
10	中央東Ⅰ-A	日野町	25					日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-010
11	旭表Ⅰ-A	日野町	12	有	神社	1		日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-011
12	掘抜Ⅰ-A	日野町	15					日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-012
13	旭Ⅰ-A	日野町	18					日野町行政区長 (1分団長)	烏山中央公園	402- Ⅰ-013
14	清水川Ⅰ-A	南	3					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-014
15	初音Ⅰ-A	南	5	有	社会福祉 施設	1		南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-015
16	掘抜Ⅰ-A	南	5					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-016
17	初音Ⅰ-B	南	8					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-017
18	愛宕台Ⅰ-A	元田町	4					元田町行政区長 (1分団長)	旧烏山女子高校	402- Ⅰ-018
19	道陸神Ⅰ-A	元田町	16					元田町行政区長 (1分団長)	旧烏山女子高校	402- Ⅰ-019
20	神長下Ⅰ-A	神長下	12					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402- Ⅰ-020
21	神長下Ⅰ-B	神長下	10					神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402- Ⅰ-021
22	高峰Ⅰ-A	南	5					南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402- Ⅰ-022
23	川南Ⅰ-A	向田南	13					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402- Ⅰ-023
24	一の沢Ⅰ-A	上境一の沢	5					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	402- Ⅰ-024
25	上平Ⅰ-A	上境上平	0	有	学校	1		上境行政区長 (3分団長)	境小学校	402- Ⅰ-025
26	松の木Ⅰ-A	上境上平	3					上境行政区長 (3分団長)	境小学校	402- Ⅰ-026
27	卯の木Ⅰ-A	下境上	3	有	集会施設 ・神社	2		下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402- Ⅰ-027

28	加熊Ⅰ-A	小木須上	5				小木須行政區長 (3分団長)	木須の郷交流館	402-I-028
29	行人塚峠Ⅰ-A	小木須上	0	有	学校	1	小木須行政區長 (3分団長)	木須の郷交流館	402-I-029
30	大海Ⅰ-A	小木須上	2	有	集会施設・寺院	3	小木須行政區長 (3分団長)	木須の郷交流館	402-I-030
31	沓掛Ⅰ-A	大木須中下	4				大木須行政區長 (3分団長)	オオムラサキ公園	402-I-031
32	市場Ⅰ-A	大木須下	3	有	神社	1	大木須行政區長 (3分団長)	オオムラサキ公園	402-I-032
33	国見Ⅰ-A	小原沢	0	有	宿泊施設	1	小原沢行政區長 (3分団長)	旧境保育所	402-I-033
34	川堀Ⅰ-A	小原沢	2	有	集会施設	1	小原沢行政區長 (3分団長)	旧境保育所	402-I-034
35	下ニⅡ-B	興野下ニ	3				興野行政區長 (4分団長)	興野集会所	402-I-035
36	愛宕台Ⅰ-A	屋敷	3				屋敷行政區長 (1分団長)	烏山高校	402-I-036
37	高野Ⅰ-A	下川井	2				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-001
38	葉木沢Ⅰ-A	下川井	4				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-002
39	堤崎Ⅰ-A	下川井	2				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-003
40	見次Ⅰ-A	下川井	0				川井行政區長 (5分団長)	江川小学校	401-I-004
41	下井上Ⅰ-A	熊田東	3	有	神社		熊田行政區長 (6分団長)	熊田東公民館	401-I-005
42	月次Ⅰ-A	月次	1				熊田行政區長 (6分団長)	熊田東公民館	401-I-006
43	清水畑Ⅰ-A	小白井	3				鴻野山行政區長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-007
44	清水畑Ⅰ-B	小白井	3				鴻野山行政區長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-008
45	本郷山下Ⅰ-A	小倉	0				小倉宇井行政區長 (7分団長)	南那須中学校	401-I-009
46	大金Ⅰ-A	大金	4				大金行政區長 (7分団長)	南那須中学校	401-I-010
47	森田宿Ⅰ-A	森田	1				南部行政區長 (8分団長)	輪之内公民館	401-I-011

(注) 人家5戸以上の箇所、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共的建物		行政機関 責任者	警戒避難体制		箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量		連絡先(消防団長からの 連絡先)	避難場所	
1	毛上Ⅰ-A	志鳥中	1				那須烏山 市総務課 長	志鳥行政區長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-II-001
2	小志鳥Ⅱ-A	志鳥下	1			志鳥行政區長 (6分団長)		志鳥地区公民館	401-II-002	
3	前原Ⅱ-A	志鳥下	1			志鳥行政區長 (6分団長)		志鳥地区公民館	401-II-003	
4	岩崎Ⅱ-B	熊田東	0			熊田行政區長 (6分団長)		熊田西公民館	401-II-005	
5	中井上Ⅱ-A	熊田東	1			熊田行政區長 (6分団長)		熊田西公民館	401-II-006	
6	中井上Ⅱ-B	熊田東	2			川井行政區長 (5分団長)		江川小学校	401-II-007	
7	月次Ⅱ-A	月次	2			熊田行政區長 (6分団長)		熊田西公民館	401-II-009	
8	下黒尾Ⅱ-A	上川井	0			川井行政區長 (5分団長)		江川小学校	401-II-010	

9	空下Ⅱ-A	下川井下	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401- Ⅱ-012
10	見次Ⅱ-A	下川井下	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401- Ⅱ-013
11	入江野Ⅱ-A	三箇下	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401- Ⅱ-014
12	観音前Ⅱ-A	小倉	3				小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-015
13	欠下Ⅱ-A	小倉	1				小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-013
14	欠下Ⅱ-B	小倉	1				小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-017
15	南大和久Ⅱ-A	南大和久	4				南大和久行政区長 (7分団長)	藤田公民館	401- Ⅱ-018
16	南大和久Ⅱ-B	南大和久	4				南大和久行政区長 (7分団長)	藤田公民館	401- Ⅱ-019
17	高瀬Ⅱ-A	高瀬	2				高瀬行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-020
18	高瀬Ⅱ-B	高瀬	1				高瀬行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-021
19	高瀬Ⅱ-D	高瀬	1				高瀬行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-023
20	中山Ⅱ-A	田野倉	2				田野倉行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401- Ⅱ-024
21	大里Ⅱ-A	大里	2				南部行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	401- Ⅱ-025
22	大里Ⅱ-B	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	401- Ⅱ-026
23	万行Ⅱ-A	大里	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内公民館	401- Ⅱ-027

○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

1 人工

箇所名	大字	字	人家戸数	公共施設	摘要
愛宕台Ⅰ-A	中央Ⅰ丁目	愛宕台	6		

2 自然

箇所名	大字	字	人家戸数	公共施設	摘要
毛上Ⅰ-A	志鳥	毛上	2		
小志鳥Ⅱ-A	志鳥	小志鳥	2		
前原Ⅱ-A	志鳥	前原	2		
岩崎Ⅱ-A	熊田	岩崎	2		
岩崎Ⅱ-B	熊田	岩崎	4		
中井上Ⅱ-A	熊田	中井上	4		
中井上Ⅱ-B	熊田	中井上	2		
下井上Ⅱ-A	熊田	下井上	1		
月次Ⅱ-A	月次	月次	4		
下黒尾Ⅱ-A	上川井	下黒尾	2		
下黒尾Ⅱ-B	上川井	下黒尾	1		
空下Ⅱ-A	下川井	空下	1		
見次Ⅱ-A	下川井	見次	1		
入江野Ⅱ-A	三箇	入江野	3		
観音前Ⅱ-A	小倉	観音前	2		
欠下Ⅱ-A	小倉	欠下	1		
欠下Ⅱ-B	小倉	欠下	1		
南大和久Ⅱ-A	南大和久		2		
南大和久Ⅱ-B	南大和久		2		
高瀬Ⅱ-A	高瀬		4		
高瀬Ⅱ-B	高瀬		1		
万行Ⅱ-A	大里	万行	3		
高瀬Ⅱ-D	高瀬		1		
中山Ⅱ-A	田野倉	中山	3		
大里Ⅱ-A	大里		2		
大里Ⅱ-B	大里		1		
大桶Ⅱ-A	大桶		2		平成元年4月7日 307
金場Ⅱ-A	谷浅見	金場	4		
中ノ沢Ⅱ-A	中山	中ノ沢	1		
菅ノ沢Ⅱ-A	中山	菅ノ沢	1		
菅ノ沢Ⅱ-B	中山	菅ノ沢	1		
菅ノ沢Ⅱ-C	中山	菅ノ沢	2		
菅ノ沢Ⅱ-D	中山	菅ノ沢	2		

菅ノ沢Ⅱ-E	中山	菅ノ沢	2		
菅ノ沢Ⅱ-F	中山	菅ノ沢	1		
猫入Ⅱ-A	中山	猫入	1		
猫入Ⅱ-B	中山	猫入	2		
猫入Ⅱ-C	中山	猫入	1		
入滝田Ⅱ-A	滝田	入滝田	1		
入滝田Ⅱ-B	滝田	入滝田	1		
入滝田Ⅱ-C	滝田	入滝田	1		
五郎山Ⅱ-A	滝田	入滝田	2		
興野上Ⅱ-A	興野	興野上	3		
興野中Ⅱ-A	興野	興野中	1		
興野中Ⅱ-B	興野	興野中	2		
下二Ⅱ-A	興野	下二	3		
川南Ⅱ-B	向田	川南	2		
川口Ⅱ-A	大沢	川口	3		
川口Ⅱ-B	大沢	川口	1		
川口Ⅱ-C	大沢	川口	1		
大沢Ⅱ-A	大沢	大沢	1		
大沢Ⅱ-B	大沢	大沢	2		
大沢Ⅱ-C	大沢	大沢	1		
北向Ⅱ-A	大沢	北向	1		
北向Ⅱ-B	大沢	北向	1		
北向Ⅱ-C	大沢	北向	2		
北向Ⅱ-D	大沢	北向	3		
蛭畑Ⅱ-A	大沢	蛭畑	2		
蛭畑Ⅱ-B	大沢	蛭畑	1		
蛭畑Ⅱ-C	大沢	蛭畑	1		
蛭畑Ⅱ-D	大沢	蛭畑	2		
東入Ⅱ-A	大沢	東入	2		
道祖神Ⅱ-A	大木須	道祖神	1		
入有田Ⅱ-A	大木須	入有田	1		
入有田Ⅱ-B	大木須	入有田	1		
入有田Ⅱ-C	大木須	入有田	1		
入有田Ⅱ-D	大木須	入有田	4		
大木須上Ⅱ-A	大木須	大木須	2		
大木須Ⅱ-B	大木須	大木須上	3		
大木須上Ⅱ-B	大木須	大木須上	1		
長岡Ⅱ-A	大木須	長岡	1		
長岡Ⅱ-B	大木須	長岡	1		
滝見谷Ⅱ-A	大木須	滝見谷	1		
滝見谷Ⅱ-B	大木須	滝見谷	2		
滝見谷Ⅱ-C	大木須	滝見谷	1		
滝見谷Ⅱ-D	大木須	滝見谷	3		

滝見谷Ⅱ-E	大木須	滝見谷	1		
滝見谷Ⅱ-F	大木須	滝見谷	2		
沓掛Ⅱ-A	大木須	沓掛	1		
橋場Ⅱ-A	大木須	橋場	3		
橋場Ⅱ-B	大木須	橋場	2		
橋場Ⅱ-C	大木須	橋場	2		
新屋敷Ⅱ-A	大木須	新屋敷	1		
新屋敷Ⅱ-B	大木須	新屋敷	4		
新屋敷Ⅱ-C	大木須	新屋敷	2		
新屋敷Ⅱ-D	大木須	新屋敷	1		
中山Ⅱ-A	大木須	中山	1		
中山Ⅱ-B	大木須	中山	1		
中山Ⅱ-C	大木須	中山	1		
浅又Ⅱ-A	大木須	浅又	2		
三斗蒔Ⅱ-A	横枕	三斗蒔	2		
三斗蒔Ⅱ-B	横枕	三斗蒔	3		
横枕Ⅱ-A	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-B	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-C	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-D	横枕	横枕	1		
横枕Ⅱ-E	横枕	横枕	1		
小沢Ⅱ-A	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-B	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-C	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-D	横枕	小沢	2		
小沢Ⅱ-E	横枕	小沢	2		
高田Ⅱ-A	小木須	高田	3		
高田Ⅱ-B	小木須	高田	3		
高田Ⅱ-C	小木須	高田	2		
三通山Ⅱ-A	小木須	三通山	2		
三通山Ⅱ-B	小木須	三通山	1		
三通山Ⅱ-C	小木須	三通山	1		
大海Ⅱ-A	小木須	大海	4		
山下Ⅱ-A	小木須	山下	3		
山下Ⅱ-B	小木須	山下	1		
山下Ⅱ-C	小木須	山下	1		
高平Ⅱ-A	小木須	高平	3		
高平Ⅱ-B	小木須	高平	1		
川又Ⅱ-A	小木須	川又	1		
川又Ⅱ-B	小木須	川又	1		
川戸Ⅱ-A	小木須	川戸	2		
川戸Ⅱ-B	小木須	川戸	4		
松原Ⅱ-A	小木須	松原	1		

松原Ⅱ－B	小木須	松原	1		
四斗蒔Ⅱ－A	小木須	四斗蒔	1		
一の沢Ⅱ－A	上境	一の沢	1		
山際Ⅱ－A	上境	山際	3		
山際Ⅱ－B	上境	山際	2		
尼寺Ⅱ－A	下境	尼寺	1		
尼寺Ⅱ－B	下境	尼寺	3		
石原Ⅱ－A	下境	石原	4		
石原Ⅱ－B	下境	石原	2		
川辺Ⅱ－A	下境	川辺	1		
駒妙Ⅱ－A	小原沢	駒妙	3		
駒妙Ⅱ－B	小原沢	駒妙	1		
川堀Ⅱ－A	小原沢	川堀	1		
川堀Ⅱ－B	小原沢	川堀	1		
国見Ⅱ－A	小木須	国見	3		
小原沢Ⅱ－A	小原沢	小原沢	3		
小原沢Ⅱ－B	小原沢	小原沢	1		
小原沢Ⅱ－C	小原沢	小原沢	1		
鳴井川Ⅱ－A	神長	鳴井川	2		
神長Ⅱ－A	神長	神長	2		
愛宕台Ⅱ－A	中央1丁目	愛宕台	2		
矢の目Ⅱ－A	向田	矢の目	1		
矢の目Ⅱ－B	向田	矢の目	2		
川南Ⅱ－A	向田	川南	2		

(注) 摘要欄については、栃木県知事による急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日及び告示番号を記している。

○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧

指定箇所数	面積(ha)	山 林		道路等(m)	そ の 他	
		国有林(ha)	公民有林(ha)		国有地(ha)	公民有地(ha)
8	8.99	0.08	2.39	0.68	1.17	4.67

○山地災害危険地区一覧

ア 山腹崩壊危険地区一覧

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設
大久保	神長	八龍神		県道	水穴	大木須		7	市道
天神	神長	天神	20	市道	横枕	横枕		14	県道
愛宕(2)	南	西裏	10	県庁舎・県道	森ノ入	横枕	森ノ入		県道
愛宕(1)	南	西裏	11	高校・市道	境中学校裏	上境	山際	15	中学校
泉溪寺裏	南	西裏	20	高校・市道	卯の木	下境		25	県道
堀抜(1)	旭		30	市道	境小学校裏	下境	ヌジヤマ	15	小学校・県道
堀抜(2)	旭		20	無	外城	下境	外城	15	無
堀抜(3)	旭		10	県道	長坂	下境	長坂	20	県道
堀抜(4)	初音		20	県道	加熊(1)	小木須	加熊		市道
天性寺裏(2)	南	西裏	16	小・中学校・県道	加熊(2)	小木須	加熊	20	県道
天性寺裏(1)	南	高峰	15	小・中学校・市道	湯殿山	小木須	加熊	12	県道
南	南	高峰		中学校	大海(1)	小木須	カトガサワ		市道
滝(1)	滝	六月坂	10	鉄道・県道	大海(2)	小木須	大海	12	市道
滝(2)	野上	滝原	10	鉄道・県道	寺の下	小木須	寺の下	10	県道
高峰	南	高峰	20	市道	滝見谷(1)	大木須	滝見谷	30	県道
矢ノ目	向田	矢ノ目	10	市道	滝見谷(2)	大木須	中島向	8	市道
北原	落合	北原	20	市道	鞍骨	下境	鞍骨		市道
熊谷	向田	熊谷	10	市道	駒妙	小原沢	入ノ上	8	県道
谷向	向田	塙前	17	市道	川堀	小原沢	中の上	12	県道
塙前(2)	向田	塙前	5	市道	神長	神長	タバダイラ	8	県道
塙前(1)	向田	塙前	5	市道	神長(4)	神長	オオクボ	5	県道
田島久保	中山	田島久保	10	市道	屋敷	城山	城山	5	市道
星の宮(1)	中山	星の宮	6	市道	中ノ沢(1)	中山	中の沢	4	市道
星の宮(2)	中山	星の宮	5	市道	中ノ沢(2)	中山	ヨシヅエ	30	市道
上谷浅見(1)	谷浅見	下原	15	無	菅ノ沢	中山	菅ノ沢	8	市道
富士山	中山	富士山	5	中学校	落合	落合	オオタワマエ	9	市道
五郎山(1)	滝田	五郎山	10	病院・国道	向田	向田	ナカマルマエ	8	無
五郎山(2)	滝田	五郎山	20	国道	野上(2)	南	高峰	3	老人ホーム・市道
兔沢	滝田	兔沢	10	市道	向田(2)	野上	コイジ	6	市道
上興野	興野	畑中	14	県道	野上(1)	野上	タキハラ	5	鉄道・市道
比丘尾山	神長	峰岸	22	県道	野上(3)	野上	虻塚	7	市道
庚申山	中央	庚申山	10	県道	愛宕台	愛宕台	ドウロクシン	3	県道
釜ケ入	中央	築紫山	13	県道	小木須	小木須	オマエダ	5	県道

築紫山	中央	築紫山	30	国道	日渡	小木須	日渡	3	市道
城山	城山	城山	30	国道	小木須(2)	小木須	アサヒムカイ	3	県道
街道東	興野	水無沢	10	無	小原沢	小木須	仁進沢		市道
宮沢(1)	大沢	井戸沢	10	県道	三越橋	横枕	ナカゾマ	9	県道
宮沢(2)	大沢	宮沢		県道	水口	小木須	水口	3	県道
奈良原向	大沢	奈良原向	6	県道	上谷浅見(2)	谷浅見	下原	5	無
四貫渚	大沢	四貫渚	5	県道	築紫山(2)	中央	築紫山	6	市道
リュウガイ下	大沢	リュウガイ	7	県道	ウシロ沢	滝田	ウシロ沢	8	無
屋敷後	大沢	屋敷後	10	県道	虻塚(1)	野上	虻塚	20	無
平軍里	大沢	平軍里	6	県道	虻塚(2)	野上	虻塚	7	市道
落石	上境	落石		県道	清水	興野	清水	15	無
西和久	上境	ガジウチ	20	県道	北向	大沢	萩ノ草	6	市道
八ヶ沢	上境	八ヶ沢		県道	七合	興野	表山	6	県道
タン所	上境	タン所	10	県道	一の沢(1)	上境	宮内	12	診療所・県道
上平那須	上境	北久保	11	無	一の沢(2)	上境	一の沢	10	診療所・県道
井戸沢	大沢		5	県道	卯の木(2)	下境		5	無
木須沢	大沢	木須沢	2	県道	解石	下境	ヤクシタケ	10	市道
人有田	大木須	ショウノ入	5	市道	和久入	小木須	和久	7	市道
道祖神(1)	大木須	ナベタ	10	市道	新屋敷入	大木須	新屋敷	10	県道
道祖神(2)	大木須	道祖神		市道	朝又	小木須	河又	13	県道
飛貫	大木須	飛貫	2	市道	横枕	横枕		5	県道
高野裏	下川井	新屋敷	30	県道	矢の目	森田	矢の目	10	市道
柏崎	志鳥	竹の内	7	市道	芳朝寺	森田	芳朝寺	1	無
堀の内	三箇	堀の内	20	市道	曲田	曲田	関下		市道
守山(1)	三箇	守山		市道	ドウヤマ	下川井	ドウヤマ	4	市道
守山(2)	三箇	守山		市道	コウヤウラ	下川井	コウヤウラ	27	県道
上境(鹿島神社)	藤田	東裏	30	郵便局・県道	高林寺	志鳥	アケウエ	6	市道
坂下	熊田	坂下	15	市道	ハヌキザワ	志鳥	ハヌキザワ	22	無
向山	大和久		12	無	コウヤウラ(2)	下川井	コウヤウラ	12	県道
清水畑(1)	小白井	清水畑	20	市道	タケノウチクボ	志鳥	タケノウチクボ	16	市道
清水畑(2)	小白井	清水畑	6	無	西長田	藤田	西長田		学校
小白井	小白井	トヤ	7	市道	西光寺 (ミヤシタ)	熊田	ミヤシタ	4	市道
下山(1)	小白井	下山		市道	イリヤマ	熊田	イリヤマ	12	市道
下山(2)	小白井	下山		市道	キョウヅカ	月次	キョウヅカ	3	県道
入江野(1)	小白井	下山		市道	ウマサカ	熊田	ウマサカ	10	市道
入江野(2)	小白井	下山		市道	ダイモン	月次	ダイモン	4	市道
種小屋	三箇	種小屋	15	無	高瀬	高瀬	テンジソヤマ	8	県道
川西山(1)	藤田	川西山		市道	下山	小白井	下山		市道

川西山(2)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	34	市道
川西山(3)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	6	市道
後欠	小倉	関下		市道	オナベ	大里	オナベ	7	鉄道
前欠	小倉	前欠	2	市道	フカザクカミ	大里	フカザクカミ	5	鉄道・市道
屋敷続	小倉	屋敷続	20	市道	万行	大里	万行	12	市道
駒合地	大金	駒合地	10	小学校・鉄道	クヌギド	曲田	クヌギド	21	市道
大俵(1)	高瀬	大俵	7	駅	チュウコウ	大里	チュウコウ		市道
大俵(2)	大金		15	県道	チュウグウ	森田	チュウグウ		市道
青木ケ原(1)	大里	青木ケ原	15	市道	中井上	熊田	大久保	8	県道
青木ケ原(2)	大里	青木ケ原	5	無	鳴井山	月次	中丸	7	市道
サヤド	大里	サヤド	6	市道	堤崎	下川井	高野裏	12	県道
小塙	小塙			駅 鉄道	安楽寺	田野倉	カモゲ	12	県道
根小屋	森田	根小屋	2	無	六本木	曲田	六本木	1	県道
愛宕山	森田	愛宕山	10	市道					

イ 崩壊土砂流出危険地区

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設
久道	向田	久道	5	無	井戸入	横枕	井戸入	10	市道
塙前(3)	向田	塙前	10	市道	深作入	下境	深作入	10	中学校・県道
霧ヶ沢	城山	ハット山	6	国道	僧ヶ入	下境	山根上	12	小学校・県道
水無沢	興野	水無	10	県道	和久入	小木須	和久	15	県道
手洗場	興野	ハバ	12	県道	所沢	小木須	所沢	20	小学校・県道
幕焼沢	大沢	幕焼沢	3	県道	鍛冶屋沢	大木須	鍛冶屋沢	6	無
大葎	大沢	大葎	10	県道	東ヶ入	大木須	セキザワ	15	県道
住崎沢	大沢	住崎入	6	県道	目目沢	大木須	目目沢	12	県道
井戸入	大沢	井戸沢	5	県道	河戸口	小木須	河戸		市道
大林	大沢	大林	2	市道	内久保(2)	大沢	ウシロクボ	6	県道
内久保	大沢	内久保	10	県道	城山西	城山	庁舎峰	7	市道
金倉沢	大沢	金倉沢	10	県道	桜ノ沢	大沢	桜ノ沢	8	県道
菅ノ沢	大沢	菅ノ沢	10	県道	金倉沢(2)	大沢	金倉沢	5	県道
外輪沢	大沢	外輪沢	7	県道	辰見沢	上境	辰見沢	2	市道
江戸沢	大沢	江戸沢	7	県道	大名沢	上境	大名沢	10	県道
西ヶ沢	大沢	西ヶ沢	10	県道	男子ヶ沢	上境	男子ヶ沢	10	県道
前沢	大沢	前沢		県道	与路ヶ沢	上境	与路ヶ沢	6	県道
宮原	上境	宮原	10	県道	解石沢	下境	長坂	30	県道
大名沢	上境	宮内	15	県道	菖蒲沢	大木須	柿の木平	7	無
八ヶ沢(1)	上境	八ヶ沢	3	県道	常の入	大木須	常の入	12	県道
八ヶ沢(2)	上境	八ヶ沢	3	県道	小原沢	小原沢	長峰	5	県道

橋ヶ沢	大沢	橋ヶ沢	6	県道	相由沢	大沢		15	公民館・県道
井戸沢	大沢	井戸沢	3	県道	長手	下境		4	市道
軍沢	大沢	軍沢	3	県道	宮の内沢	大木須		15	県道
堀の内	三箇	堀の内	10	市道	根小屋	森田	ヨウガイ	3	無
大峰	小白井	大峰	2	市道	小倉沢	小河原	ウシオクボ	10	鉄道・市道
清水畑	小白井	清水畑	17	市道	堂の前	高瀬		11	鉄道・市道
藤田	藤田	川西山	1	市道					

ウ 地すべり危険地区一覧

地区名	大字	人家 戸数	公共施設
解石	解石	20	市道
駒妙	下境	17	県道
小原沢	小原沢	8	県道

○土石流危険溪流一覽

1 人家5戸以上等の箇所

水系名	幹川名	溪流名	大字・字	人家戸数	公共施設
那珂川	江川	下井上沢	下井上	5	
那珂川	江川	宿沢	宿	5	
那珂川	長者川	小倉三号沢	小倉	4	有
那珂川	荒川	小白井沢	小白井	6	
那珂川	荒川	小白井三号沢	小白井	5	有
那珂川	荒川	小白井四号沢	小白井	0	有
那珂川	江川	西熊田五号沢	西熊田	5	
那珂川	荒川	大金沢	大金	3	有
那珂川	江川	中井上二号沢	中井上	7	
那珂川	空沢川	一の沢四号沢	一の沢	5	
那珂川	空沢川	一の沢五号沢	一の沢	5	
那珂川	那珂川	卯の木沢	卯の木	5	
那珂川	那珂川	卯の木沢	卯の木	5	
那珂川	小木須川	横枕四号沢	横枕	1	有
那珂川	木須川	橋場下沢	橋場	1	
那珂川	那珂川	興野沢	興野	7	
那珂川	那珂川	水無沢	興野上	6	
那珂川	那珂川	興野中二号沢	興野中	6	
那珂川	木須川	西の入沢	沓掛	7	
那珂川	小木須川	三斗蒔上沢	三斗蒔	7	
那珂川	小木須川	山下沢	山下	9	
那珂川	空沢川	山際沢	山際	8	
那珂川	木須川	四斗蒔沢	四斗蒔	6	
那珂川	木須川	四斗蒔三号沢	四斗蒔	7	
那珂川	木須川	市場下沢	市場	6	
那珂川	小木須川	小沢下沢	小沢	5	
那珂川	空沢川	中堀沢	松の木	8	
那珂川	那珂川	城東沢	城東	8	
那珂川	木須川	新屋敷三号沢	新屋敷	5	
那珂川	木須川	東馬屋沢	人有田	5	
那珂川	解ノ石川	石原二号沢	石原	4	有
那珂川	解ノ石川	石原三号沢	石原	8	
那珂川	木須川	川戸三号沢	川戸	5	
那珂川	大沢川	井戸沢	川口	5	
那珂川	大沢川	川口二号沢	川口	11	有
那珂川	江川	川西二号沢	川西	5	
那珂川	小木須川	大海沢	大海	5	

那珂川	小木須川	大海二号沢	大海	3	有
那珂川	大沢川	大沢下三号沢	大沢中	4	有
那珂川	江川	滝上沢	滝	5	
那珂川	江川	滝下沢	滝	6	
那珂川	木須川	滝見谷八号沢	滝見谷	5	
那珂川	那珂川	尼寺沢	尼寺	11	

2 人家1～4戸の箇所

水系名	幹川名	溪流名	大字・字	人家戸数	公共施設
那珂川	江川	下黒尾沢	下黒尾	4	
那珂川	江川	月次一号沢	月次	4	
那珂川	江川	月次二号沢	月次	1	
那珂川	岩川	高平沢	高平	1	
那珂川	江川	宿二号沢	宿	1	
那珂川	江川	宿三号沢	宿	2	
那珂川	岩川	小山一号沢	小山	1	
那珂川	岩川	小山二号沢	小山	2	
那珂川	長者川	小倉一号沢	小倉	1	
那珂川	長者川	小倉二号沢	小倉	3	
那珂川	荒川	小白井二号沢	小白井	2	
那珂川	荒川	深作一号沢	深作	3	
那珂川	荒川	深作二号沢	深作	2	
那珂川	江川	西熊田四号沢	西熊田	1	
那珂川	江川	西熊田三号沢	西熊田	2	
那珂川	江川	西熊田二号沢	西熊田	2	
那珂川	江川	中井上沢	中井上	3	
那珂川	岩川	岩川沢	田中	4	
那珂川	岩川	田中二号沢	田中	1	
那珂川	岩川	道場前沢	道場前	3	
那珂川	荒川	南大和久沢	南大和久	4	
那珂川	荒川	入江野沢	入江野	4	
那珂川	岩川	柏崎一号沢	柏崎	4	
那珂川	岩川	柏崎二号沢	柏崎	3	
那珂川	岩川	板橋沢	板橋	2	
那珂川	那珂川	愛宕台一号沢	愛宕台	2	
那珂川	那珂川	愛宕台二号沢	愛宕台	3	
那珂川	那珂川	愛宕台三号沢	愛宕台	4	
那珂川	空沢川	一の沢二号沢	一の沢	3	
那珂川	小木須川	横枕三号沢	横枕	3	
那珂川	小木須川	横枕上沢	横枕	1	
那珂川	小木須川	小沢	横枕	4	
那珂川	小木須川	加熊沢	加熊	4	
那珂川	小木須川	加熊二号沢	加熊	3	

那珂川	木須川	沓掛三号沢	橋場	4	
那珂川	木須川	橋場上沢	橋場	4	
那珂川	那珂川	興野中沢	興野中	4	
那珂川	那珂川	駒妙沢	駒妙	2	
那珂川	木須川	沓掛二号沢	沓掛	1	
那珂川	那珂川	五郎山沢	五郎山	2	
那珂川	小木須川	高田二号沢	高田	1	
那珂川	大沢川	三ヶ平四号沢	三ヶ平	2	
那珂川	大沢川	三ヶ平三号沢	三ヶ平	2	
那珂川	大沢川	三ヶ平一号沢	三ヶ平	2	
那珂川	大沢川	三ヶ平五号沢	三ヶ平	1	
那珂川	大沢川	三ヶ平二号沢	三ヶ平	2	
那珂川	小木須川	三斗蒔下沢	三斗蒔	3	
那珂川	小木須川	三斗蒔三号沢	三斗蒔	2	
那珂川	小木須川	山上下沢	山下	2	
那珂川	小木須川	山下上沢	山下	1	
那珂川	小木須川	山下四号沢	山下	1	
那珂川	木須川	四斗蒔二号沢	四斗蒔	1	
那珂川	木須川	市場上沢	市場	4	
那珂川	木須川	市場三号沢	市場	1	
那珂川	小木須川	小沢上沢	小沢	2	
那珂川	木須川	松原沢	松原	2	
那珂川	木須川	松原沢	松原	1	
那珂川	木須川	新屋敷一号沢	新屋敷	1	
那珂川	木須川	新屋敷二号沢	新屋敷	1	
那珂川	木須川	新屋敷五号沢	新屋敷	1	
那珂川	江川	岩井沢	神長下	2	
那珂川	木須川	人有田一号沢	人有田	3	
那珂川	木須川	人有田二号沢	人有田	2	
那珂川	中山川	菅ノ沢一号沢	菅ノ沢	1	
那珂川	中山川	菅ノ沢二号沢	菅ノ沢	2	
那珂川	解ノ石川	石原一号沢	石原	3	
那珂川	解ノ石川	石原四号沢	石原	3	
那珂川	木須川	川戸四号沢	川戸	4	
那珂川	木須川	川戸六号沢	川戸	1	
那珂川	木須川	川戸一号沢	川戸	1	
那珂川	木須川	川戸二号沢	川戸	2	
那珂川	木須川	川戸五号沢	川戸	2	
那珂川	大沢川	川口一号沢	川口	1	
那珂川	大沢川	川口三号沢	川口	1	
那珂川	江川	川西一号沢	川西	4	
那珂川	荒川	川南一号沢	川南	2	
那珂川	荒川	川南二号沢	川南	1	

那珂川	那珂川	川辺沢	川辺	1	
那珂川	木須川	浅又下沢	浅又	3	
那珂川	大沢川	大沢上一号沢	大沢上	4	
那珂川	大沢川	大沢上沢	大沢上	2	
那珂川	大沢川	大沢下二号沢	大沢中	2	
那珂川	大沢川	大沢下一号沢	大沢中	1	
那珂川	大沢川	大沢中二号沢	大沢中	2	
那珂川	大沢川	大沢中三号沢	大沢中	1	
那珂川	江川	滝三号沢	滝	2	
那珂川	木須川	滝見谷四号沢	滝見谷	1	
那珂川	木須川	滝見谷三号沢	滝見谷	2	
那珂川	木須川	滝見谷五号沢	滝見谷	4	
那珂川	木須川	滝見谷一号沢	滝見谷	3	
那珂川	木須川	滝見谷六号沢	滝見谷	1	
那珂川	木須川	滝見谷七号沢	滝見谷	1	
那珂川	荒川	竹内東沢	竹内東	1	
那珂川	中山川	中ノ沢一号沢	中ノ沢	1	
那珂川	中山川	中ノ沢二号沢	中ノ沢	1	
那珂川	木須川	中山四号沢	中山	2	
那珂川	木須川	中山二号沢	中山	1	
那珂川	木須川	中山三号沢	中山	2	
那珂川	那珂川	長手二号沢	長手	1	
那珂川	那珂川	長手沢	長手	2	
那珂川	木須川	道祖神沢	道祖神	1	
那珂川	木須川	道祖神沢	道祖神	1	
那珂川	中山川	猫入一号沢	猫入	2	
那珂川	中山川	猫入二号沢	猫入	1	
那珂川	中山川	猫入三号沢	猫入	1	
那珂川	大沢川	蛭畑七号沢	蛭畑	4	
那珂川	大沢川	蛭畑八号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑九号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑一号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑二号沢	蛭畑	3	
那珂川	大沢川	蛭畑三号沢	蛭畑	1	
那珂川	大沢川	蛭畑五号沢	蛭畑	4	
那珂川	大沢川	蛭畑六号沢	蛭畑	4	
那珂川	大沢川	蛭畑十一号沢	蛭畑	1	

○地すべり危険箇所一覧

箇所名	大字・字	人家	耕地	公共施設	備考
尼寺	下境	19	有	有	昭和59.3.31 842号
小沢	小木須		有		
沓掛	大木須	1	有		
橋場	大木須	2	有		
松倉山	大木須		有		
駒妙	小原沢	3	有	有	
国見	小木須	14	有	有	昭和58.12.17 1990号
浅又	小木須	1	有		
松原	小木須	1	有		
小原沢西	小原沢	10	有	有	
小原沢東	小原沢	3	有	有	
川戸西	小木須	5	有	有	
川戸南	小木須		有		
川戸東	小木須	6	有	有	
山下	小木須	4	有		
小木須	横枕				

(注) 備考欄については、国土交通省(旧建設省)大臣による地すべり防止区域の指定年月日及び告示番号を記している。

〔輸 送〕

○離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場〔3箇所〕

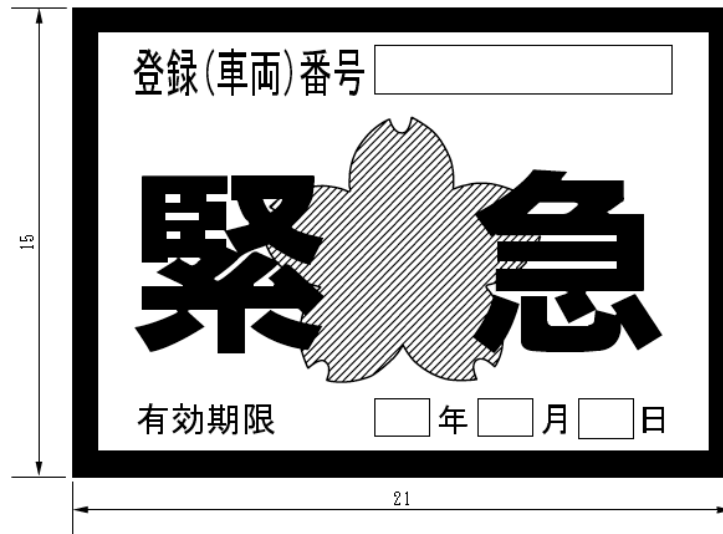
名称	所在地	連絡先	面積	備考
那須烏山消防署	神長880-1	(0287)82-2009	m ²	
那須烏山野球場	野上1750	(0287)83-1117	35,000m ²	障害物なし
大桶運動公園	大桶1926	(0287)83-1117	144,000m ²	

2 緊急離着陸場〔3箇所〕

名称	所在地	連絡先	面積	備考
清水川公園	旭1-1706	(0287)83-1117	m ²	那須烏山警察署北側
南那須運動場	岩子141	(0287)83-1117	20,400m ²	駐車場
緑地運動公園	藤田1181-85	(0287)83-1117	85,018m ²	

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		知 事 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所	電話（ ） 局 番
	氏 名	
通 行 目 的		
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

〔応援協定等〕

○災害時における市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県内の市町村において災害が発生し、被災市町村のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町村が県内他市町村に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 火葬場の提供及びあっせん
- (6) ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- (7) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- (8) ボランティアのあっせん
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第7号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 応援を希望する期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第4条 災害が発生し、被災市町村との連絡が取れない場合かつ応援市町村が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町村は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町村及び他の応援市町村に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町村からの応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、被災市町村の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町村の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援

に要した経費の負担については、被災市町村と応援市町村との間で協議して定める。

(経費の一時繰替え支弁)

第6条 応援市町村は、被災市町村が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途上において生じたものについては応援市町村が、賠償するものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(連絡の窓口)

第9条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(災害対策連絡会議の設置等)

第10条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、災害対策連絡会議を設置するものとする。

2 災害対策連絡会議は、地域ごとの代表市町村をもって構成するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長及び知事が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年7月30日

宇都宮市長	足利市長
栃木市長	佐野市長
鹿沼市長	日光市長
今市市長	小山市長
真岡市長	大田原市長
矢板市長	黒磯市長
上三川町長	芳賀町長
壬生町長	石橋町長
国分寺町長	野木町長
大平町長	藤岡町長
岩舟町長	都賀町長
栗山村長	南河内町長
上河内町長	河内町長
西方町長	栗野町長
足尾町長	二宮町長
益子町長	茂木町長
市貝町長	藤原町長
塩谷町長	氏家町長
高根沢町長	喜連川町長
南那須町長	烏山町長
馬頭町長	小川町長
湯津上村長	黒羽町長
那須町長	西那須野町長
塩原町長	田沼町長
葛生町長	栃木県知事

○災害時における市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「災害時における市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定第9条の規定による市町村の相互応援に関する連絡担当部課は、別表1のとおりとする。

(市町村の区分)

第3条 大規模災害時における応援活動を迅速かつ円滑に行うため、別表2のとおり市町村を地域ごとに区分(以下「ブロック」という。)するものとする。

(応援ブロック)

第4条 被災市町村を応援するにあたり、迅速な対応が行えるよう応援ブロックを別表3に定める。

(応援職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第6条 被災市町村は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第7条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する経費の額は、応援市町村が定める規程により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(経費の支払い方法)

第8条 応援市町村が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額
- 2 前項に定める請求は、応援市町村長名による請求書(関係書類添付)により、被災市町村長に請求するものとする。

(災害対策連絡会議)

第9条 協定第10条第2項に定める地域ごとの代表市町村は、ブロック代表市町村とする。

- 2 災害対策連絡会議は、ブロック代表市町村の防災主管課長をもって構成する。
- 3 災害対策連絡会議では、次の事項について協議するものとする。

- (1) 応援体制に関する事項
- (2) 備蓄体制に関する事項
- (3) 防災訓練に関する事項
- (4) その他必要な事項

4 この実施細目に定めのない事項については、災害対策連絡会議で協議するものとする。

附 則

この実施細目は、平成8年7月30日から施行する。

別表1 略

別表2

市 町 村 の 区 分

ブ ロ ッ ク 名	構 成 市 町 村
北 那 須 ブ ロ ッ ク	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町
日 光 ブ ロ ッ ク	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町

南 那 須 ブ ロ ッ ク	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町
塩 谷 ブ ロ ッ ク	矢板市、塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町
県 央 ブ ロ ッ ク	宇都宮市、鹿沼市、上河内町、河内町、粟野町
芳 賀 ブ ロ ッ ク	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県 南 ブ ロ ッ ク	栃木市、小山市、上三川町、南河内町、西方町、壬生町、石橋町、国分寺町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町
安 足 ブ ロ ッ ク	足利市、佐野市、田沼町、葛生町

別表 3

応 援 ブ ロ ッ ク

被災ブロック名	応 援 ブ ロ ッ ク 名
北 那 須 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、南那須ブロック、塩谷ブロック
日 光 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック
南 那 須 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック
塩 谷 ブ ロ ッ ク	北那須ブロック、日光ブロック、南那須ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック
県 央 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、塩谷ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック、安足ブロック
芳 賀 ブ ロ ッ ク	南那須ブロック、塩谷ブロック、県央ブロック、県南ブロック
県 南 ブ ロ ッ ク	日光ブロック、県央ブロック、芳賀ブロック、安足ブロック
安 足 ブ ロ ッ ク	県央ブロック、芳賀ブロック、県南ブロック

注) 市町村名は協定締結時のものである。

○災害時における相互応援に関する協定書

1 趣旨

この協定は、埼玉県和光市（以下「甲」という。）又は栃木県那須烏山市（以下「乙」という。）において災害が発生し、甲又は乙が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき甲又は乙が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

2 応援の内容

応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被害者の救出・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙が特に要請する事項

3 応援要請の窓口

甲及び乙はあらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

4 応援要請の手続

応援を受けようとする甲又は乙は次の事項を明らかにして、別記災害応援要請書を提出するものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項等

5 経費の負担

- (1) 応援に要した費用は原則として、応援を受けた甲又は乙の負担とする。

ただし、応援職員の派遣に要した費用については、別途協議するものとする。

- (2) 応援を受けた甲又は乙が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた甲又は乙から要請があった場合には、応援した甲又は乙は当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

6 災害補償等

応援職員の災害補償等については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援職員が被災市への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり及び死亡した場合は、応援市がその災害補償をする。
- (2) 応援活動に従事する応援職員が応援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災市がその損害

を補償する。

7 情報の交換

甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

8 指揮権

応援活動に従事する応援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

9 協議

この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

10 施行

この協定は、平成17年12月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、甲、乙署名、押印の上、各々一通を保有する。

平成17年12月19日

甲 埼玉県和光市

乙 栃木県那須烏山市

別記

平成 年 月 日

様

市 名 市 長 名

災 害 応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援要請をします。

記

- 1 被害の状況
- 2 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- 3 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- 4 一時避難を希望する者の人数及び期間
- 5 応援の場所及び応援場所への経路
- 6 その他応援を必要とする事項

○那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 那須烏山市並びに豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 那須烏山市並びに豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 次条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 次条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 次条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣（以下「応援職員」という。）
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) その他、特に要請のあった事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体を実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

- (1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又

は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第8条 那須烏山市並びに豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第9条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成18年11月16日

栃木県那須烏山市
那須烏山市長

東京都豊島区
豊島区長

○廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資機材の提供
- (2) 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(幹事団体)

第3条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- (1) 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- (2) 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。
- 2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

(応援の要請)

第4条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
- (3) 第2条第2項に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項
- 2 前項に規定する応援の要請は、第3条第2項の連絡体系に基づいて行うものとする。
- 3 幹事団体は、第1項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合におけ

る当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

(順不同)

栃木県	那須塩原市	茨城県	結城市	千葉県	四街道市	山梨県	南アルプス市
栃木県	大田原市	茨城県	常総市	千葉県	浦安市	山梨県	中央市
栃木県	那須町	茨城県	守谷市	千葉県	鴨川市	山梨県	昭和町
栃木県	那須烏山市	茨城県	つくばみらい市	千葉県	流山市	山梨県	市川三郷町
栃木県	那珂川町	茨城県	坂東市	千葉県	東金市	山梨県	甲斐市
栃木県	佐野市	茨城県	常陸太田市	千葉県	九十九里町	山梨県	富士川町
栃木県	栃木市	茨城県	城里町	千葉県	大網白里市	群馬県	館林市
栃木県	岩舟町	茨城県	常陸大宮市	千葉県	山武市	群馬県	板倉町
茨城県	北茨城市	茨城県	那珂市	千葉県	横芝光町	群馬県	明和町
茨城県	鹿嶋市	茨城県	神栖市	千葉県	芝山町	群馬県	千代田町
茨城県	潮来市	茨城県	高萩市	千葉県	我孫子市	群馬県	大泉町
茨城県	牛久市	茨城県	茨城町	千葉県	柏市	群馬県	藤岡市
茨城県	かすみがうら市	茨城県	水戸市	千葉県	白井市	群馬県	高崎市
茨城県	土浦市	茨城県	笠間市	千葉県	鎌ヶ谷市	群馬県	みなかみ町
茨城県	石岡市	茨城県	小見玉市	東京都	昭島市		
茨城県	筑西市	茨城県	東海村	山梨県	上野原市		
茨城県	桜川市	千葉県	野田市	山梨県	笛吹市		

○災害相互応援協定書（全国報徳研究市町村協議会）

災害応急対策活動の相互応援に関し、全国報徳研究市町村協議会に加盟する北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯舘村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町（以下「協定自治体」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を円滑に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び同法第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- (4) 応援の期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援要請をした自治体（以下「要請自治体」という。）の負担とする。

2 要請自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、要請自治体から要請があった場合は、応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援自治体と要請自治体の間で協議をすることができるものとする。

（応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする自治体が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする自治体の負担とする。

(災害補償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援自治体が負担するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請自治体への往復途上に生じたものを除き、要請自治体はその賠償の責めを負うものとする。

(応援のために派遣された人員の指揮)

第8条 応援のために派遣された人員は、要請自治体の長の指揮下に活動するものとする。

(連絡担当部局)

第9条 協定自治体は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、相互に明らかにしておくものとする。

(統括自治体)

第10条 協定の運用に係る事務は、その事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）において処理する。

2 統括自治体は、当該年度の全国報徳サミットを開催する自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

第11条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 第9条に定める連絡担当部局の名簿調製

(2) 第14条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務に関する事務

(3) 協定自治体間の情報伝達

(統括自治体の代行)

第12条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、前年度の全国報徳サミットを開催した自治体はその事務を代行するものとする。

(加入及び脱退)

第13条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、統括自治体に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

(その他)

第14条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

(効力発生の日)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずる。

この協定締結の証として、本協定書17通を作成し、協定自治体記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月28日

北海道	豊頃町長
福島県	相馬市長
福島県	南相馬市長
福島県	大熊町長
福島県	浪江町長
福島県	飯舘村長
茨城県	筑西市長
茨城県	桜川市長
栃木県	日光市長
栃木県	真岡市長
栃木県	那須烏山市長
栃木県	茂木町長
神奈川県	小田原市長
神奈川県	秦野市長
静岡県	掛川市長
静岡県	御殿場市長
三重県	大台町長

○特殊災害消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合等（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対象災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理等の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は接触する部分については、この協定を適用しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇 都 宮 市 長

足 利 市 長

栃木地区広域行政事務組合
管 理 者

佐野地区広域消防組合
組 合 長

鹿沼地区広域行政事務組合
管 理 者

日光地区広域消防組合
組 合 長

今 市 市 長

小 山 市 長

芳賀地区広域行政事務組合
組 合 長

大田原地区広域消防組合
組 合 長

塩谷広域行政組合管理者

黒磯那須消防組合長

石橋地区消防組合管理者

藤 原 町 長

南那須地区広域行政事務
管 理 者

注) 市町名等は協定締結時のものである。

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

那須烏山市（以下「甲」という。）と 《法人名・施設名等》 （以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、要配慮者等への避難援護について、乙の運営する福祉施設内において、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定による避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された要配慮者等とする。

（受入要請等）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

3 甲は、対象者について、次に掲げる事項を記載した書面を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。

(1) 対象者の受入に必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

(2) 対象者の受入を可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

（管理運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 要配慮者等への相談に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

(3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（経費の負担）

第5条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

3 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議上、決定するものとする。

（要配慮者等の移送）

第6条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、

避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者等を移送するものとする。

- 2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。
(物資調達及び介助者の確保)

第7条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。
(運営期間)

第8条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の設置運営にあたり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
(協定の効力)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月末日までとする。ただし、期間満了の2月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 8月 日

栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号

甲

那須烏山市長

栃木県那須烏山市

乙 《法人名》

《施設名》

《代表者肩書き・氏名》

○災害時における烏山町、烏山郵便局の協力に関する覚書

烏山町（以下「甲」という。）及び烏山郵便局（以下「乙」という。）は、烏山町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、烏山町及び烏山町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、烏山町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、烏山町内各地区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、当地区を管轄する特定郵便局が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の災害対策業務に支障のない範囲での提供
- (4) 郵便局又は烏山町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 乙は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき金額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 烏山町内の郵便局は、烏山町若しくは、各地区の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては烏山町総務課長、乙においては烏山郵便局長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

附 則

この覚書は、平成10年1月19日から施行する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年1月19日

甲 那須郡烏山町中央1—1—1
烏山町長

乙 那須郡烏山町金井2—19—1
烏山郵便局長

注) 町名は覚書締結時のものである。

○災害時における南那須町、南那須郵便局間の協力に関する覚書

南那須町長（以下「甲」という。）及び南那須郵便局長（以下「乙」という。）は、南那須町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、南那須町及び南那須町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、南那須町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、南那須町内各地域の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、南那須町各自治会長及び南那須郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 南那須町又は郵便局が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 乙は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 南那須町の災害対策本部のメンバーに南那須郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（災害訓練への参加）

第7条 南那須町内の郵便局は、各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては南那須町総務課長、乙においては南那須郵便局長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月1日

南 那 須 町
南 那 須 町 長

南那須郵便局
南那須郵便局長

注) 町名は覚書締結時のものである。

○災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、烏山町、南那須町、小川町及び馬頭町（以下それぞれ「甲」という。）と赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請及び要請手続き)

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請した理由
- (2) 要請した車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

(物資輸送協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

(輸送業務)

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

(報告)

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定により協力できる物資輸送従事者組合員名簿を毎年、甲に通知するものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、平成10年3月18日から実施する。

本協定締結の証として本書を5通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年3月18日

甲 烏山町中央1丁目1番1号
烏山町
烏山町長

南那須町大字大金240番地
南那須町
南那須町長

小川町大字小川2814番地1
小川町
小川町長

馬頭町大字馬頭409番地
馬頭町
馬頭町長

乙 宇都宮市下栗1丁目4番3号
赤帽 栃木県軽自動車運送協同組
理事長

注) 町名は協定締結時のものである。

○那須烏山市と烏山信用金庫の地方創生に関する包括連携協定書

那須烏山市（以下「甲」という。）と烏山信用金庫（以下「乙」という。）は、那須烏山市の地方創生の実現に向けて、相互に連携・協力を強化しながら事業に取り組むものとし、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が地方創生を展開する中で、地域の特色（自然・歴史・文化・風土）に、甲及び乙が様々な分野で連携協力を行い、相互が持つ知恵・情報・人材・技術を取り入れて相乗効果を発揮することで、地方創生への連携協力を積極的に行うことによって那須烏山市の地方創生に関する取組の推進及び実現に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、地方創生の推進、その他本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める事項が効果的に展開されるよう、相互に連携協力事項に関する窓口を設置するものとする。

3 甲及び乙は、具体的な連携協力の内容及び方法については、その都度協議・情報交換を行うものとする。

（秘密保持義務）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に伴い、その過程で知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、事前に相手方の同意を得たものを除き第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。

2 本協定の連携による個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、対応するものとする。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、その締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲と乙のいずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は同一の条件で5年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第5条 連携協力事項の具体的内容及びその他必要な事項については、別途甲及び乙が協議して決定する。

本協定の締結を証とするため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を所持する。

平成28年1月21日

甲 栃木県那須烏山市中央一丁目1番1号
那須烏山市長

乙 栃木県那須烏山市中央二丁目4番17号
烏山信用金庫
理事長

○那須烏山市と株式会社栃木銀行の包括連携協定書

那須烏山市（以下、甲という）と株式会社栃木銀行（以下、乙という）は、相互の連携を強化し、那須烏山市内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- ① まちづくり活動、定住促進活動へのサポートに関する事
- ② 雇用創出、産業振興、創業支援、企業誘致に関する事
- ③ 観光振興に関する事
- ④ 暮らしの安全・安心、子育て、福祉、教育に関する事
- ⑤ 農林水産物、自然環境に関する事
- ⑥ その他、地域活性化に関する事

2. 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

3. 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、甲の各課との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定の定めのない事項又はこの包括連携協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年2月2日

甲 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市
市長

乙 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 栃木銀行
取締役頭取

○那須烏山市と株式会社NEZASホールディングスとの「シティプロモーション」並びに「暮らしの安全・安心」に関わる包括連携協定書

那須烏山市（以下、甲という）と株式会社NEZASホールディングス（以下、乙という）は、相互の連携を強化し、那須烏山市内における地域の一層の活性化並びに地域住民の暮らしの安全・安心を守るため、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって市民サービスの向上、地域の活性化並びに暮らしの安全・安心を守ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 観光振興及びまちづくり活動に関すること。
- (2) 暮らしの安全・安心の推進に関すること。
- (3) 福祉及び教育の振興に関すること。
- (4) その他、地域活性化に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲と乙は、甲の各課との連携が図られるよう努めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲または乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定の定めのない事項又はこの包括連携協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月9日

甲 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市
市長

乙 栃木県宇都宮市横田新町3番47号
株式会社NEZASホールディングス
代表取締役社長

○那須烏山市と那須南農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定書

那須烏山市（以下、甲という）と那須南農業協同組合（以下、乙という）は、那須烏山市地方創生を目指して、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、「那須烏山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策を展開する中で、お互いの知恵と情報、人材や技術を活用し、相互効果を発揮しながら、様々な分野で連携・協力し、那須烏山市地方創生への取り組みを推進し、実現していくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施するものとする。

- (1) 農業生産振興及び農業者の所得増大推進に関すること。
- (2) 地域住民に必要なサービスの提供による地域社会経済の持続的発展に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。
- (4) その他、那須烏山市地方創生に必要な事項の支援に関すること。

（協定の継続及び見直し等）

第3条 本協定は、甲又は乙のいずれかから打ち切りを申し出るまで継続するものとし、甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引継の徹底等継続性の維持に配慮するものとする。

2 甲又は乙のいずれかから、包括連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項、又はこの包括連携協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この包括連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月19日

甲 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市
市長

乙 栃木県那須郡那珂川町白久10番地
那須南農業協同組合
代表理事組合長

〔 条 例 等 〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例

〔平成17年10月1日〕
〔 条 例 第 43 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、市長の附属機関としての防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第16条第1項の規定により、市に那須烏山市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(組織等)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市を管轄区域とする警察署の長
 - (2) 栃木県烏山土木事務所長
 - (3) 南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長
 - (4) 消防団長
 - (5) 教育長
 - (6) 市長が指名する市の職員
- 6 前項第6号の委員は、10人以内とする。
- 7 会長及び委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(報酬等)

第6条 防災会議の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須烏山市条例第31号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成20年条例1号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月12日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例

〔平成17年10月1日〕
〔条例第44号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(設置)

第2条 災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市に那須烏山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(所掌事務)

第3条 災害対策本部は、市の防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(組織)

第4条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第6条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法施行細則（別表第1、第2）

制定 昭和35年栃木県規則第35号

最近改正 平成28年栃木県規則第8号

別表第1（第2条関係）

救助の程度、方法及び期間

第1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所

(1) 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(2) 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 賃金職員等雇上費

ロ 消耗器材費

ハ 建物の使用謝金

ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費

ホ 光熱水費

ヘ 仮設便所等の設置費

(3) 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

一人1日当たり 320円

(4) 避難所を設置する際において、冬期（10月～3月）であるときは、別に定める額を加算する。

(5) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

2 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅を供与される者は、住宅が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては、住家を得ることのできない者とする。

(2) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,621,000円以内とする。

(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、別に定める。

(4) 老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。

(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに供与することができる。

(6) 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。
ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(7) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限（最高2年以内）とする。

第2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

(1) 炊き出しその他による食品の給与は、第1の1の(1)により避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して現物をもって行うものとする。

(2) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費

ニ 雑費

(3) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり1,080円以内とする。

(4) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

2 飲料水の供給

(1) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。

(2) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水の供給を実施する期間は、第2の1の(4)の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

第3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は毀損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

(1) 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	4月～9月	18,300円	23,500円	34,600円	41,500円	52,600円	7,700円
冬 季	10月～3月	30,200円	39,200円	54,600円	63,800円	80,300円	11,000円

(2) 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季 別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏 季	4月～9月	6,000円	8,000円	12,000円	14,600円	18,500円	2,600円
冬 季	10月～3月	9,700円	12,600円	17,900円	21,200円	26,800円	3,500円

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

第4 医療及び助産の給付

1 医療の給付

- (1) 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。

- (2) 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。

- イ 診療
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術その他の治療及び施術
- ニ 施設病院又は診療所への収容
- ホ 看護

- (3) 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

- (4) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産の給付

- (1) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。

- (2) 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。

- イ 分べんの介助
- ロ 分べん前及び分べん後の処置
- ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

(4) 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

第5 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

第6 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。

3 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

4 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

第7 生業資金の貸与

1 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。

2 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。

3 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。

イ 生業費 1件当たり 30,000円以内

ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内

4 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

5 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 貸与期間 2年以内

(2) 利子 無利子

第8 学用品の給与

1 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又は毀損して、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教

育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。

(1) 教科書代

イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,200円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,500円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、4,900円

4 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

第9 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2) 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

2 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

(2) 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

(3) 検案は、原則として救護班が行うものとする。

(4) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料 1体当たり3,400円

ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,300円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

(5) 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

第10 埋葬

1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもを実施するものとする。

2 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

(1) 棺

(2) 埋葬又は火葬

(3) 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人208,700円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）167,000円以内とする。

4 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

第11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

(1) 被災者の避難

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理

(7) 救助用物資の整理配分

2 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

第12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

1 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

3 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり134,300円以内とする。

- 4 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第2（第8条関係）

- 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職 種	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	23,600円	4,720円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,800円	3,160円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,000円	3,000円	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	16,100円	3,220円	
大工	23,600円	4,720円	
左官	24,300円	4,860円	
とび職	21,900円	4,380円	

- 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (早見表)

[平成27年4月1日適用]

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 2 加算額 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸あたり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 焼 流失			夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
					冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 焼 床上浸水			夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700		12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具修繕費 等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者（出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者）	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅 の応急修理	住家が半壊（焼） し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から 1月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒 (特別支援学校の小学 部の児童、中学部の生 徒及び高等部生徒を含 む)	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 文房具及び通学用品は、 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、周囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理（埋葬を除く。） をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。

		3 検案 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 23,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 15,000円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 23,600円以内 左官 24,300円以内 とび職 21,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額 ▶時間外勤務手当 災害救助法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)別表第2(第8条関係)による。 ▶旅費(費用弁償) 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額による。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[様式等]

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式 (火災)

第 報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町	(消防本部名)
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	

(月 日 時 分現在)

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6—, — (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理由
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟	計 棟 焼損面積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他	台 台	人 人 人
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		(消防本部名)	
事故名	{ 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)	報告者名	(TEL)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	
			重症 人 (人)	
			中等症 人 (人)	
			軽症 人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出 場 人 員	出 場 資 機 材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部 (署)		台	人
	消 防 団		台	人
	警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

送付先：栃木県県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県民生活部消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況										

《消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同等に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日	⇒NW-FAX 500-2146／NTT-FAX 028-623-2146		送付先：栃木県民生活部消防防災課（NW-TEL 500-2136／NTT-TEL 028-623-2136） ※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】						
市町名 (消防本部名)			区分	被害	区分	被害	備考		
報告者名	(TEL)		田	流出・埋没	ha	公立文教施設	千円	災害発生場所	
災害名 ・ 報告番号	災害名			冠水	ha	農林水産業施設	千円		災害発生年月日
	第報 (月日時現在)			流出・埋没	ha	公共土木施設	千円		
区分		被害		冠水	ha	その他の公共施設	千円		災害の種別概況
人的被害				文教施設	箇所	小計	千円		
死者	人			病院	箇所	公共施設被害市町数	団体		119番通報件数
行方不明者	人			道路	箇所	農業被害	千円		
負傷者	重傷	人		橋りょう	箇所	その他の公共施設	千円		・避難の勧告・指示の状況
	軽傷	人		河川	箇所		千円		
住家被害	全壊	棟		砂防	箇所	商工被害	千円		・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
		世帯	清掃施設	箇所	千円		・自衛隊の派遣要請、出動状況		
	半壊	棟	崖くずれ	箇所	その他	千円		・災害ボランティアの活動状況	
		世帯	鉄道不通	箇所		千円	その他		
	一部破損	棟	被害船舶	隻	災害等 対策 設置 本部 状況	設置		月日時分	・災害ボランティアの活動状況
		世帯	水道	戸			解散	月日時分	
	床上浸水	棟	電話	回線	災害 救助 法 適用 状況	設置		月日時分	・災害ボランティアの活動状況
		世帯	電気	戸			解散	月日時分	
	床下浸水	棟	ガス	戸	災害 救助 法 適用 状況	設置		月日時分	・災害ボランティアの活動状況
		世帯	ブロック塀等	箇所			解散	月日時分	
非住家※1	公共建物	棟	り災世帯数※2	世帯	消防職員出動延人数	人		その他	
	その他	棟	り災者数※2	人		消防団員出動延人数	人		
		火災発生※3	建物	件			件		人
			危険物	件					
			その他	件					

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」によるが、特に次のことに注意すること。

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。

※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧

指定別	文化財名	所在
無形文化財		
国選択	程村紙	福田製紙所
有形：建造物		
市	安楽寺山門（四脚門） 附棟札1枚	安楽寺（田野倉）
市	安楽寺薬師堂 附棟札及び宮殿	安楽寺（田野倉）
市	加茂神社本殿及び雨覆	加茂神社（月次）
市	神長門（烏山城裏門）	個人蔵
市	泉溪寺勅使門	泉溪寺（金井1）
市	太平寺仁王門	太平寺（滝）
市	大久保常春公厨子（宮殿）	寿亀山神社（中央3）
市	太平寺本堂	太平寺（滝）
市	稲積神社本殿	稲積神社（下境）
市	鹿島神社本殿 附置札・鏡・宗源宣旨	鹿島神社（森田）
県	宮原八幡宮本殿	宮原八幡宮（宮原）
有形：絵画		
市	是貞房浄因之図	法康寺（鴻野山）
市	弁天星祭図	個人蔵
市	鯛と酒樽の祝図	個人蔵
市	玉屋渡辺藤兵衛肖像画	個人蔵
市	安藤寿貞肖像画	個人蔵
市	梅に朝日図	個人蔵
市	鶏図	個人蔵
市	出開帳図（神楽一万度御旅）	個人蔵
市	商売繁盛図	個人蔵
市	花咲翁図	個人蔵
市	鶴の図	個人蔵
市	鮎の図	個人蔵
市	唐美人の図	個人蔵
県	板絵著色 楊貴妃図	稲積神社（下境）
県	板絵著色 韓信の股くぐり図	稲積神社（下境）

県	紙本著色 松に鷹図六曲双屏風	個人蔵
有形：彫刻		
市	木造 十二神将立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 不動明王立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 阿弥陀如来坐像	小白井
市	木造 日光・月光菩薩及び十二神将立像	西光寺（熊田）
市	木造 伝薬師三尊立像	曲田
市	木造 伝阿弥陀三尊像	曲田
市	木造 薬師如来坐像	芳朝寺（森田）
市	木造 阿弥陀如来立像（伝御前立）	松原寺（三箇）
市	木造 風神・雷神像	太平寺（滝）
市	木造 二十八部衆像	太平寺（滝）
市	木造 仁王像	太平寺（滝）
市	木造 延命地藏菩薩坐像	正光寺（興野）
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 薬師如来立像	中山
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 弥勒菩薩立像	個人蔵
市	銅造 観世音菩薩立像	個人蔵
市	銅造 千手観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 地藏菩薩立像	正光寺（興野）
市	木造 毘沙門天立像・両脇侍像	一乗院（金井1）
市	木造 阿弥陀如来立像	善念寺（金井1）
市	銅造 聖徳太子誕生仏様像	天性寺（南1）
市	銅造 阿弥陀如来立像	宝蔵寺（小木須）
県	木造 薬師如来坐像	安楽寺（田野倉）
県	木造 薬師如来坐像	西光寺（熊田）
県	銅造 阿弥陀三尊立像	西方寺（月次）
県	松倉山観音堂仏像	長久寺（大木須）
県	木造 千手観音菩薩立像	太平寺（滝）
県	金銅 観音立像	横枕
有形：工芸品		
市	甲冑	寿亀山神社（中央3）
市	軍扇（2柄）	宮原八幡宮（宮原）
市	神納塵	宮原八幡宮（宮原）

市	透し彫嵌込み扉	太平寺（滝）
市	伝堀家軍陣用湯釜附箱	那須烏山市
市	山あげ屋台（6台）	金井2他
市	刀 銘 下野国烏山住一心斎貫	個人蔵
県	刀 銘 作陽幕下士細川正義同正守造之	個人蔵
県	わきざし 銘 陸奥守藤原将応	個人蔵
県	天蓋	太平寺（滝）
県	旗図罫	個人蔵
県	太刀 栗原昭秀作	個人蔵
有形：古文書		
市	享保の町絵図	那須烏山市
市	享保五庚子年御裁許御裏書絵図他4点	向田
市	烏山領下境村小木須村馬草場訴論絵図	個人
市	元禄の裁許絵図	個人
市	川俣家文書（弓術関係文書他）	個人
市	城主拜命時指示書	個人
市	郷中御条目九十二か条	個人
市	差出帳（酒主村差出帳）	那須烏山市
市	差出帳（志鳥村指出案詞）	個人
市	藩政心得三十か条	那須烏山市
市	興野村検地帳	個人
市	寛政の町絵図附町絵図箱	個人
有形：書跡・典籍		
市	赤坂町祭礼記録	那須烏山市
市	民家分量記	那須烏山市
市	大般若経	宝幢院（上境）
有形：考古資料		
市	珠文鏡（東原古墳群出土）	那須烏山市
市	小志鳥横穴墓群出土品	那須烏山市
市	吉原横穴墓群出土品	那須烏山市
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	那須烏山市
市	縄文土器（泉遺跡出土）	那須烏山市
市	人物埴輪頭部（埴平古墳出土）	那須烏山市
市	縄文土器・土師器（中山地内出土）	個人蔵
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	個人蔵

市	大型握槌石器 2点 (宮原遺跡出土)	那須烏山市
市	縄文土器 (泉遺跡出土)	個人蔵
有形：歴史資料		
市	大久保常春公木像	寿亀山神社 (中央3)
市	勅額大寂院	泉溪寺 (金井1)
市	町絵図改帳	個人
市	お六姫遺書写	個人
市	領知目録 (2点)	個人
市	下野烏山領騒動記	個人
市	烏山城追手門親柱礎石 (1対)	那須烏山市
市	キリシタン禁制々札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	那須烏山市
市	烏山八景の碑	東江神社 (滝田)
市	中世文書 (8点)	天性寺 (南1)
市	円応関係文書 (4点)	天性寺 (南1)
市	松下石見守寄進状	天性寺 (南1)
市	東臯心越禪師南台八景詩卷	天性寺 (南1)
市	那須系図 (2巻)	天性寺 (南1)
市	烏山仕法関係文書 (8点)	天性寺 (南1)
市	堀家関係文書 (6点)	天性寺 (南1)
市	木造 源翁和尚椅像	泉溪寺 (金井1)
市	烏山城主大久保家累代位牌	太平寺 (滝)
市	圃祖法変更記念碑実記	個人
市	織田信長公位牌	天性寺 (南1)
有形民俗		
市	加茂神社の献額・絵馬群 (18点)	加茂神社 (月次)
市	間引絵馬	太平寺 (滝)
市	宮原八幡宮絵馬 (3点)	宮原八幡宮 (宮原)
市	巴御前絵馬	稲積神社 (下境)
市	二十三夜供養塔	那須烏山市
市	道祖神	下境
市	稲積神社の献額・絵馬群 (45点)	稲積神社 (下境)
市	宝篋印塔	太平寺 (滝)
市	木造 青面金剛立像	大木須

市	一字一石経	妙光寺（南1）
市	阿弥陀堂千体仏	太平寺（滝）
無形民俗		
市	熊田太々神楽	熊田
市	森田の獅子舞	森田
市	興野ささら獅子舞	興野
市	宮原八幡宮観世流太々神楽	宮原
市	下境佐々良獅子舞	下境
国選択	埴の天祭	三箇
国重要	烏山の山あげ行事	中央
史跡		
市	曲田横穴墓群	曲田
市	大和久古墳群	南大和久
市	十二口横穴墓群	南大和久
市	放下僧館跡	大里
市	芝下横穴墓群	曲田
市	大田原氏累代の墓碑	芳朝寺（森田）
市	小志鳥横穴墓群	志鳥
市	久保前古墳	藤田
市	御救小屋跡	天性寺（南1）
市	円応和尚の墓	天性寺（南1）
市	菅谷八郎右衛門の墓	天性寺（南1）
市	那須家六代の墓	天性寺（南1）
市	中山横穴墓群	中山
市	大久保次郎左衛門の墓	妙光寺（南1）
市	阿弥陀堂板碑	個人蔵
市	渡邊潭北の墓	個人蔵
市	庭園	個人蔵
市	耕便門の碑	旭
国	長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡	鴻野山
天然記念物		
市	藤冠森の藤の木	藤田
市	高瀬のカヤ	高瀬
市	弁天様の大イチョウ	森田
市	高尾神社のケヤキ	曲畑

市	志鳥の傘藤	志鳥
市	志鳥の一本杉	志鳥
市	西山辰街道の大桜	八ヶ代
市	諏訪神社のコウヤマキ	八ヶ代
市	上川井のツガ	上川井
市	太平寺のカヤ	滝
市	熊野神社の御神木（スギ）	向田
市	宝蔵寺のカヤ	小木須
市	宝幢院のカヤ	上境
市	ヒカゲツツジ	下境
市	イワウチワ	興野
市	クモノスシダ	大木須
市	稲積城址の祠叢	下境
市	国見大久保のユコウ	小木須
県	菩提久保のボダイジュ	八ヶ代

[平成27年6月23日現在]

○宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準		
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、平均風速が12m/s以上（ただし、宇都宮は14m/s以上、日光は15m/s以上、那須は17m/s以上）で雪を伴うと予想した場合
			強 風 注 意 報	強風により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、平均風速が12m/s以上（ただし、宇都宮は14m/s以上、日光は15m/s以上、那須は17m/s以上）と予想した場合
			大 雨 注 意 報	雨により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、（那須烏山市） ▶ 基準雨量 1時間雨量：40mm以上 ▶ 土壌雨量指数：102以上と予想した場合 ※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
			大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山地では30cm以上と予想した場合
			濃 霧 注 意 報	濃い霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的な基準は、視程が100m以下と予想した場合
			雷 注 意 報	落雷等により災害が起こるおそれがある場合
			乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により火災の危険が大きいと予想される場合。具体的な基準は、最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下と予想した場合
			な だ れ 注 意 報	なだれの発生により災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが30cm以上と予想した場合又は40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上と予想した場合
			着雪（氷） 注 意 報	著しい着氷・着雪により通信機や送電線等に被害が起こると予想される場合。具体的な基準は、著しい着氷（雪）が予想される場合
			霜 注 意 報	早霜・晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的な基準は、早霜・晩霜期において、最低気温が4℃以下と予想した場合
			低 温 注 意 報	低温により農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的な基準は、夏期の最低気温16℃以下の日が2日以上継続すると予想した場合又は冬期の最低気温を-9℃以下と予想した場合
			地面現象 注 意 報 ※1	地面現象 注 意 報
浸水注意報 ※1	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合		

		洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、(那須烏山市) ▶ 雨量基準 1時間雨量：80mm以上 と予想した場合
水防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する気象注意報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
警報 一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、平均風速が20m/s以上(ただし、日光は22m/s以上、那須は25m/s以上)と予想した場合
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、雪を伴い平均風速が20m/s以上(ただし、日光は22m/s以上、那須は25m/s以上)と予想した場合
		大雨警報	大雨による重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、(那須烏山市) ▶ 雨量基準 1時間雨量：80mm以上 ▶ 土壌雨量指数：147以上 と予想した場合 ※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
		大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地では70cm以上と予想した場合
	地面現象警報※1	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがある場合
	浸水警報※1	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがある場合
	洪水警報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的な基準は、(那須烏山市) ▶ 雨量基準 1時間雨量：80mm以上 と予想した場合
	水防活動の利用に適合するもの※2	水防活動用 気象警報	大雨警報
水防活動用 洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予報される場合
			暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予報される場合
			大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
			大 雪 特 別 警 報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予報される場合
	地 面 現 象 特 別 警 報 ※1	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こる危険性が著しく高まっている場合	
気 象 情 報	全般気象情報 関東甲信地方気象情報 栃木県気象情報		気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合	
	竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったとき。 情報の有効期間は、発表時刻から約1時間	
	土砂災害警戒情報		栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき。市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表	
	記録的短時間大雨情報		県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき。〔1時間雨量にして110mm程度〕	

(注)

- 注意報・警報の発表は、「南部」を「県央部」「南東部」「南西部」の三地域に、「北部」を「那須地域」「日光地域」の二区域に細分して発表する。
ただし、細分できない場合は「南部」「北部」及び「栃木県」を用いる。
- 注意報・警報の発表基準の「山地」とは、標高がおおむね600m以上、「平地」とは、標高がおおむね600m以下の区域をいう。
- 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- (1) ※1 この注意報・警報・特別警報は標題を出さないで、気象注意報・警報・特別警報に含めて行う。
(2) ※2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
- 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除、又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

那須烏山市水防計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び栃木県水防計画、国土交通省常陸河川国道事務所洪水対策計画書（久慈川・那珂川）に基づき、洪水等に際し水害を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するため、各河川に対する水防上必要な事項を定めるものとする。

第2 水防の責任

1 水防管理団体の責任

那須烏山市は、水防管理団体として、那須烏山市の区域内における水防計画を定め、水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 一般住民の義務

市民は、気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第3 水防協議会

1 法第33条第1項の規定に基づき、那須烏山市水防協議会を設置する。那須烏山市水防協議会委員の構成員は、付録1（略）のとおりとする。

2 法第33条第5項の規定に基づく那須烏山市水防協議会設置及び運営条例は、付録2（略）のとおりである。

第2章 水 防 組 織

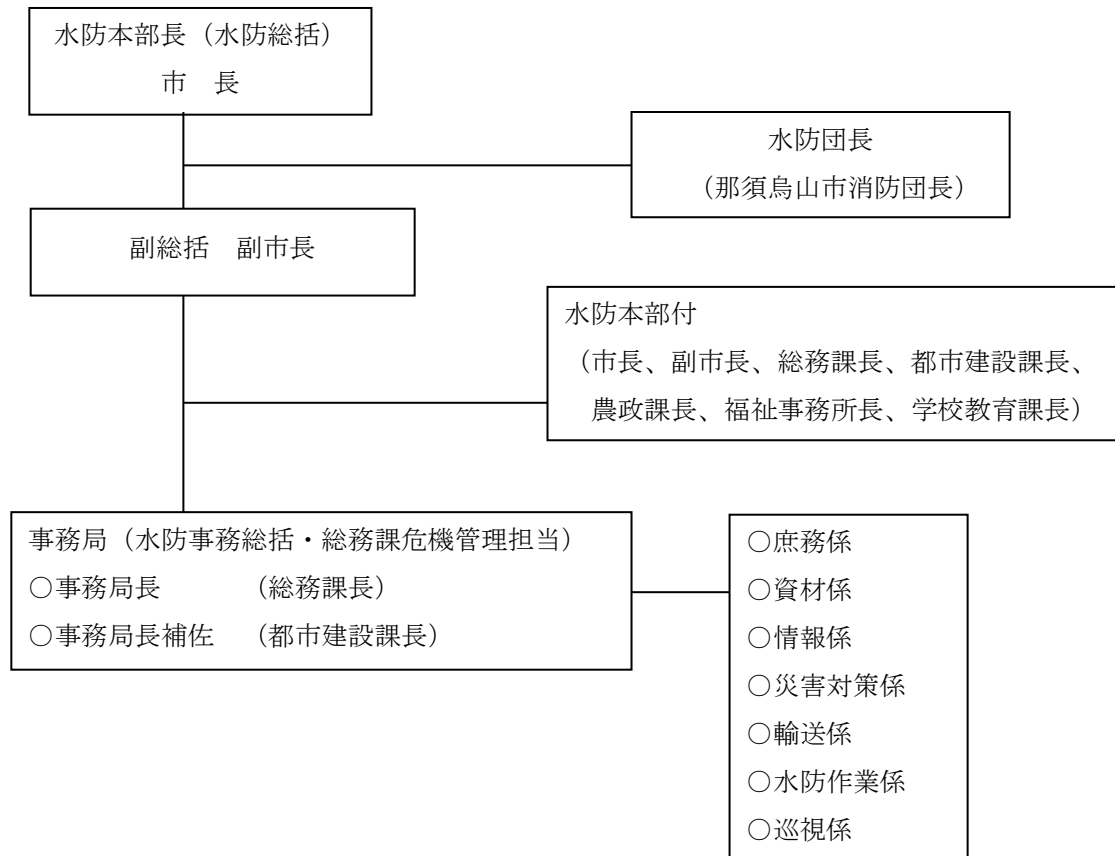
第1 本市の水防組織

1 水防本部の設置及び事務

(1) 法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者である市長が水防本部を設置する必要があると認めたときは、市に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。

(2) 水防本部の事務局を総務課危機管理グループに置く。水防本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。

◆ 水防本部の組織 ◆



水防事務総括

- 水防計画策定及びこれに伴う強制権に関する事。
- 水防協議会に関する事。
- 水防団の総括、指導及び配備に関する事。
- 関係機関との連絡並びに広報に関する事。
- 警察、自衛隊、その他関係機関の応援要請に関する事。
- 全般の状況を把握し予報、警報、対策を立案する事。
- 水防法の普及に関する事。
- その他、水防事務の総括に関する事。

庶務係

- 水防団の庶務に関する事。
- 水防経費に関する事。
- 被害状況の報告に関する事。
- 決壊通報の受理報告に関する事。
- 水害通報の受理報告に関する事。
- その他、各係に定めていない事項に関する事。

資材係

- 備蓄資材の連絡調整に関する事。
- 水防資材の入手、確保、斡旋に関する事。

情報係

- 関係機関、庁内、現地指導班との情報連絡に関する事。
- 雨量、水位、流量等、水防資料の収集に関する事。
- 水防発令、避難命令に関する事。
- ダム放流の情報連絡に関する事。
- その他、情報収集に関する事。

災害対策係

- 公共施設等の被害状況の把握ならびにその対策に関する事。
- 異常気象時における道路交通の危険予防対策に関する事。

輸送係

- 水防資材の輸送及び輸送手段の確保に関する事。
- 被害者、負傷者等の救助、救援輸送に関する事。

水防作業係

- 水防作業の指導及び水防資材の調整に関する事。
- 危険箇所等の連絡事項に関する事。
- 決壊箇所等の応援措置に関する事。
- 水防工事等復旧に関する事。
- 水防団の現地活動の支援に関する事。

巡視係

- 河川等の堤防、量水標の巡視に関する事。
- 危険箇所の連絡調整に関する事。

2 水防団の配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を水防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報または、水防指令の通知をうけた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

3 水防団の出動

水防団の出動は、第10章第2によるものとする。

第3章 監視・警戒及び要水防箇所

第1 水位及び量水標の監視

1 本市における国・県の指定（管理）する量水標は次のとおりである。

番号	設置別	河川名	所在地	水位 * () は従前の表現 (単位：m)			
				水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	避難判断 水位	はん濫危険 水位(危険)
	国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
	県	荒川	さくら市連城橋	1.20	1.50	2.00	2.50
405	県	荒川	向田荒川橋	2.50	3.00	—	—
451	県	荒川	森田橋	2.50	3.00	—	—

※ 水防管理者が指定している量水標

番号	設置別	河川名	所在地	水位 (単位：m)		看守人等
				水防団待機 (通報)	はん濫注意水位 (警戒)	
	市	那珂川	興野大橋	3.50	4.00	那須烏山消防署
	市	荒川	岩子橋	2.50	3.00	

2 量水標の水位については、県防災ネットワークと消防署からの通報により水防管理者が水防団長等へ通報を行う。

第2 堤防などの巡視

水防管理者は、県及び宇都宮地方気象台から大雨に関する気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員をして堤防等の巡視にあたらせるものとする。

1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防から水があふれる
- (2) 川側堤防斜面の水当たりの強い場所の亀裂または崩壊
- (3) 堤防上面の亀裂または沈下
- (4) 居住地側堤防斜面からの漏水、亀裂及び崩壊
- (5) (排・取) 水門の両袖、または底部からの漏水及び扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 水防管理者は、はん濫警戒情報等（水防警報等）の通知を受けたとき直ちに、水防団長（消防団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川・堤防等の巡視を行うように指示するものとし、巡視区域及び責任者を次のとおり定める。

(水防巡視・受持ち区域及び責任者等)

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
那珂川	大 桶	那右77-1 那右77-2 那右76-1	570m 620m 1,465m	4 - 5 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	谷 浅 見	那右76-1* 那右74-1 那右73-1 那右72-1	1,465m* 540m 1,200m 130m	4 - 4 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	興 野	那左72-1 那左70-1 那左70-2 那左68-1	620m 480m 1,250m 410m	4 - 1 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	滝 田	那右70-1 那右69-1 那右68-1	680m 640m 264m	4 - 2 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	城東(表)	那右68-1* 那右68-2 那右68-3 那右68-4	264m* 60m 320m 340m	1 - 1 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	大 沢	那左66-1	100m	3 - 7 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	宮 原	那右67-1	4,550m	3 - 1 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	初 音	那右67-1*	4,550m*	1 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	野 上	那右67-1* 那右62-1 那右62-2 那右61-1	4,550m* 950m 1箇所 1,270m	2 - 2 部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	向 田	那右61-1*	1,270m*	2 - 2 部長 2 - 3 部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	上 境	那左66-1* 那左64-1	100m* 3,320m	3 - 2 部長 3 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	下 境	那左64-1* 那左60-1	3,320m* 1,230m	3 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	小 原 沢	那左60-1* 那左57-1	1,230m* 200m	3 - 3 部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
荒 川	三 箇 字入江野	烏山 1 (左右)	1,800m	5 - 1 部長 5 - 2 部長	消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 南那須水防倉庫
荒 川	小 倉 字 本 郷	烏山 2 (右)	1,600m	7 - 2 部長	消防車庫	南那須水防倉庫
荒 川	大 金	烏山 3 (右)	200m	7 - 3 部長	消防車庫	南那須水防倉庫

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
荒川	向田	烏山4(左)	800m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫
江川	向田	烏山5(右)	225m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫
江川	向田	烏山6 (左右)	570m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫

(注意) 水防巡視を行う時の人員は4名程度とする。

※印は、延長が長い場合重複する箇所となる。

出典元：「那珂川」に関しては、『平成28年度 国土交通省常陸河川国道事務所那珂川洪水対策計画書
(久慈川・那珂川)』より

出典元：「荒川」及び「江川」に関しては、『平成28年度 烏山土木事務所主催 重要水防箇所巡回結
果』より

第4章 水防に関する器具資材及び設備の運用並びに輸送

水防管理者は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去における水害の状況等を勘案して水防倉庫を設置し、市の実情に即応した水防器具及び資材を次の基準により準備し、洪水時における十分な水防活動を期するものとする。

第1 水防資材状況及び流通体制

1 本市における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。

備蓄場所 水防資材	消 防 本 部	那須烏山市 水 防 倉 庫	向田消防車庫	南 那 須 水 防 倉 庫	計
お の	1	1		3	5
スコップ	37	7	4	50	98
つるはし	2	6		10	18
唐ぐわ	12	5			17
な た		1		10	11
掛け矢	13	10	3	10	36
投光器		2			2
のこぎり		3			3
か ま	1		2		3
鉄 線			100		100
ペンチ				5	5
カッター				3	3
杭		30		300	330
土のう袋	500	2,000	1,000	500	4,000
救命胴衣		20			20
一輪車		2			2
保管責任者	消防署長	水防団長	水防団長	水防団長	

※ 備蓄場所所在地 消防本部：神長880-1

那須烏山市水防倉庫：中央1丁目18番地内（市役所烏山庁舎職員駐車場西側）

向田消防車庫：向田1589（向田三文字交差点西50m）

南那須水防倉庫：岩子6-1（南那須公民館南）

※ 土のう積用の砂については、旧向田小学校・すくすく保育園園庭・烏山庁舎職員駐車場・興野集会所・小倉公民館・旧境保育所・旧宮原児童館に備蓄してあるが、各学校の砂場の砂を利用することも可能である。この場合は、水防団事務局（総務課危機管理担当）へ前もって連絡してから使用すること。

※ 国土交通省常陸河川国道事務所において緊急時使用可能資材として、那珂川町小川の三川又頭首工付近に根固めの3tブロックを340個、土砂を14,900m³備蓄している。

2 水防管理者は、資器材を常に緊急事態に即応できるよう点検整備しておかなければならない。また、上記以外の水防資器材及び不足を生じる資器材については、有事の際の調達を円滑にできるよう、あらかじめ流通体制を整備しておくものとする。

3 水防作業により、備蓄資器材等に不足が生じた場合は、国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所長か烏山土木事務所長に要請するものとする。

第2 輸 送

- 1 水防管理団体は水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の配備に留意し必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。
- 2 運搬車両の不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

第5章 通 信 連 絡

第1 通信の優先使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者またはこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために加入電話を利用し、必要あるときは警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信を利用することができる。水防関係先の電話番号は別表2（略）のとおりである。

第2 県内関係機関との連絡

洪水時等及び水防警報時における県内の関係機関との緊急通信には、栃木県防災行政ネットワークを使用することとする。（※ 栃木県防災行政ネットワーク電話番号簿参照）

第3 市防災行政無線（同報系）と一斉メール通信による緊急一斉連絡

南那須地区においては、洪水予報や水防警報発令により洪水等の被害が予想される場合は、緊急一斉連絡用として、市防災行政無線（同報系）通信施設を使用する。又、火災防災情報の一斉メール送信システムや防災ラジオ、とちぎテレビデータ放送等を活用して水防団・消防機関へ連絡を行うものとする。

第4 通信の確保

- 1 水防管理者は通信施設の故障により、使用（利用）することが不可能な場合は、消防車輛積載簡易無線の使用や自動車等を利用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防管理者は、停電、その他の事故により災害情報の通報または聴取に支障があった場合は、あらゆる手段を講じて関係機関と連絡をとりながら情報の収集に努め、水防対策に万全を期するものとする。

第6章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

第1 宇都宮地方気象庁が行う水防に関する予報・警報及び発表基準は次のとおりである。(注) 注意報・警報は、平成22年5月27日13時から市町村単位で発表が開始された。

ただし、従来の二次細分区域である「日光地域」「那須地域」「南西部」「県央部」「南東部」を「市町等をまとめた地域」として発表される場合もあり、その場合、那須烏山市は「南東部」に属する。

また、平成25年8月30日からこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する運用が開始された。

分類	種類	発表基準
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合と土壌雨量指数（土壌中に貯まっている雨の量をタンクモデルを用いて計算した土砂災害発生の危険性を示す指数で24時間雨量に代えて導入された。）による。 ▷ 1時間雨量が40mmを超えると予想される場合
	洪水注意報	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と流域雨量指数（洪水災害発生の危険性を示す指数でタンクモデルを用いて流出量を計算し、さらに傾斜に沿って集まる水量を指数化したもの）による。 ▷ 1時間雨量が40mmを超えると予想される場合
警報	大雨警報 （浸水害） （土砂災害）	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と土壌雨量指数による。 ▷ 1時間雨量が80mmを超えると予想される場合
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と流域雨量指数による。 ▷ 1時間雨量が80mmを超えると予想される場合
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合と土壌雨量指数による。 ▷ 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現 ▷ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。）
情報	大雨情報 台風情報	大雨に関する情報 台風に関する情報

※ タンクモデル⇒浸透や流失を考慮したタンクを3つ重ね、降った雨が「地中に浸み込む過程」、「流失過程」をモデル化したもの。解析雨量と降水短時間予報による雨量を基に、5km格子単位で計算する。

第2 伝達系統

気象注意報・警報・特別警報・情報については、栃木県防災行政ネットワークからFAX及び一斉通報により行われる。休日・夜間などの対応については、那須烏山消防署から水防事務担当職員への電話連絡体制を取っている。特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、水防管理者はこれを消防関係機関に通報するとともに、一般市民に対しても通信施設、広報車、一般加入電話及び南那須地区は市防災行政無線（同報系）により周知を図るものとする。

第7章 洪水予報

第1 国土交通大臣・知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

本市内の那珂川及び荒川は洪水予報河川として指定されており、基準地点及び基準水位は下記のとおりである。

担当	河川名	基準地点	基準水位 * () は従前の表現 (単位：m)			
			水防団待機水位(通報)	はん濫注意水位(警戒)	避難判断水位	はん濫危険水位(危険)
国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
県	荒川	さくら市連城橋	1.20	1.50	2.00	2.50

第2 発表の種類と基準

洪水予報の標題(種類)	発表の基準	水防管理者(市長)及び住民に求める行動等	
		国の管理河川の運用	県の管理河川の運用
〇〇川 はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 ▶ 住民は洪水に関する情報に注意 ▶ 水防団出動
〇〇川 はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される時、又は、はん濫危険水位に達すると見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は避難準備情報(要援護者避難情報)発令を判断 ▶ 住民は洪水に関する情報に注意 ▶ 水防団出動 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は、避難勧告等の発令を判断する。
〇〇川 はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位に達したとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水防管理者は、避難勧告等の発令を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民の避難完了
〇〇川 はん濫発生情報	はん濫が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民の避難完了 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 逃げ遅れた住民の救助等 ▶ 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

※ 県の管理河川については、急流河川が多く、短時間で急激な水位情報が発生する等、国の管理河川と同様の扱いが難しい状況にあることから、今後、検証等を行い、必要に応じて基準水位等の設定変更を検討していくとのこと。

第3 伝達経路

- 那珂川の伝達経路

常陸河川国道事務所 → 栃木県河川課 → 烏山土木事務所 → 那須烏山市

- 荒川の伝達経路

栃木県河川課 → (電話・FAX・メール) → 那須烏山市

第8章 水防警報

第1 水防警報の種類並びに発表基準

国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は下記のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防団機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることはできない旨警告するもの。	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報などにより、または、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越える恐れがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起るおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、はん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 伝達経路

- 那珂川の伝達経路

常陸河川国道事務所 → 栃木県河川課 → 烏山土木事務所 → 那須烏山市

- 荒川の伝達経路

栃木県河川課 → (電話・FAX・メール) → 那須烏山市

第9章 観測通報及び公表

第1 雨量の観測通報

水防管理者は、栃木県防災行政ネットワークによる気象及び洪水についての予報及び警報が発表された時は、防災ネットワークの河川水位・雨量情報システム、気象情報システム及び河川水位・雨量情報電話応答システム（TEL 83-2851・83-2852）により雨量、水位を確認するとともに、南那須庁舎に市で設置している雨量観測所からデータを収集する。

第2 ダム放流に伴う観察・通報

西荒川ダム、塩原ダム、寺山ダム、東荒川ダムについては、洪水調節等のために放流を行う場合は、那珂川水系ダム管理事務所から直接又は南那須地区広域消防本部を通して通報がある。深山ダム、板室ダムについては、那須広域ダム管理支所から南那須地区広域消防本部を通して通報があり、特に洪水等が予想される場合には、水防関係機関及び一般市民に対しても周知を図るものとする。

第3 河川水位・雨量情報の公表

国及び県が管理する河川の水位状況及び雨量情報等については、電話やインターネットで検索できる。

◆ とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

パソコン版URL <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>

携帯電話版URL <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

◆ 河川水位・雨量情報電話応答システム

83-1428から1430 83-2851・2852

◆ 河川情報センター「川の防災情報」

インターネット<http://www.river.or.jp/> iモード <http://i.river.go.jp/>

◆ 常陸河川国道事務所テレフォンサービス

029-240-4102（雨量・水位情報）

第10章 水防機関の出動

第1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに常陸河川国道事務所と烏山土木事務所長に報告するものとする。

- 1 はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 2 水防団（消防団）が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。
- 4 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）。
- 5 城東第一・第二排水樋管の開閉を行ったとき。

第2 出動及び水防作業

1 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理団体が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報または水防指令の通知を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防管理者は、水防本部員（水防事務担当者）の非常配備について、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 水防（消防）機関

① 待機

水防団（消防団）の本部役員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、又、一般団員はただちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたときに発令する。

② 準備

河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、または水防警報（準備）の通報を受けたときは水防機関に対し出動準備をさせる。

イ 水防団の部長以下消防団員は、所定の詰所に集合する。

ロ 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

ハ（排・取）水門の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、地元関係者と連絡調整のうえ水門等の開閉準備を行う。

③ 出動

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、または水防管理者が出動の必要を認めたときは、ただちに管下水防団をして、あらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。

イ 注意出動

水防団員の少数が出動して、堤防等の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所

の早期水防等を行う。

ロ 警戒出動

水防団員の一部が出動して水防活動に入る。

ハ 非常出動

水防団員全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に応じて決定するものとする。

④ 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2 市の非常配備

水防本部長は、非常事態水防活動の完遂を期するため、必要と認めるときは次のような配備指令を発令する。

(1) 注意配備体制

少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。

(2) 警戒配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに増員、本格的な水防活動体制に入る。

(3) 非常配備体制

非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、ただちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長の指示による。

3 水防作業上の注意事項

① 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待機する場合における待機要領等を家人に伝え、後顧の憂いなくして、一旦出動した場合は命令がなくて部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

② 作業中は、終始敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

③ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人身を動揺させたり、いたずらに水防機関員を疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

④ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、または、その前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3減少したとき最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

4 水防協力団体を指定しての協力体制の構築

大規模な排水対策や応急復旧については水防団のみでは困難であるので、水防協力団体を指定して緊急時の迅速なる資機材の確保と応援体制を構築する。

5 排水ポンプ車の手配

大規模な排水対策等が必要となった時には、常陸河川国道事務所で保有している排水ポンプ車等の借用を手配する。

- ▶ 保有ポンプ車 排水ポンプ車（毎分60t）1台
- 排水ポンプ車（毎分30t）2台

第3 水防信号

1 水防信号は、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき	一般市民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒に当る。
第2信号	各分団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき	各分団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき	各分団員の外、必要により、一般市民の出動を求める。
第4信号	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があるとき	警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

2 法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分	警鐘信号	サイレン
第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第2信号 水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 吹鳴—休止—吹鳴
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第4 公用負担

1 法第28条の規定による公用負担の権限を行使するもの、水防管理者又は水防機関の長の身分を示す証明書その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提出しなければならない。

第 号	<u>公 用 負 担 命 令 権 限 証</u>		
	那須烏山市消防団第		分団長（部長）
	氏名		
	上記の者に〇〇区域における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。		
	平成	年	月 日
	水防管理者	那須烏山市長	氏名 印

2 法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的別所有者、管理者又はこれに準じる者に交付しなければならない。

第 号	<u>公 用 負 担 命 令 票</u>			
	負担者住所			
	負担者氏名			
物件数量	負担内容（使用	収用	処分）	期間・概要
	平成	年	月 日	
	水防法第28条の規定により上物件を収用（使用又は処分）する。			
		那須烏山市長	氏 名	印
		事務取扱者	職 氏 名	印

権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損害を補償するものとする。

第5 警戒区域

法第21条の規定により、水防上警戒区域を設ける場合は、水防団員（消防団員）は警戒区域を設け、交通の制限又は禁止区域内の立ち退きを命ずることができる。警戒区域の表示は通常縄をもって行い、夜間においては一般に認識できるよう灯火を用い、危険防止のため監視員を配置する。

第6 避難のための立ち退き

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、水防信号または広報網その他の方法によって、法第29条の規定による立ち退きを、又は、その準備を指示することができる。
- 2 水防管理者は、あらかじめ避難計画をたて、立ち退き経路及び避難場所を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。市内の避難場所は、別表3（略）のとおりである。
- 3 水防管理者が立ち退きを指示した時は、那須烏山警察署長にその旨を通知しなければならない。

第7 水防解除

水防管理者は、水防警報解除のあったとき、または、河川水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなつたときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長にその旨を報告するものとする。

第 11 章 決壊時の処置

第 1 通報処置

堤防その他の施設が決壊、またはこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者は法第25条の規定により、ただちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第 2 決壊後の処置

水防管理団体においては、常陸河川国道事務所、烏山土木事務所、その他の必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、決壊後といえどもできる限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

第 12 章 協 力 応 援

第 1 警察官の援助要請

- 1 水防管理者は、水防に関する警察官の援助協力に関して、必要な事項をあらかじめ那須烏山警察署と協議しておくものとする。
- 2 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき那須烏山警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第 2 水防管理団体の協力応援

- 1 市は水防に関する水防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。
- 2 市町水防機関の相互援助協力について、法第23条第1項の規定に基づき市町の水防管理者または水防団長が他の市町の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても、当該市町において調達することの不可能な資材について、つとめて共用の便を図るものとする。
- 3 前号の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
- 4 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合には、常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長に調整を要請するものとする。

第 3 自衛隊の派遣要請

1 派遣要請の手続き

市は、水害の派遣に関し、自衛隊の援助協力を求めるときは、栃木県知事に次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭をもって県に要請し、事後所定の手続きを速やかに文書をもって措置する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由

- (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容
 - (4) その他参考事項
- 2 受け入れ体制の整備等

市は、自衛隊の水害派遣部隊が円滑に活動できるよう、資材の準備、宿舎の斡旋等、受け入れ体制の整備に努めるものとする。また、災害派遣活動に要した経費は、市が負担するものとする。

第13章 水防報告

第1 報告

水防管理者は、洪水により被害が生じた場合は、概ね次の方法により烏山土木事務所を経由して栃木県知事に報告するものとする。

1 概況報告

さしあたり、水害発生の日時、場所、人の被害、家屋田畑の被害の状況等、必要な事項を電話で報告するとともに、特に水防資材等の救援を要する場合はその旨併せて連絡すること。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、中間報告を電話で報告するとともに書面をもって報告すること。

ただし、死者、重傷者及び集団被害（概ね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先して、概ね次の事項を報告すること。

- (1) 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、氏名、要保護の別（保護の要否）その他参考事項
- (2) 集団被害について、その概況とその対策の概況

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式に準じて報告すること。水防が終結した時は、水防管理者は、土木事務所を経由して栃木県知事に報告するものとする。

第2 水防報告書

水防管理者は、水防が終結した時は、栃木県知事へ土木事務所経由により水防活動実施報告書を提出するものとする。

第14章 水防訓練の実施

第1 水防訓練

- 1 市は、水防団及び水防関係機関の協力を得て、法第35条の規定に基づき、洪水時等の水防活動を迅速、かつ円滑に実施するため、水防訓練を実施するものとする。
- 2 水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を烏山土木事務所経由のうえ、栃木県知事あて報告するものとする。

実施する場合

- ① 月日時
- ② 場所
- ③ 河川名
- ④ 主催
- ⑤ 実施予定工法

実施した場合

- ① 月日時
- ② 場所
- ③ 河川名
- ④ 実施工法
- ⑤ 参加人員
- ⑥ 使用資材・数量
- ⑦ 使用資材見積書

第2 水防に関する普及啓発

市は、市民一般に対し、水防訓練、水防行事等を開催し、水防に関する知識の向上、普及啓発に努めるものとする。

水 害 編

1 対象とする河川

避難勧告等の対象となる河川は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ◆ 不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。

表 1

河川名	基準観測所	備考
那珂川	小 口	国管理
荒 川	連城橋	県管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

- ◆ 浸水深が50cm を上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。
- ◆ 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm 程度でも危険であること。

2 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ◆ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ◆ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表 2

■那珂川

基準観測所	那珂川 小口観測所
避難準備(要配慮者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ▷ はん濫注意情報が発表されたとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合 ▷ はん濫警戒情報が発表されたとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に達した場合 ▷ はん濫危険情報が発表されたとき。

■荒川

基準観測所	荒川 連城橋観測所
避難準備(要配慮者避難)情報	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫注意水位（1.5m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ▷ はん濫注意情報が発表されたとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.5m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（2.0m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ▷ はん濫警戒情報が発表されたとき。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.5m）に達した場合 ▷ はん濫危険情報が発表されたとき。

3 避難勧告等の伝達内容等

(1) 避難勧告等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

＜避難準備情報の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須烏山市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

＜避難勧告の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須烏山市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難勧告を出しました。直ちに〇〇公民館へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

＜避難指示の伝達文（住民あて）の例＞

「こちらは、那須烏山市〇〇（組織名等）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇公民館への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

(2) 避難勧告等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

- ◆ 住民等（住民、自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者等）
- ◆ 要配慮者・福祉関係機関等（要配慮者の事前登録者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ◆ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

- ◆ 防災行政無線、防災ラジオ、広報車、消防車、ホームページ、電話、FAX等

土砂災害編

1 対象とする区域

- (1) 避難勧告等の対象となる区域は別表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
 - ◆ 土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
 - ◆ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断すること。
- (2) 避難の際には、次の事項に留意する。
- ◆ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
 - ◆ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

2 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）

- (1) 避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表3のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ◆ 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
 - ◆ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
 - ◆ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難勧告等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表3

対象地区	避難すべき区域の全部
避難準備(要配慮者避難)情報	▷ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▷ 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難勧告	▷ 土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ▷ 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
避難指示	▷ 近隣で土砂災害が発生した場合 ▷ 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合

3 避難勧告等の伝達内容等

水害編の3を参照のこと。

※ 前頁の別表1「避難勧告等の対象となる区域」については、資料編の〔災害危険箇所〕を参照のこと。

○災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）

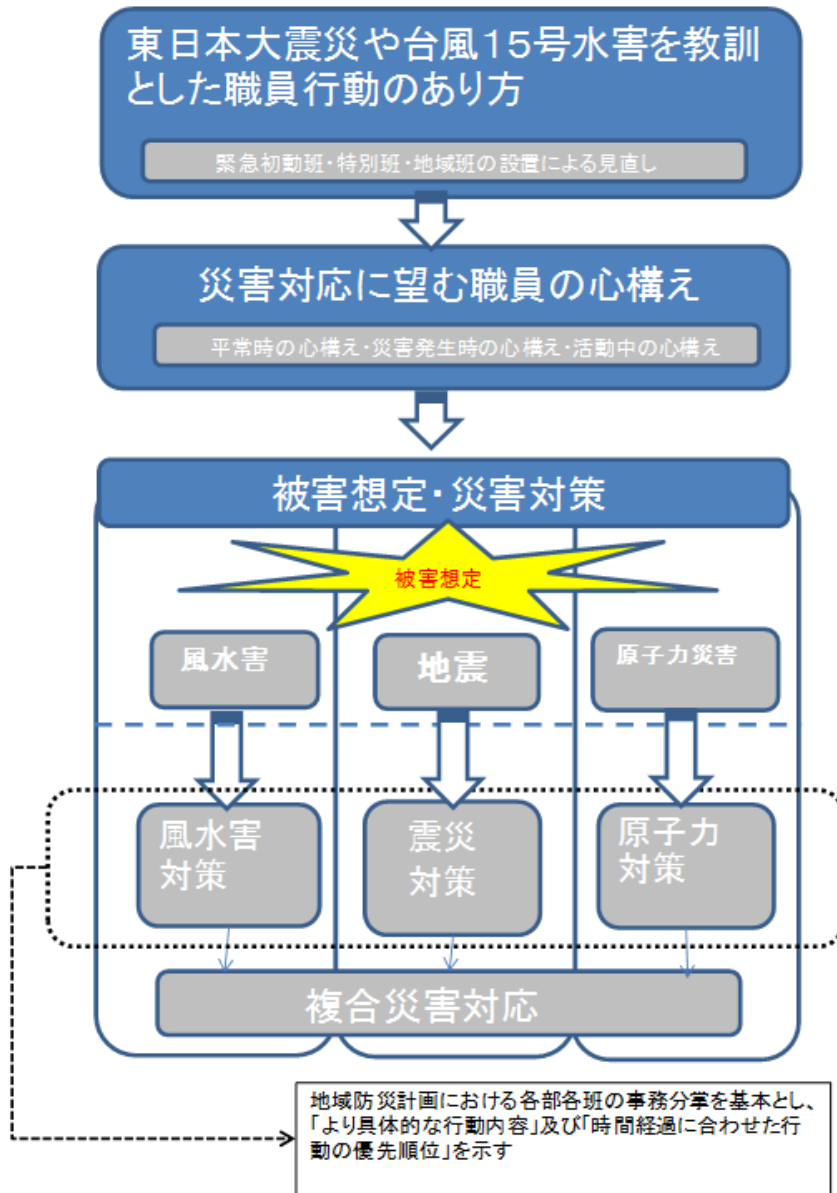
平成24年3月策定

本マニュアルの位置付け

「災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）」は、那須烏山市地域防災計画を補完するものとし、①「東日本大震災や台風15号水害を教訓とした職員行動のあり方」②「災害対応に望む職員の心構え」③「被害想定・災害対策（風水害対応・震災対応・原子力災害対応）」で構成される。

したがって、職員は、本マニュアルを熟読のうえ、職員個人の役割はもとより、全体の活動内容等を理解した上で、各班のマニュアルを把握し、それぞれの任務に当たること。

災害時等における職員初動マニュアル（職員行動編）の構成イメージ



1 東日本大震災や台風15号水害を教訓とした職員行動のあり方

(1) 本マニュアル策定の目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成23年9月21日に発生した台風15号による水害に際しては、市内でも甚大な被害をうけ、今なお復旧に向け懸命な取り組みがなされているところである。当地域は、これまで災害が頻繁に起こらなかった背景もあり、前回の大規模水害からは10年以上経過し、更に震災にあっては、誰もが経験の無い未曾有の大災害となったものである。

市は、災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定済みではあったが、職員間にあっても、知識不足・認識不足・経験不足という面から、初動体制において迅速かつ的確な対応がなされたとは言い難く、反省点は数多い。

地域防災計画が不十分であったという側面よりは、計画内容が膨大であるという事等により、職員間で十分に内容把握ができておらず、また実効性のある訓練等も行われていなかったため、組織的にも、職員個人としても右往左往していたというのが実態である。

本マニュアルにおいては、その地域防災計画を出来る限り分かりやすく噛み砕いて、「より具体的な行動内容」と「時間経過に合わせた行動の優先順位」を示し、職員が迅速かつ的確な行動が取れることを目的として策定するものである。

(2) 災害時に職員に想定される複数の役割

大規模な災害発生時には、市役所全体が災害対策本部となるため、市としては多くのことを同時進行していく必要が生じる。そのため職員には複数の役割が求められる。「参集状況」、「自分の所属する班の状況」、「通常業務の継続」、「過去の経験」などを基に迅速かつ臨機応変な対応が必要であり、非常体制時には、全職員が分担し合いながら何かしらの役割を担うということになる。

また、従来の災害対策本部の組織構成のみでは、縦割り要素が強く、被災者目線からの応急対策に遅延を生じた経験から、災害対策本部をより円滑に機能させ、応急対策を加速させるための“プラスα”として、**緊急初動班**・**特別班**・**地域班**を組織することにする。

(次ページ以降の資料参照)

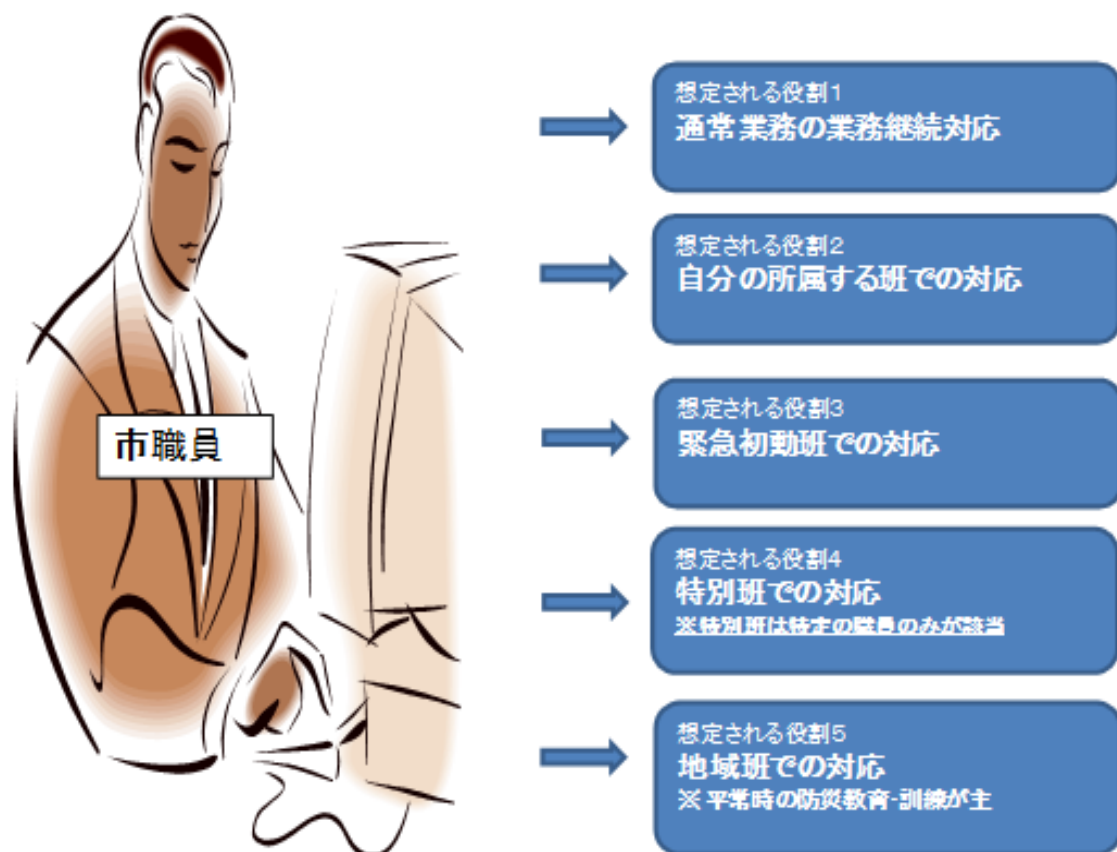
資料1 災害時に職員に想定される複数の役割

資料2 災害対策本部組織図

資料3 緊急初動班・特別班・地域班の内容

資料 1 災害時に職員に想定される複数の役割

大規模な災害発生時には、市役所全体が災害対策本部となるため、職員には複数の役割が求められる。「参集状況」、「自分の所属する班の状況」、「通常業務の継続」、「過去の経験」などを基に迅速かつ臨機応変な対応が必要であり、非常体制時には、全職員が分担し合いながら何かしらの役割を担うということになる。



例示

※上記は、一人の職員が時間帯や期間によって複数の役割を使い分けながら、災害対応に従事するイメージである。

職員Aの場合

○月×日(金)の深夜に河川が氾濫し、非常体制になり登庁した。市内の道路が浸水し職員の登庁が遅れていたため、総務班の指示により、緊急初動班として、当面避難所開設に従事することになった。

翌朝になって、職員の参集が八割を超えたため、緊急初動班は解散となり、自分の班の災害事務に従事した。また、月曜日からは通常の窓口業務を継続する必要があるため、班内で通常業務対応と災害対応に従事する者とを分担し、対応することになった。

日曜日には地域班で市道の汚泥撤去作業に出動した。後日、地域班で浸水想定区域を再確認し、避難所までの避難経路について話し合った。

職員Bの場合

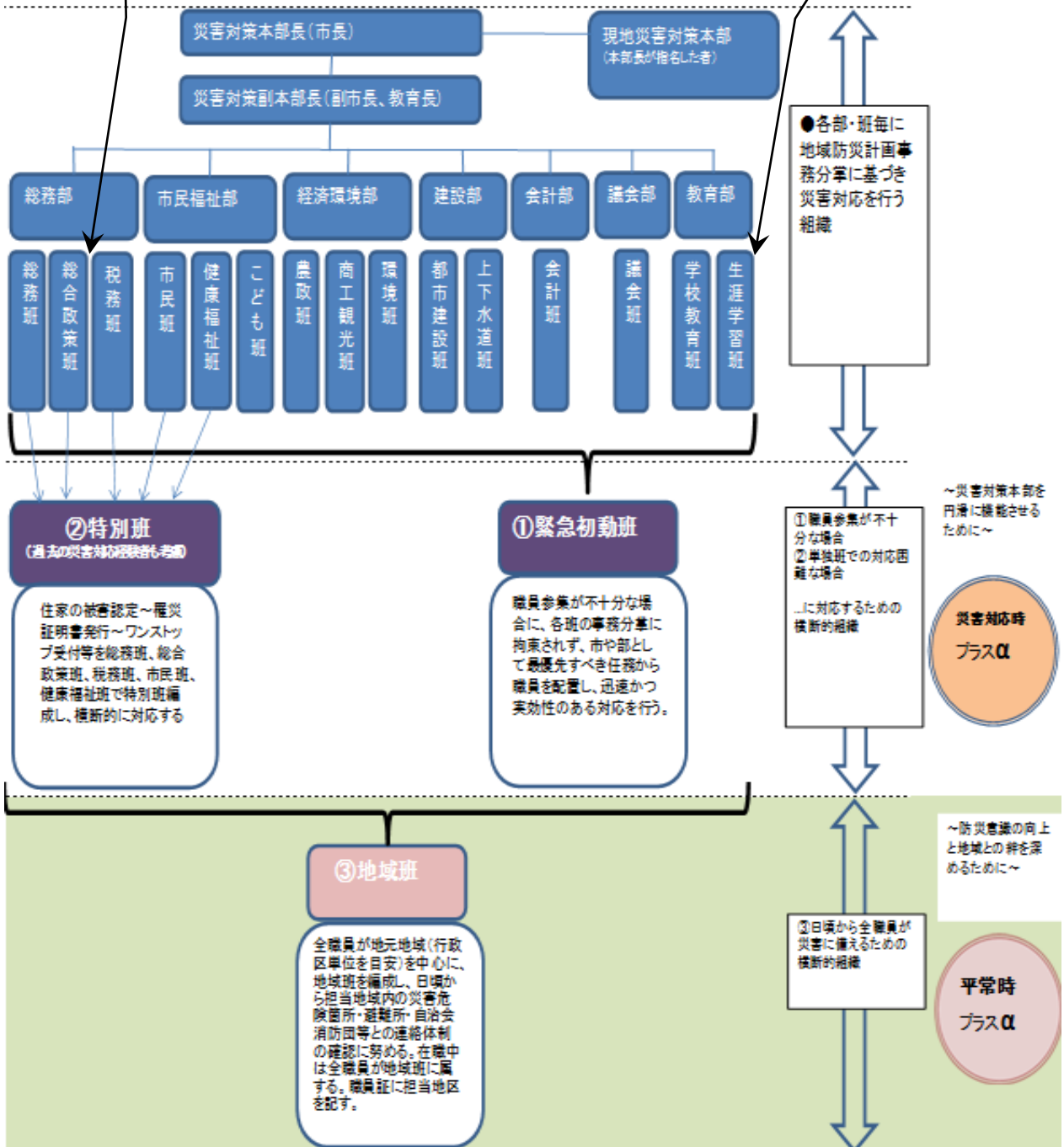
○月×日(土)の深夜に震度6弱の地震が発生し、非常体制になり登庁した。当面は地域班として、地元の独居高齢者等の安否確認と自分の班の主務である救援物資の受け入れの管理を平行して行っていたが、過去の震災時に罹災証明の発行事務などを担当していたことから、総務班の指示により特別班としての従事を依頼される。その後、関係する班から選抜された職員と特別班を組織し、住家の被害認定から罹災証明発行、またそれに呼応する各課の支援制度をワンストップ受付するための準備を開始した。

一定期間災害従事に専念せざるをえないため、通常の業務は係内で調整し、他の者に引継ぎを行った。

※ 現在は、「総務部」の下に「まちづくり班」が位置付けられる。

※ 現在は、「教育部」の下に「文化振興班」が位置付けられる。

資料 2 災害対策本部組織図



資料 3 緊急初動班・特別班・地域班の内容

職員が参集できない場合の考え方(①緊急初動班設置)

浸水害による孤立、地震の強い揺れ等による被害が甚大で職員が参集できない場合など、災害対応職員が不足する場合には、それぞれの事務分掌に拘束されない柔軟で実効性のある応急対応が必要である。

職員が不足する場合には、本マニュアルに定める優先して行う任務から取り組むこととする。基本的には、次の基準により対応するものとするが、災害発生時に、その場で最優先と思われる事項を優先し、臨機応変な対応を行うこととする。

その場合、状況に応じて**緊急初動班**を組織する。

緊急初動班は総務班が総括し、状況に応じて解散する時期を判断する。

- 概ね7割以上の職員が参集(災害対応活動ほぼ支障なし)
→ 通常の事務分掌で対応
- 概ね5割程度の職員が参集(災害対応活動の一部が実行不可能)
→ 部内の優先順位の高いものから対応
- 概ね3割以下の職員が参集(災害対応活動の大部分が実行不可能)
→ 市として優先順位の高いものから対応

単独班では対応できない場合の考え方(②特別班設置)

住家の被害認定調査や罹災証明書発行業務、またそれに呼応する支援策のワンストップ受付などを進めていく過程において、単独の班のみが対応しているだけでは、情報の共有化などの面から円滑に対応できないことが想定されるため、各班を横断して対応するような特定の業務については、関係する班から職員を集約し、

特別班を組織する。

なお、特別班については、ある一定の期間は災害対応に専属的に従事する必要があり、過去の災害対応経験者等も考慮し班編成する。

特別班は総務班が総括し、災害の規模や状況に応じて包括する事務分掌を加除する。

予め特別班の掌握する事務分掌

- 総務班の「災害救助法の適用に関すること」
- 総合政策班「災害時の広報に関すること」「報道機関との連絡に関すること」
- 税務班の「固定資産の被害調査及び報告に関すること」
- 市民班の「被災者名簿等の作成に関すること」「罹災証明書その他の証明書の発行に関すること」
- 健康福祉班の「医療救護班の編成及び出動に関すること」

日頃から全職員が災害に備えるための考え方(③地域班設置)

大災害発生時は全職員で機動力に富む対応が必須であることから、日頃から「災害に対する備え」「職員間の連携」を意識付けしておく事が重要である。よって、各職員が自分の地元地域を中心に班を編成することにし、平常時から土砂災害警戒区域等の把握、避難所の把握、各自治会や地元消防団との連絡体制の確認を行う。

職員は、在職中の間はこの班に所属し続けることとし、職員証にその旨を各々記すこととする。各担当地区において、最上位の職名の職員を班長とし、次位の者を副班長とする。

この班を**地域班**とし日頃からの防災訓練等に努めるが、将来的には災害時に避難所開設支援及び業務継続以外の時間(土日祝日)における地域での土砂撤去作業等、または自主防災組織への参画など、地域と絆を深めながら活動する組織を目指す。

《主な役割》

- 在職中は、全職員が地域班に属する。
- 全職員が職員証に担当地区を記す。
- 日頃から担当地区内の災害危険箇所の把握に努める。
- 日頃から担当地区内の避難所の位置、物品や鍵の有無について把握に努める。
- 日頃から担当地区内の自治会長や消防団との連絡体制について把握に努める。
- 災害想定時には、担当地区内の災害前兆に注意を向ける。
- 災害による参集時は、担当地区内の危険箇所・災害前兆等を目視確認し登庁する。

○職員証に担当地域班を記す



2 災害対応に望む職員の心構え

(1) 平常時の心構え

本マニュアル等を熟読・点検すること。

総合防災訓練のほかに、各部・各班（各課）等の組織単位での本マニュアル等に基づく仮想訓練を実施すること。

本マニュアル等における問題点の洗い出し及び本マニュアル等への反映を行うこと。

①総合防災訓練・仮想訓練の実施の積み重ね、②同訓練の結果を本マニュアル等への反映、といった手順によるPDC Aサイクルの実現

毎年、職員の人事異動に伴いメンバーが変更となるため、毎年5月中旬までに各組織単位での仮想訓練を実施しておくこと。

※ 日頃から全職員が災害に備えるため：地域班の設置

大災害発生時は全職員で機動力に富む対応が必須であることから、日頃から「災害に対する備え」「職員間の連携」を意識付けしておく事が重要である。よって、各職員が自分の地元地域を中心に班を編成することにし、平常時から土砂災害警戒区域等の把握、避難所の把握、各自治会や地元消防団との連絡体制の確認を行う。

職員は、在職中の間はこの班に所属し続けることとし、職員証にその旨を各々記すことにする。各担当地区において、最上位の職名の職員を班長とし、次位の者を副班長とする。

この班を地域班とし日頃からの防災訓練等に努めるが、将来的には災害時に避難所開設支援及び業務継続以外の時間（土日祝日）における地域での土砂撤去作業等、または自主防災組織への参画など、地域と絆を深めながら活動する組織を目指す。

(2) 災害発生時の心構え

① 勤務時間中に災害が発生した場合

職員自身の安全を確保すると共に、来庁者を安全な場所へ避難させる。

(地震発生時)

○ 冷静に次の措置を行う。なお揺れの大きさなど、状況によっては直ちに安全な場所に避難する。

- ▷ 入所者、来庁者などの適切な避難誘導を行う。
- ▷ 職場によっては、ドア、窓などを開放し、脱出口を確保する。
- ▷ 負傷した入所者、来庁者、職員等を救出し、応急手当を行う。
- ▷ 火災発生の場合は、初期消火に努めるとともに、直ちに消防本部へ連絡する。
- ▷ ガス設備がある場合は、ガスの元栓を確認し、止栓する。
- ▷ エレベーター設備を備えている施設においては、乗客がいるか確認する。

○ 庁外に出張等している職員は、安全確保を行うとともに、市内の被害状況を確認しながら直ちに帰庁する。また、車両での移動の際は、ガス臭がするときは、エンジンを始動させることで、ガスに引火するおそれがあるので、車両を使用しないこと。

② 休日や勤務時間外に災害が発生した場合

- テレビ、ラジオ、メール配信サービスなどで災害の状況を確認する。
- 本マニュアルに示す参集基準に達した場合又は非常参集の連絡を受けた場合には、家族等の安全に配慮しつつ、できるだけ速やかに、それぞれの災害時担当場所に参集すること。（目標時間：20分以内）
- 自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を、災害時に担当することとなる部署に連絡し、併せて、連絡先についても伝達すること。
- 交通途絶などにより定められた場所に参集することができない場合は、最寄の市役所庁舎又は避難所に参集し、そこでの活動に当たる。
- 災害時担当場所への参集に際して、周辺の被害状況の把握に努め、被害状況を把握した場合には、①被害状況を把握した時刻、②被害場所、③被害状況（可能であれば、デジタルカメラや携帯カメラにその様子を収めることが望ましい。）を、道路等土木施設は都市建設班（都市建設課）に、公共施設はその施設を所管している担当課に、速やかに報告すること。
- 参集する途中で救助を求めている人がいる場合は、人命救助が第一なので、直ちに救助を行い、被災者の安全を確保した上で参集すること。
- 烏山庁舎が全壊し、本部を開設することができない場合は、保健福祉センターに本部を開設することとなるので、本部要員はそちらに参集する。また、避難所等で参集した施設が被災してそのまま使用できない場合は、直ちに被災状況を総務班（総務課）に連絡し、その後の指示を受ける。

（地震発生時）

- 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度5強以上の場合は、可能な者は徒歩又は自転車・バイクなどを使って参集すること。

施設確認担当職員について

施設確認担当職員は、震度4以上の地震が発生した場合は、担当施設について外観から被害状況を確認し、被害の有無について施設所管課に連絡するものとする。また、自らが参集しなければならない場合は、災害時担当場所に向かう前に、担当施設を同様に確認し、被害の有無について施設所管課に連絡するものとする。

- ▷ 施設確認担当職員とは？ ⇒ 当該施設の近くに居住する職員等の中から、当該施設ごとに予め各施設所管課が指定した職員

※ 職員が参集できない場合：緊急初動班の設置

浸水害による孤立、地震の強い揺れ等による被害が甚大で職員が参集できない場合など、災害対応職員が不足する場合は、それぞれの事務分掌に拘束されない柔軟で実効性のある組織体制（緊急初動班の設置）による応急対応が必要となる。

職員が不足する場合は、本マニュアルに定める優先して行う任務から取り組むこととする。基本的に次の基準により対応するものとするが、災害発生時に、その場で最優先と思われる事項を優先し、臨機応変な対応を行うこととする。

- 概ね7割以上の職員が参集(災害対応活動ほぼ支障なし)
 - ◆ 各班ごとに事務分掌にしたがって災害対応活動を行う。なお、必要に応じて、要員が不足している班に対して応援要員を出す。

- 概ね5割程度の職員が参集(災害対応活動の一部が実行不可能)
 - ◆ 参集した職員で協力し、各班が行う任務よりも、部が最優先及び優先的に行う任務とされている災害対応活動を中心に行う。

- 概ね3割以下の職員しか参集できない(災害対応活動の大部分が実行不可能)
 - ◆ 参集した職員で協力し、各部・班の任務よりも市として最優先に行う任務とされている災害対応活動を行う。

(3) 災害対応活動中の心構え

- ① 職員間における情報共有を徹底すること。
 - 総務班(総務課)は、災害対策(警戒)本部の決定事項、災害関連情報等を、庁内放送、電子メール等の連絡手段を通じ、庁舎内職員及び災害対策(警戒)職員に対し、周知徹底を図ること。各職員は、上司から指示された事項を、速やかに処理し、処理後は、必ず上司に報告すること。
 - 各職員は、上記以外の災害対応活動も、「報告・連絡・相談」の徹底を図ること。
- ② 被災者の立場に立った災害対応活動を行うこと。
 - 初動段階で、上司の判断を仰ぐ時間的余裕がなく、災害対応を行わなければならない事態が頻繁に発生する。こうした場合には、被災者の立場に立った対応に徹するとともに、判断を躊躇して、実行しなかったことが原因で、市民の生命や財産を危険にさらしてしまうことがないように、自分が最善の方法であると判断したときは、勇気を持って、直ちに実行すること。
 - この場合においては、上司への事後報告の徹底を図ること。
 - 災害対応活動には、地域の方々の協力が不可欠な事項が数多くある。この場合において、最終的な責任は市側にあることを十分認識した上で、的確な協力依頼を行うこと。
 - 被災者は、情報が不足しがちな中、心理的に極限状態にある。こうした状況において、更なる不安や誤解を与えることのないよう、憶測に基づく言動や横柄な態度は慎み、「誠心誠意」対応すること。また、総務班(総務課)は、迅速に、情報を収集し、市民からの問合せに極力対応することができるよう、万難を排し、その提供を図ること。
- ③ 報道機関等への情報提供について
 - 災害時の市民への情報提供は、的確かつ最新の情報を様々な手段で行うことが必要である。ホームページ、ツイッター、メール配信、電話、FAX、広報誌、FM放送、報道機関への情報提供、広報車など、その特性などを理解しながら、複数の手段により速やかな情報提供ができるよう心掛ける。
 - マスコミなど報道機関による報道は、市民にとって即時性があり、重要な情報入手手段となっていることから、統一された最新の情報を提供することが重要である。報道される情報は、市から提供されたもののほか、様々な取材活動等にも基づいたもので、市民にとっては非常に影響や反響が大きい。その影響力を考えると、不確実な情報提供は厳に慎まなければならない。ま

た、災害時の取材は、報道機関の業務内容などによって、多岐にわたり、繰り返されることが多いため、場合によっては 災害対応活動に支障を来すことも想定される。これらのことを踏まえ、また、報道機関の重要性・公共性を十分に認識、尊重した上で、報道機関に対しての情報提供は、必ず上司及び総務班（総務課）の判断を仰いだ上で対応すること。これらの情報提供は、紙面、口頭、電話など対応手段がどのようなものでも同様とする。なお、報道機関からの問合せ等は、特別班を窓口として対応することとします。

3 被害想定・災害対策（風水害対応・震災対応・原子力災害対応）

風水害対応に際しての非常配備区分及び非常配備の基準等は、次のとおりとする。

配備区分	配 備 要 員
注意体制	○総務課長、都市建設課長、農政課長、上下水道課長 ○総務課、都市建設課、農政課、上下水道課担当総括以上 ※他職員は連絡待機
警戒体制	○全参事課長 ○総務課、都市建設課、農政課、上下水道課担当総括以上 ※他職員は自宅待機
第1次非常体制	○全職員
第2次非常体制	○全職員

● 河川に係る非常配備基準

(単位：m)

配備区分	注意体制	警戒体制	第1次非常体制	第2次非常体制	
河川名 (所在地)	水防団待機水位に達し更に上昇すると見込まれる時	氾濫注意水位に達すると見込まれる時	避難判断水位に到達し氾濫危険水位に達すると見込まれる時	氾濫危険水位に達したか氾濫が発生した時	
非常 配備 基準	那珂川水位 (那珂川町小口)	4.00	5.00	5.00	5.50
	那珂川水位 (興野大橋)	3.50	4.00		
	荒川水位 (さくら市連城橋)	1.20	1.50	2.00	2.50
	荒川水位 (岩子橋)	2.50	3.00		

● 土砂災害に係る非常配備基準

配備区分	注意体制	警戒体制	第1次非常体制	第2次非常体制
土砂災害	大雨洪水警報が発令され、小規模な災害が発生又は恐れがあるとき。	土砂災害警戒情報が発令されると見込まれるとき。	土砂災害警戒情報が発令されたとき。	土砂災害が発生したとき。

風水害対応 避難勧告・指示発令基準及び警戒区域設定基準

風水害対応に際しての避難勧告発令等の基準は、次のとおりとする。

避難勧告・避難指示の発令基準

避難のための立ち退きの勧告又は指示の基準は、原則として次のような事態になった時に発令するものとする。

- ・ 洪水のおそれがある時。避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される時、または、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、土砂災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告・指示を発令する。
(地域防災計画における避難勧告発令基準 レベル4)
- ・ 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ・ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- ・ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があるとみとめられるとき。

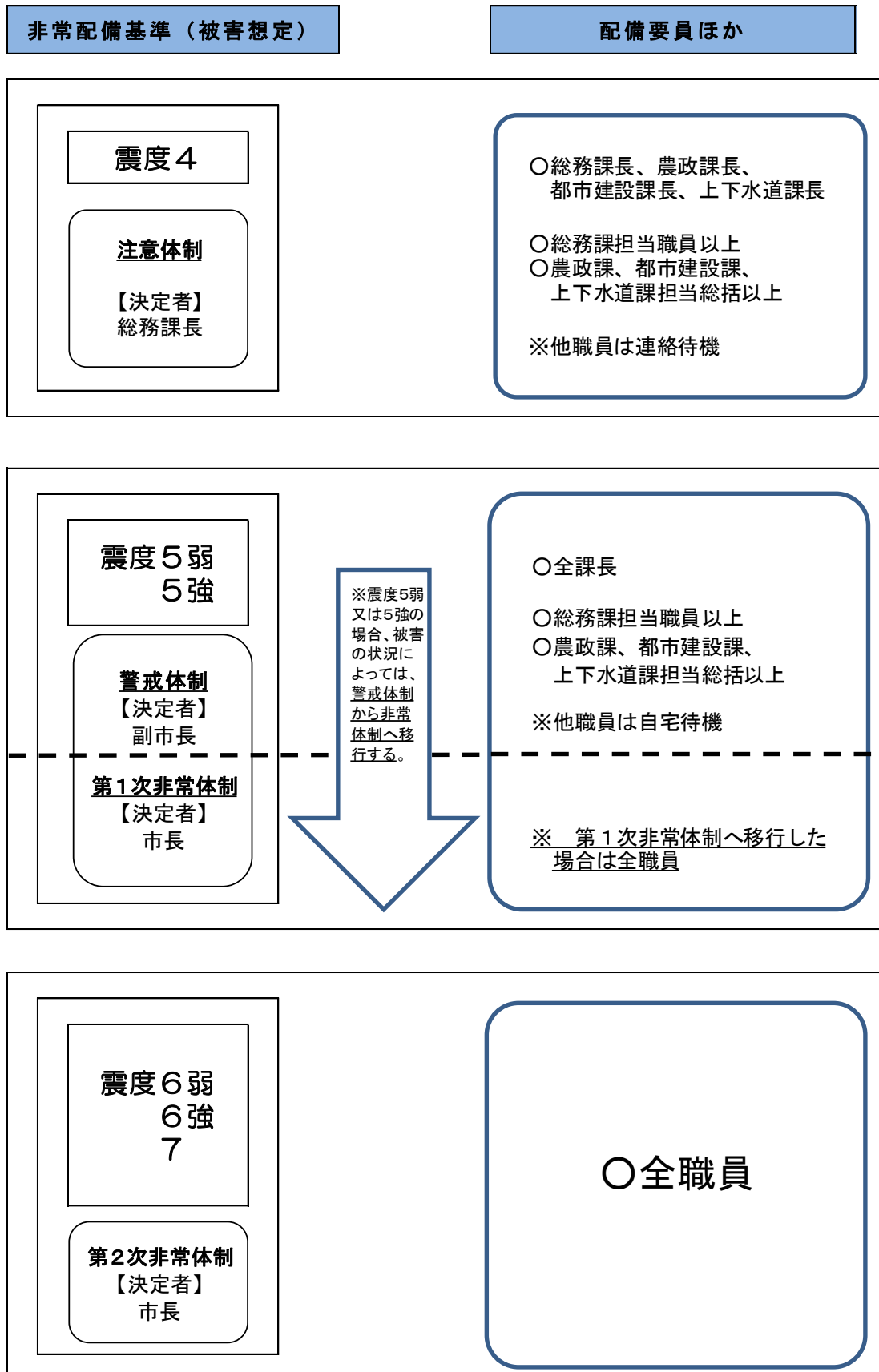
警戒区域の設定基準

危険防止や関係者以外の立ち入り禁止等をするための警戒区域の設定については、原則として次のような事態になった時に設定するものとする
(災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する)。

- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。
- ・ 水防上緊急の必要があると認められるとき。
- ・ 火災現場等

震災対応 被害想定及び非常配備基準

震災対応に際しての非常配備基準（被害想定）及び配備要員の基準等は、次のとおりとする。



※震度5弱又は5強の場合、被害の状況によっては、警戒体制から非常体制へ移行する。



震災対応 避難勧告・指示発令基準及び警戒区域設定基準

震災対応に際しての避難勧告発令等の基準は、次のとおりとする。

避難勧告・避難指示の発令基準

避難のための立ち退きの勧告又は指示の基準は、原則として次のような事態になった時に発令するものとする。

- ・ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、土砂災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告・指示を発令する。
(地域防災計画における避難勧告発令基準 レベル4)
- ・ 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ・ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- ・ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があるとみとめられるとき。

警戒区域の設定基準

危険防止や関係者以外の立ち入り禁止等をするための警戒区域の設定については、原則として次のような事態になった時に設定するものとする（災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する）。

- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。
- ・ 水防上緊急の必要があると認められるとき。
- ・ 火災現場等

第1 趣旨

福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、東海第二発電所等で同様の原子力災害が万が一に発生した場合に備え、国が原子力発電所の事故における検証後の防災基本計画若しくは防災指針を示すまで又は栃木県地域防災計画原子力対策編が策定され、それを受けて那須烏山市地域防災計画原子力対策編を策定するまでの間における初動対応を混乱なく実施するため、当該暫定行動計画を作成する。

なお、被害の想定については、福島第一原子力発電所の事故で設定された計画的避難区域^{※1}の内、福島第一原子力発電所から一番遠い地点の距離が約4.6kmであったことから、それを当市に当てはめ、市の東部が計画的避難区域に設定されるという被害を想定する。

第2 暫定行動計画**1 暫定の行動指針**

市は、次の点に特に留意し、行動するものとする。

① 情報収集

市は、通報・連絡等により原子力災害に繋がる恐れのある情報を把握した場合には、あらゆる手段を利用し情報を収集するものとする。

② 災害対策本部の設置

事故の状況から、原子力災害に発展することが考えられる場合は、市長の判断で災害対策本部を設置するものとする。

③ 情報伝達・広報

市は、県へ報告すべき情報があれば速やかに報告するものとし、また、必要があれば協力を依頼するものとする。

市は、必要に応じて事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、住民等に対し広報するものとする。

④ 緊急モニタリングの実施

市は、原子力災害の影響範囲を特定するため、市内で緊急のモニタリングを実施するものとする。

⑤ 機能移転先等の選定

市の庁舎が計画的避難区域等に該当する場合には、あらかじめ定めた機能移転先に移転する。

但し、市の庁舎が計画的避難区域等に該当しない場合には、現在の立地場所において、所期の役割を果たすものとする。

2-1 暫定の行動計画（特定事象^{※2}発生～計画的避難区域等の設定まで）**(1) 情報収集**

市は、通報・連絡等により原子力災害に繋がる恐れのある情報を把握した場合には、テレビ・ラジオ等により現在の状況の把握に努めるとともに、SPEED I^{※3}や気象庁のホームページから放射性物質による影響についても情報を収集する。

(2) 災害対策本部の設置

事故の状況から、原子力災害に発展することが考えられる場合は、災害対策本部を設置する。

(3) 協力要請

市は、事故の状況から、必要に応じて県・消防署・警察署・自衛隊等に協力を求める。

(4) 緊急モニタリングの実施

市は、原子力災害に発展した場合、その影響範囲を特定するため、市内の指定避難場所においてモニタリングを実施する。

(5) 情報伝達

① 広報

市は、事故の状況について、ホームページ・データ放送等で住民へ広報する。ただし、重大な事故等が発生し、情報収集の結果、放射性物質の飛来が予想される場合には、ホームページ・データ放送の他、メールサービス・防災行政無線・広報車等のあらゆる情報発信の手段を活用し、屋内退避の指示を住民等へ広報する。

なお、広報する内容は、正確かつ理解しやすい内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

② 連絡

市は、事故の状況から必要と判断される場合には、学校、幼稚園、保育園、自治会、消防団、民生委員・児童委員、要配慮者に係る病院及び福祉施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡する。

(6) 食料・水、生活必需品等備蓄品の確認と確保

市は、緊急モニタリングの結果、計画的避難区域に設定される可能性のある数値が観測された場合には、避難所の開設を想定し備蓄品の確認及び必要に応じて、食料・水、生活必需品の追加の確保を行う。

(7) 安定ヨウ素剤^{*4}の配布

予防服用のために国や県から安定ヨウ素剤が配布された場合には、対象となる市民に対し速やかに配布する。

(8) 飲料水検査の実施

市は、水道水摂取への対応として、市内の各浄水場において水道水の放射性物質モニタリング検査を実施する。その結果「乳児による水道水の摂取に係る対応について」に基づき、指標等を超えた場合、市は、水道水の摂取制限及び広報を行うとともに、指標等に近い値が測定されている場合は、毎日測定し、その結果を公表する。

2-2 暫定の行動計画（計画的避難区域設定後）

(1) 情報収集

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、国や県から区域の設定に係る情報の提供を依頼するとともに、テレビ・ラジオ等による情報の収集についても継続して実施する。

(2) 災害対策本部の設置

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、災害対策本部を設置する。

(3) 協力要請

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、必要に応じて県・消防署・警察署・自衛隊等に協力を求める。

(4) 避難所の設置

市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、地域防災計画で指定されている避難所のうち、計画的避難区域に該当しない施設を避難所として設置する。

ただし、福島第一原子力発電所を越える事故が発生し、市内全域が計画的避難区域に設定された場合には、災害時における相互応援に関する協定を締結している、埼玉県和光市及び東京都豊島区に対して避難受け入れの要請を行う。

(5) 避難の指示等の伝達等

① 市における避難の指示等の内容の伝達等

ア 市は、計画的避難区域の設定を受けた場合には、防災行政無線・広報車・ホームページ・データ放送等のあらゆる手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

なお、広報する内容は、正確かつ簡潔な内容に努めるものとし、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

また、市は、学校、幼稚園、保育園、自治会、消防団、民生委員・児童委員、要配慮者に係る病院及び福祉施設へ電話・FAX等を利用して避難区域及び避難指示等の内容を連絡する。

イ 市は、避難の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難区域の住民等に対し、避難の措置を講じる。

ウ 市は、避難所に職員を派遣し、それぞれの避難所・避難住民との連絡調整に当たらせる。なお、避難所開設の際には、入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。

エ 市は、庁舎が避難対象区域に入り、あらかじめ定められた庁舎の機能移転先に移転する場合には、その旨を避難対象区域外の住民に周知する。

(6) 避難の指示等に係る住民等への指示・留意事項

① 避難対象区域の住民等への指示事項

市は、避難を実施する場合には、避難区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ア 電気・ガス及び水道の元栓を閉める。

イ 戸締りをする。

ウ 落ち着いて行動する。

エ 自家用車がある場合には自家用車を利用し、ない場合には近所の方の自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し、用意されるバス等を利用する。

オ 自主避難する場合は、自治会長等に避難先を伝えるか、避難先を把握できる状態にしたうえで避難する。

② 避難所における住民の留意事項

市は、避難所における住民に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、住民の協力が得られるよう努める。

ア 避難所においては、相互に助け合うとともに、市の避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。

イ 避難状況の把握への協力をお願いする。なお、避難所を離れる場合には、避難所責任者へその旨報告をお願いする。

ウ 健康調査等を行う場合には、協力をお願いする。

③ 避難の指示等の広報・伝達する者が特に留意すべき点

ア 市は、避難の指示等の広報・伝達に当たり、社会的混乱を招かないよう住民等が落ち着いて行動することを周知するとともに、次の点に留意して広報・伝達する。

- 事実を伝えること。
- 最新の情報であること。
- 正確に伝えること。
- 簡潔に伝えること。
- 明瞭に伝えること。
- 礼儀正しく伝えること。
- 必要な情報は省略せず伝えること。
- あいまいな情報は慎むこと。
- 繰り返し伝えること。

イ 広報する事項は概ね次のとおりとする。

- 事故の状況と今後の予測
- 原子力発電所における対策状況
- 行政機関の対策状況
- 対象住民等がとるべき行動
- 避難対象区域
- その他必要と認める事項

(7) モニタリングの実施

市は、計画的避難区域に設定された場合、市内の指定避難場所のうち計画的避難区域に該当しない施設においてモニタリングを実施する。

その結果、計画的避難区域に該当しない地域においても、計画的避難区域設定の基準となる数値を超えている地区・家屋等を発見した場合には、避難を促す。

(8) 市の行政機能の移転について

市の庁舎が計画的避難対象区域に該当する場合の行政機能の移転について、烏山庁舎・水道庁舎等、烏山地区の庁舎が計画的避難区域に該当する場合は、南那須庁舎及び保健福祉センター等に行政機能を移転する。

ただし、福島第一原子力発電所を越える事故が発生し、市内全域が計画的避難区域に指定された場合には、災害時における相互応援に関する協定を締結している、埼玉県和光市及び東京都豊島区に対して行政機能移転受け入れの要請を行い移転する。

なお、機能移転に当たっては、まず住民避難を優先したうえで実施する。

(9) 食料・水、生活必需品等の確保

市は、計画的避難区域の設定が長期化した場合を想定し、避難所で必要となる食料・水、生活必需品を確保する。

(10) 飲料水検査の実施

市は、水道水摂取対応として、市内の各浄水場において水道水の放射性物質モニタリング検査を実施する。その結果「乳児による水道水の摂取に係る対応について」に基づき、指標等を超えた場合、市は、水道水の摂取制限及び広報を行うとともに、指標等に近い値が測定されている場合は、毎日測定し、その結果を公表する。

※1 計画的避難区域

原子力災害対策特別措置法に基づく措置で、住民が約1か月かけて別の地域へ計画的に避難を行うよう指定される地域のこと。

福島第一原子力発電所の事故時は、年間20ミリシーベルトに達する可能性がある地域が指定された。

なお、年間20ミリシーベルトを毎時に換算すると、毎時2.28マイクロシーベルトとなる。

また、放射線量の積算値10ミリシーベルトというのが、屋内退避の目安となっている。

※2 特定事象

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のこと。

例) 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 等

※3 SPEED I

原子炉施設から大量の放射性物質が放出された場合や、あるいはそのおそれがある場合に、放出源情報（施設から大気中に放出される放射性物質の、核種ごとの放出量の時間的変化）、施設の周囲の気象予測と地形データに基づいて大気中の拡散シミュレーションを行い、大気中の放射性物質の濃度や線量率の分布を予測するためのシステム

※4 安定ヨウ素剤

原子力災害などで大気中に放出された放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積されにくくするために、予防的に服用する薬剤